

2015 年度  
知的財産活動実態調査

The Survey on Intellectual Property-Related  
Activities in Korea 2015

特許庁・貿易委員会

## 利用者のために

01. この報告書は韓国における企業及び大学・公共研究機関の知的財産活動の現状を把握するため、基準年度に産業財産権の出願及び登録の実績のある企業及び大学・公共研究機関を対象に 2015 年に実施した知的財産活動調査の結果を収録したものである。
02. この報告書に収録されている統計数値は標本調査の結果を基に母数推定 (parameter estimates) したものである。
03. 統計表の統計数値は全て四捨五入上の差異によって各項目の合計と総計が一致しない可能性があり、複数回答項目は構成比の合計が 100 を超過する。
04. 産業分類は 2007 年 12 月 28 日改正告示された第 9 次標準産業分類を適用している。それに従って 2007 年度知的財産活動調査結果と比べる時は業種分類の差異を認知した上で使用しなければならない。
05. この報告書で使用されている図と表の年度は別途表示が無い限り全て 2015 年度の調査結果を意味する。
06. この報告書の内容に関する問合せは韓国知識財産研究院の経済研究チーム (02-2189-2628/2629) が対応している。また、報告書の内容は韓国特許庁のホームページ (<http://www.kipo.go.kr>) または貿易委員会のホームページ (<http://www.ktc.go.kr>) でも確認することができる。

## <目次>

要約文.....	15
<b>第1章 調査の概要.....</b>	<b>33</b>
第1節 調査の目的及び沿革.....	33
1. 調査の目的.....	33
2. 調査沿革.....	33
第2節 調査質問事項及び標本設計.....	36
1. 調査質問事項の設計.....	36
2. 標本設計.....	39
第3節 調査方法及び結果.....	46
1. 調査方法.....	46
2. 調査結果.....	49
<b>第2章 企業の知的財産活動.....</b>	<b>53</b>
第1節 知的財産活動のインフラ.....	53
1. 知的財産担当組織及び人材.....	53
2. 知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費・教育費.....	58
3. 知的財産サービスの活用状況.....	61

第2節 特許基盤の知的財産活動 .....	64
1. 職務発明補償 .....	64
2. 先行特許(技術)調査など特許情報の活用 .....	68
3. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力 .....	71
第3節 知的財産の創出及び活用 .....	76
1. 知的財産基礎統計情報及び情報システム .....	76
2. 外部からの知的財産導入実績及び今後の計画 .....	78
3. 保有知的財産の実査状況 .....	82
4. 知的財産権の売却/移転及び活用状況 .....	85
5. 効果的な知的財産の創出及び活用のために必要な政策支援 .....	88
第4節 知的財産の保護 .....	90
1. 予備評価の実施状況 .....	90
2. 研究開発成果の保護戦略 .....	92
3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画 .....	95
4. 産業財産権の出願・審査・維持費用及び関連規定の状況 .....	98
5. 効果的な知的財産保護のために必要な政策支援 .....	101
第5節 知的財産権侵害及び紛争 .....	103
1. 知的財産権侵害及び被害規模 .....	103
2. 知的財産権侵害に対する対応措置状況 .....	116
3. 知的財産権侵害被害に対する紛争対応の結果 .....	124

4. 知的財産権侵害及び紛争関連の問題及び必要な政策支援.....	128
<b>第3章 大学及び公共研究機関の知的財産活動 .....</b>	<b>136</b>
第1節 知的財産活動インフラ .....	136
1. 知的財産担当組織及び人材 .....	136
2. 知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費・教育費.....	139
3. 知的財産サービスの活用及び総合的な管理システムの構築状況	142
第2節 特許基盤の知的財産活動 .....	146
1. 職務発明補償 .....	146
2. 先行特許(技術)調査など特許情報の活用.....	149
3. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力.....	152
第3節 知的財産の創出及び活用活動 .....	156
1. 知的財産基礎統計情報及び情報システム.....	156
2. 知的財産を創出するための研究開発活動及び今後の戦略.....	157
3. 保有知的財産の実査状況 .....	159
4. 知的財産権の売却・移転及び活用状況.....	161
5. 効果的な知的財産の創出及び活用のために必要な政策支援...	164
第4節 知的財産の保護 .....	167
1. 予備評価の実施状況 .....	167
2. 研究開発成果の保護戦略 .....	169
3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画.....	171

4. 産業財産権の出願/審査/維持費用及び関連規定の状況.....	173
5. 効果的な知的財産保護のために必要な政策支援.....	174
第5節 知的財産の侵害及び紛争 .....	176
1. 知的財産権の侵害及び事後対応.....	176
2. 知的財産権侵害及び紛争関連の問題及び必要な政策支援.....	176
<b>第4章 2015年韓国知的財産活動の年度別傾向 .....</b>	<b>179</b>
1. 知的財産担当組織及び人材保有比率の改善.....	179
2. 知的財産先行活動の強化.....	181
3. 外部からの知的財産導入の変化.....	184
4. 知的財産の活用及び事業化比率の変化.....	185
5. 知的財産保護戦略の変化.....	186
6. 知的財産権侵害類型の特徴.....	189
<b>用語整理.....</b>	<b>194</b>
<b>&lt;付録1&gt;業種分類と韓国標準産業分類表(KSIC)との連結</b>	<b>197</b>
<b>&lt;付録2&gt;知的財産活動調査票(企業用) .....</b>	<b>199</b>
<b>&lt;付録3&gt;知的財産活動調査票(大学及び公共研究機関用)</b>	<b>236</b>

## <表目次>

[表 1. 1] 知的財産活動の分類 .....	37
[表 1. 2] 知的財産活動実態調査の主要調査項目 .....	38
[表 1. 3] 既存知的財産権侵害実態調査との母集団比較 .....	40
[表 1. 4] 年度別母集団の規模 .....	41
[表 1. 5] 企業母集団の分布 .....	41
[表 1. 6] 大学・公共研究機関の母集団の分布 .....	42
[表 1. 7] 企業標本の分布 .....	43
[表 1. 8] 2 段階アンケート調査のプロセス及び方法 .....	46
[表 1. 9] 調査拒否及び杜撰な回答である時の対応策 .....	47
[表 1. 10] 回答が無い場合の対応策及び欠測値の補正方法 .....	48
[表 1. 11] 有効標本の規模及び回答率 .....	49
[表 1. 12] 業種別有効標本の規模及び回答率 .....	50
[表 1. 13] 業種別、企業類型別回答企業の分布 .....	50
[表 1. 14] 大学・公共(研)類型別回答機関の分布 .....	51
[表 2. 1] 職務教育の実施を希望する場合、扱うべき内容 .....	59
[表 2. 2] 知的財産担当者の人件費及び教育費の状況 .....	61
[表 2. 3] 知的財産サービスの利用状況 .....	62
[表 2. 4] 職務発明補償類型別の実施比率 .....	66
[表 2. 5] 全体特許出願件数による職務発明補償規定の保有比率 .....	67
[表 2. 6] 国内技術取引システムの活用度 .....	73
[表 2. 7] 最近 3 年間外部から知的財産を導入した企業の比率 .....	80
[表 2. 8] 回答企業が保有している特許の活用件数及び事業化件数、比率 .....	87
[表 2. 9] 効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性 .....	88
[表 2. 10] 効果的な知的財産活用のための政策支援の必要性 .....	89
[表 2. 11] 研究開発成果保護戦略の活用度 .....	93
[表 2. 12] 2014 年対比 2015 年知的財産権出願計画 .....	97
[表 2. 13] 産業財産権の国内出願増減に影響を及ぼす要因 .....	97
[表 2. 14] 知的財産の出願・審査・維持費用 .....	99

[表 2. 15] 効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性.....	101
[表 2. 16] 出願規模別の特許侵害比率.....	105
[表 2. 17] 出願規模別の商標権侵害比率.....	106
[表 2. 18] 産業財産権出願規模別の実際被害金額が発生した企業の比率.....	115
[表 2. 19] 産業財産権出願規模別の未実現被害金額発生企業の比率.....	116
[表 2. 20] 全体侵害被害規模の推定.....	116
[表 2. 21] 産業財産権出願規模別の損害賠償金または被害金額発生企業の比率.....	125
[表 2. 22] 損害賠償額または示談金規模の推定.....	125
[表 2. 23] 知的財産権侵害対応における問題.....	128
[表 2. 24] 知的財産権侵害に対応するために必要な政府政策.....	129
[表 2. 25] 輸出入の比較による知的財産権侵害対応時の問題.....	130
[表 2. 26] 輸出入の比較による知的財産権侵害対応のために必要な政府政策.....	131
[表 3. 1] 職務教育の実施を希望する場合、取り扱うべき内容.....	140
[表 3. 2] 知的財産担当者の人件費及び教育費の状況.....	141
[表 3. 3] 知的財産サービスの利用状況.....	142
[表 3. 4] 職務発明補償の類型別実施比率.....	147
[表 3. 5] 国内技術取引システムの活用度.....	154
[表 3. 6] 効果的な知的財産創出に向けた政策支援の必要性.....	164
[表 3. 7] 効果的な知的財産活用に向けた政策支援の必要性.....	165
[表 3. 8] 2015 年対比 2016 年の知的財産権出願計画.....	172
[表 3. 9] 産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因.....	173
[表 3. 10] 知的財産の出願・審査・維持費用.....	174
[表 3. 11] 効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性.....	175
[表 3. 12] 知的財産権侵害に対応するために必要な政府政策.....	177



## ○図目次

[図 2.1] 知的財産担当組織の保有状況	54
[図 2.2] 知的財産担当組織総括者の地位	54
[図 2.3] 知的財産担当人材の保有状況	55
[図 2.4] 知的財産関連業務を行っている企業の比重	56
[図 2.5] 知的財産専門担当人材の採用予定比率	57
[図 2.6] 知的財産権担当人材に対する職務教育の状況及び必要性	59
[図 2.7] 知的財産人材の能力を高めるために必要な政府政策	60
[図 2.8] 知的財産サービス提供機関別の利用比重	63
[図 2.9] 職務発明補償規定の保有及び活用状況	64
[図 2.10] 職務発明補償規定を保有していない場合、その主な理由	65
[図 2.11] 職務発明補償規定の保有企業及び未保有企業の知的財産活動状況	67
[図 2.12] 先行特許(技術)調査の実施状況	69
[図 2.13] 先行特許(技術)調査の必要性	69
[図 2.14] 出願件数別の先行特許(技術)調査の必要性	70
[図 2.15] 先行特許(技術)調査を行う場合の実施人材	70
[ <b>図</b> 2.16] 最近3年間技術取引機関に対する業務依頼及び締結状況	72
[図 2.17] 技術取引機関などに業務を依頼した場合の主な費用支給方法	73
[図 2.18] 特許技術の事業化における最大の問題点	75
[図 2.19] 知的財産基礎統計情報の活用状況	76
[図 2.20] 企業類型別の知的財産情報システムの活用	77
[図 2.21] 出願規模別の知的財産情報システムの活用	78
[図 2.22] 国内知的財産導入企業の比率及び平均導入件数	79
[図 2.23] 知的財産を導入した企業の類型別導入件数	79
[ <b>図</b> 2.24] 知的財産導入を拡大する予定のある企業の比率	81
[図 2.25] 知的財産導入に向けた投資拡大の方向	81
[図 2.26] 知的財産実査の実施状況	83

[図 2.27] 知的財産実査の必要性 .....	84
[図 2.28] 知的財産実査を行っている場合の遂行人材 .....	84
[図 2.29] 知的財産の売却・移転状況 .....	85
[図 2.30] 知的財産を売却・移転する際の最大の問題点 .....	86
[図 2.31] 特許権の活用率及び事業化率 .....	87
[図 2.32] 産業財産権出願前の社内予備評価の実施状況 .....	90
[図 2.33] 予備評価実施の必要性 .....	91
[図 2.34] 予備評価を行っている場合の実施人材 .....	92
[図 2.35] 研究開発成果保護戦略の活用比率及び活用度 .....	93
[図 2.36] 公式的/非公式的な権利保護の比率 .....	94
[図 2.37] 国内知的財産保護水準に対する意見 .....	95
[図 2.38] 特許権の海外出願及び登録企業の比重 .....	96
[図 2.39] 企業類型別の特許権海外出願及び登録企業の比重 .....	96
[図 2.40] 営業秘密の管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守状況 .....	100
[図 2.41] 営業秘密管理及び技術流出防止のための人的管理状況 .....	100
[図 2.42] 営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理状況 .....	101
[図 2.43] 企業類型別知的財産権侵害被害の比率 .....	103
[図 2.44] 出願件数別知的財産権侵害被害の比率 .....	104
[図 2.45] 産業財産権類型別の侵害被害件数 .....	104
[図 2.46] 企業類型別産業財産権侵害被害の比率 .....	105
[図 2.47] 各権利別業種による侵害比率の特徴 .....	106
[図 2.48] 権利類型別の被害状況 .....	107
[図 2.49] 産業財産権出願規模別の全体侵害事例のうち特許権侵害の比重 .....	108
[図 2.50] 侵害製品製造者別の被害状況 .....	108
[図 2.51] 産業財産権出願規模別の侵害製品製造者の類型別比率 .....	109
[図 2.52] 侵害製品製造地域別の被害状況 .....	109
[図 2.53] 産業財産権出願規模別の侵害製品製造地域の比率 .....	110
[図 2.54] 侵害製品流通地域別の被害状況 .....	111
[図 2.55] 侵害製品流通類型別の被害状況 .....	112

[図 2.56] 侵害製品発見経路別の被害状況 .....	113
[図 2.57] 知的財産権侵害の被害が発生した主な原因 .....	113
[図 2.58] 実際発生した被害金額の規模 .....	114
[図 2.59] 未実現被害金額の規模 .....	115
[図 2.60] 知的財産権侵害への対応比率 .....	117
[図 2.61] 知的財産権侵害における対象別の対応方法 .....	117
[図 2.62] 企業類型別の国内企業に対する侵害対応方法 .....	118
[図 2.63] 企業類型別の海外企業に対する侵害対応方法 .....	119
[図 2.64] 侵害製品の流通類型別の対応状況 .....	119
[図 2.65] 各対応類型別の対応活動をしなかった理由 .....	120
[図 2.66] 企業類型別の対応活動(行政機関に知的財産権侵害製品に対する 取締り及び侵害事実に対する調査要請)をしなかった理由 .....	121
[図 2.67] 企業類型別の対応活動(告訴・告発、仮処分、民・刑事訴訟など 司法的な救済措置の申請)をしなかった理由 .....	121
[図 2.68] 企業類型別の対応活動(侵害企業に警告または示談の提案など独 自対応)をしなかった理由 .....	122
[図 2.69] 知的財産権侵害対応費用 .....	123
[図 2.70] 他企業などから侵害警告を受けたり、訴訟が提起された比率 .....	123
[図 2.71] 損害賠償額または示談金の規模 .....	124
[図 2.72] 輸出入の有無による侵害被害企業の比率 .....	126
[図 2.73] 輸出入の有無による産業財産権類型別の侵害被害比率 .....	126
[図 2.74] 輸出入の有無による知的財産権侵害への対応比率 .....	126
[図 2.75] 輸出入の有無による他企業からの警告または訴訟提起の状況 .....	127
[図 2.76] 輸出入の有無による侵害対応依頼機関 .....	128
[図 3.1] 知的財産担当組織の状況 .....	136
[図 3.2] 知的財産専門担当人材の保有状況 .....	137
[図 3.3] 知的財産担当者の主要業務 .....	138
[図 3.4] 知的財産担当人材の採用計画 .....	139
[図 3.5] 知的財産権担当人材に対する職務教育の状況及び必要性 .....	139
[図 3.6] 知的財産人材の能力強化のために必要な政府政策 .....	141

[図 3. 7] 知的財産サービス提供機関別の利用比重 .....	143
[図 3. 8] 知的財産管理システムの構築及び活用状況 .....	144
[図 3. 9] 知的財産管理システムの構築費用 .....	145
[図 3. 10] 職務発明意補償規定の保有及び活用状況 .....	146
[図 3. 11] 職務発明補償規定を保有していない場合、その主な理由 .....	147
[図 3. 12] 職務発明補償規定の保有・未保有機関における産業財産権の活用 比率 .....	149
[図 3. 13] 先行特許(技術)調査の状況 .....	150
[図 3. 14] 先行特許(技術)調査の必要性 .....	150
[図 3. 15] 先行特許(技術)調査を行う場合の実行人材 .....	151
[図 3. 16] 先行特許(技術)調査に対する機関の支援 .....	152
[図 3. 17] 最近 3 年間技術取引機関への業務依頼及び締結の状況 .....	153
[図 3. 18] 技術取引機関などに業務を依頼した場合の主な費用支給方法 .....	153
[図 3. 19] 知的財産基礎統計情報の活用状況 .....	156
[図 3. 20] 機関類型別の知的財産情報システムの活用 .....	157
[図 3. 21] 優秀な知的財産を創出するための活動及び戦略 .....	158
[図 3. 22] 知的財産実査の実施状況 .....	160
[図 3. 23] 知的財産実査の必要性 .....	160
[図 3. 24] 知的財産実査を行っている場合の実施人材 .....	161
[図 3. 25] 知的財産を売却/移転した機関の比率及び件数 .....	162
[図 3. 26] 特許権の総保有件数対比活用件数の比率 .....	163
[図 3. 27] 特許権未活用の理由 .....	164
[図 3. 28] 産業財産権の出願などに先立って行う予備評価の実施状況 .....	167
[図 3. 29] 予備評価実施の必要性 .....	168
[図 3. 30] 予備評価を実施している場合の実施人材 .....	169
[図 3. 31] 研究開発成果保護戦略の活用比率及び活用度 .....	170
[図 3. 32] 公式的/非公式的な権利保護の比率 .....	170
[図 3. 33] 現在国内知的財産保護水準に対する認識 .....	171
[図 3. 34] 特許権の海外出願及び登録の比重 .....	172
[図 4. 1] 知的財産担当組織保有比率の推移 .....	179

[図 4. 2] 専担人材の保有比率及び専担人材数の推移	180
[図 4. 3] 知的財産担当人材職務教育の実施状況	181
[図 4. 4] 企業の先行活動実施比率の推移	182
[図 4. 5] 大学及び公共(研)の先行活動実施比率の推移	182
[図 4. 6] 全体研究開発課題、発明、保有知的財産のうち実施比率の変化	183
[図 4. 7] 先行活動の必要性に対する認識の変化	184
[図 4. 8] 知的財産導入の推移	184
[図 4. 9] 知的財産導入拡大方向の変化	185
[図 4. 10] 全体特許保有件数対比の活用率及び事業化率	186
[図 4. 11] 権利保護手続きの進行比率	187
[図 4. 12] 国内知的財産保護水準強化の必要性	188
[図 4. 13] 海外出願及び登録の推移	189
[図 4. 14] 知的財産権侵害比率の推移	189
[図 4. 15] 製造地域別侵害被害比率の推移	190
[図 4. 16] 流通地域別侵害被害比率の推移	191
[ <b>図</b> 4. 17] 損害賠償額または示談金発生企業の比率推移	192

# 要約文

# 要約文

## I. 調査の目的及び沿革

### 1. 必要性及び目的

- 知的財産政策を効率的に樹立・推進するため、各企業、大学・公共研究機関の活動状況を総合的に把握及び分析できる統計資料が必要
- 知識財産基本法第31条に基づき、知的財産の創出・保護・活用と侵害などの状況について「知的財産活動実態調査」を実施

### 2. 統計作成の沿革

- 2006年：企業を対象に知的財産活動調査を実施
  - 法的根拠：統計法による政府承認統計(第13802号、「知的財産活動調査」)
- 2007年：調査対象を大学・公共(研)まで拡大
  - 名称の変更：知的財産活動実態調査(The Survey of Intellectual Property-Related Activities)
  - 知的財産活動の段階別先行活動に対する質問事項などを細分化
- ～2010年：ニーズによって調査項目を修正するなど改善活動を展開
- 2011年：調査領域の拡大及び法的根拠の確保
  - 知識財産基本法による法的根拠の確保
  - 被害・侵害状況に対する調査領域の拡大
  - 貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」と統合

□2012～2013年：知的財産の範囲及びニーズによって調査項目を修正するなど改善活動を展開

□2014年：調査の信頼性を高めるための標本設計の精巧化及び調査票の改善活動を展開

□2015年：ニーズ調査の強化を通じて報告書活用度の向上、主要結果の分析強化

### 3. 調査概要

□調査期間：2015. 7. 16～2015. 10. 15(約3ヶ月)

□調査標本の設計

○2015年を基準に、基準年度(出願2012年と2013年、登録2010年～2014年)に産業財産権を2件以上出願し、1件以上登録した国内25,415の企業及び大学・公共研究機関

\*ここで産業財産権とは特許、実用新案、デザイン、商標を全て含める

(単位：個)

	母集団の大きさ	企業	大学及び公共(研)
2007年	10,202	10,050	152
2008年	11,470	11,292	178
2009年	11,987	11,792	195
2010年	13,392	13,165	227
2011年	17,440	17,220	220
2012年	18,656	18,418	238



2013年	20,795	20,566	229
2014年	20,799	20,569	230
2015年	25,415	25,166	249

○企業の場合、産業財産権の出願規模(共通)と業種(企業)を基準に26の集団に層化してランダム抽出

－基準年度に年平均出願10件以上または5年間登録100件以上の企業は全数調査

－基準年度に年平均出願10件未満、そして5年間登録100件未満の企業などに対しては標本調査を実施

※抽出率10%で標本抽出

－全体標本数：4,359(2,047は全数調査、2,312は標本調査)

○大学及び公共研究機関の場合は出願及び登録件数に関係なく全数調査を実施

□標本誤差：95%信頼水準に±2.26%

○標本誤差の推定式

$$1.96 \times \sqrt{((1 - (n/N)) \times (P(1 - P)/n))}$$

※nは標本数、Nは母集団の数であり、Pは(最大許容誤差)母比率である。

□回答率：47.4%(企業43.8%、大学・公共(研)85.6%)

○企業全数層の回答率40.9%、標本層の回答率46.1%

□母数推定(Parameter Estimates)

○抽出された標本調査の結果と層化された各集団の母集団加重値を利用し、母集団に対する推定結果をともに提示、また全数調査の場合も回答率を調整するた

めに加重値を利用して母数を推定する。

□調査項目

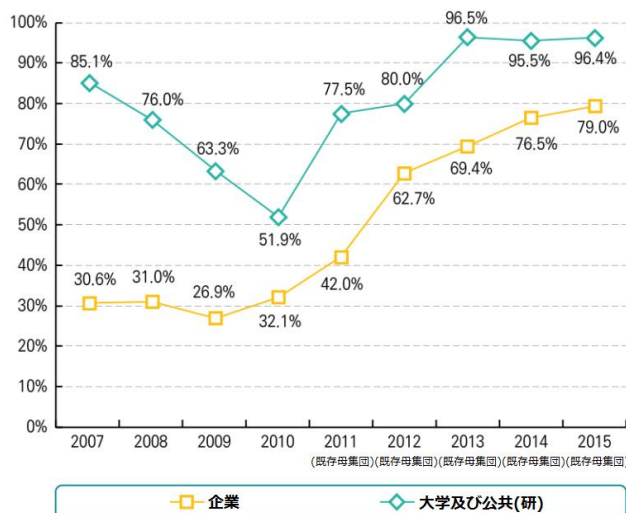
- 知的財産活動の基盤となるインフラ領域と特許基盤の知的財産活動分野、知的財産活動の創出及び活用活動、知的財産の権利化及び保護活動、知的財産権の侵害及び紛争に関する事項に区分する。

## II. 主要調査結果

### 1. 知的財産活動のためのインフラ

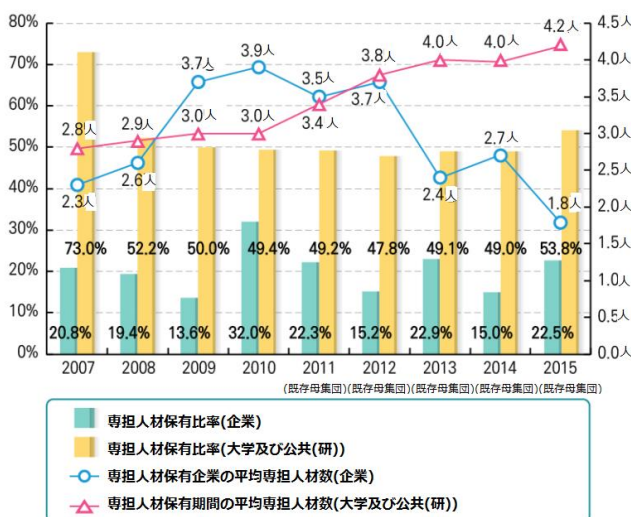
インフラ

知的財産担当組織及び人材



□知的財産担当組織の保有比率は企業の場合 75.1% (79.0%)<sup>1</sup>、大学・公共(研)は 96.1% (96.4%)で全て前年比増加。

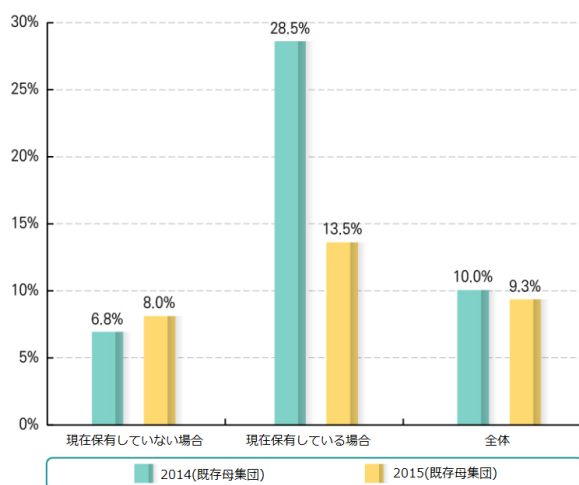
○企業の場合、独立専門担当部署の保有比率が 4.7% (5.3%)から 5.9% (6.3%)に増加し、兼任部署の保有比率も 64.6% (71.2%)から 69.3% (72.8%)へと増加。



□知的財産を専門的に担当している人材の保有比率は企業 12.8% (15.0%)、大学・公共(研)48.8% (49.0%)で前年比減少。

□知的財産専門担当者を保有する企業及び機関の平均専任人材数は企業の場合 1.9人(1.8人)で前年比減少、大学・公共(研)は 4.2人(4.2人)で前年比増加。

<sup>1</sup> 2011年度に侵害実態調査との統合によって母集団の変更が発生したため、括弧の中に2010年と同じ母集団を構成する場合の母集団推定値を書き込み、年度別比較の場合、括弧の中の数値である既存母集団推定値を使用。



□知的財産専門担当人材を採用する予定のある比率は企業の場合 8.8% (9.3%) で前年比減少したが、大学・公共(研)の場合は 29.1% (30.6%) で前年比増加。

□1年間支出した知的財産担当者に対する人件費/教育費は企業が 2,613 (2,748) 万ウォンで前年比減少、大学・公共(研)は 9,114 (9,569) 万ウォンで前年比増加。

< 知的財産担当者に対する人件費/教育費 >

(単位：万ウォン)

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年 (既存母集団)	2012年 (既存母集団)	2013年 (既存母集団)	2014年 (既存母集団)	2015年 (既存母集団)
企業	3,529	4,936	4,810	4,654	3,526	2,731	4,346	3,177	2,748
大学・ 公共 (研)	1億 9,225	7,687	6,091	5,153	6,754	8,574	9,993	9,167	9,569

- 企業の知的財産インフラは外形的に着実に強化傾向にある。
  - 企業の担当組織保有比率及び独立専門担当組織の比率は前年比増加。
  - 専門担当人材の保有比率もまた増加したものの、保有企業の平均専門担当人材数は多少減少し、今後の採用比率もまた多少縮小。
- 大学及び公共(研)の場合、知的財産の担当組織及び人材、今後採用など高いインフラレベルを着実に維持・強化している。
- 担当組織の保有比率及び専門担当人材の保有比率、保有機関の平均専門担当人材数など全て前年比増加。

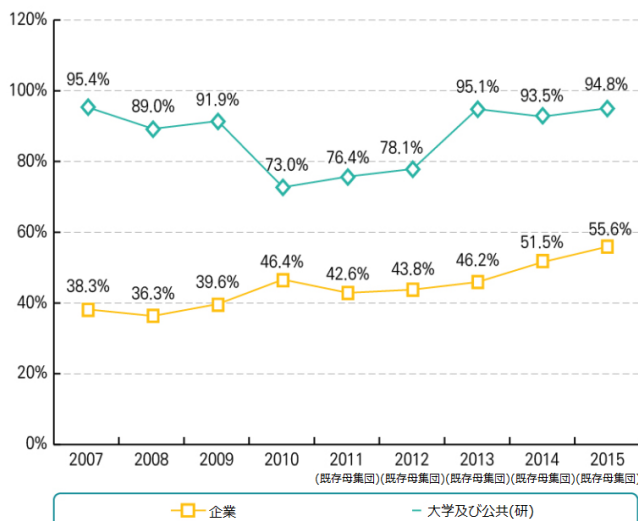
○担当組織の保有比率及び専門担当人材の保有比率、保有機関の平均専門担当人材数など全て前年比増加。

○担当人材の今後採用計画及び知的財産担当者に対する人件費/教育費など全て増加。

## 2. 特許基盤の知的財産活動

### 特許基盤活動

### 職務発明補償規定の保有状況

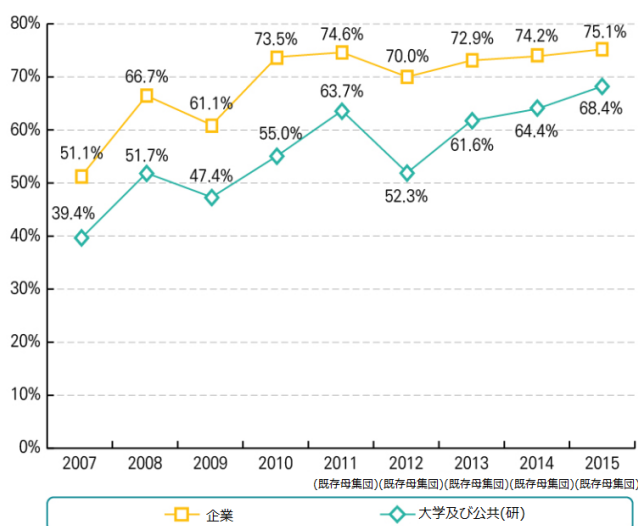


□職務発明補償規定を保有及び活用する企業は 55.6% で前年比増加、大学・公共(研)は 94.8% で前年比増加。

□国内特許登録補償と出願補償を実施する比率は其々 93.6%、85.5% を記録。

### 特許基盤活動

### 先行特許(技術)調査の活動状況

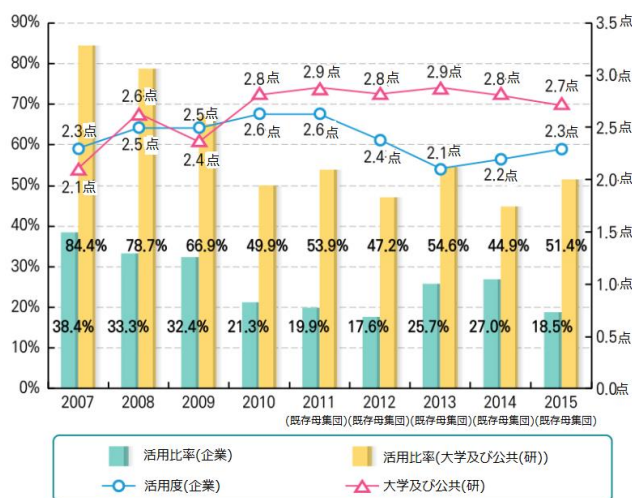


□先行特許(技術)調査を行っている企業の比率は 75.1%、大学・公共(研)の比率は 68.4% で前年比増加。

□全体研究開発課題のうち調査実施比率もまた企業 43.6%、大学・公共(研) 60.8% で前年比増加。

## 特許基盤活動

## 技術取引システムの利用状況



□オンライン技術取引システムの活用比率は企業 18.5%で前年比減少したものの活用度は 2.3 点に増加。

□大学・公共(研)のオンライン技術取引システムの活用比率は 51.4%で前年比増加し、活用度は 2.7 点で小幅減少。

## 特許基盤活動

## 2014年特許に基づく知的財産活動の特徴

□企業及び大学・公共(研)の職務発明補償規定の保有及び活用比率もまた増加傾向にあり、特に大学・公共(研)の場合依然として高い水準を維持している。

○企業の場合、職務発明補償制度の保有及び活用比率が 4.1%p 増加

○大学・公共(研)の場合 1.3%p 増加し、全般的に高い比率を維持。

□企業及び大学・公共(研)の先行特許(技術)調査活動は着実に増加する傾向にある。

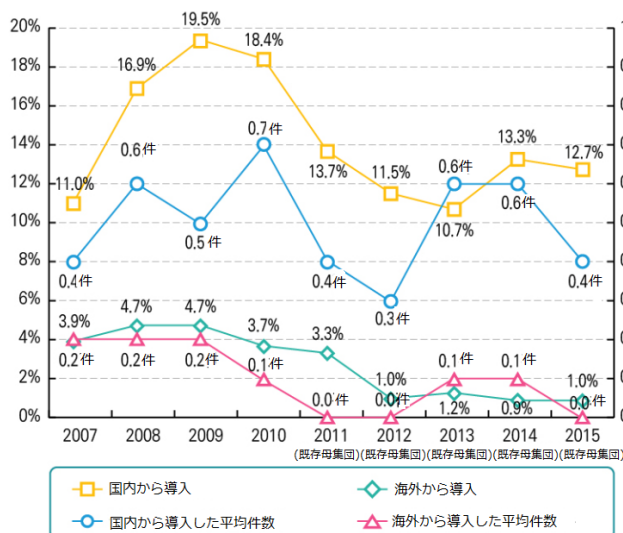
○企業の場合 0.9%p 増加、大学・公共(研)の場合 4.0%増加。

□特許に基づく知的財産活動は企業及び大学・公共(研)ともに全般的に強化されつつある。

### 3. 知的財産の創出及び活用活動

#### 創出及び活用

#### 外部知的財産の導入状況



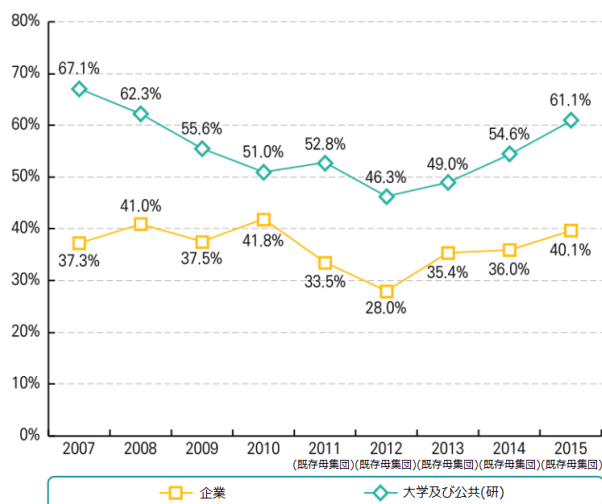
□国内知的財産を導入した企業の比率は 12.0% (12.7%) で前年比減少。

○平均導入件数は 0.4 件(0.4 件) で前年比減少。

□海外知的財産を導入した企業の比率は多少増加したものの、平均導入件数は減少。

#### 創出及び活用

#### 保有知的財産の実査及び評価状況



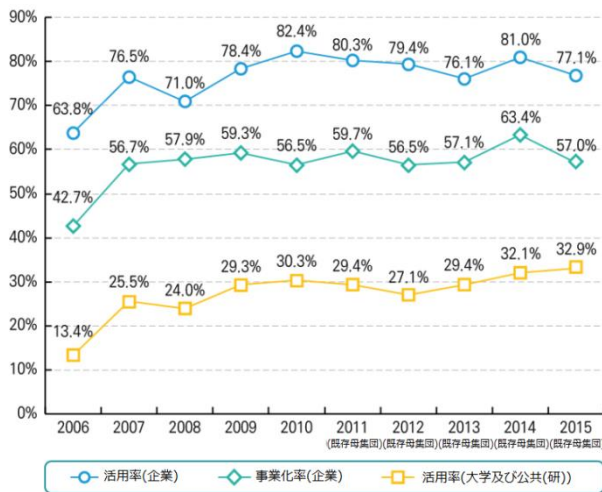
□知的財産実査(評価)を行う比率は企業 38.4% (40.1%)、大学・公共(研) 59.4% (61.1%) で前年比増加。

□保有している全体知的財産権のうち実査(評価)を行っている比率は 企業、大学・公共(研)ともに多少減少。



## 創出及び活用

## 保有特許全体に対する活用状況



□企業が保有する特許全体に比べて特許を活用した比率及び事業化した比率は 77.4% (77.1%) と 57.3% (57.0%) で前年比多少減少、大学・公共(研)の活用比率の場合は 32.9% (32.9%) で前年比増加。

## 創出及び活用

## 2014年知的財産の創出及び活用活動の特徴

□企業の知的財産国内導入比率は多少減少したが、海外から知的財産を導入する比率は小幅増加。

□企業及び大学・公共(研)の保有知的財産に対する実査(評価)活動は着実に増加する傾向。

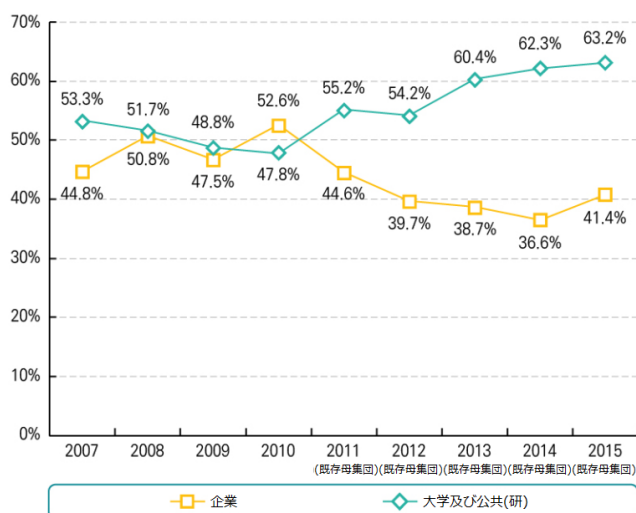
○企業の場合 4.1%増加、大学・公共(研)の場合 6.5%増加。

□大学・公共(研)の特許活用率は 0.8%p 増加したが、企業の場合前年に比べて多少減少。

## 4. 知的財産の保護

### 保護

### 予備評価の実施状況



□予備評価の実施比率は企業の場合 39.3% (41.4%) で前年比増加し、大学・公共(研)の場合も 61.8% (63.2%) で前年比増加。

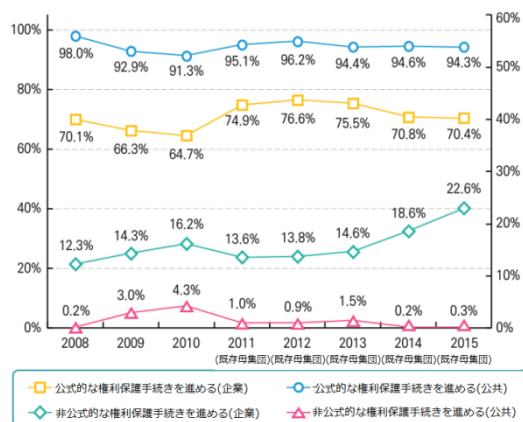
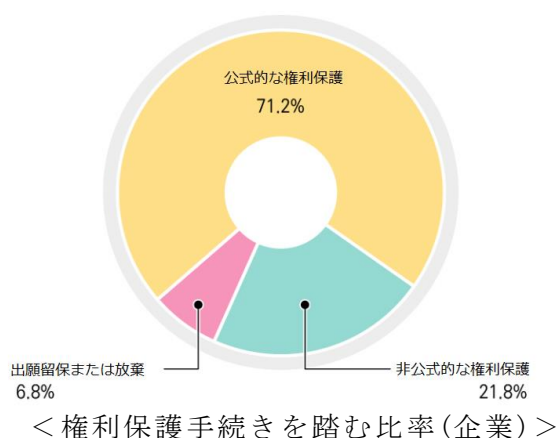
□届出のあった発明全体のうち予備評価を行っている比率は、企業の場合小幅増加したが、大学・公共(研)の場合前年比小幅減少。

### 保護

### 産業財産権の出願比率及び保護水準に対する認識

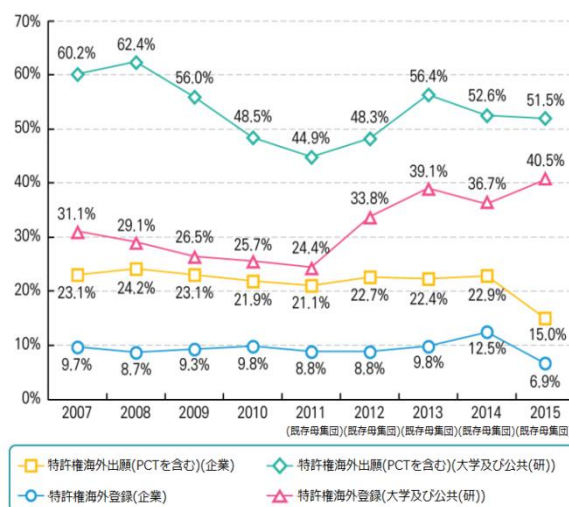
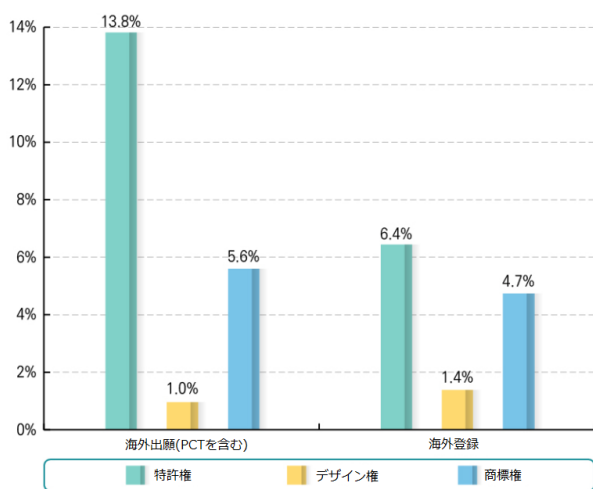
□企業の場合は産業財産権の出願など公式的な権利保護プロセスを踏む平均比率は全体発明のうち其々71.2% (70.4%) で小幅減少したが、非公式的に権利保護手続きを踏む比率は 21.8% (22.6%) に増加。

□大学・公共(研)の公式的な権利保護プロセスを踏む比率は 94.0% でまた小幅減少したが、非公式的な権利保護手続きを踏む比率は 0.4% (0.3%) で前年比小幅増加。



□2014 年の 1 年間特許権を海外出願した企業は 13.8% (15.0%)、海外登録した企業は 6.4% (6.9%) で前年比減少。

□2014 年の 1 年間特許権を海外出願した大学・公共(研)は 49.0% (51.5%) で小幅減少、海外登録した大学・公共(研)は 38.5% (40.5%) で前年比増加。



< 海外出願及び登録 (PCT を含む) 状況 (企業) >

□企業及び大学・公共(研)の知的財産保護に向けた活動のうち、予備評価の実施、非公式的な権利保護活動は強化されたが、公式的な権利保護、海外出願及び登録(PCTを含む)などの活動は多少減少。

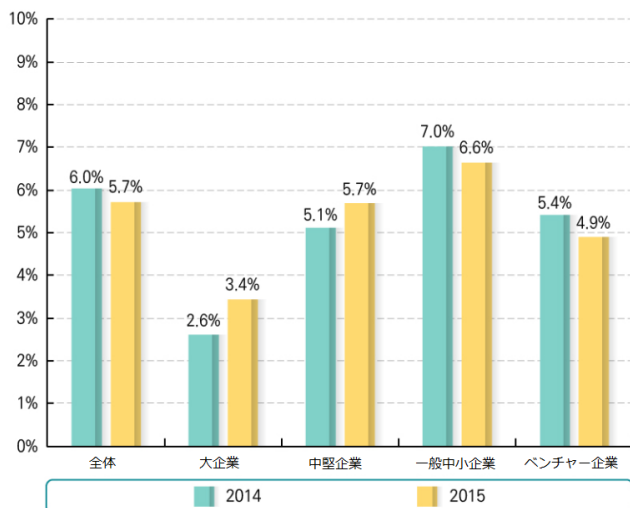
○企業、大学・公共(研)における予備評価の実施比率は前年に比べて其々4.8%p、0.9%p増加し、非公式的な権利保護の比率は其々4.0%p、0.1%p増加。

○逆に公式的に権利を保護する比率と海外出願及び登録(PCTを含む)比率は多少減少。

## 5. 知的財産侵害及び紛争への対応

### 侵害及び紛争

### 知的財産侵害の比率

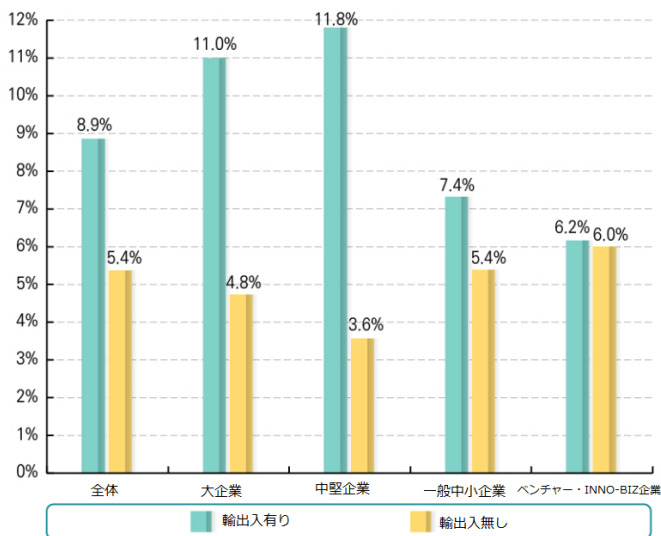


□ 1 件以上の知的財産権侵害を受けた企業の比率は 5.7% で前年比 0.3%p 減少。

○ 大企業と中堅企業の比率は増加したものの、一般中小企業及びベンチャー企業の比率は減少。

### 侵害及び紛争

### 輸出入の有無による侵害比率

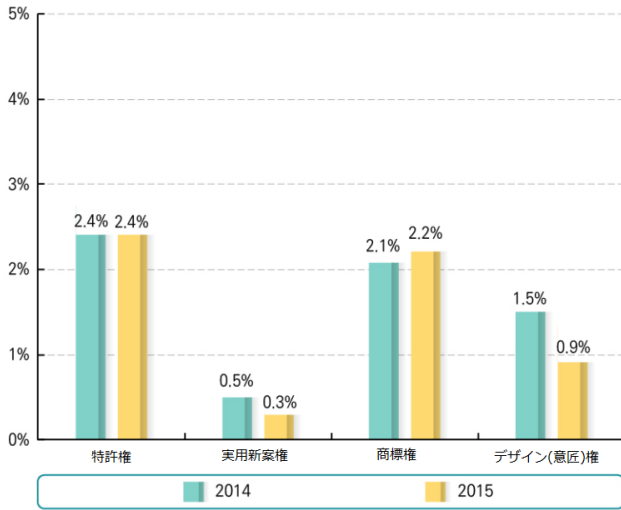


□ 輸出入企業の知的財産侵害比率は 8.9%

○ 輸出入業績のない企業の侵害比率は 5.4% で輸出入企業の侵害経験比率が高い。

## 侵害及び紛争

## 産業財産権類型別の侵害比率

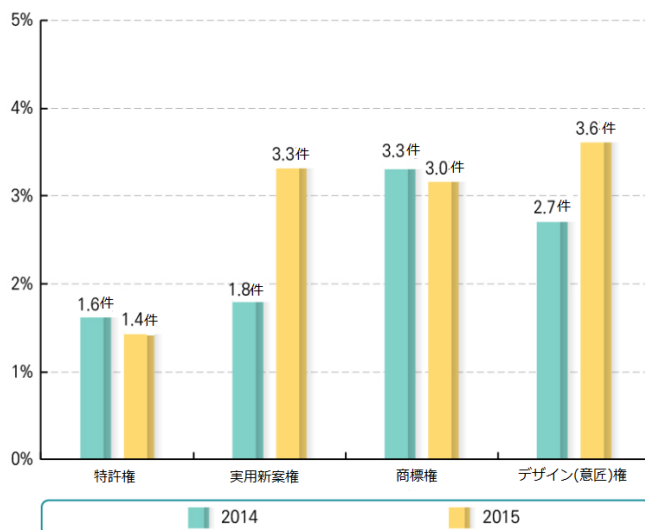


□ 類型別の平均侵害比率の場合、特許権は同水準を維持し、商標権の場合小幅増加。

○ 特に、大企業の特許権侵害比率は1.0%p増加。

## 侵害及び紛争

## 産業財産権類型別の侵害件数

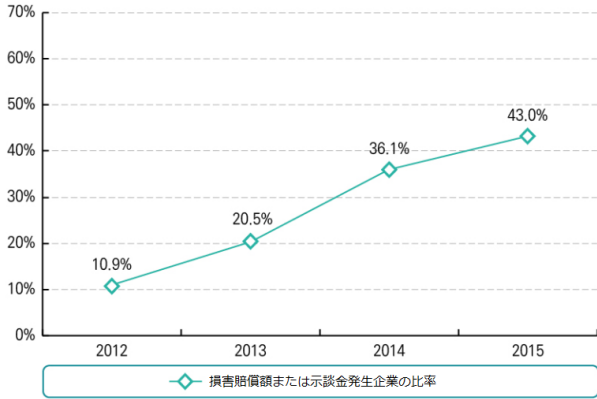


□ 類型別の平均侵害件数は実用新案権、デザイン権の場合、其々1.5件、0.9件増加。

○ 特許権の場合、平均件数は多少減少。

## 侵害及び紛争

## 損害賠償金または示談金が発生した比率



□企業が民事訴訟を通じて損害賠償額が認められる、もしくは示談が成立した比率は 43.0%で前年比 6.9%p 増加。

○最近 4 年間損害賠償額または示談金が発生した企業の比率は持続的に増加。

○損害賠償額または示談金の総額は 861 億ウォンに増加したが、平均金額は 1.8 億ウォンと前年比多少減少。

### 損害賠償額または示談金 (億ウォン)

合計		平均金額	
2014	2015	2014	2015
764	861	2.2	1.8

## 侵害及び紛争

## 侵害紛争の対応における問題点

□侵害紛争に対応する際に依然として「過剰な時間と費用が費やされる」に対する負担が大きく、「行政的、司法的な救済手続き」に対する支援が求められる。

侵害対応における問題点	比率 (%)
知的財産権法規など関連事項に対する情報不足	32.8%
内部人材の専門性不足による関連知識の習得が難しい	47.6%
紛争対応関連の政府支援政策の不足または情報不足	46.6%
紛争対応のための法律代理人の選定が難しい	21.3%
紛争対応の際、過剰な時間と費用が費やされる	61.2%
知的財産権保護のための行政的・司法的救済手続きの不備	55.5%

## 侵害及び紛争

## 侵害対応に向けた政府政策

□侵害対応に向けた政府政策のニーズは大体類似しているが、「知的財産権の保護及び対応活動のための情報提供」、「迅速な権利救済のための水際措置対象の知的財産権範囲を拡大、侵害物品の国内流入をシャットアウト」に対する政策的な支援が最も求められる。

侵害対応に向けた政府政策	比率(%)
実効性のある行政的・司法的処罰措置の強化	62.9%
迅速な権利救済のための水際措置対象の知的財産権範囲を拡大、侵害物品の国内流入をシャットアウト	64.0%
知的財産権の保護及び対応活動のための情報提供	66.9%
行政機関の知的財産権侵害製品の取締権限の強化	63.2%
知的財産権侵害製品などに対する通報褒賞金額の増額	54.1%
知的財産権侵害対応のための訴訟など費用の支援	63.9%
侵害及び知的財産権の有効性判断機関の一元化	60.8%

## 侵害及び紛争

## 2014年侵害及び紛争対応活動の特徴

□大企業、中堅企業などの侵害比率が増加し、侵害紛争において実質的に対応する事例が増加傾向にある。

- 大企業及び中堅企業の侵害比率は其々0.8%p、0.6%p増加。
- 損害賠償額または示談金が発生した企業の比率が着実に増加。

□侵害紛争に対応するために費やされる時間と費用、情報の提供など実質的な対応措置のための政府の政策的な支援策が必要。

# 第1章 調査の概要

第1節 調査の目的及び沿革

第2節 調査質問事項及び標本設計

第3節 調査方法及び結果



# 第1章 調査の概要

## 第1節 調査の目的及び沿革

### 1. 調査の目的

知的財産関連の統計は企業や大学、公共研究機関が知的財産と関連する意思決定や未来戦略の樹立において合理的な判断の根拠を提供する手段である。また、知的財産関連の統計は政府、政策研究機関など多様な需要者層で活用できる。そこで、国内企業や大学・公共研究機関の知的財産活動及びインフラなどの情報を総合的に測定・分析するため 2006 年に知的財産活動実態調査がスタートした。

知的財産活動実態調査は次のような目的で行われている。第一、国内企業と大学・公共研究機関における知的財産の創出、権利化及び保護、活用状況を調査・分析して信頼できる情報を提供する。第二、知的財産活動の主要項目に対する年度別比較を通じて国内知的財産活動のトレンドを分析する。第三、これを通じて企業及び大学・公共研究機関の合理的な意思決定を支援するとともに、知的財産政策の樹立に反映させる。

### 2. 調査沿革

2006 年にスタートした「企業知的財産活動調査」は活発に研究開発を行う国内企業(基準年度に 1 件以上の特許または実用新案を出願)を対象に施行された。企業を対象にした理由は、最近 15 年間(1990 年～2004 年)内国人の特許出願を企業(出願件数基準で 76.7%)が主導していることに対し(特許庁、2005)、知的財産部分において大学や公共研究機関に比べて企業を対象にした調査統計が相対的に少なかったためである。また、特許または実用新案の出願数を基準にした理由は特許出願件数が研究開発費の規模と密接に関係しているため、出願規模によって調

調査対象企業を選定する方が企業の全般的な知的財産活動状況を理解する上で効果的であると判断したためである。

2007年には2006年度の調査結果を基に調査質問事項の一部を修正し、知的財産活動の段階別先行活動に対する質問を細分化することで、知的財産活動実態調査の統計的な安定性(stability)と妥当性(validity)の強化を図る改善プロセスが行われた。また、知識の創出及び拡散をリードする公共研究機関(大学を含む)の重要性を考慮し、調査対象を従来の企業から大学・公共研究機関まで拡大した。<sup>2</sup>

2008年度には回答者の利便性と情報活用度を高めることができると判断される項目を中心に回答方法及び調査質問事項を一部修正、改編(2008年7月承認統計変更)した。従って、2007年度の知的財産活動調査結果と比較する時は調査回答方法と質問事項の変更による差異を把握した上で使用する必要がある。2009年度の調査では実態調査結果の活用性を高めるため、一部時宜性の低い質問事項を削除し、実態調査質問事項に対する企業と政策ニーズを調査・反映した(2009年7月承認統計変更)。

また、2011年度には知的財産関連の類似調査の重複実施による企業、大学・公共研究機関の回答負担を減らし、よりクオリティの高い調査のため、貿易委員会が毎年実施している「知的財産権侵害実態調査」を統合することで、知的財産の創出、保護、活用及び侵害と関連する最も広範囲な調査としての体系が整えられた。2012年には知的財産活動実態調査結果の活用性を最大化するため、再び調査項目に対する改善を図った。標本の信頼度を考慮し、調査項目に対する需要を検討して、その意見を反映することで最終調査項目を確定した。

2013年には累積データを基に年度別変化の推移分析を強化し、専門家の検証過程を強化することで、知的財産活動の流れを診断・分析し、有意な指標産出を

---

<sup>2</sup> そこで統計の名称も「企業知的財産活動調査」から「知的財産活動調査(The Survey of Intellectual Property -Related Activities、承認番号第13802号)」に変更された。

通じて知的財産活動の状況が把握できるように取り組んだ。2014 年度には企業類型を考慮して標本設計を精巧化し、アンケートを再構成することで調査の正確性を高めた。主要指標の場合は追加分析を通じて政策的な活用度が高められるように取り組んだ。

2015 年には企業需要調査の強化を通じてアンケート項目を改善することで調査結果及び報告書の活用度アップを図った。また、主要統計結果の場合、企業規模別、出願件数別、産業業種別の比較などで特異点が見られる場合は結果を分析し、示唆点を見出せるよう取り組んだ。また、専門家の意見を取り集めて調査結果の多角的な解釈を図り、現場における問題点、政府政策ニーズなどを把握して政策的活用度を高めた。

## 第2節 調査質問事項及び標本設計

### 1. 調査質問事項の設計

#### (1) 知的財産活動の定義

知的財産活動は「知的財産の創出と保護、活用に関連する全ての活動」を意味するものと定義づけられる。従って、知的財産(intellectual property)の範囲を如何に設定するかによって知的財産活動実態調査で測定しようとする対象と調査領域が変わってくる。広義としての「知的財産」は発明、考案、デザイン、商標、著作物、公演など人間の創造的活動によって創られた科学技術的、文学・芸術的な成果を意味する。<sup>3</sup>知識基盤経済で知的財産に対する関心が高まっている理由は、知的財産が生産性の向上及び経済成長をリードする中核要因となったためである。また、企業価値の源泉も有形資産から知的財産を含む無形資産へとスピーディーにシフトしつつある。

しかし、知的財産の範囲を広義の概念に拡大する場合、統計データの集計及び調査方法における困難が予想される。即ち、測定の対象である知的財産の概念が包括的であるほど回答者の主観が介入したり、生データ(raw data)の品質が低下する矛盾関係(trade-off)に直面する可能性が高い(チェ・ソンホなど、2006)。そこで、本調査では効果的に調査を行うため、知的財産の範囲を文学・芸術的な表現と関連する著作権を除く科学技術分野の産業財産権<sup>4</sup>に限定し、調査質問事項によってノウハウ及び新知的財産権の一部を含めることにする。

知的財産の活動は大きく創出、権利化及び保護、活用、侵害及び紛争対応に分けられる。その主な活動は[表 1.1]のとおりである。

---

<sup>3</sup> 世界知的所有権機関(WIPO)と日本知的財産基本法では知的財産を「発明、著作物、公演など人間の創造的な活動による科学技術的、文学・芸術的な成果が権利として保護を受けること」と規定している。

<sup>4</sup> 特許権、実用新案権、デザイン権、商標権

[表 1.1] 知的財産活動の分類

	目標	主要活動
創出	研究開発活動の生産性向上と価値のある知的財産の創出及び獲得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先行特許(技術)調査</li> <li>・ 研究開発(R&amp;D)投資</li> <li>・ 知的財産の導入</li> </ul>
権利化及び保護	知的財産の価値を最大化し、それにかかる費用を最小化するための権利化及び保護戦略の実行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予備評価</li> <li>・ 知的財産保護戦略の選択</li> <li>・ 産業財産権の国内・外出願</li> </ul>
活用	保有している知的財産の効果的な活用を通じた十分な収益の創出及び費用節減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有知的財産の実査・評価</li> <li>・ 技術取引システムの活用</li> <li>・ 事業化または売却・移転</li> </ul>
侵害及び紛争対応	権利化された知的財産権の経済的価値を保護するため、外部からの知的財産権侵害に対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的財産権侵害のモニタリング</li> <li>・ 知的財産権侵害時の警告書の送付、司法措置などの対応</li> </ul>

(2) 主要調査質問事項

前述したように知的財産活動実態調査の調査質問事項は企業、大学・公共研究機関の知的財産活動と密接に連携している要素やシステムの活用状況、そしてその結果を測定する上で必要な核心内容を反映して設計することを目指した。但し、出願人別国内産業財産権の出願件数などのように特許庁を中心に既に調査・公表されている項目は調査項目から除外している。<sup>5</sup>

<sup>5</sup> このような統計資料は知的財産統計年報(特許庁)、韓国の特許動向(特許情報院)などから確認できる。

[表 1.2] 知的財産活動実態調査の主要調査項目

分類	主要調査項目
一般事項 及び インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社形態、輸出状況*</li> <li>・ 従業員数及び売上高*</li> <li>・ 研究開発人材及び研究開発費</li> <li>・ 知的財産担当組織及び人材、職務教育の状況</li> <li>・ 知的財産サービスの活用状況</li> </ul>
特許基盤の 知的財産活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先行特許(技術)調査など特許情報の活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 先行特許(技術)調査の活用状況、必要性、担当人材など</li> </ul> </li> <li>・ 職務発明補償の状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 職務発明補償規定の保有及び活用状況、補償金の水準及び補償費用、関連制度の効果など</li> </ul> </li> <li>・ 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 技術取引機関への業務依頼及び協約締結、技術取引システムの活用度、特許技術事業化における問題点など</li> </ul> </li> </ul>
知的財産の 創出及び活用 活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部からの知的財産導入(outsourcing)の方向と戦略               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 外部から知的財産導入の方式及び導入経路による実績、知的財産導入に向けた投資計画など</li> </ul> </li> <li>・ 保有している知的財産に対する実査活動               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 実査の実施状況、必要性、実施人材など</li> </ul> </li> <li>・ 知的財産の売却移転活動               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 売却移転の実績、売薬移転時の問題点など</li> </ul> </li> <li>・ 産業財産権の活用状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 産業財産権の活用状況及び未活用の主な理由など</li> </ul> </li> <li>・ 効果的な知的財産保護のために必要な政策支援</li> </ul>
知的財産 保護活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予備評価の実施活動               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 予備評価の実施状況、必要性、担当人材など</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産保護戦略の活用度</li> <li>・知的財産の管理及び保護に関する認識度</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業財産権の国内外出願、登録実績及び今後の計画</li> <li>・出願・審査・維持の費用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な知的財産保護のために必要な政策支援</li> </ul>
知的財産の侵害及び紛争対応活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産権の侵害及び被害規模</li> <li>・知的財産権侵害に対するフォローアップ</li> <li>・知的財産権紛争関連の問題点</li> <li>・知的財産権侵害に対応するために必要な政府政策</li> </ul>

\* 企業に対してのみ調査

まず、調査項目は知的財産活動の基盤となるインフラ領域(知的財産人材、知的財産管理システムなど)と特許基盤の知的財産活動分野、知的財産の創出及び活用活動に関する事項、知的財産の保護及び権利化に関する事項、知的財産権の侵害及び紛争対応活動に関する事項に区分して構成した。また、各活動分野による状況、問題点、求められる政策需要などを調査することで、企業及び大学・公共研究機関で行われる知的財産活動の特性がより体系的に理解できるようにした。調査項目別の主な調査質問事項は[表 1.2]のとおりである。

## 2. 標本設計

### (1) 母集団及び標本規模

2010年までの「知的財産活動実態調査」と「知的財産権侵害実態調査」の母集団及び標本は[表 1.3]のように相異なる。「知的財産活動実態調査」の場合は知的財産活動を活発に進めている企業及び機関が調査対象であるため、最近2年間特許及び実用新案を出願した企業及び大学・公共(研)を母集団に取り入れてきた。また、「知的財産権侵害実態調査」は侵害対象の知的財産権を保有する企業を調査対象としているため最近5年間産業財産権を登録した企業を母集団に取り入れた。

[表 1.3]既存知的財産権侵害実態調査との母集団比較

調査区分	母集団	標本
知的財産活動 実態調査 (特許庁)	・ 2 年間(2007～2008) 2 件以上の特許及び実用新 案出願企業、大学・公共 (研)	・ 全数調査：10 件以上特許及び実用新案 を出願した企業(2 年間) ・ 標本調査：出願 10 件未満の企業を対象 に業種を分類して標本を抽出(20～35%)
知的財産権 侵害実態調査 (貿易委員会)	・ 直前 5 年間(2005～ 2009)1 件以上産業財産 権(特許、実用新案、商 標、デザイン)を登録し た企業	・ 全数調査：100 件以上産業財産権を登録 した企業(5 年間) ・ 標本調査：産業財産権登録件数別に 9 つ のグループに分け、登録件数加重が適用さ れた分布によって比例割当

2011 年調査では[表 1.3]のように母集団の異なる「知的財産活動実態調査」と「知的財産権侵害実態調査」が統合されたことで母集団変更の必要に迫られた。2011 年調査では現在活発に知的財産活動を行うと同時に侵害対象の知的財産権を保有している企業及び大学・公共(研)を母集団に取り入れる必要があった。そこで、2 年間(2008～2009)2 件以上の産業財産権を出願し、同時に 5 年間(2006～2010)1 件以上登録した企業及び大学・公共(研)を母集団に含めた。出願対象を既存の特許、実用新案から最近産業財産権としての価値が高まりつつあるデザインと商標までその範囲を拡大した。2014 年調査では 2011 年と同じ母集団を対象にした。

母集団に含まれる大学・公共研究機関は「技術移転及び事業化促進に関する法律」第 2 条に基づいて国公立試験研究機関、科学技術分野政府出捐研究機関、特定研究機関、専門生産技術研究所、非営利法人及び団体、国公立大学及び私立大学を意味し、公企業及び中央行政機関、地方自治団体は除外した。

2015 年度調査における母集団の規模は企業が 25,166 社、大学・公共研究機関が 249 個である。母集団に含まれる企業、大学・公共研究機関のうち 20 件以上(年平均



10 件以上)の産業財産権を出願したり、100 件以上(年平均 20 件以上)を登録<sup>6</sup>した企業は 2,047 社である。

[表 1.4]年度別母集団の規模

	母集団の規模	企業	大学及び公共(研)
2007 年	10,202	10,050	152
2008 年	11,470	11,292	178
2009 年	11,987	11,792	195
2010 年	13,392	13,165	227
2011 年	17,440	17,220	220
2012 年	18,656	18,418	238
2013 年	20,795	20,566	229
2014 年	20,799	20,569	230
2015 年	25,415	25,166	249

標本抽出のために産業財産権の出願規模と業種(企業)、機関類型(大学・公共研究機関)を基準に 2 次層化した後、最終標本機関を選定した。母集団に含まれる企業は 2007 年 12 月 28 日改正告示された第 9 次韓国標準産業分類表(KSIC)を基準に 13 業種に区分した。<sup>7</sup> 産業財産権の出願及び登録規模と業種(企業)、機関類型(大学・公共研究機関)に区分された母集団の分布は[表 1.5]、[表 1.6]のとおりである。

[表 1.5]企業母集団の分布

(単位：個、%)

	20 件以上出願(or) 100 件以上登録	20 件未満出願 (and)100 件未満登録	合計	比重

<sup>6</sup> 全数調査の対象は既存調査での基準を適用する。全数調査対象標本の分布は[表1.5]のとおりである。

<sup>7</sup> 業種分類と韓国標準産業分類表(KSIC)との連携表は付録 1 を参照

農林水産及び鉱業、飲食 料及びタバコ製造業	93	865	958	3.8
卸及び小売業	252	4,005	4,257	16.9
事業サービス業、通信業	179	2,307	2,486	9.9
金融及び保険業	38	87	125	0.5
建設業	60	1,516	1,576	6.3
その他サービス業	242	2,836	3,078	12.2
繊維製品、衣服、靴製造	104	731	835	3.3
紙及び印刷、出版業	23	223	246	1.0
化学産業	249	1,702	1,951	7.8
鉄鋼及び金属産業	52	652	704	2.8
電気電子産業	189	1,600	1,789	7.1
機械産業	498	5,938	6,436	25.6
その他製造業	68	657	725	2.9
合計	2,047	23,119	25,166	100.0
比重	8.1	91.9	100.0	-

[表 1.6] 大学・公共研究機関の母集団の分布

(単位：個、%)

	20 件以上出願(or) 100 件以上登録	20 件未満出願 (and) 100 件未満登録	合計	比重
国公立大学	29	6	35	14.1
私立大学	82	84	166	66.7
政府出捐(研)	21	0	21	8.4
その他公共機関(研)	18	9	27	10.8

合計	150	99	249	100.0
比重	60.2	39.8	100.0	-

各業種及び機関類型によって母集団の数が決まった後、業種(企業)内での出願規模別割当は基準年度に 20 件以上(年平均 10 件以上)の産業財産権を出願したり、100 件以上(年平均 20 件以上)登録した企業は全数を調査対象とした。

また、基準年度に 20 件未満(年平均 10 件未満)の産業財産権を出願した企業などに対してはマルチ層化系統抽出法を用いて基本的に業種を 1 次層にし、更に規模(出願及び登録件数)基準で 2 次層化した後、ランダムサンプリング法を施行した。業種(企業)によって区分された各集団に対する標本割当比率は平均 10%を適用した。業種(企業)別に割り当てられた標本の分布は[表 1.7]のとおりである。

[表 1.7]企業標本の分布

	全数調査企業数	割当てられた 標本企業数	総標本企業数
農林水産及び鉱業、飲食 料及びタバコ製造業	93	85	178
卸及び小売業	252	401	653
事業サービス業、通信業	179	231	410
金融及び保険業	38	9	47
建設業	60	152	212
その他サービス業	242	284	526
繊維製品、衣服、靴製造	104	73	177
紙及び印刷、出版業	23	22	45
化学産業	249	170	419

鉄鋼及び金属産業	52	65	117
電気電子産業	189	160	349
機械産業	498	594	1,092
その他製造業	68	66	134
合計	2,047	2,312	4,359
比重	47.0	53.0	100.0

## (2)母集団推定

本報告書では 4,608 の企業及び大学・公共研究機関を標本調査して収集された結果を基に母数推定(parameter estimates)を行い、その結果を 2 章(企業)及び 3 章(大学・公共研究機関)で提示している。母集団推定のためには標本を抽出した業種及び機関類型と出願規模別に層化された 34 の集団(企業 26 社、大学・公共研究機関 8 つ)に対して回収されたアンケートの回答を集計した後、これを母集団規模まで拡大して母集団値を推定した。その際、以下のような方法で作られた加重値を活用している。

$$W_{ij} = \frac{N_{ij}}{n_{ij}}$$

ここで  $N_{ij}$  は層化された各集団に含まれる母集団の数であり、 $n_{ij}$  は層化された各集団別回答企業の数である。また、既存実態調査結果との連続的な比較のため、母集団を 2010 年以前と類似するよう構成(基準年度に特許、実用新案 2 件以上出願した企業、大学・公共研究機関)した時の推定値を別途括弧内に表示している。

本報告書に収録されている統計表では調査結果を企業の類型<sup>8</sup>(大企業、中堅企業、一般中小企業、ベンチャー/Inno-biz 企業)、大学・公共(研)の類型(国公立大学、私立大学、政府出捐研究機関、その他公共(研))に分けて提示している。中堅企業の場合、従来大企業に含まれていたものを分離して結果を提示した。これは中堅企業の役

<sup>8</sup> 大企業の場合は相互出資制限企業集団でグループの資産総額が5兆ウォンを超える企業であり、中堅企業は産業発展法第10条に基づいて中小企業を卒業した企業のうち相互出資制限企業集団に属さない企業として区分する。また、中小企業基本法第2条に基づき、中小企業は製造業基準300人未満の企業として区分する。

割が重要になっていることから、中堅企業の知的財産活動の状況を把握・分析することで、差別化した国家知的財産戦略を樹立するとともに合理的な制度及び政策施行を支援するためである。また、出願規模による差異を示すため、産業財産権出願件数別<sup>9</sup>の数値を別途提示している。

---

<sup>9</sup> 年10件未満、11～20件、21～60件、61件以上で区分

## 第3節 調査方法及び結果

### 1. 調査方法

本調査の調査対象期間は2014年1月1日から2014年12月31日までを基準とし、12月決算でない場合は質問事項別に回答の利便性を考慮して2014年(1月～12月)または直前会計年度のうち一つを選択して回答できるようにしている。調査質問事項の中で先行特許活動、産業財産権の活用状況(収入と支出を除く)、知的財産担当人材の状況などの質問事項は回答時点を基準にしている。

調査方法は3段階ハイブリッド方法(Hybrid Method)を活用している。1段階の定性調査では企業、大学・公共研究機関の知的財産担当者と構成された諮問グループを構成し、フォーカスグループインタビュー(Focus Group Interview)を実施した。これを通じて調査票の回答利便性及び活用性を検討した。

[表 1.8]2段階アンケート調査のプロセス及び方法

調査プロセス	調査方法
調査準備	企業情報自動確認システムを通じて調査対象企業の連絡先の有効性を一括点検→調査効率性の改善及び調査期間の短縮
アンケート調査	標本選定企業を対象にメール、FAX、電話調査を実施 回収率を高めるための調査対応をマニュアル化(調査拒否、理解不足など)
資料 エディティング	1次資料を取り集める 項目間、回答内容間でのロジックの合理性を確認
補完調査及び 資料入力	異常回答値に対して専門調査員が補完調査 エディティング及び補完調査が全て完了した資料に限りデータ入力

2段階としてはアンケート調査を行った。アンケート調査期間は2015年7月16日から10月15日まで約3ヶ月間である。調査は郵便アンケート調査(Mail Survey)を

基本調査方法として使用し、韓国知識財産研究院のホームページを通じてアンケート用紙を直接ダウンロードして作成できるようにした。調査のためにまず対象となる企業及び大学・公共研究機関との事前接触を通じて主たる回答者を決め、郵便でアンケート用紙を発送する方法で進めた。本調査の主要回答者は各企業の特許関連専任部署及び関連部署、大学の産学協力団、技術移転センター(TLO)などの関連業務担当者である。調査拒否の場合、杜撰な回答である場合、回答が無い場合は以下のマニュアルに従って対応した。

[表 1.9] 調査拒否及び杜撰な回答である時の対応策

	事例	対応策
調査 拒否	内容が 理解できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的財産分野の産業分析専門家で構成された調査支援チームが調査の目的、事業内容及び回答方法に対して再び説明</li> <li>・ 調査支援チームの説明の後に同じ理由で調査を拒否する場合、意図的な調査拒否と看做して調査対象企業から外す</li> </ul>
	回答できない 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業が一定規模以上である場合、調査分野別に回答可能な部署が違いため、担当者の適正性を再確認</li> <li>・ 調査内容が業種及び規模に合わないため回答できない場合は業種を再確認して適した調査用紙を発送、小規模の企業である場合は該当する質問事項のみ回答できるように案内</li> </ul>
	調査対象に 適した企業で はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査支援チームが取扱製品やサービスを確認し、適合性を判断</li> <li>・ 適合した企業として判定された場合、その事由を企業に伝えて調査参加を再要請する</li> </ul>
	調査に応じる 時間がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査対象企業が以前調査回答企業であったり、業種別有効標本を確保するための必須調査対象である場合、前年度の調査回答企業である場合、既存回答資料の変動事項のみ修正を要請</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の調査条件に対しても拒否する場合、調査対象企業から外す</li> </ul>
	特別な事由のない調査拒否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の目的及び調査結果の活用方向などを再び説明</li> <li>・説明の後も拒否する場合、調査対象企業から外す</li> </ul>
杜撰な回答	回答値が会社規模(売上状況及び人材状況)に比べて過大/過小値である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実査担当研究員がエディティング過程で選別する</li> <li>・企業情報 DB 内の該当企業情報を詳細検討し、回答値の有効性を判断</li> <li>・異常値として判断された場合、関連質問事項のみ電話で再調査を実施</li> </ul>
	類似した質問事項に相反する内容の回答である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実査担当研究員がエディティング過程で選別</li> <li>・質問事項間の回答有意性を確認した後、異常値として判断された場合、該当質問事項のみ電話で再調査を実施</li> <li>・回答が全体的に連結性がなく適当に作成されたものと判断された場合、該当回答用紙の廃棄及び再調査または代替企業を調査</li> </ul>

[表 1.10]回答が無い場合の対応策及び欠測値の補正方法

事例	対応策
企業秘密に該当すると判断して回答しない質問事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査機関の対外認知度及び信頼性に対して説明した後、再び協力を求めると同時に調査結果は全体統計としてのみ活用されることを強調</li> <li>・必要な場合は訪問を通じて信頼性を確認した後、補強調査</li> <li>・保有している財務資料 DB を活用して一部補完</li> </ul>
作成途中に回答を中断した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の基本(概要)情報のみ回答した場合と調査の 50%以上回答しなかった場合、該当アンケート用紙は廃棄⇒代替企業を調査</li> <li>・アンケートに対する回答が 50%未満であるものの必須調査項目には答えた場合、電話で再調査を実施</li> </ul>



欠測値の補正方法	・単一確率代入法(Single Stochastic Imputation) <sup>10</sup> を活用
----------	--

最後の3段階では知的財産先行活動を活発に行っている企業、知的財産導入及び売却企業、知的財産権侵害事例企業を対象に担当研究員が調査対象を直接訪問してインタビューを行っている。これを通じて具体的な知的財産先行活動及び売却/移転方法、具体的な知的財産権の被害内容及び事件経過などを把握した。

## 2. 調査結果

調査対象である4,608の機関のうち、不渡りや廃業、欠番などによって発生した標本損失を除外した有効標本規模<sup>11</sup>を基準にした回答率<sup>12</sup>は47.4%となっており、前年度回答率の46.7%より0.7%p増となっている。企業は1,041社が回答して43.8%、大学及び公共研究機関は196機関が回答して85.6%の回答率となっている。企業業種別有効標本の規模及び回答率は[表 1.11]と[表 1.12]のとおりである。

[表 1.11] 有効標本の規模及び回答率

(単位：個、%)

区分	抽出した標本	欠番/その他	該当無し	不渡/廃業	重複	有効標本	事前拒絶	回答企業	回答率
企業	4,359	948	5	27	5	3,374	995	1,041	43.8
大学・公共(研)	249	6	0	0	0	243	14	196	85.6

<sup>10</sup> 平均代入法で観測された資料を基に推定された統計量で欠測値を代入する時、ある適切な確率値を与えた後代入する方法。この方法は推定量の標準誤差が過小推定される問題が補完できる。

<sup>11</sup> 有効標本規模 = {[抽出した標本規模] - ([欠番及びその他] + [該当無し] + [不渡/廃業] + [重複])}

<sup>12</sup> 回答率 = {[実際の回答規模] ÷ ([有効標本規模] - [事前拒絶])} × 100

[表 1.12]業種別有効標本の規模及び回答率

(単位：個、%)

業種名	抽出した標本	欠番/ その他	該当 無し	不渡 /廃業	重複	有効 標本	事前 拒絶	回答 企業	回答率
農林水産及び鉱業、飲 食料及びタバコ製造業	178	31	0	2	0	147	36	46	41.4
卸及び小売業	653	159	1	7	1	485	125	82	25.6
事業サービス業、通信業	410	92	0	5	0	313	126	69	36.9
金融及び保険業	47	8	0	0	0	39	15	11	45.8
建設業	212	54	0	0	0	158	59	59	59.6
その他サービス業	526	136	0	3	0	387	50	57	16.9
繊維製品、衣服、靴製造	177	36	0	2	0	139	45	35	37.2
紙及び印刷、出版業	45	14	0	0	0	31	13	10	55.6
化学産業	419	63	1	0	1	354	96	136	52.7
鉄鋼及び金属産業	117	16	0	1	0	100	21	49	62.0
電気電子産業	349	103	2	2	2	240	105	92	68.1
機械産業	1,092	209	1	3	1	878	190	369	53.6
その他製造業	134	27	0	2	0	105	34	26	36.6

また、業種別、機関類型別回答機関の分布は以下の[表 1.13]、[表 1.14]のとおりである。

[表 1.13]業種別、企業類型別回答企業の分布

区分		全数層 (企業数)	標本数 (企業数)	合計 (企業数)
業種	農林水産及び鉱業、飲食料及 びタバコ製造業	25	21	46

	卸及び小売業	34	48	82
	事業サービス業、通信業	28	41	69
	金融及び保険業	7	4	11
	建設業	15	44	59
	その他サービス業	23	34	57
	繊維製品、衣服、靴製造	17	18	35
	紙及び印刷、出版業	4	6	10
	化学産業	62	74	136
	鉄鋼及び金属産業	21	28	49
	電気電子産業	41	51	92
	機械産業	139	230	369
	その他製造業	15	11	26
企業 類型	大企業	96	43	139
	中堅企業	139	58	197
	一般中小企業	121	305	426
	ベンチャー企業/INNO-BIZ 企業	75	204	279
	合計	431	610	1,041

[表 1.14] 大学・公共(研)類型別回答機関の分布

区分	全数 (機関数)	標本 (機関数)	合計 (機関数)
国公立大学	25	3	28
私立大学	71	64	135
政府出捐(研)	19	0	19
その他公共研究機関	10	4	14
合計	125	71	196

## 第2章 企業の知的財産活動

第1節 知的財産活動のインフラ

第2節 特許基盤の知的財産活動

第3節 知的財産の創出及び活用

第4節 知的財産の保護

第5節 知的財産の侵害及び紛争

## 第2章 企業の知的財産活動

本章では標本調査の結果を基に母集団全体を推定した結果を提示している。そのために本調査では母集団を業種及び出願規模によって層化した 26 の企業集団に区分し、各集団別に回収されたアンケートの回答を集計した後、これを母集団規模に拡大して母集団値を推定している。企業知的財産活動の基盤となるインフラ領域、特許基盤の知的財産活動、知的財産の創出及び活用活動、知的財産保護活動、知的財産の侵害及び紛争対応活動の 5 つの活動領域を中心に主な結果を提示した。

### 第1節 知的財産活動のインフラ

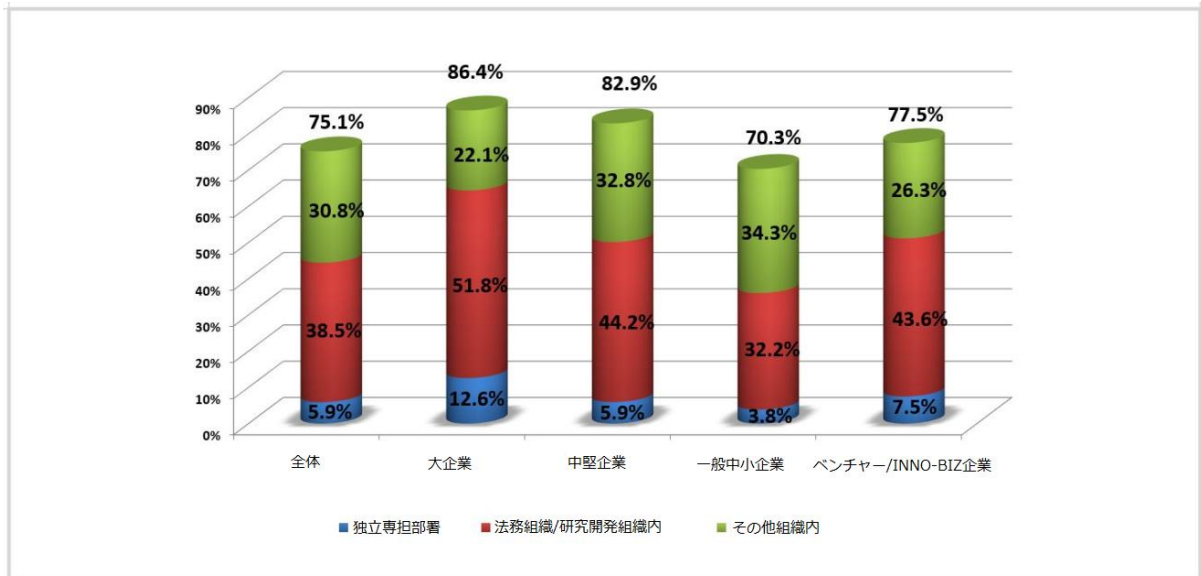
#### 1. 知的財産担当組織及び人材

母集団に属している企業の 75.1% (79.0%)<sup>13</sup>は知的財産の管理を担当する組織を保有していることがわかった([図 2.1])。担当組織の形態別から見ると、独立した専門担当部署を保有している比率が 5.9% (6.3%)であり、兼任組織<sup>14</sup>の保有比率が 69.3% (72.8%)である。

---

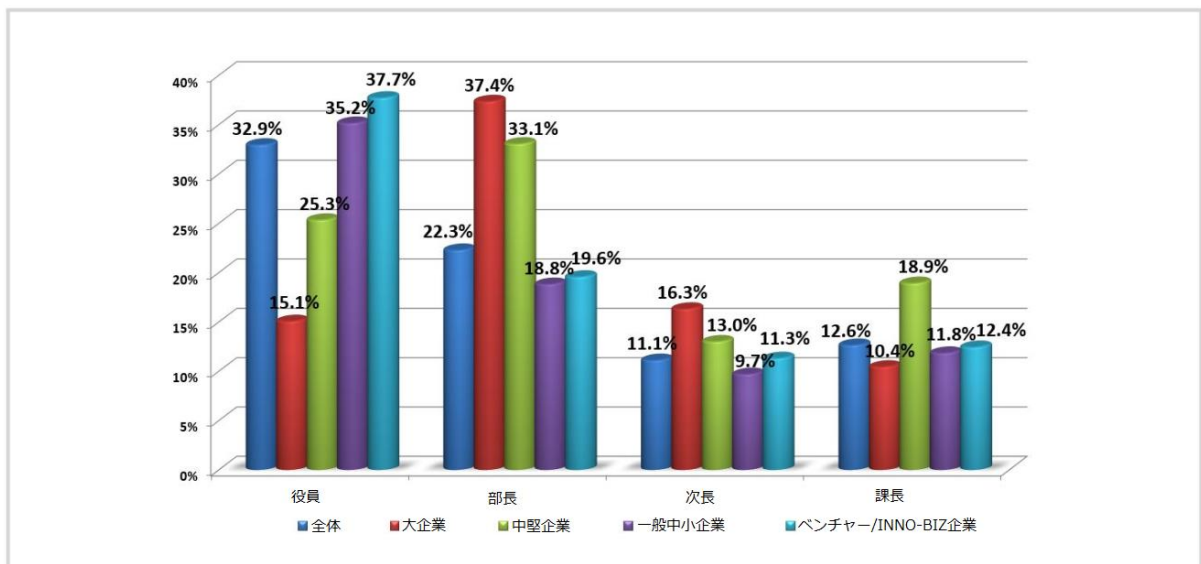
<sup>13</sup> 2011年度に侵害実態調査との統合によって母集団の変更が発生したため、括弧の中に2010年と同様な母集団を構成した場合の母集団推定値を書き込み、年度別比較の場合は括弧の中の数値である既存母集団推定値を使用。

<sup>14</sup> 法務組織や研究開発組織、その他組織内に知的財産担当組織が存在



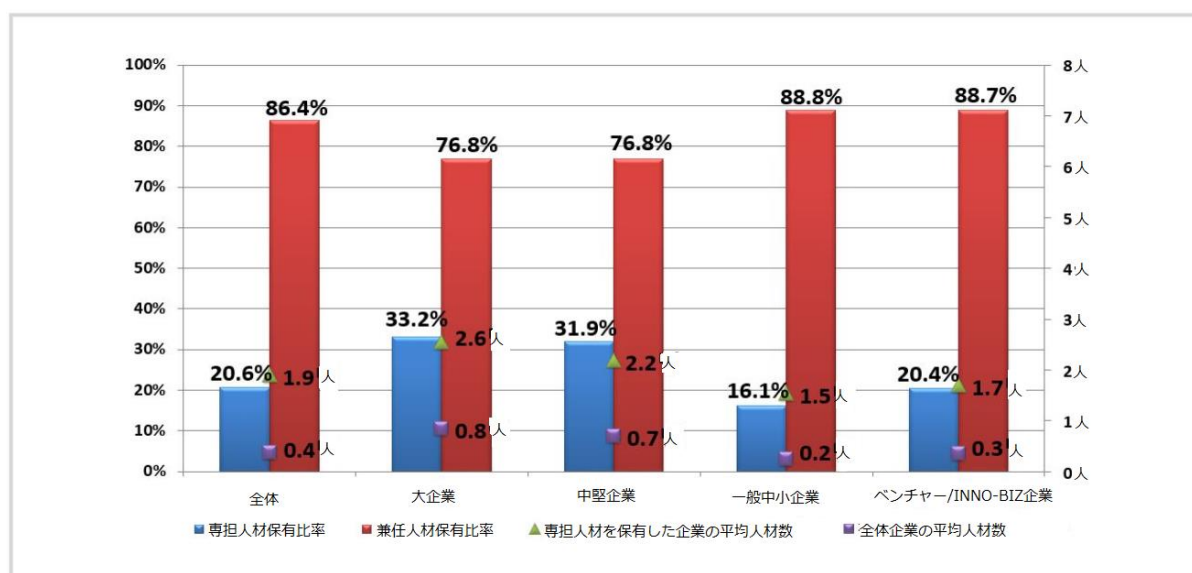
[図 2.1] 知的財産担当組織の保有状況

企業類型別では、大企業の 86.4% (86.2%)、中堅企業の 82.9% (82.3%)、中小企業の 70.3% (77.1%)、ベンチャー企業の 77.5% (78.5%) が知的財産担当組織を保有していることがわかった。特に、大企業とベンチャー企業の場合は知的財産担当組織が独立専門担当部署である比率が其々 12.6% (12.6%)、7.5% (7.7%) であり、他の企業類型に比べて相対的に高いことが分かる。



[図 2.2] 知的財産担当組織総括者の地位

知的財産担当組織総括者の地位と関連する分布は[図 2.2]のとおりである。知的財産担当組織総括者の地位が役員である比率は 32.9% (33.8%) で最も高く、部長 22.3% (22.4%)、課長 12.6% (12.5%)、次長 11.1% (11.3%) の順となっている。特に、大企業の場合は知的財産担当組織総括者の地位が役員である場合が全体の 15.1% (15.2%) と他類型の企業より低く、一方ベンチャー企業の場合は逆に 37.7% (38.9%) と高い。出願件数別で見ると、知的財産担当組織総括者の地位が役員である比率は出願件数が多い多出願企業が低い<sup>15</sup>ことが分かった。小規模企業の場合は知的財産担当業務を役員レベル以上の職位で意思決定し、処理する場合がより多い可能性があり、多出願企業であるほど知的財産を専門的に担当する総括人材の職位が明確であるものと解釈できる。



[図 2.3] 知的財産担当人材の保有状況

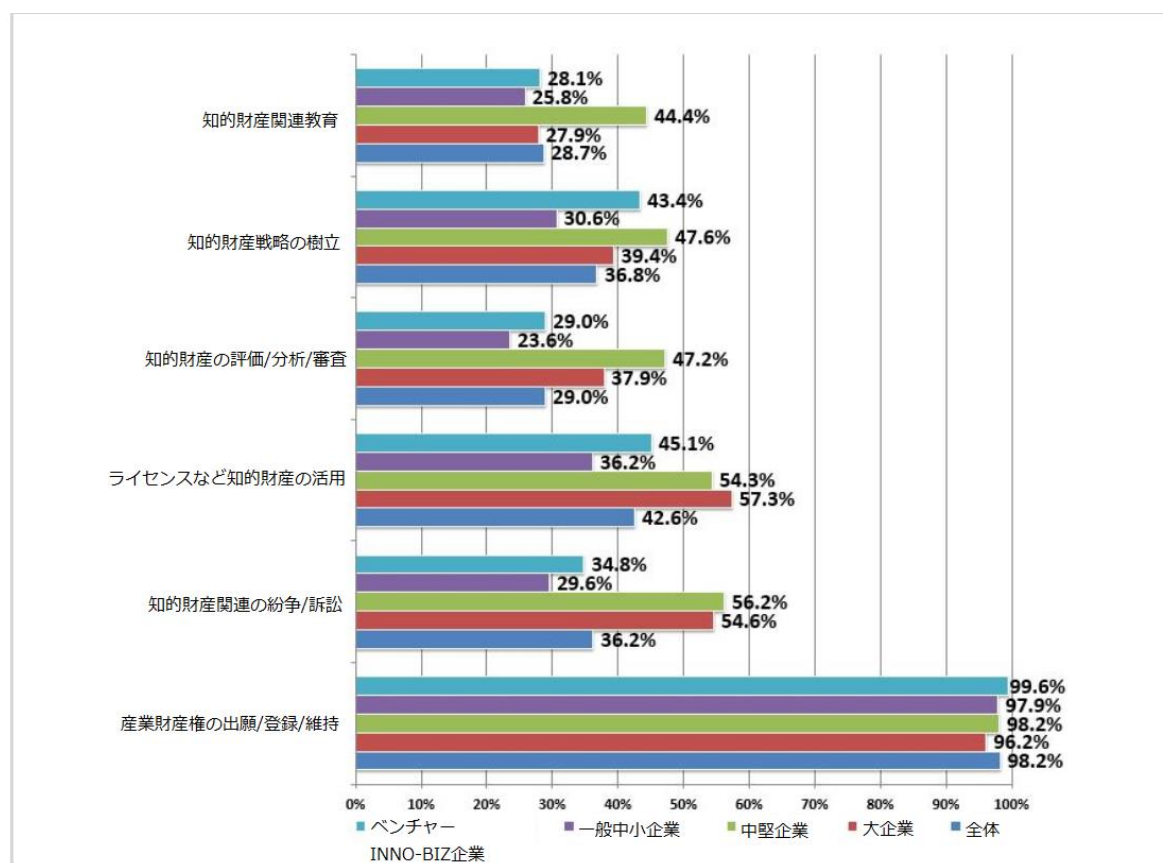
専ら知的財産関連業務だけを担当する専門人材<sup>16</sup>を保有している比率は全体の 20.6% (22.5%)、その他業務を並行する兼任人材を保有している比率は全体の 86.4%

<sup>15</sup> 年平均10件未満出願企業の場合33.2% (34.1%)、年平均61件以上出願企業の27.4% (27.4%)

<sup>16</sup> 知的財産担当人材は企業内で特許ポートフォリオ分析などの知的財産戦略企画、国内外産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する人材を意味し、この中で知的財産専門担当人材はこのような知的財産関連業務だけを専門的に行う人材を意味する。

(85.1%)となっている([図 2.3])。企業類型別では、大企業の 33.2%(33.3%)、中堅企業の 31.9%(33.8%)、一般中小企業の 16.1%(18.4%)、ベンチャー企業の 20.4%(21.2%)が 1 人以上の知的財産専担人材を保有していることが分かった。

全体企業の平均専担人材数は 0.4 人(0.4 人)であり、専担人材を保有している企業平均は 1.9 人(1.8 人)となっている。出願件数別で見ると、年平均 61 件以上を出願する企業の専門担当人材は平均 5.2 人(5.2 人)と平均専担人材数が多い。<sup>17</sup>兼任人材の場合も年平均 61 件以上出願する多出願企業が平均 3.3 人(3.3 人)と平均兼任人材が多い。<sup>18</sup>知的財産が多い企業の場合、専門性のある専担人材を多く保有するとともに兼任人材を多く採用していることが確認できる。知的財産専門人材は知的財産に対する専門性を基に知的財産権の確保及びリスク管理などを通じて企業の知的財産能力の強化に重要な役割を果たしていると思われる。



[図 2.4] 知的財産関連業務を行っている企業の比重

<sup>17</sup> 10件未満出願企業1.7人(1.6人)

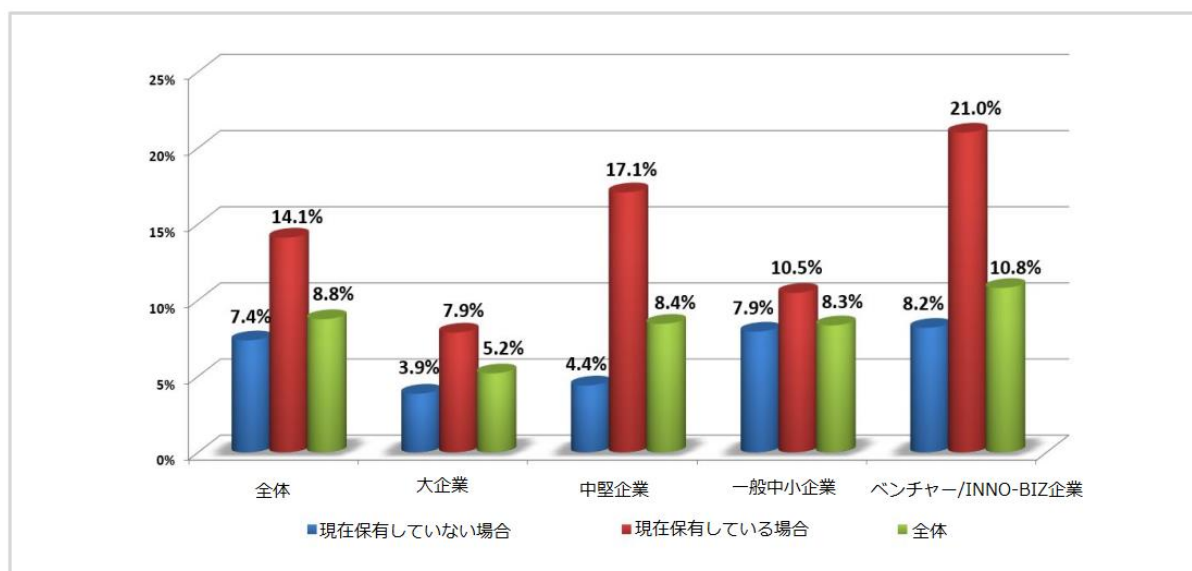
<sup>18</sup> 10件未満出願企業1.6人(1.7人)



注. 知的財産担当人材を保有している場合である。

知的財産担当人材を保有している場合、担当業務の内容は[図 2.4]のとおりである。知的財産担当人材が知的財産関連の評価/分析/審査及び知的財産関連の教育業務を行っている企業の比率は産業財産権の出願/登録/維持などの業務を行っている比率に比べて極めて低いことが分かる。特に、一般中小企業の場合は相対的に大企業に比べて知的財産担当人材がより専門的な知的財産関連紛争/訴訟業務、知的財産戦略の樹立業務を行う比率が相対的に低いことが分かる。

全体企業の 8.8% (9.3%) は今後知的財産担当人材を採用する計画があると回答している ([図 2.5])。特に、現在知的財産担当人材を保有している企業の 14.1% (13.5%) が追加採用計画があると答え、現在保有していない企業の 7.4% (8.0%) が新規採用計画があると回答している。既に知的財産担当人材を保有している企業の場合、知的財産の管理により集中しており、更に追加採用計画を持っている比率が高いことが分かった。相対的に知的財産担当人材を保有していない企業を対象に、知的財産の重要性に対する認識を高めるための取り組みが必要であると見られる。



[図 2.5] 知的財産専門担当人材の採用予定比率

企業類型別で見ると、ベンチャー企業の10.8% (11.1%)が新規及び追加採用計画があると答え、全体に比べて高い数値を示している。特に、担当人材を保有していない企業を対象にした結果も同様にベンチャー企業が8.2% (8.5%)で他の企業類型に比べて高いことが分かった。これはベンチャー企業の場合、知的財産の管理に対する認識が最近になって高くなっていることを示唆している。出願件数別で見ると、新規及び追加採用予定の比率は出願件数が61件以上の多出願企業が32.1% (32.2%)で最も高いことが分かった。<sup>19</sup>

## 2. 知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費・教育費

全体の41.4% (43.1%)に該当する企業は知的財産担当人材に対する職務教育を実施していることが分かった([図 2.6])。これは全体の58.6% (56.9%)に該当する企業が知的財産担当人材向けの職務教育を如何なる形でも全く実施していないことを意味する。職務教育の形態別で見ると、独自に実施している場合が17.9% (18.4%)、外部機関を通じて実施する場合は22.9% (24.2%)となっている。

知的財産担当人材に対する職務教育の必要性は全体の34.1% (36.0%)が必要またはとても必要であると認識していることがわかった。この比率は中堅企業が最も高い47.1% (46.7%)で、一般中小企業は最も低い28.8% (31.5%)となっている。全ての企業類型において現在職務教育を実施している企業の比率に比べて職務教育の必要性を感じている企業の比率が低い水準であるが、これは比較的全ての企業が職務教育を一定水準以上実施しているためであると判断される。

---

<sup>19</sup> 年平均10件未満出願企業8.0% (8.4%)



[図 2.6] 知的財産権担当人材に対する職務教育の状況及び必要性

職務教育の内容に関しては全体の其々45.5% (47.2%)、42.5% (43.5%)が特許情報検索と特許制度に関する職務教育が必要であると回答している([表 2.1])。その他に特許情報分析方法(特許マップ)と特許ライセンス(技術事業化)に関する職務教育が必要であると回答した企業は其々35.7% (36.6%)と34.3% (34.6%)となっている。特に、特許ライセンス及び技術事業化関連の職務教育が必要であると答えた比率はベンチャー企業が42.2% (42.8%)で一般中小企業の28.5% (28.0%)より相対的に高いことが分かる。技術を基盤にしているベンチャー企業の場合は保有技術の事業化が重要であるが、それを実質的に事業化する上で職務教育が求められていると判断できる。

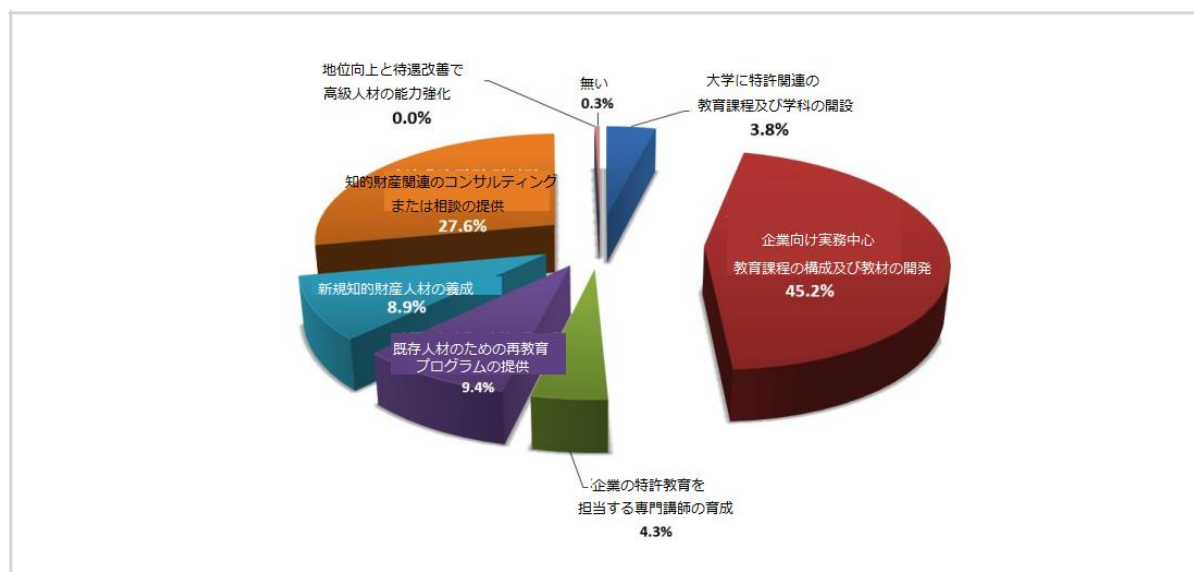
[表 2.1] 職務教育の実施を希望する場合、扱うべき内容

	全体	大企業	中堅企業	一般中小企業	ベンチャー・INNO-BIZ
特許制度	42.5%	41.4%	41.9%	43.1%	42.1%
特許明細書の作成法	22.1%	29.5%	22.4%	18.2%	27.0%
特許情報の検索	45.5%	48.8%	49.9%	43.3%	46.7%
特許紛争(訴訟)	29.7%	41.1%	33.4%	27.2%	29.0%

特許情報の分析方法(特許マップ)	35.7%	39.4%	41.6%	31.8%	39.6%
特許ライセンス(技術事業化)	34.3%	41.5%	35.6%	28.5%	42.2%
海外特許出願及び訴訟	21.1%	32.7%	29.1%	16.7%	22.4%
営業秘密の保護	18.1%	24.3%	29.3%	16.1%	15.6%
知的財産権の管理	0.2%	1.8%	0.2%	0.0%	0.0%

注. 複数回答

最後に、知的財産人材の能力強化のために必要な政府政策として、全体の 45.2% (44.9%)が実務中心の教育課程の構成及び教材の開発を挙げている([図 2.7])。また、知的財産関連のコンサルティングまたは相談の提供と既存人材向けの再教育プログラムの提供が最も必要であると回答した比率も其々27.6% (27.4%)と 9.4% (9.2%)となっている。知的財産能力を高めるために必要な政府政策に対する選好度は企業類型別に大きな差は見られない。但し、大企業の場合企業の特許教育を担当する専門講師の育成、既存人材向けの再教育プログラムの提供を挙げた比率が全体の 7.5% (7.6%)、16.9% (16.6%)で、一般中小企業 4.5% (5.2%)、8.2% (7.5%)、ベンチャー企業 3.3% (3.4%)、7.5% (7.8%)より高いことが分かった。



[図 2.7] 知的財産人材の能力を高めるために必要な政府政策

知的財産担当者の人件費及び教育費は[表 2.2]のとおりである。2014 年の 1 年間企業が支出した知的財産担当者の人件費と教育費は其々 2,533 万ウォン(2,664 万ウォン)と 80 万ウォン(84 万ウォン)、合計<sup>20</sup>は 2,613 万ウォン(2,748 万ウォン)となっている。企業類型別では大企業、中堅企業、中小企業、ベンチャー企業が支出した平均人件費及び教育費の合計は其々 3,669 万ウォン(3,636 万ウォン)、3,689 万ウォン(3,925 万ウォン)、2,117 万ウォン(2,252 万ウォン)、2,803 万ウォン(2,862 万ウォン)となっている。

[表 2.2] 知的財産担当者の人件費及び教育費の状況

	人件費	教育費	合計
全体	2,533 万ウォン	80 万ウォン	2,613 万ウォン
大企業	3,577 万ウォン	92 万ウォン	3,669 万ウォン
中堅企業	3,556 万ウォン	133 万ウォン	3,689 万ウォン
一般中小企業	2,058 万ウォン	59 万ウォン	2,117 万ウォン
ベンチャー/INNO-BIZ 企業	2,708 万ウォン	95 万ウォン	2,803 万ウォン

### 3. 知的財産サービスの活用状況

2014 年の 1 年間外部の知的財産サービス<sup>21</sup>を利用した企業は全体の 55.6% (58.3%) となっている([表 2.3])。企業類型別ではベンチャー企業の 68.7% (71.0%)、中堅企業の 60.9% (63.5%) が知的財産サービスを利用したと回答し、大企業 57.0% (56.4%)、一般中小企業 47.1% (50.0%) より多少高い比率であることが分かった。

<sup>20</sup> 企業が保有している知的財産担当者全員に対する総人件費及び教育費を意味する。

<sup>21</sup> 知的財産サービスとは知的財産の創出、管理、活用、保護、取引などを支援する専門サービスで、情報調査及び分析、技術移転及び取引、IP翻訳、コンサルティングなどの事業を意味する。

[表 2.3] 知的財産サービスの利用状況

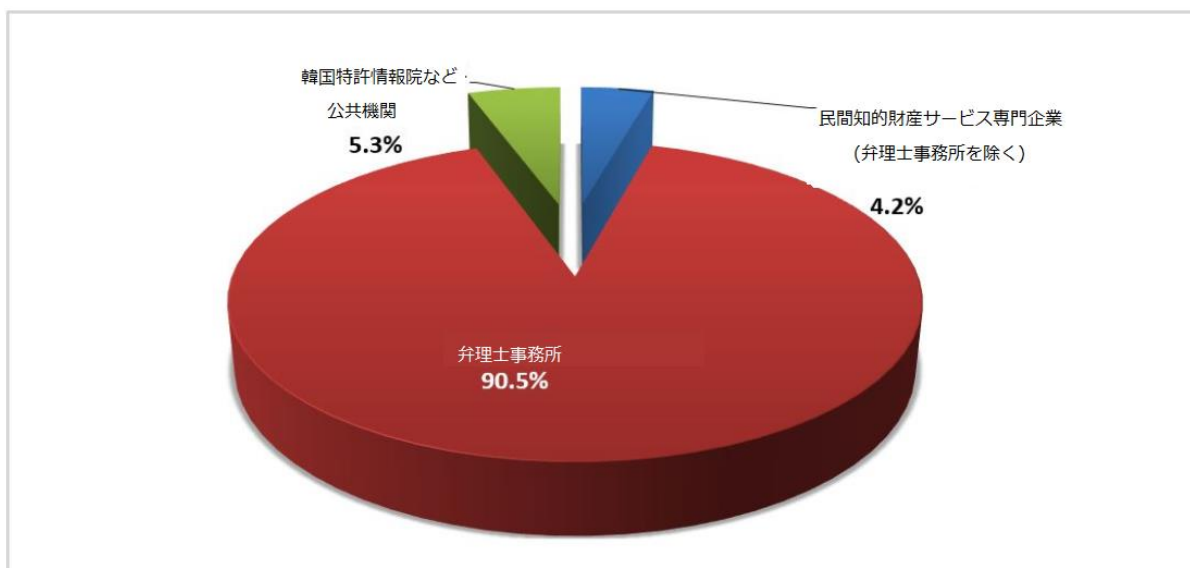
(単位：万ウォン)

区分	利用している	IP 情報調査/分析	技術移転/取引	IP 翻訳	IP コンサルティング	IP インフラ	その他	合計	
全体	55.6%	200	53	40	32	117	1,060	1,503	
企業 類型 別	大企業	57.0%	609	24	76	69	239	2,531	3,549
	中堅企業	60.9%	288	71	80	19	263	2,472	3,193
	一般中小企業	47.1%	93	67	26	30	110	505	831
	ベンチャー/INN00-BIZ企業	68.7%	202	37	36	30	47	1,052	1,403
出願 件数 別	年平均 10 件未満	53.8%	128	42	23	18	85	691	987
	年平均 10～20 件	76.1%	224	67	77	68	96	1,726	2,258
	年平均 21～60 件	73.3%	740	187	129	46	157	5,386	6,644
	年平均 61 件以上	80.6%	2,437	242	563	533	1,655	7,962	1 億 3,392

知的財産サービスを利用した企業の 2014 年平均支出額はその他の場合以外に IP 情報調査/分析が 200 万ウォン(208 万ウォン)、IP インフラ 117 万ウォン(123 万ウォン)と相対的に高い比重を占めている。知的財産サービスに対する平均支出額は企業類型別に見ると、大企業と中堅企業、ベンチャー企業の場合は IP 情報調査/分析関連支出額が其々 609 万ウォン(634 万ウォン)、288 万ウォン(297 万ウォン)、202 万ウォン(207 万ウォン)と相対的に高く、一般中小企業の場合は IP 情報調査/分析関連の支出が 93 万ウォン(90 万ウォン)と低いことが分かった。これは一般中小企業の場合、先

行特許(技術)調査を行っている比率などが他の企業類型に比べて相対的に低いことを踏まえると、特許情報調査及び分析に関する専門性及び費用、時間の限界を感じていると見られ、これに関する支援が求められていることが分かる。

知的財産サービスを提供する機関類型別利用比重は弁理士事務所が 90.5% (90.6%) と最も大きな比重を占めている ([図 2.8])。企業類型別では大企業 95.6% (95.5%)、中堅企業が 91.2% (92.5%)、一般中小企業 88.5% (88.6%)、ベンチャー企業 91.4% (91.1%) が弁理士事務所を利用していると回答している。特許情報院など公共機関は 5.3% (5.5%)、民間知的財産サービス専門企業は 4.2% (3.9%) となっている。特許情報院など公共機関の利用比重は一般中小企業の場合 6.2% (6.4%) と他企業類型より相対的に高いことがわかった。

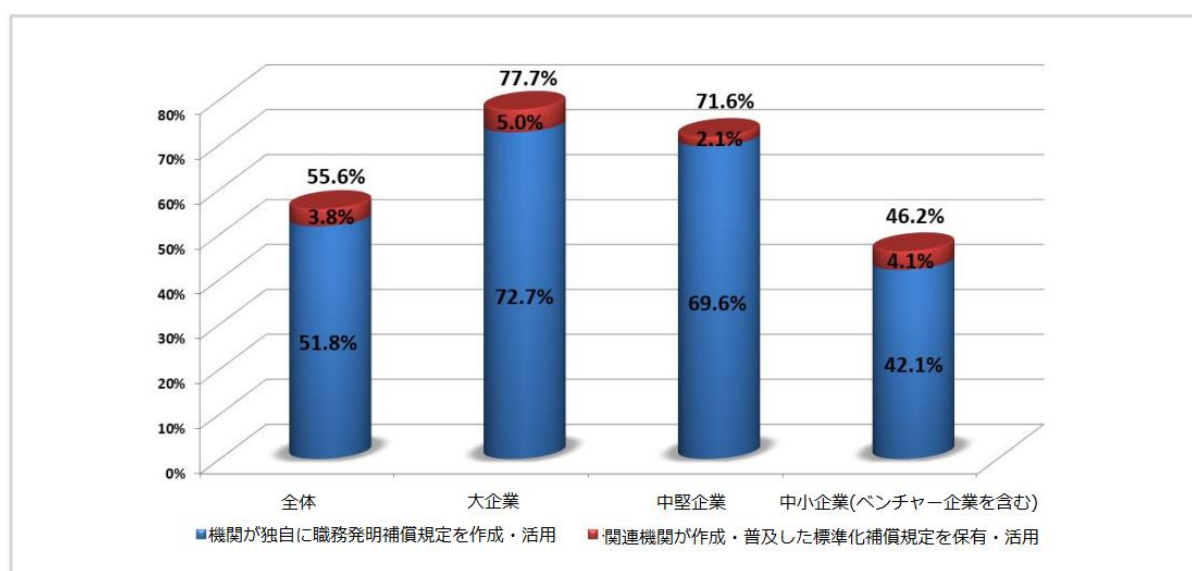


[図 2.8] 知的財産サービス提供機関別の利用比重

## 第2節 特許基盤の知的財産活動

### 1. 職務発明補償<sup>22</sup>

職務発明補償規定を保有・活用している企業の比率は 55.6%となっている（[図 2.9]）。これを細分化すると、機関が独自に職務発明補償規定を作成して活用している比率は 51.8%であり、特許庁など関連機関が作成・普及・標準化した職務発明補償規定を保有・活用している比率は 3.8%であることが分かった。



[図 2.9] 職務発明補償規定の保有及び活用状況

注. 2010 年度既存母集団基準の標本調査結果である。

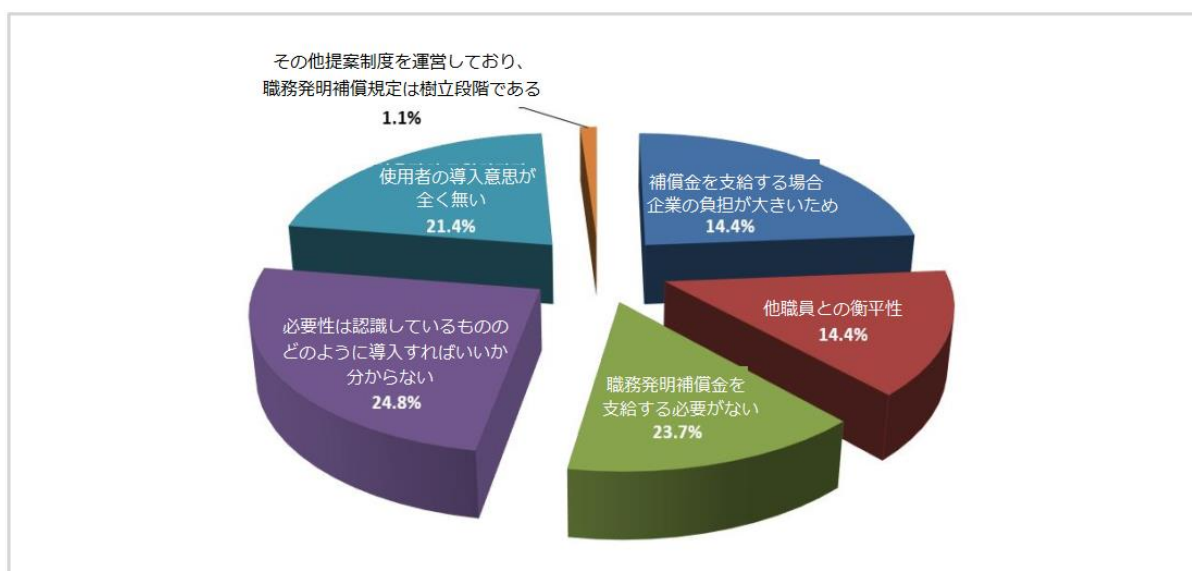
企業類型別では大企業の 77.7%が職務発明補償規定を保有及び活用しており、最も高く、中堅企業の 71.6%、中小企業(ベンチャー企業を含む)の 46.2%が職務発明補償規定を保有及び活用していることがわかった。中小企業(ベンチャー企業を含む)の

<sup>22</sup> 研究者が職務上行った発明に対して会社はその発明に対する特許権を承継し、特許取得と事業化を通じて発生した利益を研究者に補償することを指す。したがって、職務発明補償規定の保有状況は特許中心の知的財産活動として2010年既存母集団基準による標本調査結果を提示する。



職務発明補償規定の保有及び活用比率は相対的に他の企業類型に比べて低いことが分かった。

補償規定を保有していない理由は、必要性は認識しているもののどのように導入すればいいか分からないと回答した比率が 24.8%で最も高い([図 2.10])。企業類型別に見ると、該当比率はやはり大企業の 19.4%より中小企業(ベンチャー企業を含む)が 25.8%とたかいことが分かる。中小企業(ベンチャー企業を含む)を対象に職務発明補償規定に対する認識向上、政府の政策的な支援を通じた導入促進策が必要であると見られる。また、職務発明補償規定の導入に向けた政策の広報策を講じることも求められる。



[図 2.10]職務発明補償規定を保有していない場合、その主な理由

注. 2010 年度既存母集団の推定値である。

職務発明補償の類型別実施状況を見ると以下の[表 2.4]のとおりである。国内特許登録補償、国内特許出願補償、海外特許登録補償を実施している比率が其々93.6%、85.5%、62.7%と高いことが分かった。企業類型別では、大企業の場合は国内特許登録及び国内特許出願補償の場合が其々96.8%、90.3%で最も高く、中堅企業、中小企業(ベンチャー企業を含む)の場合にも国内特許登録補償の場合が最も高い比率であった。職務発明に対して金銭的な補償を実施する場合の補償金水準は、国内特許登録補

償平均 94.7 万ウォン、国内特許出願補償平均 35.2 万ウォン、海外特許登録補償平均 69.4 万ウォン、海外特許出願補償平均 35.5 万ウォンとなっている。

[表 2.4]職務発明補償類型別の実施比率

	全体	大企業	中堅企業	中小企業(ベンチャー企業を含む)
発明提案(発明届出)補償	48.8%	36.6%	39.2%	60.7%
出願留保	42.4%	40.9%	41.2%	43.8%
国内特許出願	85.5%	90.3%	90.2%	80.3%
国内特許登録	93.6%	96.8%	93.1%	92.1%
海外特許出願	56.3%	55.9%	55.9%	56.7%
海外特許登録	62.7%	67.7%	60.8%	60.1%
その他産業財産権の国内登録	62.7%	65.6%	64.7%	64.6%
その他産業財産権の海外登録	51.2%	46.2%	52.9%	54.5%
自社実施	45.8%	54.8%	44.1%	42.1%
他社実施	30.0%	46.2%	31.4%	20.8%
処分	30.6%	46.2%	27.5%	24.2%

注. 2010 年度既存母集団基準の標本調査値である。

職務発明補償と関連する制度の効果と関連し、職務発明に対する補償実施または補償水準の拡大が機関内発明件数及び品質向上と技術流出防止に効果的であると答えた比率が其々46.1%と38.1%を占めている。

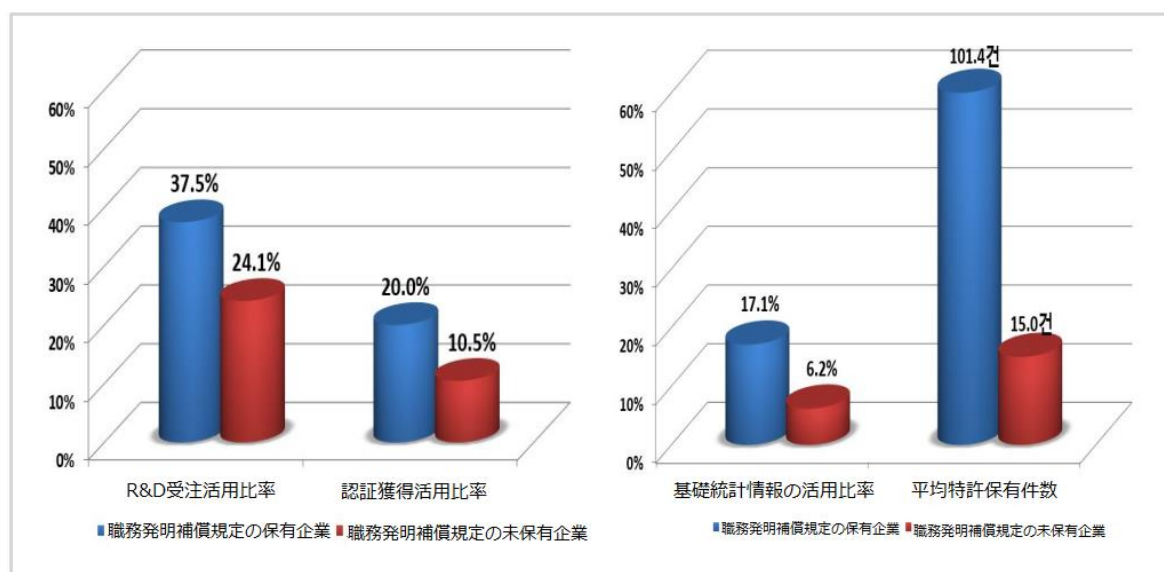
<職務発明補償規定の保有企業及び未保有企業における知的財産活動の比較>

職務発明補償規定を保有している企業が産業財産権を R&D の遂行または各種認証の獲得に活用した比率を分析した結果、未保有企業に比べて極めて高いことが分かった。

職務発明補償規定を保有している企業が産業財産権を R&D の遂行及び認証獲得に活

用した比率は其々37.5%、20.0%であり、未保有企業の場合は其々24.1%、10.5%であることが分かった。

また、職務発明保有企業の基礎統計情報を活用する比率と平均特許保有件数を調査した結果、未保有企業に比べて高いことが分かった。職務発明補償規定保有企業の場合、基礎統計情報の活用比率と平均特許保有件数は其々17.1%、101.4件であり、未保有企業の6.2%、15.0件に比べて比較的に高いことが分かった（[図 2.11]）。



[図 2.11]職務発明補償規定の保有企業及び未保有企業の知的財産活動状況

注. 2010年度既存母集団基準の標本調査値である。

### <企業の全体出願件数による職務発明補償規定の保有比率>

職務発明補償規定を保有している企業の比率を企業の全体特許出願件数別に見ると、特許出願が多い企業の保有比率が高いことが分かった。5件以上出願企業の比率は55.6%で、10件以上出願した企業の比率は57.5%、20件以上出願した多出願企業の場合は職務発明補償規定を保有している企業の比率は60.4%であることが分かった（[表 2.5]）。

[表 2.5]全体特許出願件数による職務発明補償規定の保有比率

企業規模	5件以上	10件以上	20件以上	全体出願
大企業	77.7%	78.8%	79.9%	77.7%

中堅企業	71.6%	73.0%	74.0%	71.6%
中小企業 (ベンチャー企業を含む)	45.8%	47.3%	48.7%	46.2%
全体	55.6%	57.5%	60.4%	55.6%

注. 2010年既存母集団基準標本調査の結果。但し、基準年度に特許出願がない企業は除外。

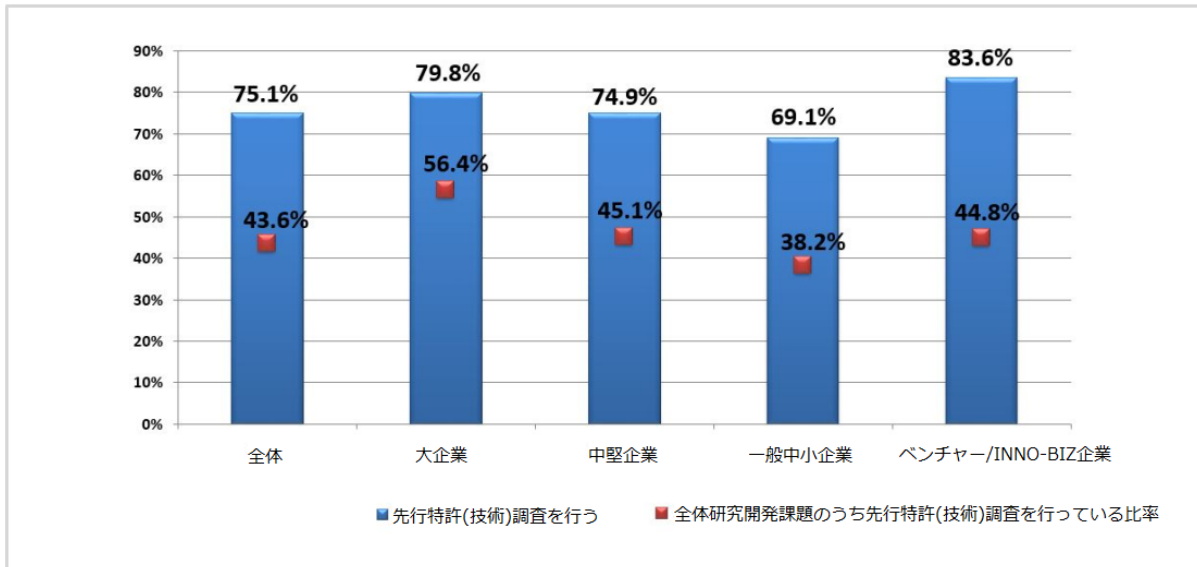
## 2. 先行特許(技術)調査<sup>23</sup>など特許情報の活用<sup>24</sup>

研究開発の企画段階で先行特許(技術)調査など特許情報を調査する企業の比率は75.1%となっている([図 2.12])。この企業は全体研究開発課題の43.6%に対して先行特許(技術)調査を行っていることが分かった。

企業類型別では大企業79.8%、中堅企業74.9%、一般中小企業69.1%、ベンチャー企業83.6%が先行特許(技術)調査を行っていると答えている。大企業が先行特許(技術)調査活動を最も活発に展開しており、全体研究開発課題のうち先行特許(技術)調査を行っている比率はやはり大企業が56.4%で最も高く、一般中小企業が38.2%で多少低い結果となっている。

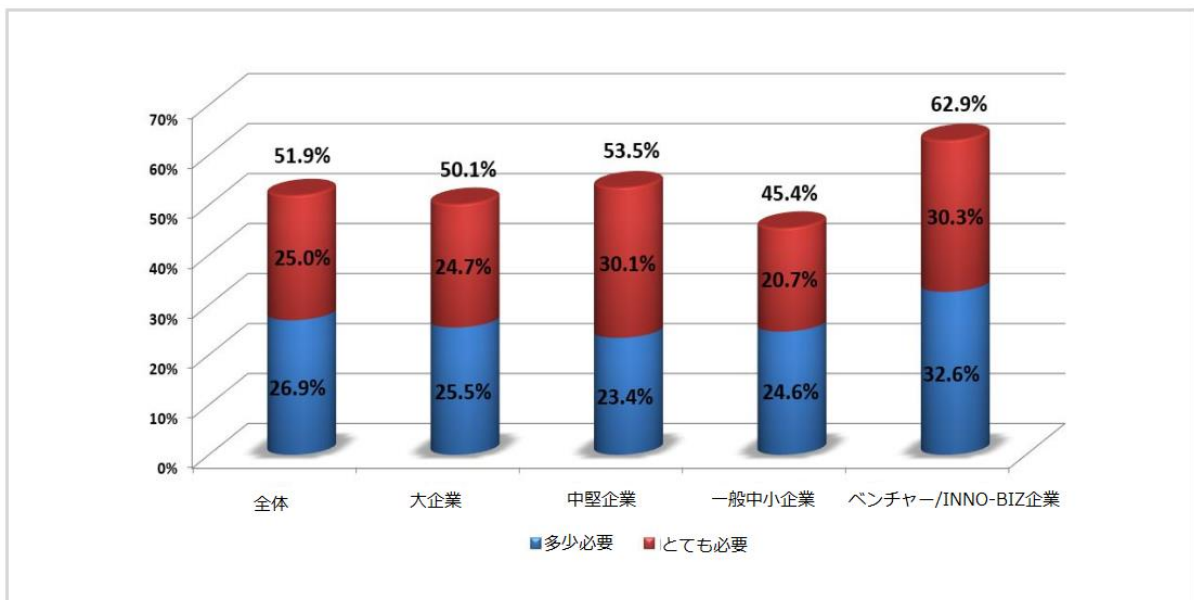
<sup>23</sup> 先行特許(技術)調査とは、新技術の開発などのための研究開発(R&D)活動に先立って開発しようとする技術に対する先行技術または該当技術と同一もしくは類似した特許が存在しているかどうかなどを調査するものである。

<sup>24</sup> 先行特許(技術)調査活動の場合、特許集中的な特許基盤の知的財産活動であり、特許、実用新案中心の2010年母集団を基準に算出した母集団推定値を表記している。



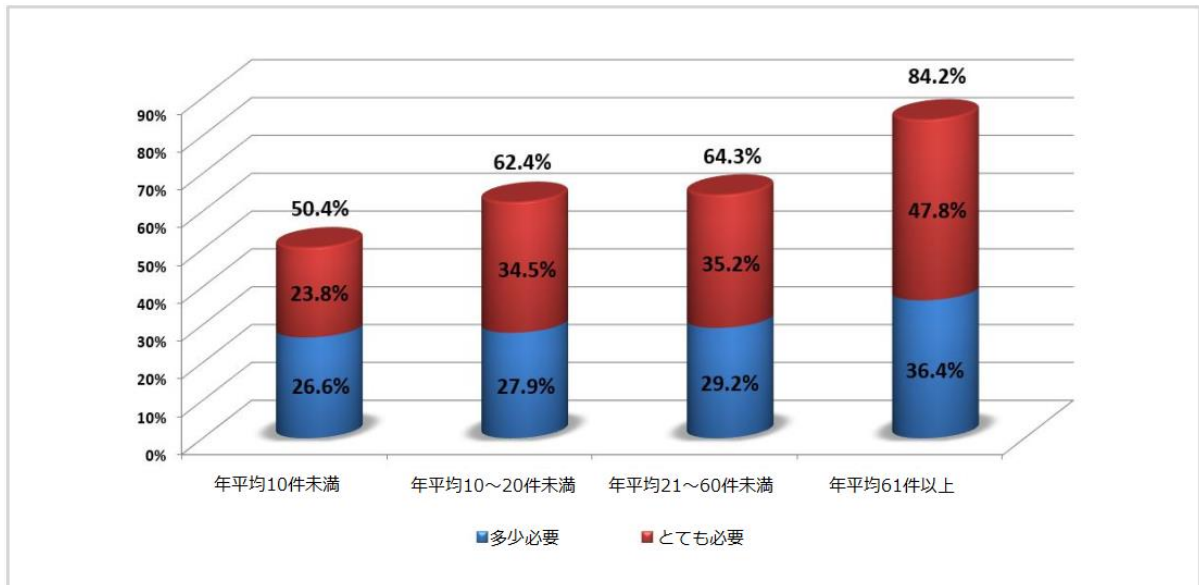
[図 2.12] 先行特許(技術)調査の実施状況

知的財産担当者が認識している先行特許(技術)調査の必要性に対しては全体の51.9%が必要またはとても必要であると回答している([図 2.13])。企業類型別ではベンチャー企業が先行特許(技術)調査の必要性を最も強く感じ、一般中小企業の認識が最も低いことが分かった。出願件数別に見ると([図 2.13])、多出願企業であるほど<sup>25</sup>先行特許(技術)調査がとても必要であると回答した比率が増加した。



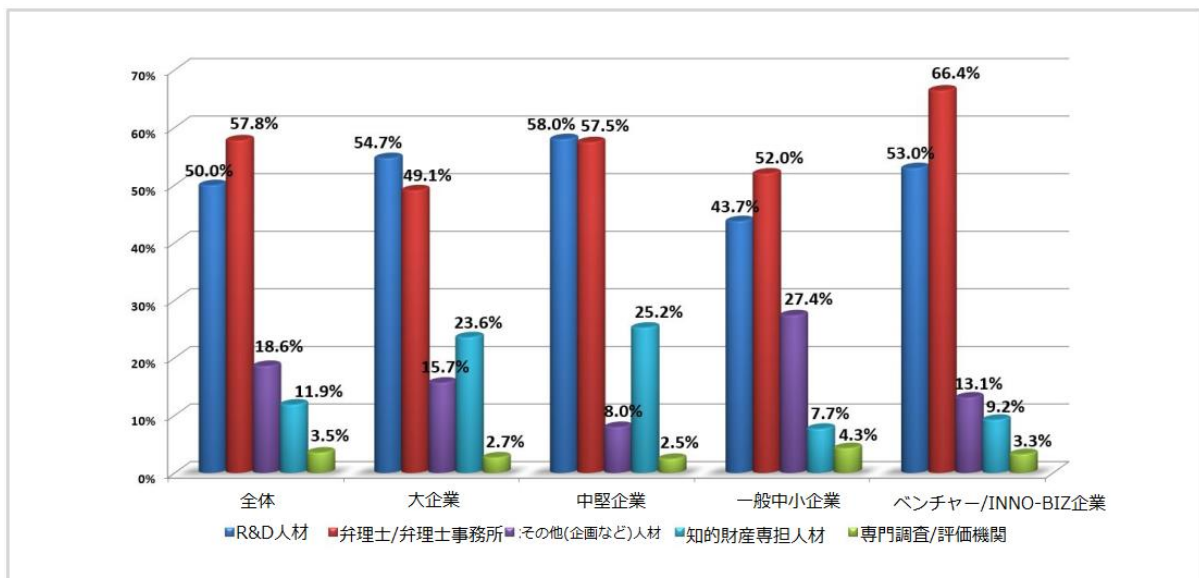
[図 2.13] 先行特許(技術)調査の必要性

<sup>25</sup> 10件未満出願企業の場合23.8%、10-20件の場合34.5%、21-60件の場合35.2%、61件以上多出願企業の場合47.8%



[図 2.14] 出願件数別の先行特許(技術)調査の必要性

先行特許(技術)調査を行っている場合の 57.8%が該当業務を弁理士または弁理士事務所を通じて行っていると答えて最も高く([図 2.15])、R&D 人材を通じて行っている場合は 50.0%であった。



[図 2.15] 先行特許(技術)調査を行う場合の実施人材

注. 複数回答

企業類型別に見ると、大企業と中堅企業の場合はむしろ先行特許(技術)調査の際にR&D人材を通じて行う比率が弁理士/弁理士事務所に依頼して行う比率より高く、一般中小企業とベンチャー企業の場合は逆に弁理士または弁理士事務所に依頼して行う比率がR&D人材を通じて行う比率より高いことが分かった。知的財産専担人材が該当業務を行う比率は大企業と中堅企業の場合其々23.6%、25.2%と全体に比べて高く、一般中小企業及びベンチャー企業の場合は相対的に低いことが分かった。一方、年平均61件以上の多出願企業の場合は知的財産専担人材が業務を行う比率が53.8%で相対的に極めて高いことが分かった。<sup>26</sup>

### 3. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力<sup>27</sup>

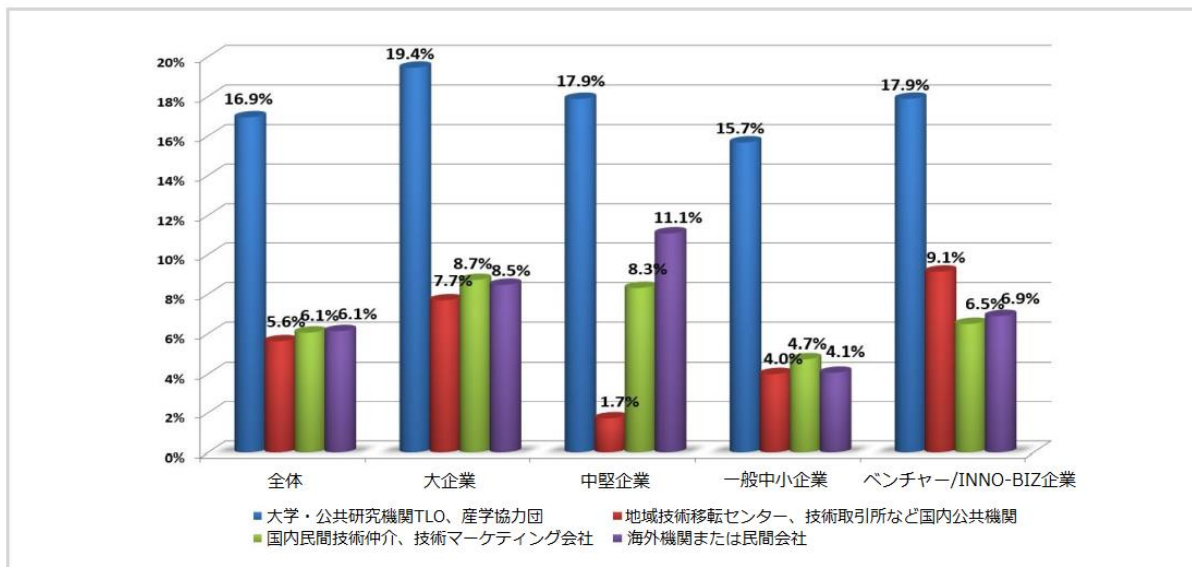
最近3年間技術取引及び技術マーケティングのために技術取引機関に業務を依頼、もしくは協約を締結した企業の比率は[図 2.16]のとおりである。全体企業の16.9%が大学・公共研究機関の技術移転専門担当組織(TLO)及び産学協力団に業務を依頼したことがあると答えている。また、地域技術移転センターなど国内公共機関、国内民間技術仲介会社、海外機関に業務を依頼した企業の比重は其々5.6%、6.1%、6.1%となっている。

企業類型別では大学・公共研究機関の技術移転専門担当組織(TLO)及び産学協力団に依頼した比率は全ての企業類型において高いことが分かった。海外機関または国内民間技術会社に依頼した比率は他企業類型に比べて大企業と中堅企業において比較的に高く、国内民間技術会社に依頼した比率は其々大企業が8.7%、中堅企業が8.3%、ベンチャー企業が6.5%、一般中小企業が4.7%となっている。地域技術移転センターなど国内公共機関に依頼した比率はベンチャー企業が9.1%で最も高い。

---

<sup>26</sup> 年平均10件未満企業で知的財産専担人材が業務を行っている比率は9.2%に過ぎない。

<sup>27</sup> 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力と関連する活動は先行特許(技術)調査と同様に特許集中的な特許基盤の知的財産活動で、特許、実用新案中心の2010年母集団を基準に算出した母集団推定値を表記している。

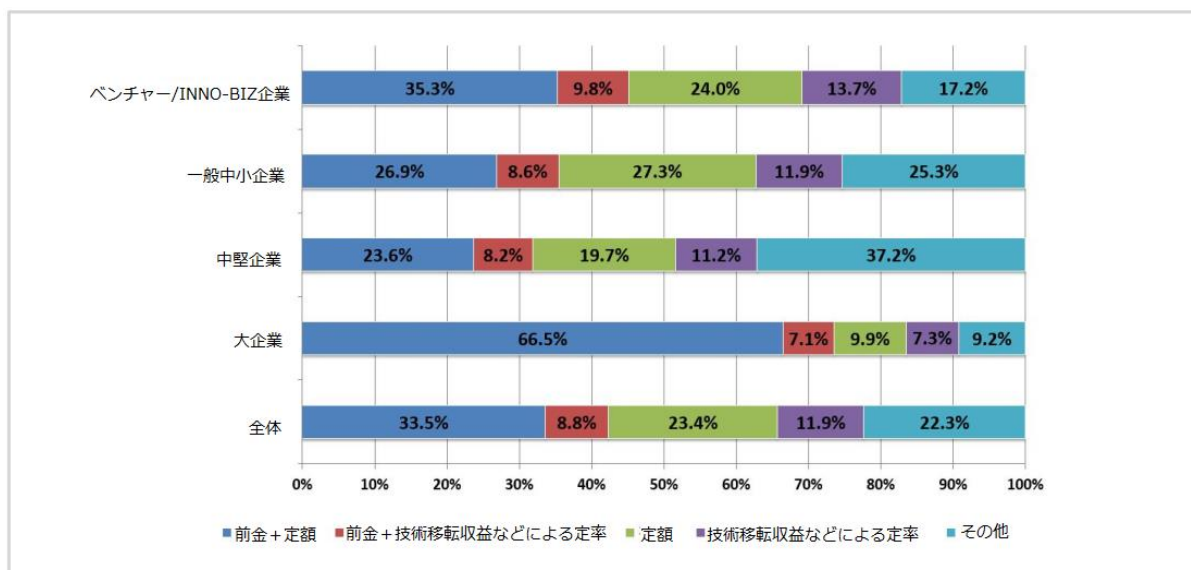


[図 2.16] 最近 3 年間技術取引機関に対する業務依頼及び締結状況

技術取引機関などに業務を依頼した場合、主な費用支払い方法は調査/マーケティング費用など活動費(前金)と成功報酬(定額)が混ざった形態が全体の 33.5%で最も高い比重を占めた([図 2.17])。また、成功報酬として定額を支給する場合は 23.4%、技術移転収益などによる定率の成功報酬のみ費用を支給する場合は 11.9%であった。一方、活動費(前金)と技術移転収益などによる定率の成功報酬が混ざった形態で支給する場合は 8.8%で最も低い。

企業類型別では、大企業は活動費(前金)と成功報酬(定額)が混ざった形態で費用を支払った比率が最も高い。中堅企業とベンチャー企業の場合も活動費(前金)と成功報酬(定額)が混ざった形態が最も高いが、成功報酬(定額)形態の費用支給方法も非常に高いことが分かった。特に、一般中小企業の場合は成功報酬(定額)の形態で支給した場合が 27.3%で最も高い。これは技術移転費用を支給するに当たって、一般中小企業のような小規模の企業は成功報酬(定額)が混ざった形態を好み、一方大企業など規模の大きい企業の場合は前金と定額が混ざった形態を好んでいることが分かる。





[図 2.17] 技術取引機関などに業務を依頼した場合の主な費用支給方法

企業が保有している知的財産取引のために IP-mart<sup>28</sup>など国内オンライン技術取引システムを活用している企業の比率は全体の 18.5%となっている([表 2.6])。国内オンライン取引システムを活用している企業のうち活用度が比較的に高いと肯定的に答えた比率は 11.2%となっている。

企業類型別に見ると、ベンチャー企業の場合は国内オンライン及びオフライン取引システムを活用している比率が他企業類型に比べて高く、海外オンライン及びオフライン取引システムの活用率も高い方である。しかし、活用企業に限って活用度を調査した結果、活用度は比較的に低い方であった。

[表 2.6] 国内技術取引システムの活用度

	全体	大企業	中堅企業	一般中小企業	ベンチャー/INNO-BIZ企業

<sup>28</sup> IP-martは特許庁が運営しているインターネット特許技術市場であり、特許技術の技術移転・取引及び事業化など関連情報を提供し、利用者が自律的に技術取引に参加できるよう、オンライン上で特許技術取引を仲介する専門ポータルサイト(<http://www.patentmart.or.kr/>)である。

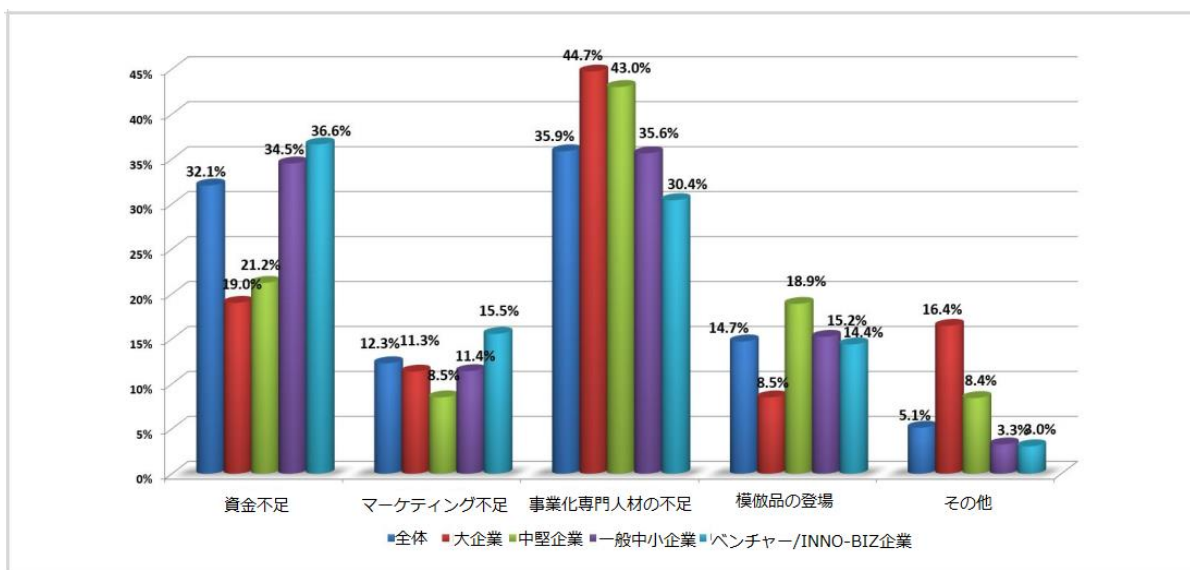
国内オンライン取引システム	活用企業	18.5%	16.7%	15.9%	16.9%	22.8%
	活用度が比較的に高い	11.2%	4.1%	10.1%	15.1%	8.3%
国内オフライン取引システム	活用企業	18.4%	14.3%	14.2%	17.4%	23.3%
	活用度が比較的に高い	9.6%	5.3%	2.3%	11.8%	9.4%
海外オンライン取引システム	活用企業	14.8%	11.0%	11.3%	14.2%	18.4%
	活用度が比較的に高い	3.9%	4.3%	9.2%	1.9%	5.0%
海外オフライン取引システム	活用企業	14.2%	11.1%	11.1%	13.2%	18.2%
	活用度が比較的に高い	4.1%	6.1%	10.9%	2.1%	4.5%

注. 「活用度が比較的に高い」は 5 点尺度(1:活用度が低い、5:活用度が高い)で  

$$[(4 \text{ と } 5 \text{ で回答した企業数}) / (\text{活用した経験のある企業数})] \times 100(\%)$$

特許技術移転博覧会など国内オフライン取引システムを活用している企業の比率は 18.4%でオンライン取引システムを活用する比率と同水準であることが分かった。また、実際オフラインシステムを活用している企業のうち活用度が高いと答えた比率は 9.6%でオンライン取引システムより低い。企業類型別では、ベンチャー企業の場合活用率が最も高く、活動度は一般中小企業の方が高いことが分かった。

企業にとって特許技術の事業化における最も大きな問題として、全体の 35.9%が事業化専門人材の不足を挙げている([図 2.18])。また、資金不足によって事業化が難しいと答えた企業も 32.1%を占めている。



[図 2.18] 特許技術の事業化における最大の問題点

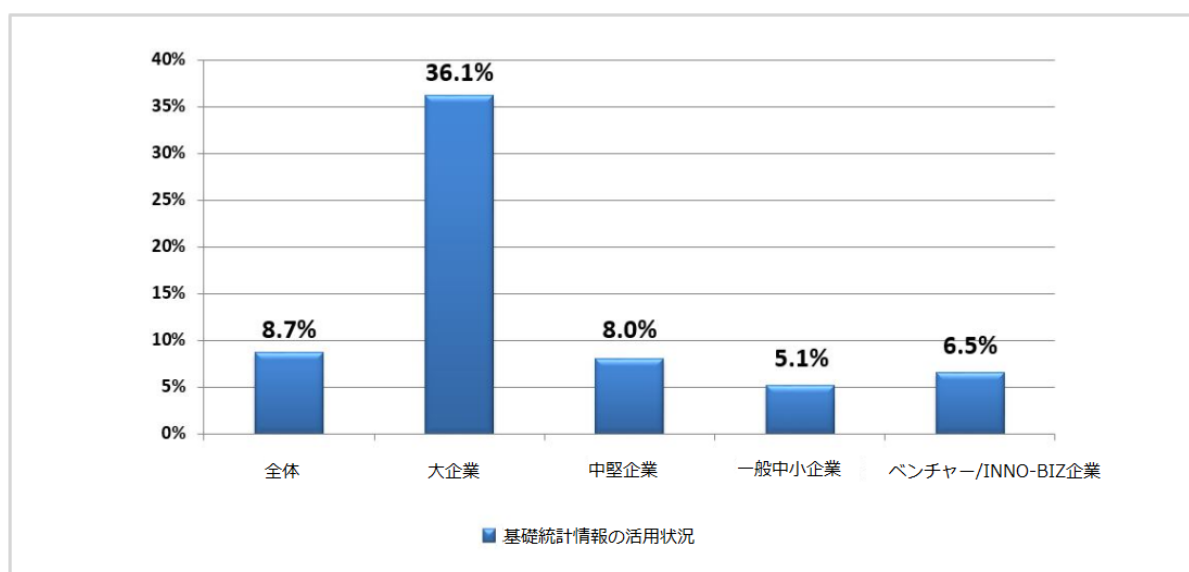
事業化における問題点として事業化専門人材の不足を指摘した比率は大企業 44.7%、中堅企業 43.0%、一般中小企業 35.6%、ベンチャー企業 30.4%の順であり、資金不足を挙げた企業の比率は大企業 19.0%、中堅企業 21.2%、一般中小企業 34.5%、ベンチャー企業 36.6%の順であることが分かった。

### 第3節 知的財産の創出及び活用

#### 1. 知的財産基礎統計情報及び情報システム

知的財産統計など基礎統計情報を活用している比率は全体の 8.7% (9.2%) となっている ([図 2.19])。機関類型別では、大企業の活用比率が 36.1% (36.0%) と最も高く、中堅企業 8.0% (8.5%)、ベンチャー企業 6.5% (6.2%)、一般中小企業 5.1% (5.6%) と続いている。

主に活用している統計指標に関する調査項目では「特許登録件数」を利用する割合が回答者の 32.9% (33.0%) であり、「年度別出願件数」を主に活用する比率が 26.3% (26.1%) となっている。

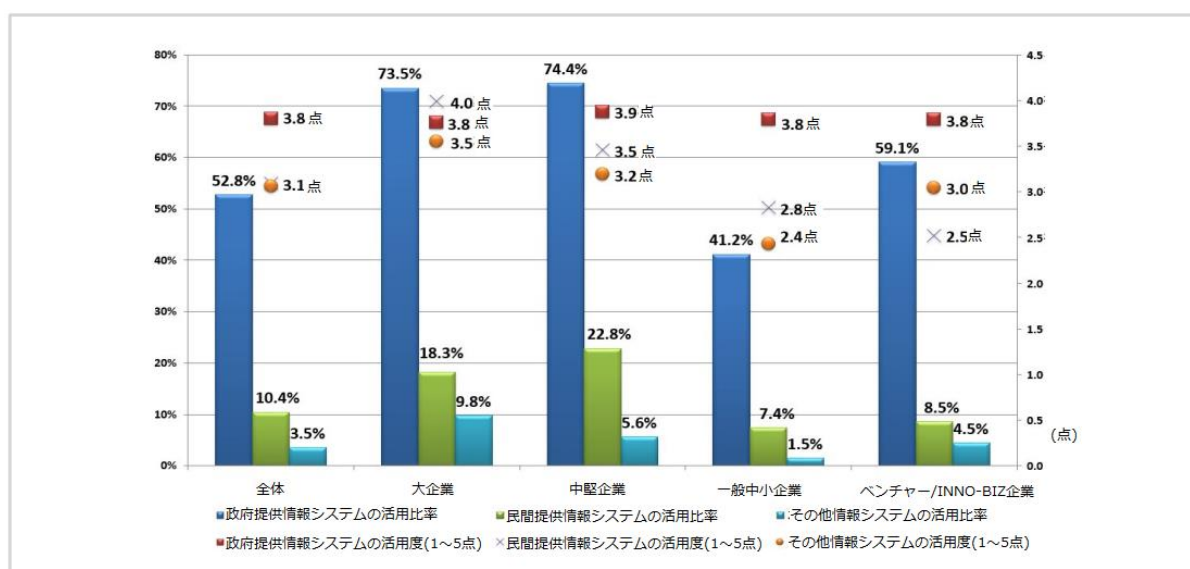


[図 2.19] 知的財産基礎統計情報の活用状況

政府または民間が提供する知的財産情報システムに対する活用度を見ると、まず政府が提供する知的財産情報システムを活用していると答えた比率は 52.8% (56.1%) となっている ([図 2.20])。活用している企業の平均活用度 (5 点尺度) は 3.8 点 (3.8 点)

となっている。企業類型別に見ると、中堅企業の74.4% (76.2%)が情報システムを活用していると答えて最も高く、一般中小企業が41.2% (44.9%)で最も低い。

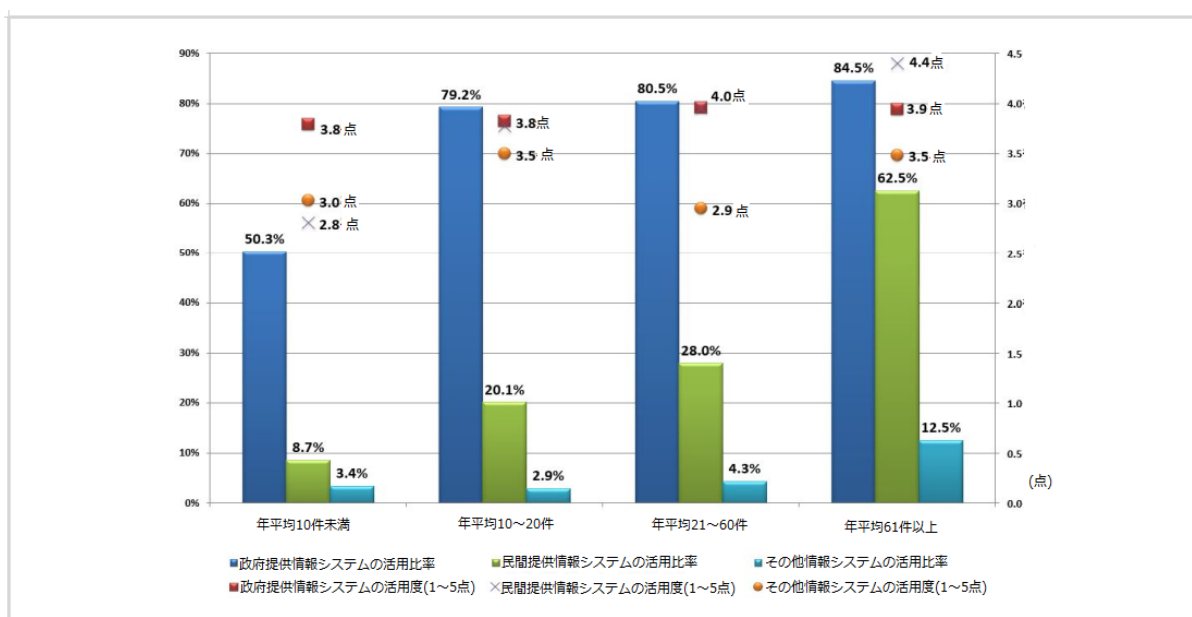
民間が提供する知的財産情報システムを活用していると答えた比率は10.4% (10.7%)となっている([図 2.20])。活用している企業の平均活用度は3.1点 (3.1点)となっている。企業類型別に見ると、中堅企業22.8% (23.4%)、大企業18.3% (18.5%)、ベンチャー企業8.5% (8.9%)、一般中小企業7.4% (7.3%)と続いている。その他情報システムの場合3.5% (3.7%)が活用していると答え、大企業9.8% (9.7%)、中堅企業5.6% (4.7%)、ベンチャー企業4.5% (4.7%)、一般中小企業1.5% (1.7%)となっている。



[図 2.20] 企業類型別の知的財産情報システムの活用

出願規模別に政府が提供する知的財産情報システムの活用比率を見ると、年平均10件未満企業の場合50.3% (53.6%)が活用していると答え、10~20件出願企業が79.2% (79.9%)、21~60件出願企業が80.5% (80.4%)、61件以上多出願企業の場合84.5% (84.5%)となっている([図 2.21])。多出願企業の活用比率が最も高く、知的財産が多いほど情報システムの活用比率が高いことがわかる。主に活用している政府提供情報システムとしては「KIPRIS」が91.0% (90.8%)で最も高い。

民間が提供する知的財産情報システムの活用比率もまた出願規模が大きくなるにつれ、其々活用比率が 8.7% (8.8%)、20.1% (20.3%)、28.0% (28.0%)、62.5% (62.4%)と増加している。主に活用している民間提供情報システムの場合、「WIPS」が 89.0% (88.6%)で最も高い。その他情報システムとしては「NDSL」が 34.3% (34.9%)で最も高く、「世界国家別特許庁」を活用している場合が 23.2% (24.7%)となっている。



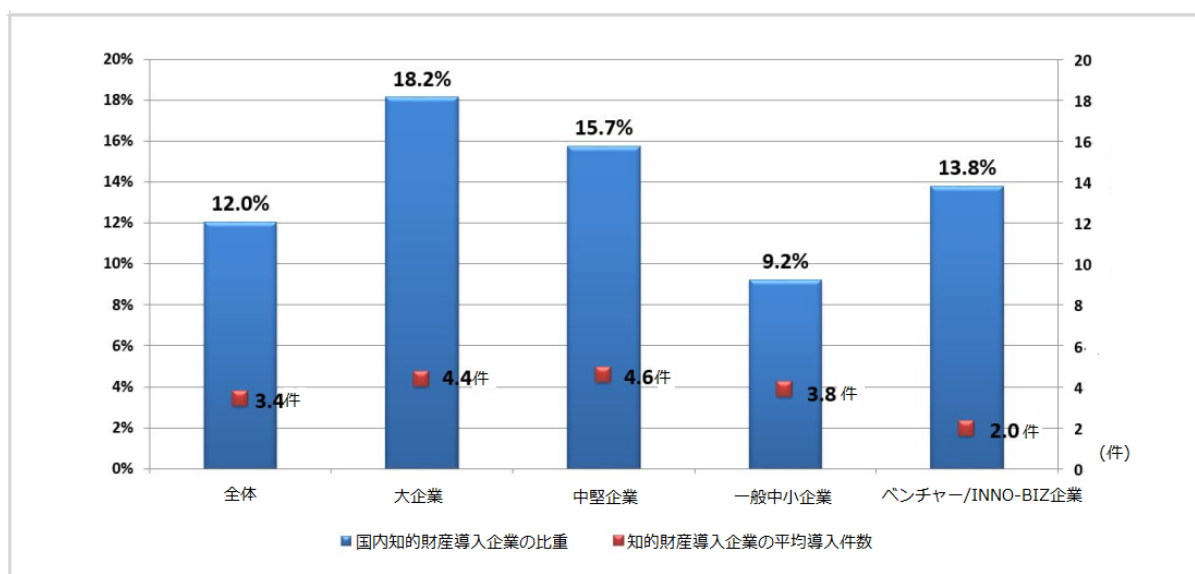
[図 2.21] 出願規模別の知的財産情報システムの活用

## 2. 外部からの知的財産導入実績及び今後の計画

2014 年の 1 年間国内から知的財産を導入した企業は全体の 12.0% (12.7%)となっている ([図 2.22])。企業類型では、大企業の 18.2% (18.1%)、中堅企業の 15.7% (16.4%)、一般中小企業の 9.2% (9.9%)、ベンチャー企業の 13.8% (14.1%)が国内から知的財産を導入したことが分かった。

また、国内から知的財産を導入した企業の平均導入件数は 3.4 件 (3.4 件)、全体企業の平均は 0.4 件 (0.4 件)となっている。企業類型別では大企業、中堅企業、中小企

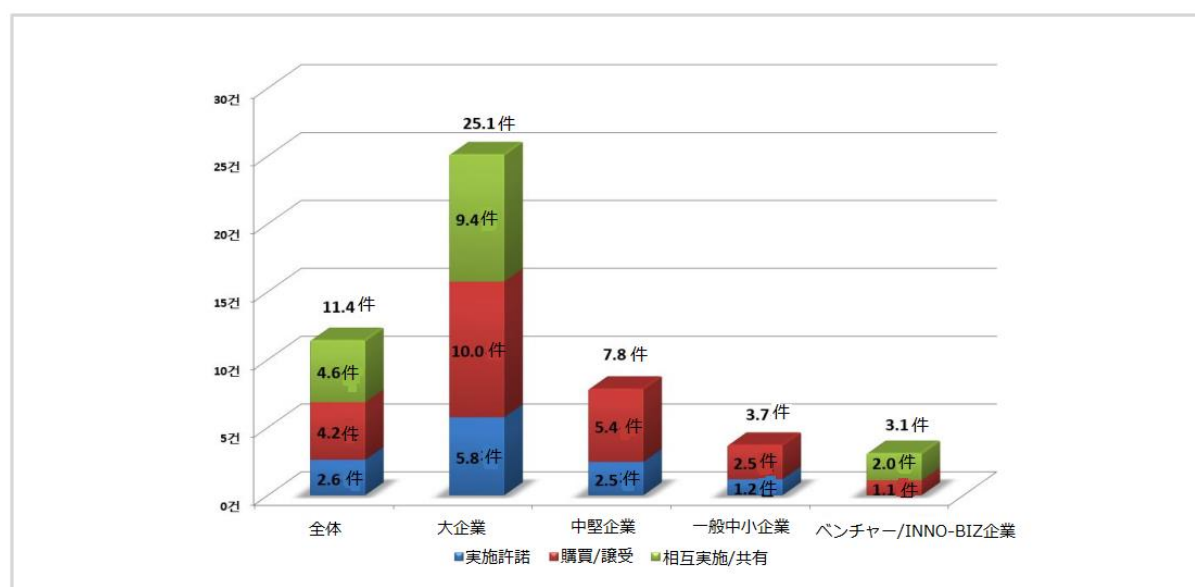
業、ベンチャー企業の場合、知的財産を導入した企業のうち平均知的財産導入件数は  
 其々4.4件(4.4件)、4.6件(4.6件)、3.8件(3.9件)、2.0件(1.9件)となっている。



[図 2.22]国内知的財産導入企業の比率及び平均導入件数

注. 件数は知的財産を導入した企業の平均である。

導入した知的財産を類型別に見ると、平均的に 4.6 件(4.6 件)の知的財産を相互実施/共有の形態で導入しており、また購買/譲受、実施許諾の形で導入した件数も平均  
 其々4.2 件(4.6 件)、2.6 件(2.6 件)となっている([図 2.23])。



[図 2.23]知的財産を導入した企業の類型別導入件数

注. 総件数は個別類型の数値を全て合計した後、最終的に四捨五入した値である。

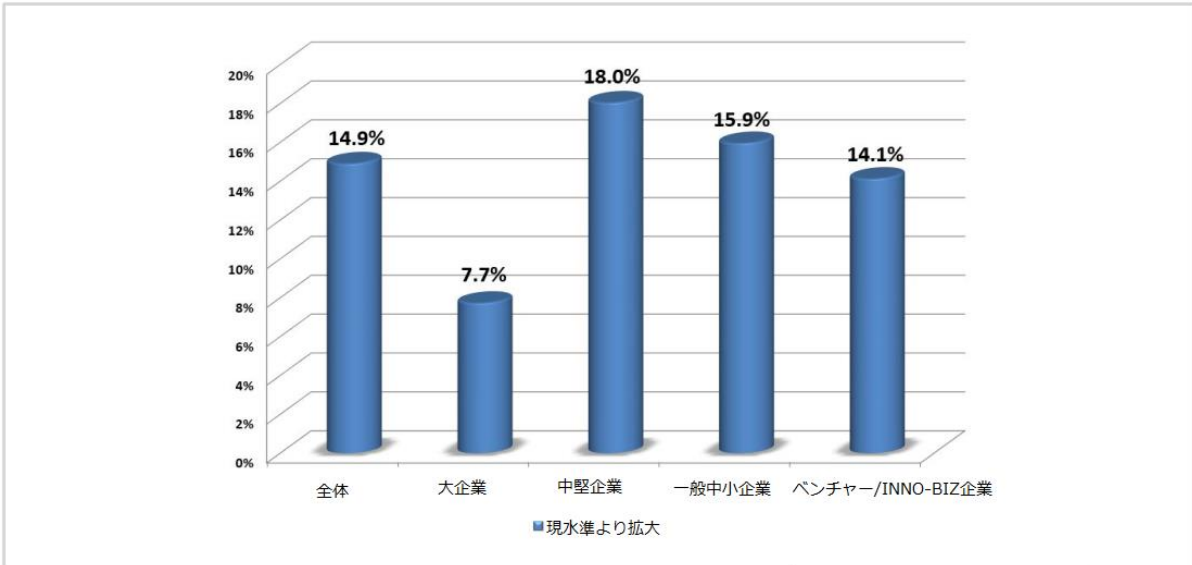
最近 3 年間外部から知的財産を導入した企業の比率は[表 2.7]のとおりである。出捐(研)など公共研究機関から知的財産を導入した企業の比率は 4.3%(4.5%)で最も高い。その他に国内その他企業 4.1%(4.3%)、国内大学が 3.4%(3.8%)と続いている。企業類型別では大企業の場合国内その他企業からの導入比率が 12.9%(12.8%)で高いが、一方ベンチャー企業は国内から知的財産を導入した比率が 5.7%(6.1%)で高いことが分かった。

[表 2.7]最近 3 年間外部から知的財産を導入した企業の比率

	全体	大企業	中堅企業	一般中小企業	ベンチャー/INNO-BIZ 企業
国内グループ系列会社	0.4%	2.1%	1.1%	0.2%	0.0%
国内需要(納品)/供給(下請)企業	1.5%	0.3%	3.5%	1.8%	0.7%
国内その他企業	4.1%	12.9%	7.1%	2.1%	3.6%
国内大学	3.4%	1.0%	5.2%	2.3%	5.7%
出捐(研)など公共研究機関	4.3%	3.3%	4.6%	4.1%	4.9%
海外企業	0.8%	1.8%	2.1%	0.5%	0.7%
海外大学・研究所	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%

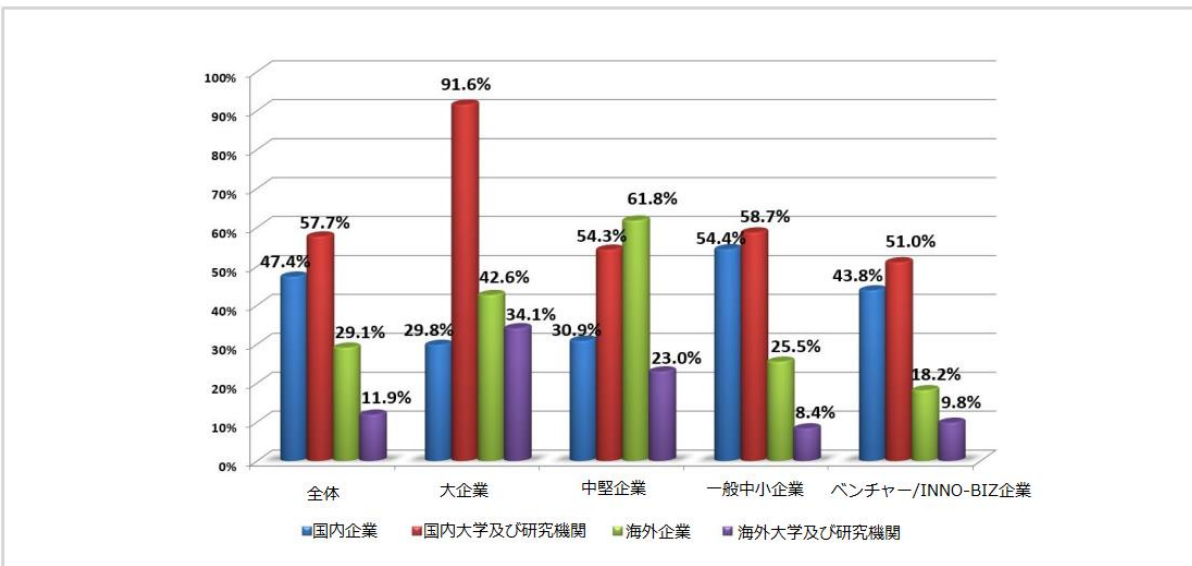
一方、今後外部からの知的財産導入を拡大すると答えた比率は全体の 14.9%(14.4%)となっている([図 2.24])。これは縮小すると答えた比重である 5.2%(5.5%)より高い数値である。企業類型別では中堅企業の導入拡大予定比率が 18.0%(18.9%)で最も高く、出願件数の多い多出願企業であるほど高いことが分かった。





[図 2.24] 知的財産導入を拡大する予定のある企業の比率

知的財産導入に向けた投資拡大を計画している場合、国内大学及び公共研究機関からの知的財産導入を拡大すると答えた企業が 57.7% (59.4%) で最も多く、国内企業からの知的財産導入を拡大すると答えた企業の比率は 47.4% (47.0%) と続いている ([図 2.25])。また、海外企業からの知的財産導入を拡大する計画を立てている企業の比率も 29.1% (29.2%) となっている。



[図 2.25] 知的財産導入に向けた投資拡大の方向

注. 複数回答

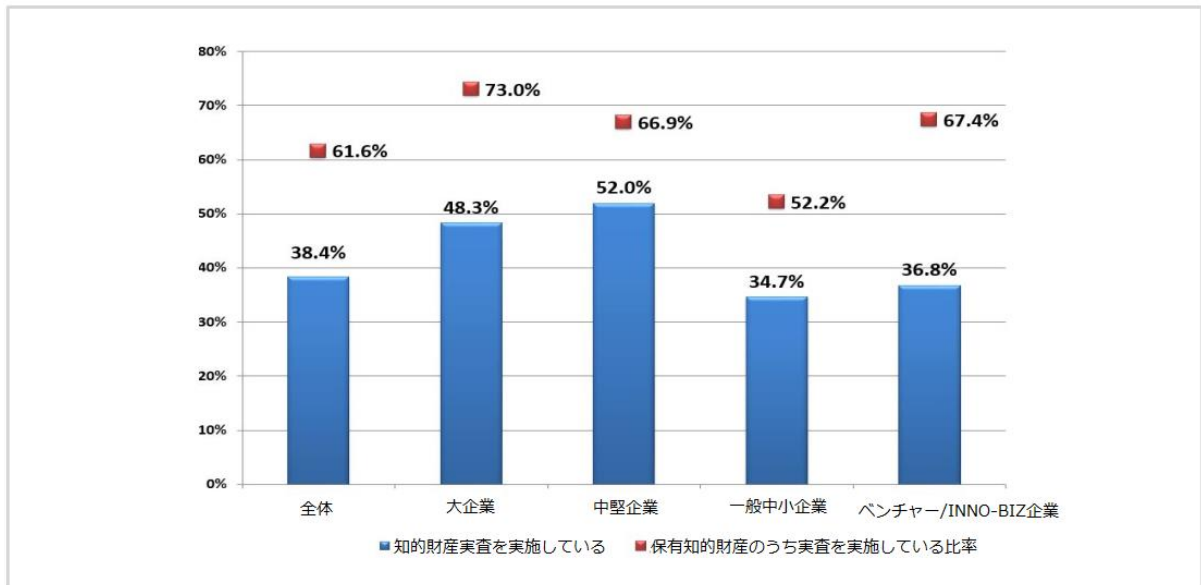
企業類型別に見ると、知的財産の導入拡大を計画している大企業の場合は国内大学及び研究機関から知的財産を導入すると回答した比率が 91.6% (91.3%) で相対的に高い。中堅企業の場合は海外企業から知的財産を導入すると答えた比率が 61.8% (61.8%) で他の企業類型に比べて非常に高く、大企業が 42.6% (43.0%) と続いている。海外大学及び研究機関から知的財産を導入すると答えた比率は大企業が 34.1% (34.4%)、中堅企業が 23.0% (22.9%) で一般中小企業とベンチャー企業の 8.4% (10.0%)、9.8% (10.5%) に比べて高いことが分かった。一方、国内企業から導入すると答えた比率は一般中小企業が 54.4% (53.7%)、ベンチャー企業が 43.8% (46.6%) で、大企業 29.8% (30.5%)、中堅企業 30.9% (30.9%) に比べて高いことが分かった。大企業と中堅企業の場合は海外企業及び機関からの導入に向けた投資拡大、一般中小企業とベンチャー企業は全般的に国内企業からの導入に向けた投資拡大の計画が多いことが分かる。

### 3. 保有知的財産の実査状況

保有している知的財産に対する実査及び評価<sup>29</sup>を行っている企業の比率は全体の 38.4% (40.1%) となっている ([図 2.26])。知的財産実査を行っていると答えた企業は平均的に保有している知的財産のうち 61.6% (60.8%) に対して実査を行っていることが分かった。

---

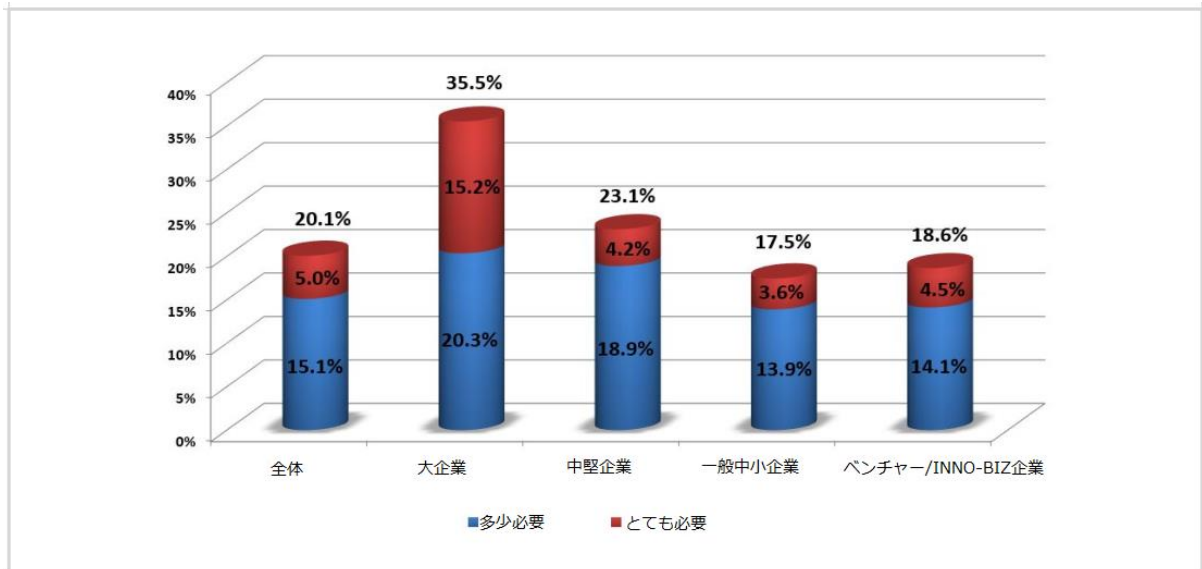
<sup>29</sup> 特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産の価値を把握することを意味する。



[図 2.26] 知的財産実査の実施状況

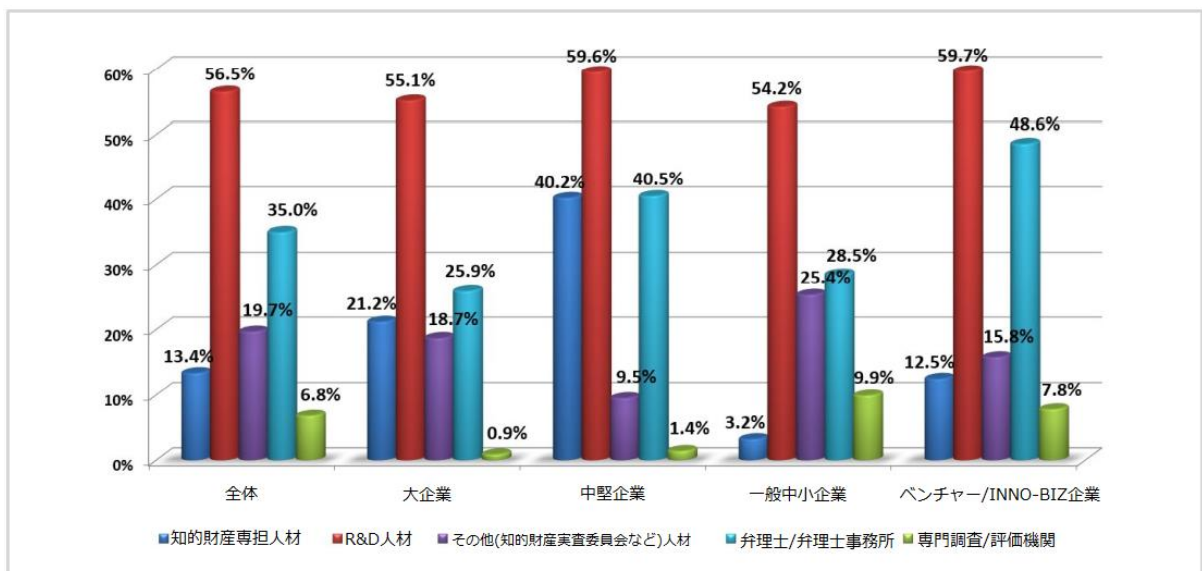
企業類型別に見ると、中堅企業の場合は知的財産に対する実査を行っている比率が 52.0% (51.0%) で他の企業類型に比べて高く、保有知的財産の中で実査を行っている比率は大企業が 73.0% (73.1%) で最も高いことが分かった。

保有している知的財産に対する実査が必要またはとても必要であると回答した企業の比率は全体の 20.1% (21.1%) となっている ([図 2.27])。即ち、全体企業の約 79.9% (78.9%) が知的財産実査の必要性に対して認識していないことを物語っている。大企業の場合 35.5% (35.5%) が知的財産実査が必要またはとても必要であると答え、中堅企業の場合 23.1% (24.6%) が知的財産実査が必要またはとても必要であると答えた。特に、とても必要であると答えた企業の比率は大企業が 15.2% (15.3%) で最も高い。また、多出願企業であるほど該当業務が必要であると答えた企業の比率が高いことが分かった。



[図 2.27] 知的財産実査の必要性

知的財産実査を行っている企業のうち 56.5% (56.6%) は R&D 人材が直接該当業務を担当していること答えている ([図 2.28])。弁理士及び弁理士事務所に該当業務を依頼して遂行していると答えた場合は 35.0% (35.5%) で、その他人材が実査業務を行っている企業は 19.7% (20.0%) である。知的財産専門担当人材が実査業務を行っている企業は 13.4% (14.3%) となっている。



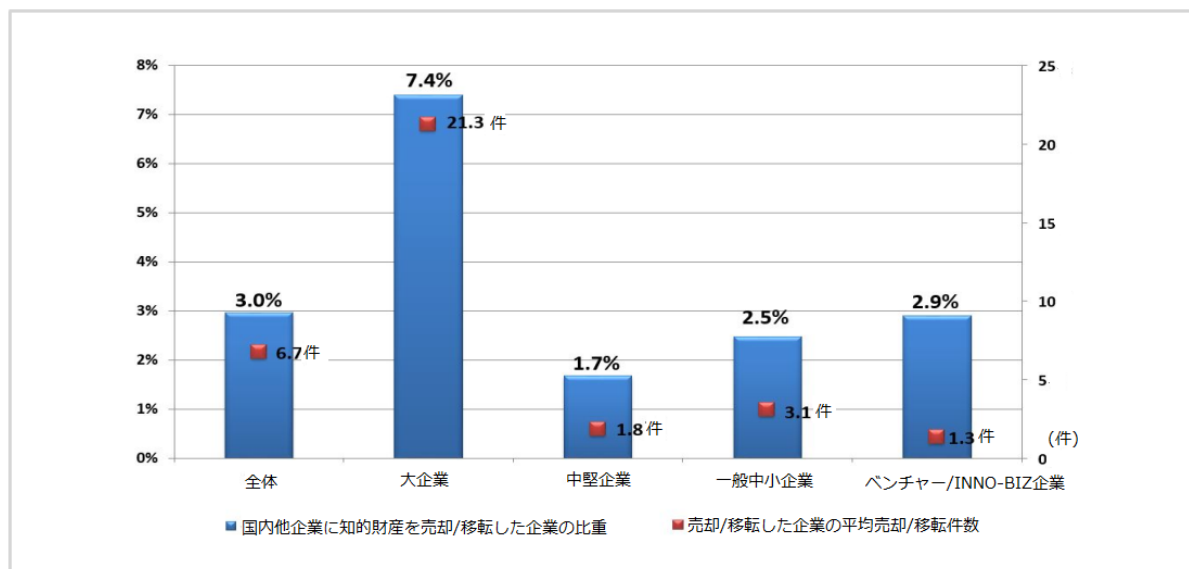
[図 2.28] 知的財産実査を行っている場合の遂行人材

注. 複数回答

企業類型別に見ると、知的財産専門担当人材が関連業務を行っている比率は大企業が 21.2% (21.3%)、中堅企業が 40.2% (40.9%) で相対的に高く、出願件数別に見てもやはり年平均 61 件以上の多出願企業が 62.2% (62.2%) と高いことが分かった。また、弁理士/弁理士事務所を活用している比率はベンチャー企業が 48.6% (50.1%) で他の企業類型より高く、専門調査/評価機関などの外部人材を活用する比率は一般中小企業が 9.9% (10.2%) で他の企業類型に比べて高いことが分かった。

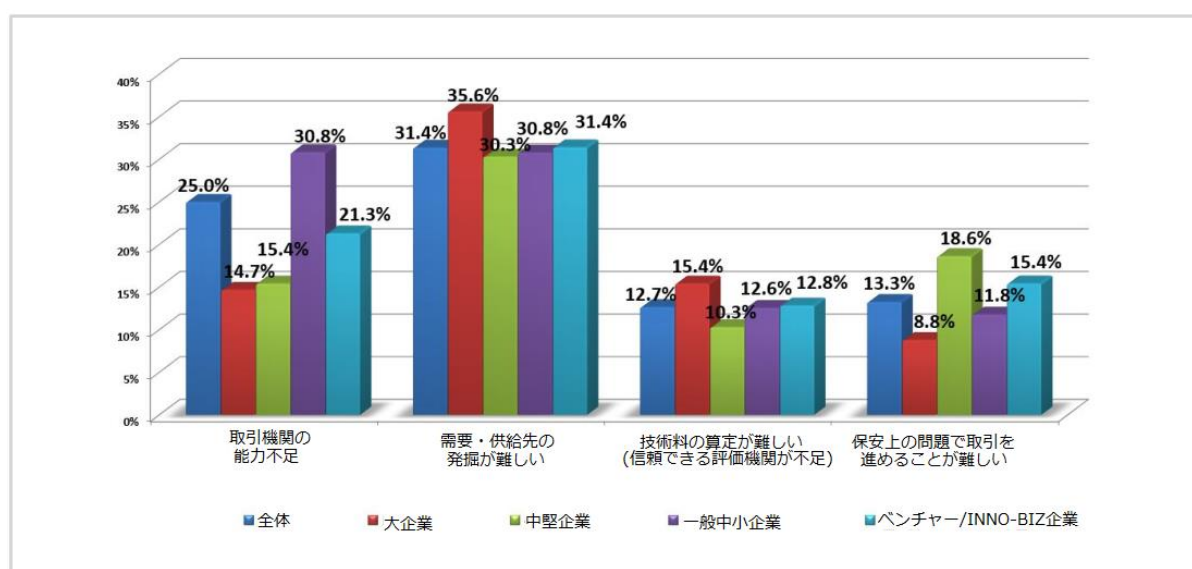
#### 4. 知的財産権の売却/移転及び活用状況

2014 年の 1 年間保有している知的財産を国内の他企業などに売却/移転した企業の比率は 3.0% (3.3%) で、知的財産を売却/移転した企業の平均売却/移転件数は 6.7 件 (6.7 件) となっている ([図 2.29])。知的財産を売却/移転した企業の比率は企業類型別に見ると、大企業が 7.4% (7.6%) で最も高く、ベンチャー企業 2.9% (3.0%)、一般中小企業 2.5% (2.8%) で、中堅企業が最も低い。



[図 2.29] 知的財産の売却・移転状況

売却/移転した企業の平均売却/移転件数は 6.7 件(6.7 件)であり、このうち売却/譲渡を通じて移転された件数は 4.9 件(4.9 件)、実施許諾を通じた移転件数は 1.6 件(1.7 件)、クロスライセンスや特許プールなどを通じて相互実施または共有形態で移転された件数は 0.2 件(0.2 件)となっている。企業類型別に見ると、大企業と中堅企業、一般中小企業は全て売却・譲渡を通じた移転件数が其々17.1 件(16.7 件)、1.3 件(1.3 件)、1.8 件(1.8 件)で最も多く、ベンチャー企業は実施許諾を通じた移転件数が 0.8 件(0.8 件)で最も多い。知的財産の売却・移転の際に最も大きな問題点として、全体企業の 31.4% (32.5%)が需要・供給先発掘の難しさを挙げ、25.0% (23.3%)が取引機関の能力不足を問題点として挙げている([図 2.30])。



[図 2.30] 知的財産を売却・移転する際の最大の問題点

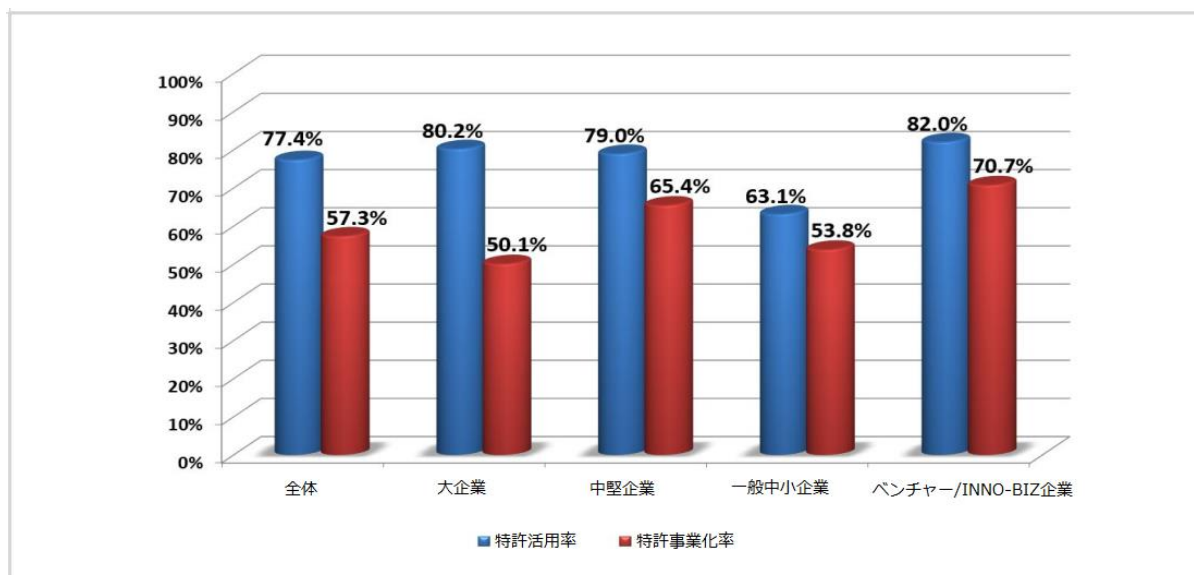
全体企業が保有している全特許権のうち現在活用<sup>30</sup>及び事業化<sup>31</sup>の比率は其々 77.4% (77.1%)と 57.3% (57.0%)となっている<sup>32</sup>。企業類型別に見ると、大企業

<sup>30</sup> 保有している特許のうち①製品やサービスの生産、工程の改善に活用していたり、②収益創出などを目的として他機関に移転した場合、または③生産活動や技術移転などには直接活用していないものの戦略的な目的(核心技術の防御、特許訴訟の防止、国家レベルでの必要性など)で保有、活用している特許の比率

<sup>31</sup> 保有している特許のうち防御的な目的で活用している場合を除いて製品やサービスの生産、工程改善に活用していたり、収益創出などを目的として他機関に移転した特許の比率

<sup>32</sup> 回答した全ての企業が保有する特許を合算し、その中から活用されている比率と事業

80.2% (80.2%)、中堅企業 79.0% (79.0%)、一般中小企業 63.1% (60.4%)、ベンチャー企業 82.0% (82.2%)であり、一般中小企業の活用比率が相対的に低いことが分かった([図 2.31]、[表 2.8])。



[図 2.31]特許権の活用率及び事業化率

注. 回答企業が保有している特許の総件数に比した活用件数、事業化件数の比率である。

[表 2.8]回答企業が保有している特許の活用件数及び事業化件数、比率

企業区分	保有件数	活用件数	事業化件数	活用率	事業化率
全体	60,707件	46,957件	34,806件	77.4%	57.3%
大企業	26,843件	21,531件	13,442件	80.2%	50.1%
中堅企業	18,966件	14,976件	12,410件	79.0%	65.4%
一般中小企業	9,374件	5,918件	5,046件	63.1%	53.8%
ベンチャー/INNO-BIZ企業	5,524件	4,532件	3,908件	82.0%	70.7%

化されている比率を算出したものである。したがって、多出願企業の活用率と事業化率が加重反映されていると言える。

## 5. 効果的な知的財産の創出及び活用のために必要な政策支援

効果的に知的財産を創出するために中小企業特許コンサルティング事業の拡大など中小企業の知的財産権創出への支援が必要であると回答した企業は 53.5% (54.1%) で最も高く、特許情報活用拡散事業の拡大など先行特許調査と特許情報活用支援が必要であると認識している企業の比重が 52.5% (54.4%) である。職務発明補償制度の実施企業に対する税制メリット付与、関連規定の整備支援が必要であると認識している企業の比重は 52.3% (53.9%) となっている([表 2.9])。その他に、研究者などを対象にした知的財産権関連の教育支援、多様な技術分野に対する特許マップ構築支援に対する必要性が提起された。

[表 2.9] 効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	一般中小企業	ベンチャー/INNO-BIZ 企業
職務発明補償制度の実施企業に対する税制メリット付与及び関連規定の整備支援	52.3%	56.3%	56.9%	45.7%	61.4%
特許情報活用拡散事業の拡大など先行特許調査と特許情報活用支援	52.5%	63.8%	60.4%	43.7%	62.2%
中小企業特許コンサルティング事業の拡大など中小企業の知的財産権創出支援	53.5%	50.1%	54.0%	49.6%	61.6%
多様な技術分野に対する特許マップ構築支援	47.2%	57.4%	40.8%	42.1%	55.6%
研究者向け知的財産権関連教育の支援	51.2%	57.8%	48.0%	47.0%	58.2%

注：(%)は 5 点尺度 (1：必要性が最も低い、5：必要性が最も高い) で [(4 点と 5 点で答えた企業数)/(総回答機関数)] × 100 (%)

知的財産を効果的に活用するため「新技術の事業化に向けた中小/ベンチャー創業支援」が必要であると答えた比率は全体の 60.4% (61.2%) で最も高い([表 2.10])。



また、「新技術製品の販路支援及びマーケティング活動支援」が必要であると答えた比率は 59.7% (61.0%)、「偽造及び模倣品の取締強化」が必要であると答えた比率は 59.0% (60.4%)となっている。

企業類型別に見ると、大企業は「特許技術の取引・流通システムの改善」が必要であると答えた比率が最も高く、中堅企業と一般中小企業の場合は「偽造及び模倣品の取締強化」政策に対する必要性が最も高いことが分かった。一方、ベンチャー企業の場合は「新技術事業化に向けた中小・ベンチャー創業支援」に対する必要性を最も強く感じていることが分かった。新技術を基にするベンチャー企業の場合は技術を開発する創出活動に連携して知的財産を活用する上で販路開拓や市場参入に対する支援策の強化が求められている。

[表 2.10] 効果的な知的財産活用のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	一般中小企業	ベンチャー/INNO-BIZ 企業
新技術製品の販路支援及びマーケティング活動支援	59.7%	52.7%	54.8%	57.5%	68.0%
偽造及び模倣品の取締強化	59.0%	52.9%	63.9%	57.9%	61.1%
新技術の事業化に向けた中小/ベンチャー創業支援	60.4%	49.7%	56.9%	57.3%	71.1%
特許技術の取引・流通システムの改善	48.7%	57.0%	42.8%	47.5%	50.4%
優秀技術の輸出支援	56.5%	54.9%	52.5%	53.4%	64.4%
地域知識財産センターなどを通じた出願から事業化までの特許総合コンサルティング支援	55.3%	54.9%	50.0%	53.0%	61.6%

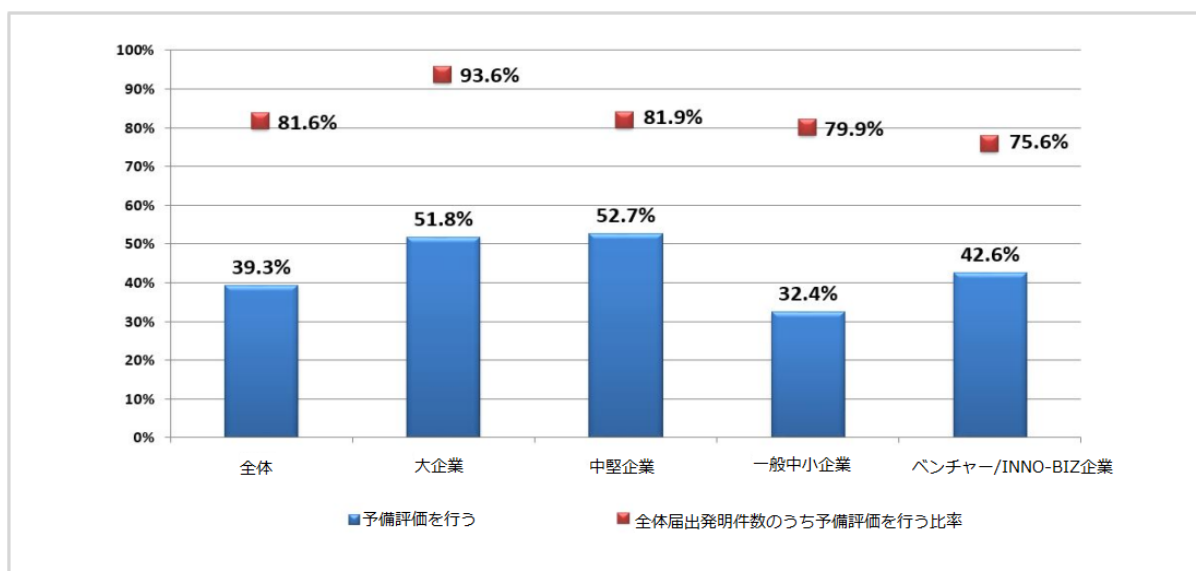
注：(%)は 5 点尺度(1：必要性が最も低い、5：必要性が最も高い)で[(4 点と 5 点で答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

## 第4節 知的財産の保護

### 1. 予備評価の実施状況

産業財産権の出願などに先立って予備評価<sup>33</sup>を行っている企業の比率は 39.3% (41.4%) であり、平均的に全体発明件数の 81.6% (81.5%) に対して予備評価を行っていると回答した([図 2.32])。

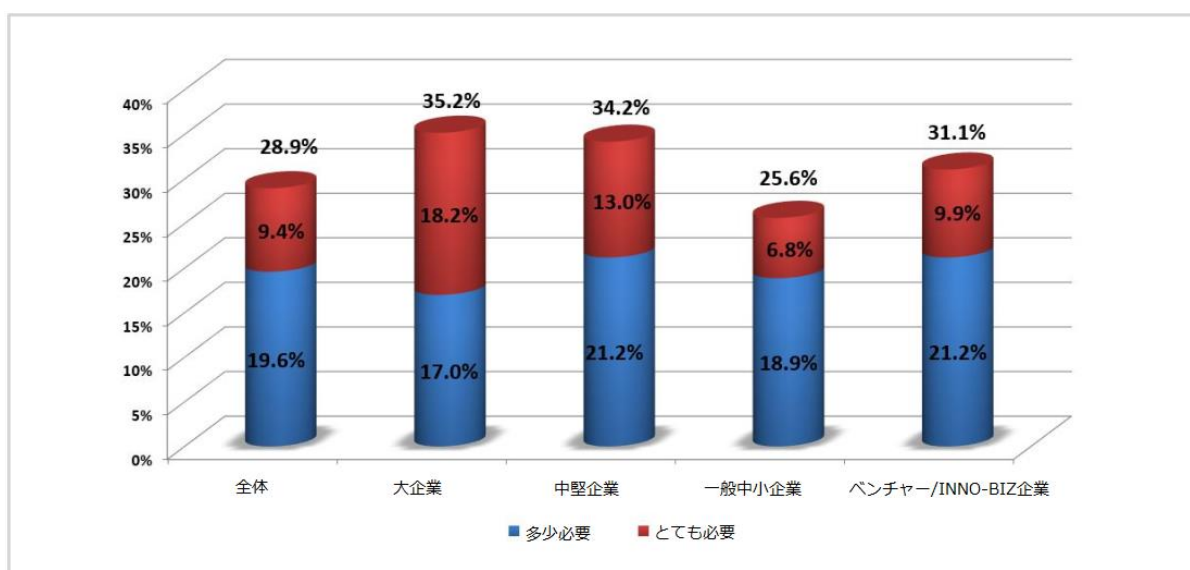
企業類型別では、大企業が予備評価を行っている比率が 51.8% (51.8%)、中堅企業が 52.7% (51.8%) で相対的に高い。また、予備評価を行う企業の比率を出願件数規模で見ると、10 件未満企業が 37.5% (39.6%) であり、一方 61 件以上多出願企業は 80.7% (80.6%) で相対的に高いことが分かった。発明届出件数のうち予備評価の実施比率は 81.6% (81.5%) であり、特に大企業の場合は 93.6% (93.6%) で極めて高いことが分かった。



[図 2.32] 産業財産権出願前の社内予備評価の実施状況

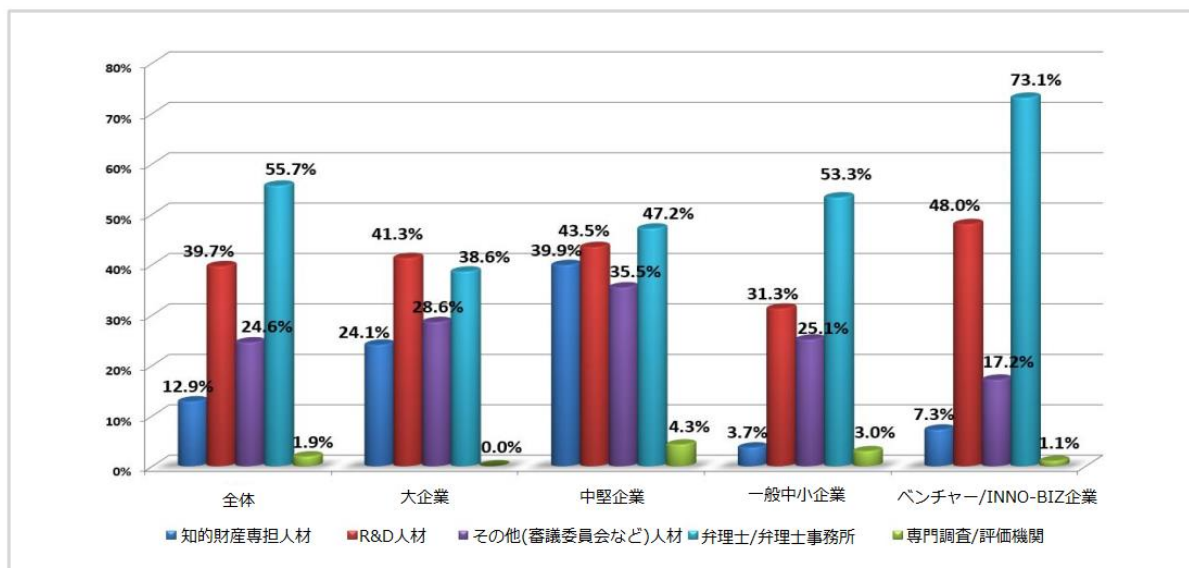
<sup>33</sup> 「予備評価」とは提出された発明届出書に対して職務発明委員会などを通じて発明の評価、承継状況、出願状況、審査請求状況などを決定することを意味する。

全体企業の 28.9% (30.8%) が出願前の予備評価が必要またはとても必要であると答えている ([図 2.33])。企業類型別で見ると予備評価が必要またはとても必要であると答えた企業の比重は大企業が 35.2% (35.2%) で相対的に高いことが分かった。出願件数規模別に見ると、同様に 61 件以上の多出願企業が 66.6% (66.6%) で高いことが分かった。特に、出願する前に予備評価がとても必要であると答えた比率は年 61 件以上出願する企業の場合 30.3% (30.3%) である。



[図 2.33] 予備評価実施の必要性

予備評価を担当している人材状況は [図 2.34] のとおりである。予備評価を実施している企業の 55.7% (57.0%)、39.7% (39.6%) は弁理士・弁理士事務所と R&D 人材が該当業務を担当していると答えた。また、その他人材が該当業務を行っている企業の比重は全体の 24.6% (24.6%)、知的財産専門担当人材が行っている場合は 12.9% (12.6%) となっている。



[図 2.34] 予備評価を行っている場合の実施人材

注. 複数回答

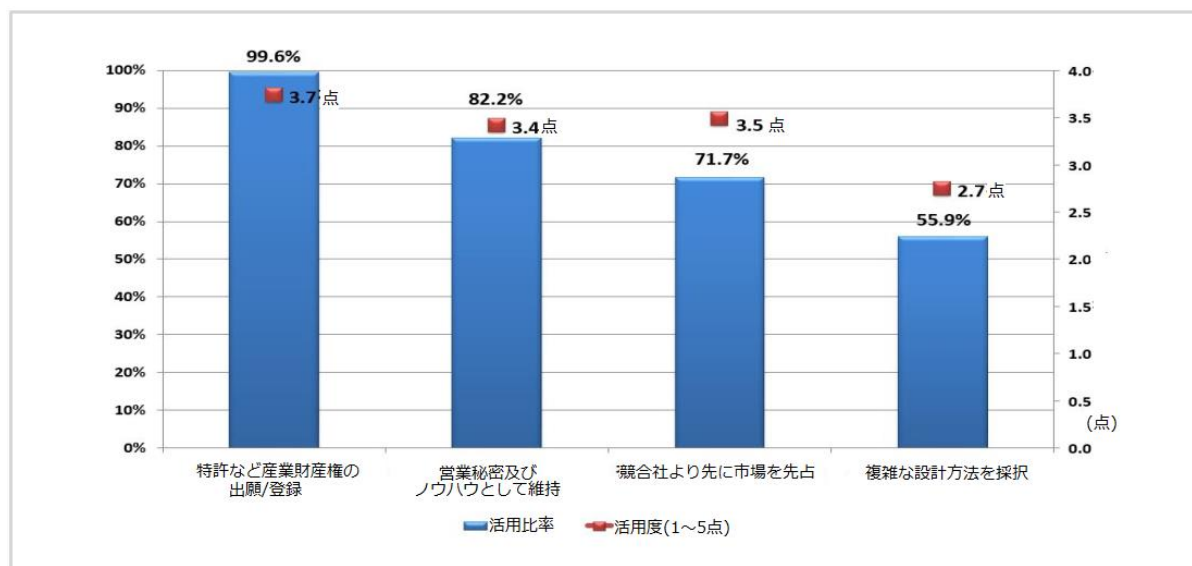
企業類型別に知的財産専任人材が業務を行っている比率を見ると、中堅企業が39.9% (40.2%)で最も高く、大企業が24.1% (24.1%)で、相対的に一般中小企業とベンチャー企業は低いことが分かる。一般中小企業とベンチャー企業の場合は弁理士・弁理士事務所を通じて業務を行っている比率が其々53.3% (54.8%)、73.1% (76.0%)で相対的に高い。R&D人材を通じて業務を行っている比率はベンチャー企業が48.0% (47.6%)で最も高く、一般中小企業が31.3% (31.1%)で最も低いことが分かった。

一方、出願件数規模別に見ると、知的財産専任人材が業務を行っている場合は年平均10件未満の企業の場合は7.3% (6.6%)に過ぎないが、出願件数の多い61件以上多出願企業の場合69.9% (70.0%)で大きな格差が見られる。

## 2. 研究開発成果の保護戦略

研究開発の成果に対する保護戦略として全体企業の99.6% (99.6%)が特許など産業財産権の出願/登録を活用していることが分かった([図 2.35])。次に全体の82.2% (85.3%)と71.7% (75.6%)が其々研究開発の成果を社内営業機密またはノウハウとし

て維持したり、競合社に先立って市場を先取りする戦略として活用していることが分かった。また、複雑な設計方式を採択することで研究開発の成果を保護する戦略も全体企業の 55.9% (59.5%) が活用していることが分かった。



[図 2.35] 研究開発成果保護戦略の活用比率及び活用度

注. 複数回答

また、各研究開発成果の保護戦略に対してこれを活用している企業が感じている活用度<sup>34</sup>もまた特許など産業財産権の出願/登録に対する活用度が 3.7 点 (3.8 点) で最も高い。また、複雑な設計方法を採択することで研究開発成果を保護する戦略は 2.7 点 (2.8 点) で、企業が認知している該当戦略に対する活用度が最も低い。他の保護戦略と異なって競合社に先立って市場を先取りする戦略は活用比率に比べて活用度が極めて高いことが分かる。

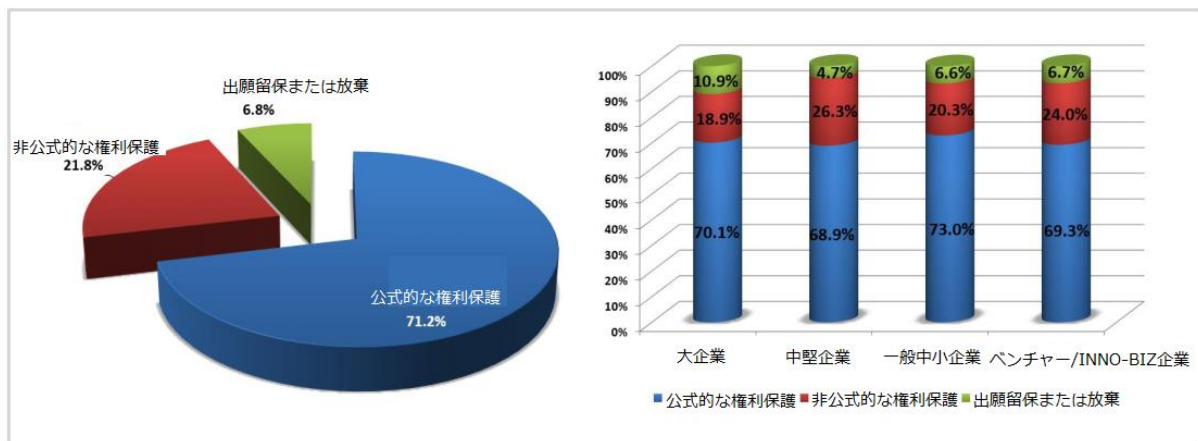
[表 2.11] 研究開発成果保護戦略の活用度

	全体	大企業	中堅企業	一般中小企業	ベンチャー・INNO-BIZ 企業
特許など産業財産権の出願/登録	3.7点	3.8点	4.0点	3.5点	4.0点

<sup>34</sup> 研究開発成果の保護戦略に対する活用度は5点リッカート尺度で測定されている。

営業秘密、ノウハウとして維持	3.4点	3.5点	3.5点	3.2点	3.6点
競合社に先立って市場を先取り	3.5点	3.6点	3.1点	3.5点	3.6点
複雑な設計方法を採用	2.7点	2.7点	2.9点	2.6点	2.9点

全体発明届出件数のうち予備評価などを経て産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを踏むようになる比率は 71.2% (70.4%) となっている ([図 2.36])。また、経済性や技術性の不足などで出願を留保したり放棄する比率は 6.8% (6.8%) で、営業秘密の維持など非公式的な権利保護を進める比率は 21.8% (22.6%) となっている。企業は公式的な権利保護手続きを踏むことによる技術の露出が懸念される場合、営業秘密またはノウハウなど非公式的な権利保護手続きを活用していると見られる。



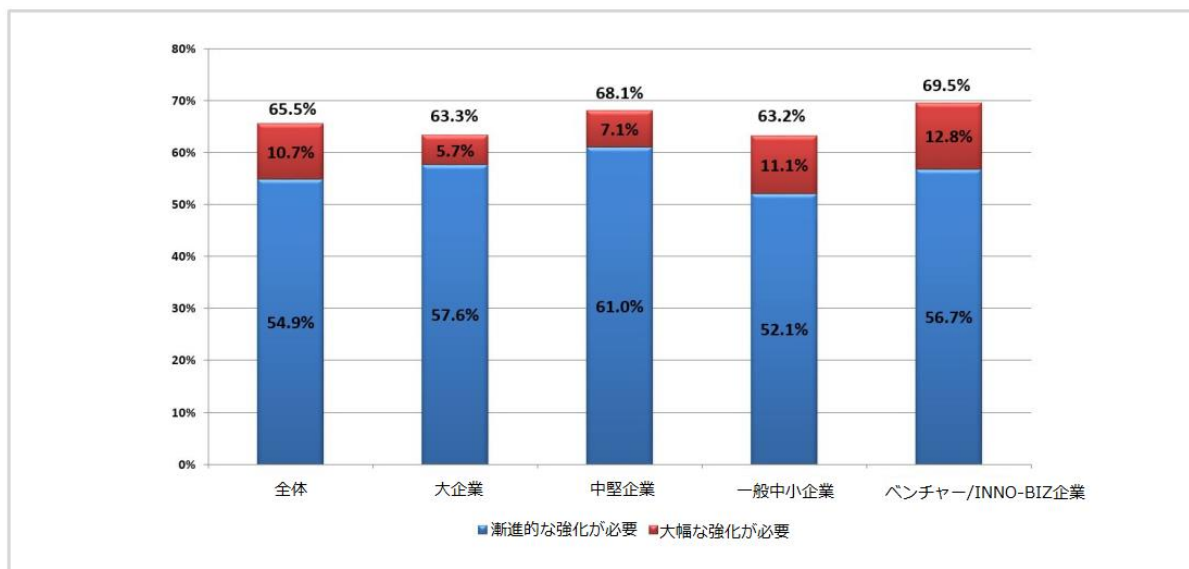
[図 2.36] 公式的/非公式的な権利保護の比率

このような比率において企業類型と出願件数による大きな差異は見当たらない。但し、営業秘密の維持など非公式的な権利保護を展開するようになる比率は大企業が 18.9% (19.0%) で、中堅企業 26.3% (24.4%)、ベンチャー企業 24.0% (24.3%)、一般中小企業 20.3% (22.0%) に比べて相対的に低いことが分かった。

韓国企業の 65.5% (67.0%) は国内知的財産保護水準<sup>35</sup>をより強化する必要があると答えている ([図 2.37])。これは全体の 34.5% (33.0%) が現在の知的財産保護水準が

<sup>35</sup> 特許制度のように創出された知的財産に権利を付与するシステムが効率的に運営されているかどうか、そしてこれを通じて成立された知的財産権が他人によって侵害された時

適切な水準より低いと認識していることを意味する。保護水準に対する必要性の比率はベンチャー企業、年平均出願件数が 61 件以上である多出願企業において相対的に高い。



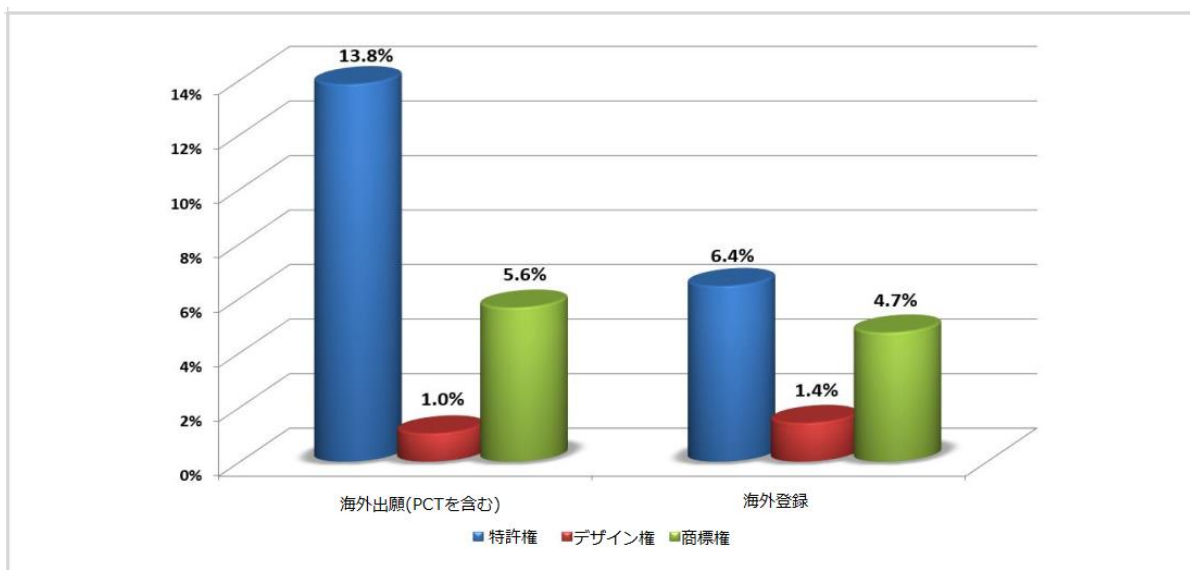
[図 2.37] 国内知的財産保護水準に対する意見

### 3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画

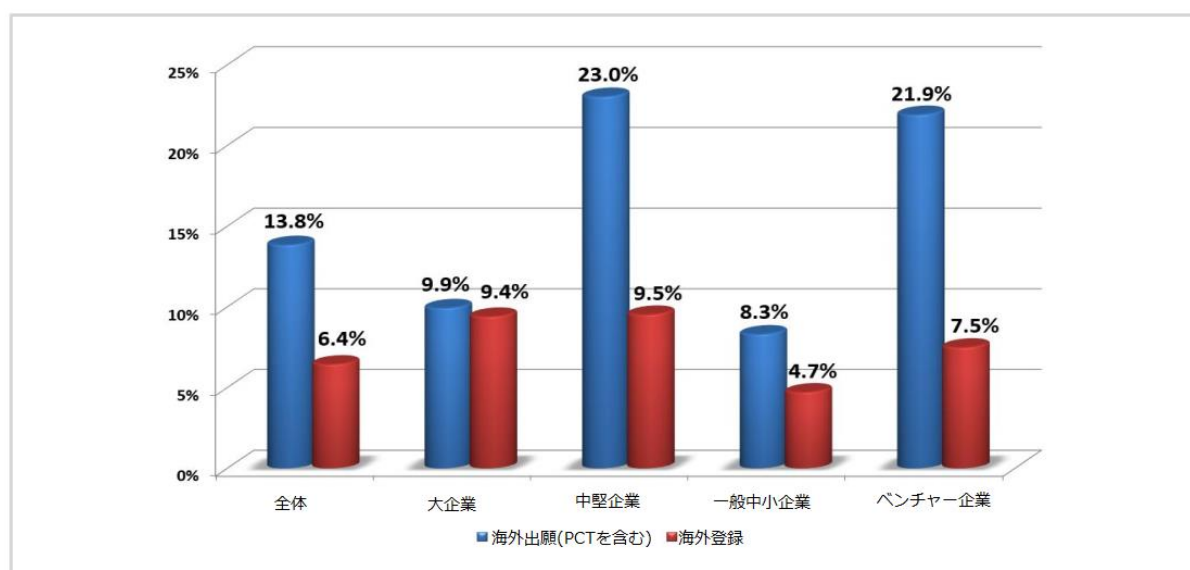
2014 年に 1 件以上の特許権を海外に出願 (PCT を含む) した企業は 13.8% (15.0%) となっている ([図 2.38])。また、特許権を海外に登録した企業の比重は 6.4% (6.9%) となっている。特許権の他にデザイン権を海外出願及び登録した企業は其々 1.0% (1.0%) と 1.4% (1.4%)、商標権を海外出願及び登録した企業は其々 5.6% (6.2%) と 4.7% (5.0%) となっている。

---

に対抗できる効率的な行政的及び司法的措置が十分取られているかどうかを意味する。



[図 2.38] 特許権の海外出願及び登録企業の比重



[図 2.39] 企業類型別の特許権海外出願及び登録企業の比重

企業類型別に見ると、2014年に特許権を海外出願(PCTを含む)及び登録した中堅企業は23.0%(24.5%)、9.5%(10.2%)、大企業は其々9.9%(10.2%)、9.4%(9.6%)、ベンチャー企業は其々21.9%(22.9%)、7.5%(7.7%)、一般中小企業は其々8.3%(9.1%)、4.7%(5.1%)となっている。



一方、2014年に比べて2015年に国内特許出願を拡大する予定であると答えた企業は全体の28.9%(29.9%)で縮小すると答えた比率の1.2%(1.2%)より高い水準であることが分かった([表2.12])。企業類型別に見ると、大企業が中堅企業及び一般中小企業、ベンチャー企業に比べて産業財産権の出願を拡大すると答えた比率が低い。

[表2.12]2014年対比2015年知的財産権出願計画

		全体	大企業	中堅企業	一般中小企業	ベンチャー・ INNO-BIZ企業
特許	縮小	1.2%	5.0%	0.6%	0.9%	0.9%
	拡大	28.9%	19.2%	32.0%	26.1%	36.0%
実用新案	縮小	0.4%	1.2%	0.3%	0.5%	0.1%
	拡大	10.7%	3.2%	16.4%	9.2%	13.7%
デザイン	縮小	0.4%	0.9%	0.2%	0.6%	0.1%
	拡大	13.3%	9.0%	19.3%	11.9%	14.9%
商標	縮小	0.8%	0.3%	0.3%	1.2%	0.5%
	拡大	14.2%	9.3%	18.4%	13.3%	16.0%

[表2.13]産業財産権の国内出願増減に影響を及ぼす要因

影響要因	全体	大企業	中堅企業	中小企業	ベンチャー・ INNO-BIZ企業
研究開発投資の増減による研究成果の変化	9.9%	3.9%	14.2%	9.1%	11.7%
企業の事業戦略の変化(事業分野の多角化または事業構造調整など)	11.8%	17.7%	18.3%	8.2%	14.2%
企業の産業財産権戦略の変化(量または品質中心の知的財産出願戦略、維持費用対比収益性戦略の変化など)	6.9%	12.3%	12.0%	3.6%	9.1%

市場及び技術競争環境の変化(市場の拡大または縮小、新技術または新市場の出現など)	10.8%	8.4%	10.9%	8.6%	15.4%
国内及びグローバル景気の変動(国内総生産の増減、物価及び為替の変化、世界金融危など機)	4.4%	0.7%	5.0%	3.4%	7.4%
産業財産権出願環境の改善及び支援制度の強化(出願手数料の減免、手続きの簡素化、知財権創出支援制度など)	6.2%	0.8%	5.4%	5.3%	10.1%

注. (%)は[(優先順位が最も高いと回答した機関数)/(総回答機関数)]×100(%)

一方、知的財産権出願の増減に最も大きな影響を及ぼす要因として全体企業の11.8%(12.5%)、10.8%(11.1%)が内部的な要因である「企業の事業戦略の変化」と企業外部の環境的要因である「市場及び技術競争環境の変化」を挙げた。

企業類型別では、大企業と中堅企業の場合「企業の事業戦略の変化」が知的財産権の出願に影響を及ぼすと答えた比率が最も高く、一般中小企業とベンチャー企業の場合は其々「研究開発投資の増減による研究成果の変化」と「市場及び技術競争環境の変化」に大きな影響を受けると答えた比率が相対的に高い([表 2.13])。

#### 4. 産業財産権の出願・審査・維持費用及び関連規定の状況

2014年の1年間知的財産権の国内及び海外出願・審査・維持のために企業が支出した平均金額は7,725万ウォン(7,872万ウォン)となっている([表 2.14])。企業類型別では、大企業、中堅企業、一般中小企業、ベンチャー/INNO-BIZ企業の平均支出額は其々2億2,328万ウォン(2億2,787万ウォン)、1億3,300万ウォン(1億3,427万ウォン)、5,568万ウォン(5,511万ウォン)、4,002万ウォン(4,045万ウォン)となっている。国内出願・審査費用に比べて維持費用の比率は中堅企業が84.0%(83.8%)で最も高く、ベンチャー企業が60.2%(60.9%)で低いことが分かった。

[表 2.14] 知的財産の出願・審査・維持費用

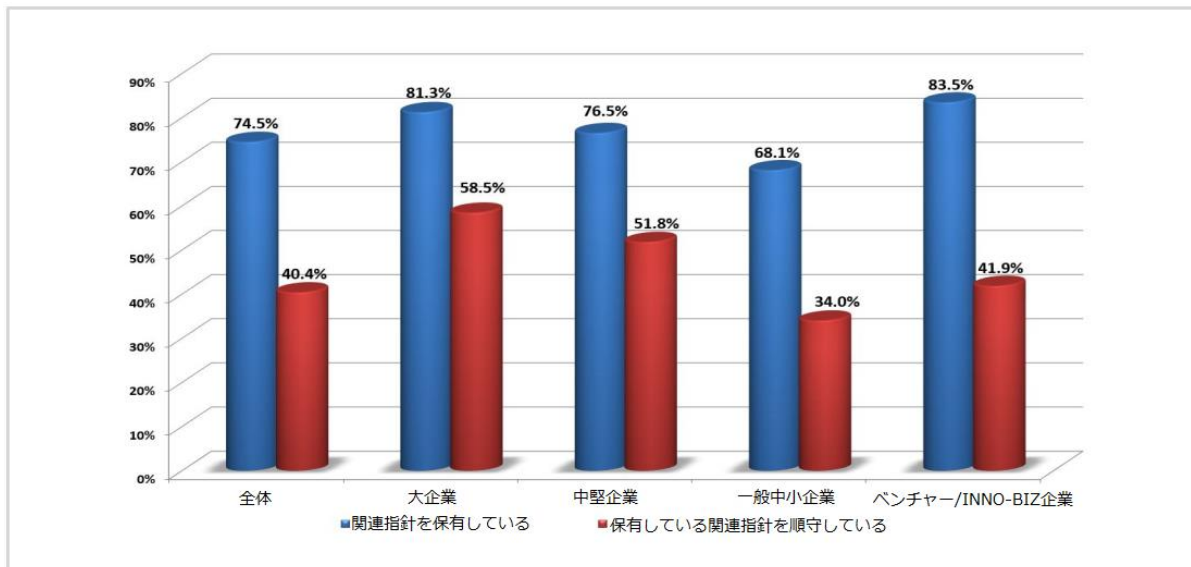
	国内		海外		出願・審査・維持費用の合計
	出願・審査 <sup>36</sup>	維持 <sup>37</sup>	出願・審査	維持	
全体	1,132万ウォン	824万ウォン	2,988万ウォン	2,781万ウォン	7,725万ウォン
大企業	5,706万ウォン	3,879万ウォン	1億17万ウォン	2,726万ウォン	2億2,328万ウォン
中堅企業	1,735万ウォン	1,456万ウォン	4,501万ウォン	5,608万ウォン	1億3,300万ウォン
一般中小企業	570万ウォン	369万ウォン	1,536万ウォン	3,093万ウォン	5,568万ウォン
ベンチャー /INNO-BIZ 企業	687万ウォン	413万ウォン	2,012万ウォン	891万ウォン	4,002万ウォン

全体企業の 74.5% (77.4%) に該当する企業は営業秘密の管理及び技術流出防止指針を保有し、40.4% (42.2%) の企業がこれを遵守していることが分かった ([図 2.40])。より詳しく見ると、全体企業の 34.1% (35.2%) は関連指針は保有しているものの遵守しなければならないという認識が低く、25.5% (22.6%) は関連指針を保有していないことが分かった。

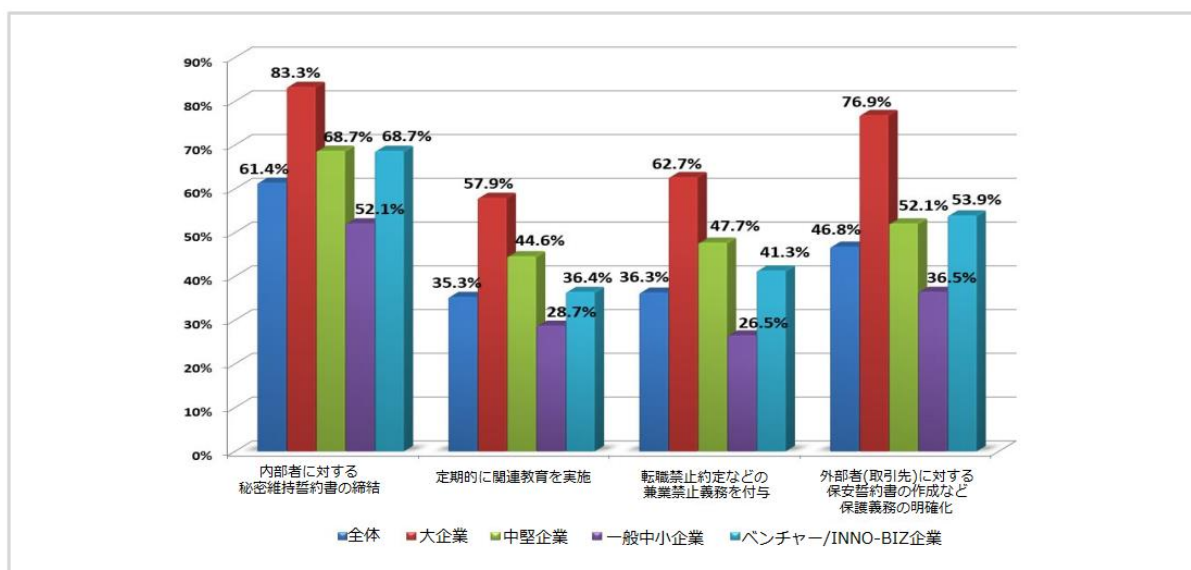
企業類型別ではベンチャー企業の 83.5% (84.7%) が関連指針を保有していると答えて最も高く、大企業の場合 81.3% (81.3%) が関連指針を保有していると答えた。しかし、関連指針を遵守している比率の場合、大企業の 58.5% (58.2%) が遵守すると答えて最も高く、中堅企業が 51.8% (50.7%) と続いている。ベンチャー企業の場合関連指針を遵守する比率は 41.9% (42.6%) で、保有比率に比べて相対的に低いことが分かった。

<sup>36</sup> 出願/審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判(特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分不服して請求する審判)にかかった費用

<sup>37</sup> 維持費用は産業財産権の登録と権利維持にかかる金額(登録料と維持年金)

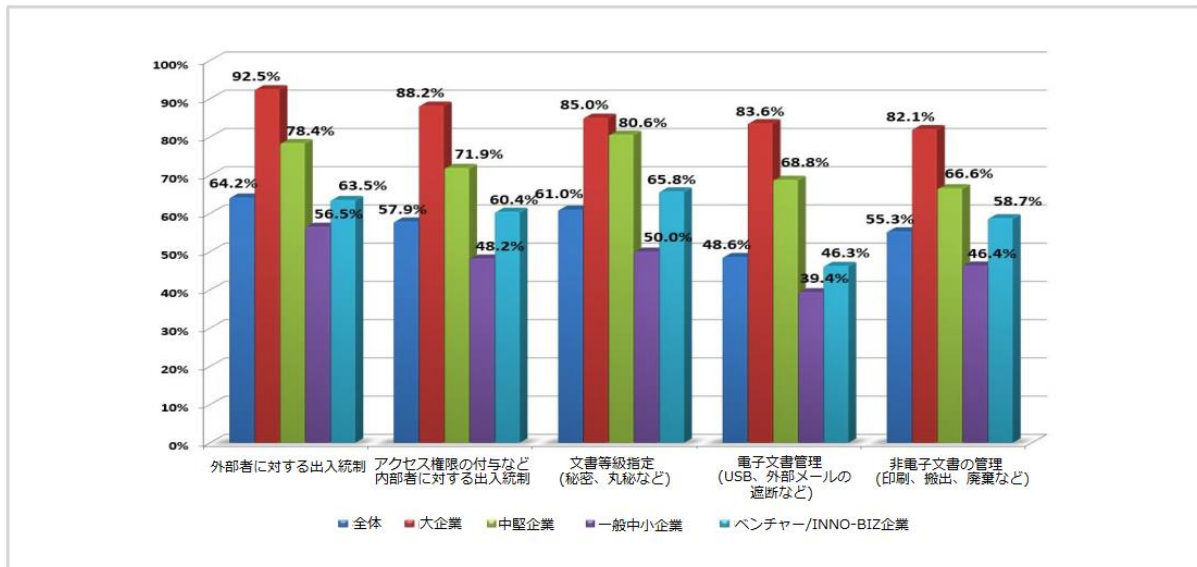


[図 2.40] 営業秘密の管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守状況



[図 2.41] 営業秘密管理及び技術流出防止のための人的管理状況

営業秘密の管理及び技術流出防止のための人的、物的管理状況は以下の[図 2.41]、[図 2.42]のとおりである。



[図 2.42] 営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理状況

## 5. 効果的な知的財産保護のために必要な政策支援

知的財産を効果的に保護するため「産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免」が必要であると答えた比率は 60.7% (61.5%) で最も高く、「知的財産侵害に対する強力な処罰基準の制定」、「知的財産侵害に対するコンサルティング支援と共同取締」、「海外出願関連情報の提供」が必要であると答えた比率は其々 58.8% (59.5%)、56.9% (57.8%)、53.1% (53.8%) となっている ([表 2.15])。

[表 2.15] 効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	一般中小企業	ベンチャー・ INNO-BIZ 企業
産業財産権の出願と登録に かかる費用の減免	60.7%	60.2%	71.8%	55.7%	66.0%
海外出願関連情報の提供	53.1%	57.8%	55.6%	48.4%	59.2%
知的財産権侵害に対する強 力な処罰基準の制定	58.8%	57.2%	61.0%	55.3%	65.2%

知的財産権害に対するコンサルティング支援と共同取締	56.9%	55.1%	53.3%	56.2%	60.0%
---------------------------	-------	-------	-------	-------	-------

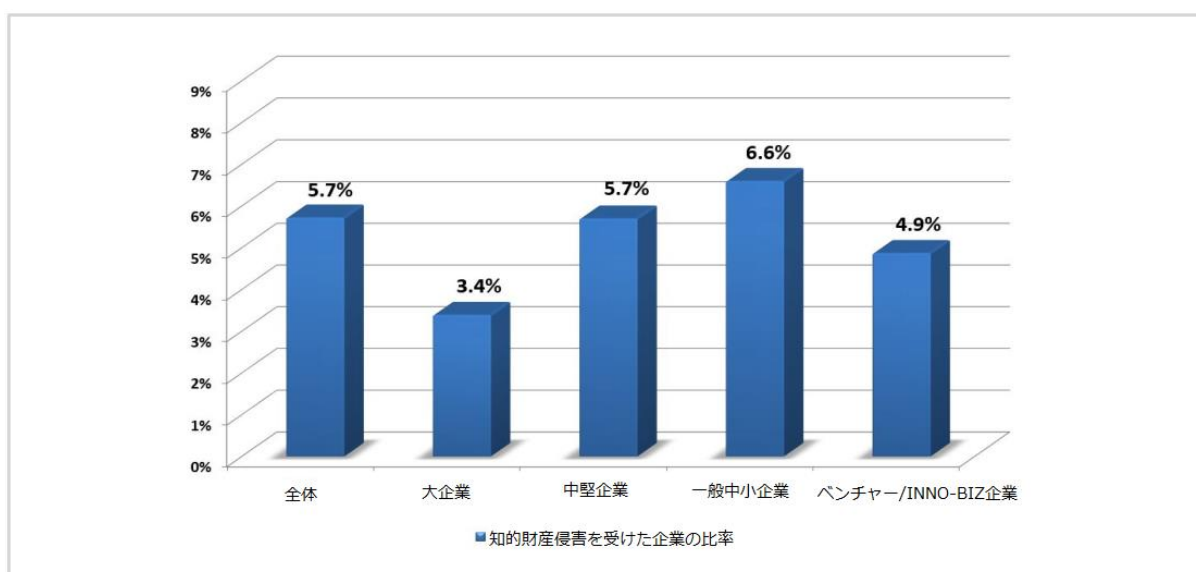
注. (%)は5点尺度(1:必要性が最も低い、5:必要性が最も高い)で[(4点と5点と答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

企業類型別で見ると、「産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免」が必要であると答えた比率は全ての企業類型において最も高く、特に中堅企業及びベンチャー企業が其々71.8%(70.3%)、66.0%(66.4%)で高いことが分かった。一般中小企業の場合は「知的財産権侵害に対するコンサルティング支援と共同取締」の必要性が56.2%(60.5%)で最も高い。

## 第5節 知的財産権侵害及び紛争

### 1. 知的財産権侵害及び被害規模

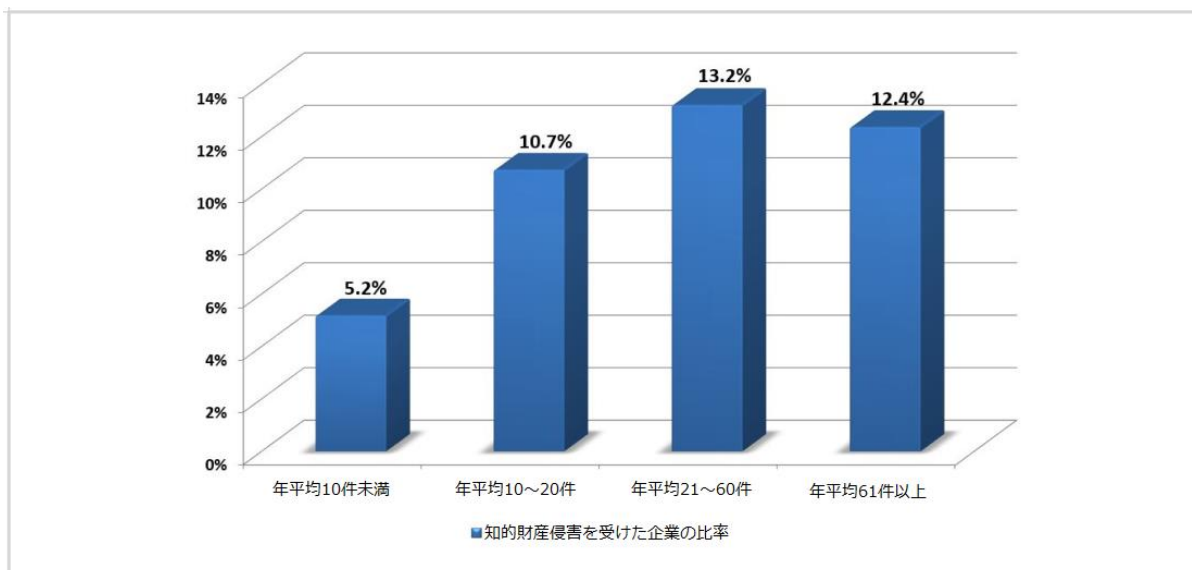
2014年に1件以上の知的財産権<sup>38</sup>侵害を受けた企業は全体の5.7%を占めている。企業類型別では一般中小企業が6.6%、中堅企業5.7%、ベンチャー企業4.9%、大企業の3.4%が知的財産権侵害を受けたことが分かった([図 2.43])。



[図 2.43] 企業類型別知的財産権侵害被害の比率

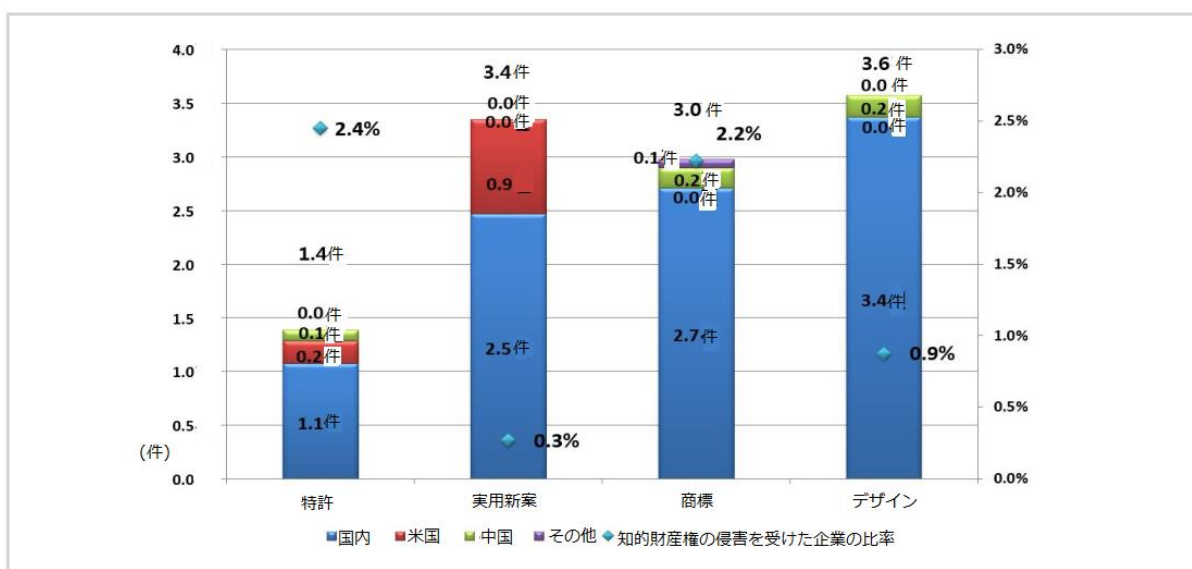
産業財産権の出願規模で見ると、年平均10件未満を出願する企業は5.2%である一方、年平均10～20件を出願する企業の場合知的財産権侵害を受けた企業が10.7%、年平均21～60件を出願する企業のうち知的財産権侵害を受けた企業は13.2%、61件以上を出願した多出願企業の比率は12.4%であることが分かった([図 2.44])。

<sup>38</sup> 産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)及び新知的財産権(半導体配置設計、地理的表示、営業秘密など)が含まれる。



[図 2.44] 出願件数別知的財産権侵害被害の比率

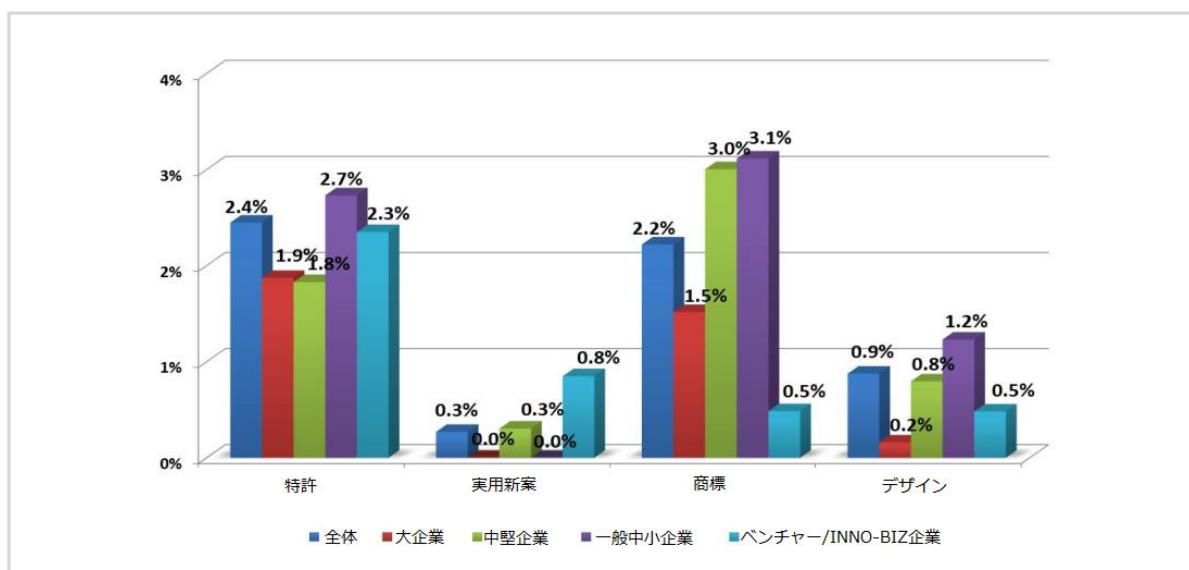
産業財産権類型別に侵害被害を受けた企業の比重及びこれらの平均被害件数は[図 2.45]のとおりである。2014 年の 1 年間特許権侵害を受けた企業は全体の 2.4%で最も高く、その他に商標、デザイン、実用新案権の侵害を受けた企業の比率は其々 2.2%、0.9%、0.3%となっている。其々の平均侵害件数は特許が 1.4 件、実用新案 3.4 件、商標が 3.0 件、デザインが 3.6 件となっている。



[図 2.45] 産業財産権類型別の侵害被害件数



企業類型別では特許権の侵害を受けた中小企業は 2.7%、ベンチャー企業は 2.3%、大企業は 1.9%、中堅企業は 1.8%で、他企業類型に比べて一般中小企業及びベンチャー企業の特許権侵害比率が高いことが分かった([図 2.46])。一般中小企業及びベンチャー企業の場合は費用と人材などの制約によって侵害に弱いと見られ、これに対する政策的な支援策が求められる。



[図 2.46] 企業類型別産業財産権侵害被害の比率

出願規模別で見ると、10 件未満の場合 2.2%、10 件～20 件である企業の場合が 4.0%、21 件～60 件である企業の場合が 5.0%、61 件以上の多出願企業の場合 6.4%であり、多出願企業であるほど特許侵害被害比率が比較的に高いことが分かる([表 2.16])。

[表 2.16] 出願規模別の特許侵害比率

	年平均 10 件未満	年平均 10～20 件	年平均 21～60 件	年平均 61 件以上
特許権侵害比率	2.2%	4.0%	5.0%	6.4%

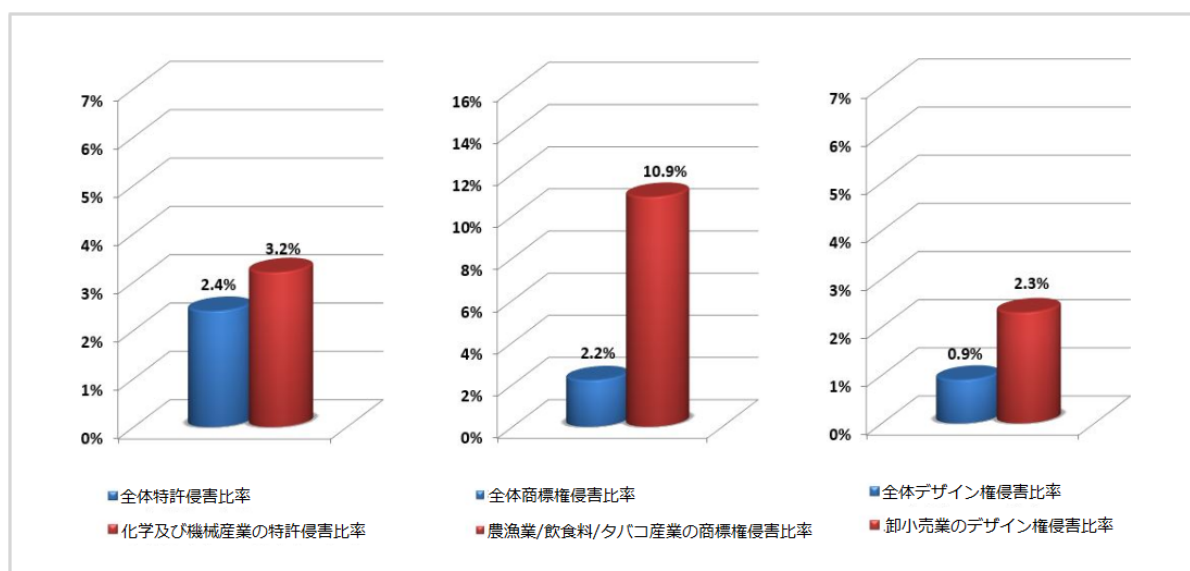
商標権の場合、一般中小企業が 3.1%、中堅企業 3.0%、大企業が 1.5%、ベンチャー企業 0.5%である。出願規模別の侵害被害比率を見ると、商標権の場合は年平均 10 件未満の場合 1.8%と低く、年平均 10 件以上の場合類似する比率である。

[表 2.17] 出願規模別の商標権侵害比率

	年平均 10 件未満	年平均 10～20 件	年平均 21～60 件	年平均 61 件以上
商標権侵害比率	1.8%	6.3%	8.3%	4.6%

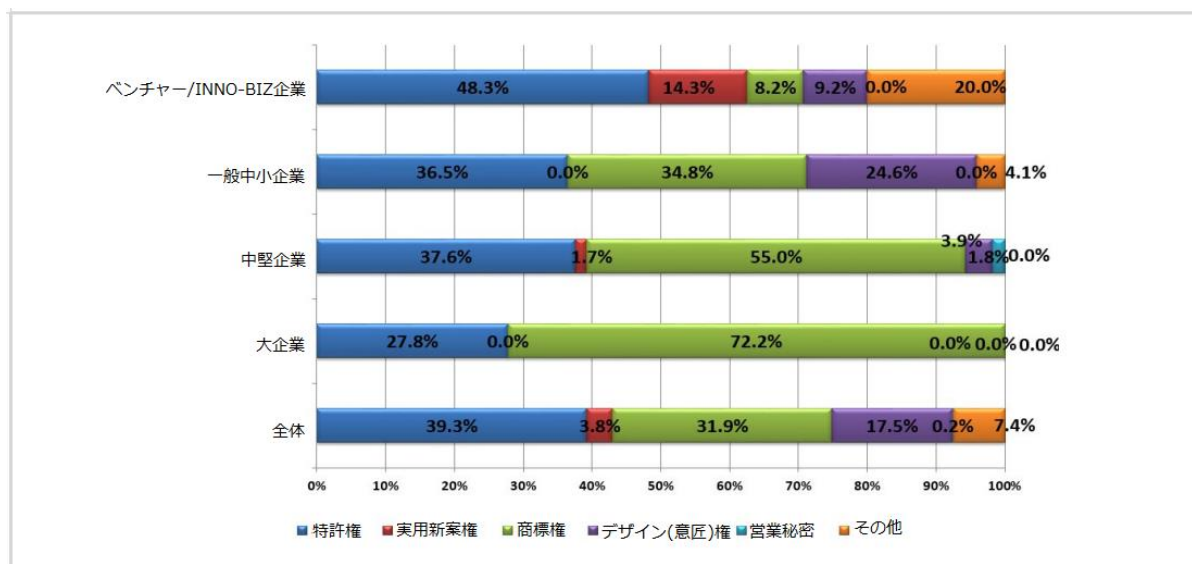
特許権の他に実用新案権の侵害を受けた比率はベンチャー企業が 0.8%で最も高く、デザイン権の侵害を受けた比率は一般中小企業が 1.2%で最も高い。

各権利による業種別侵害比率の特徴を見ると、以下の[図 2.47]のとおりである。特許侵害比率の場合、化学及び機械産業が 3.2%で全体特許侵害比率の 2.4%に比べて高いことが分かる。また、商標権侵害比率の場合には全体 2.2%に比べて農漁業/飲食料/タバコ産業が 10.9%と高く、デザイン権の場合には卸・小売業の侵害比率が 2.3%で全体 0.9%に比べて高いことから、業種別の特徴が反映されていると言える。



[図 2.47] 各権利別業種による侵害比率の特徴

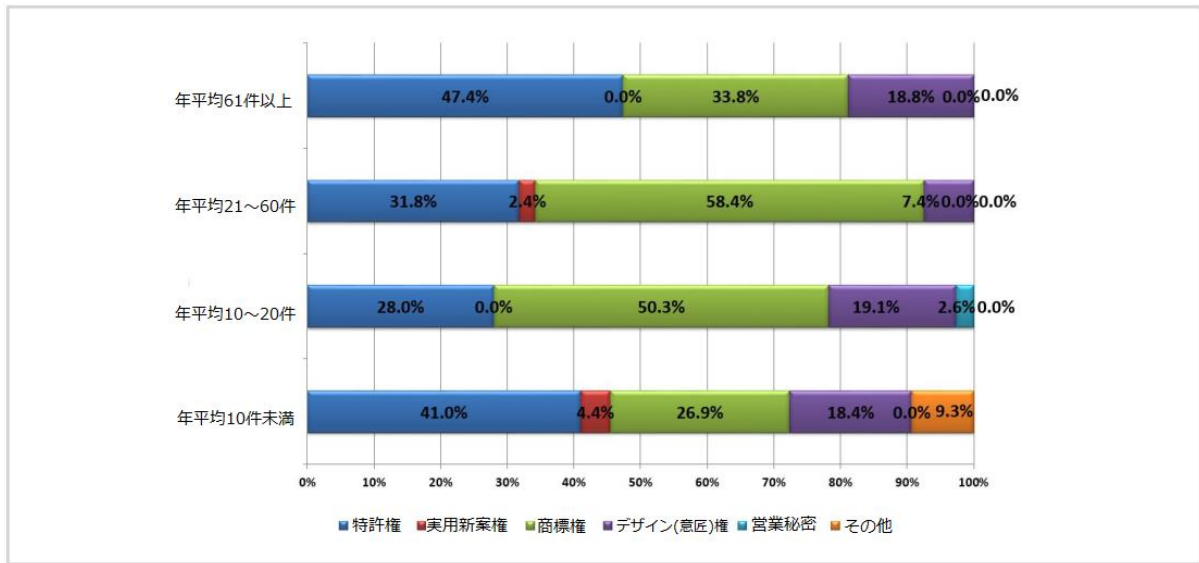
以下の[図 2.48]は知的財産権侵害被害の具体的な内容から権利類型の分布を示したものである。全体侵害事例の中で特許権が占める比重は 39.3%で最も高い。また、商標権 31.9%、デザイン権 17.5%、実用新案権 3.8%、営業秘密侵害 0.2%と続いている。



[図 2.48] 権利類型別の被害状況

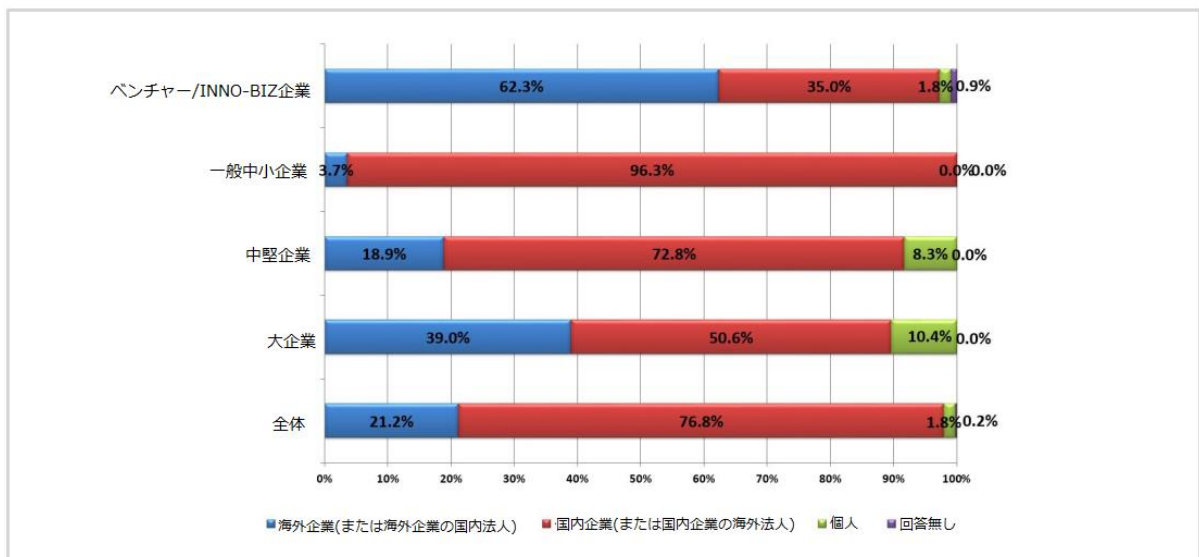
企業類型別で見ると、大企業と中堅企業の場合全体侵害事例のうち商標権侵害が其々72.2%、55.0%と最も高い。一方、ベンチャー企業の場合は全体侵害事例のうち48.3%が特許権侵害で他の権利類型より高いことが分かった。これは技術を基盤とする企業の特徴が反映された結果と見られる。

産業財産権の出願規模別で見ると、特許権の場合年平均 61 件以上出願した企業の特許権侵害比重が 47.4%で高いことが分かった([図 2.49])。



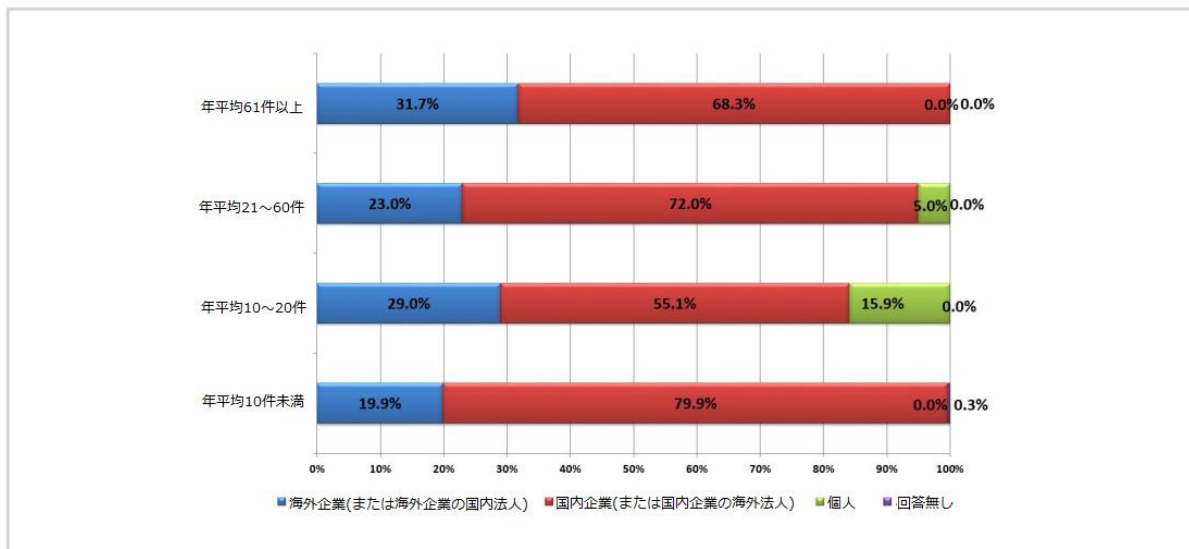
[図 2.49] 産業財産権出願規模別の全体侵害事例のうち特許権侵害の比重

知的財産権侵害被害の具体的な内容の中で侵害製品製造者の分布は[図 2.50]のとおりである。全体被害事例のうち 76.8%は国内企業、21.2%は海外企業であることが分かった。また、個人の場合も全体の 1.8%となっている。大企業、中堅企業、一般中小企業はいずれも侵害事例のうち侵害製品製造者が国内企業である比率が其々50.6%、72.8%、96.3%で、製造者が海外企業または個人である場合に比べて高い。一方、ベンチャー企業は海外企業である場合が 62.3%で相対的に高いことが分かった。



[図 2.50] 侵害製品製造者別の被害状況

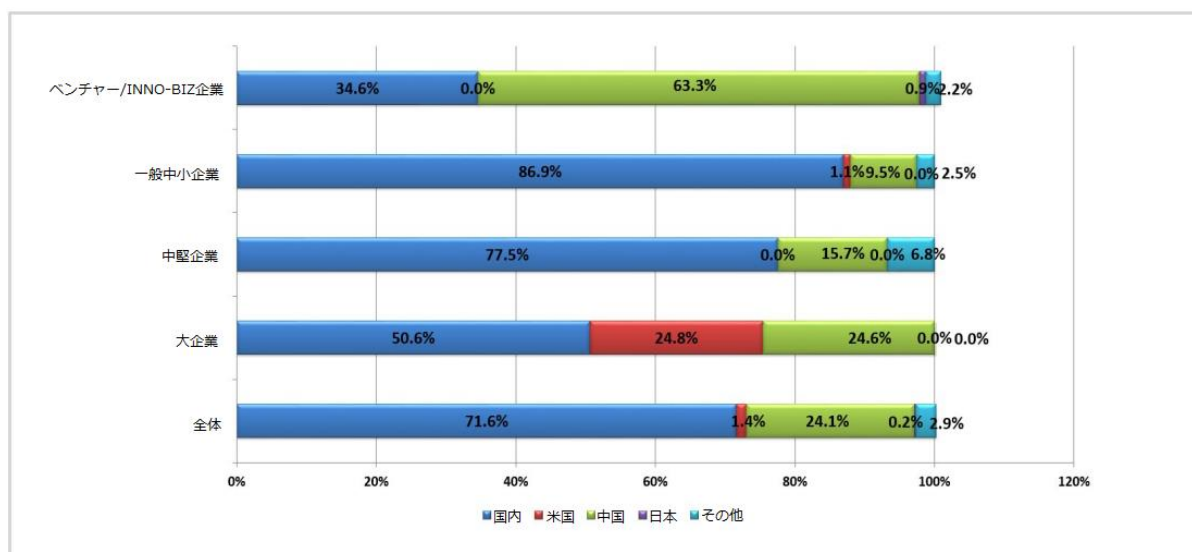
注：複数回答



[図 2.51] 産業財産権出願規模別の侵害製品製造者の類型別比率

産業財産権の出願規模別で見ると、侵害製品製造者が国内企業である比率は年平均10件未満企業の場合79.9%で最も高い。一方、年平均61件以上の多出願企業の場合には侵害製品製造者が海外企業である比率が31.7%で最も高いことが分かった。

侵害被害の具体的な内容のうち侵害製品製造地域の分布は[図 2.52]のとおりである。侵害製品製造地域が国内である場合は全体の71.6%で最も高い。また、製造地域が中国である場合が24.1%と続いている。

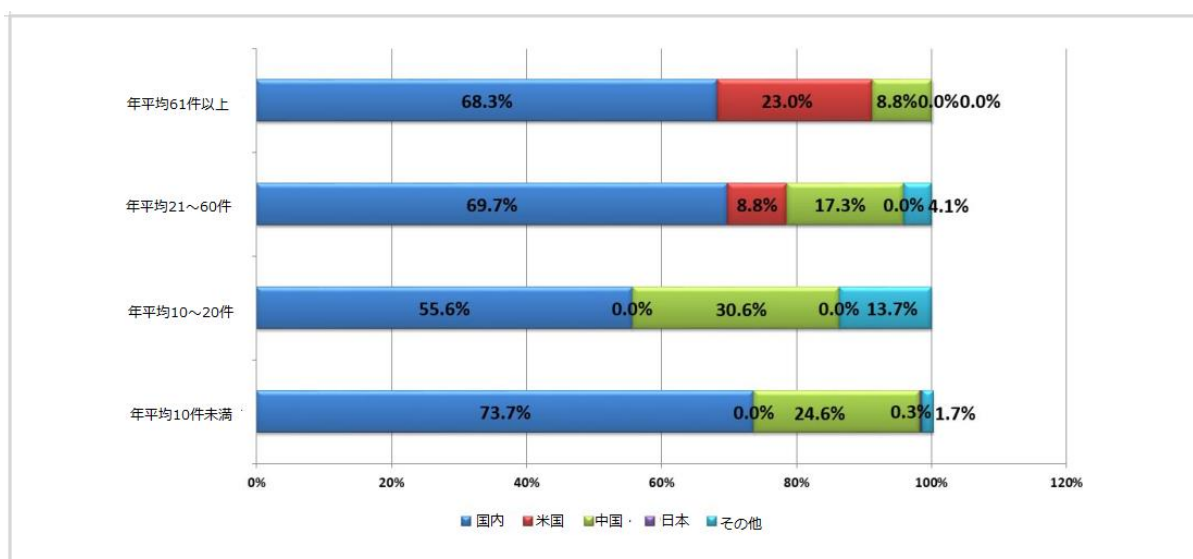


[図 2.52] 侵害製品製造地域別の被害状況

注. 複数回答

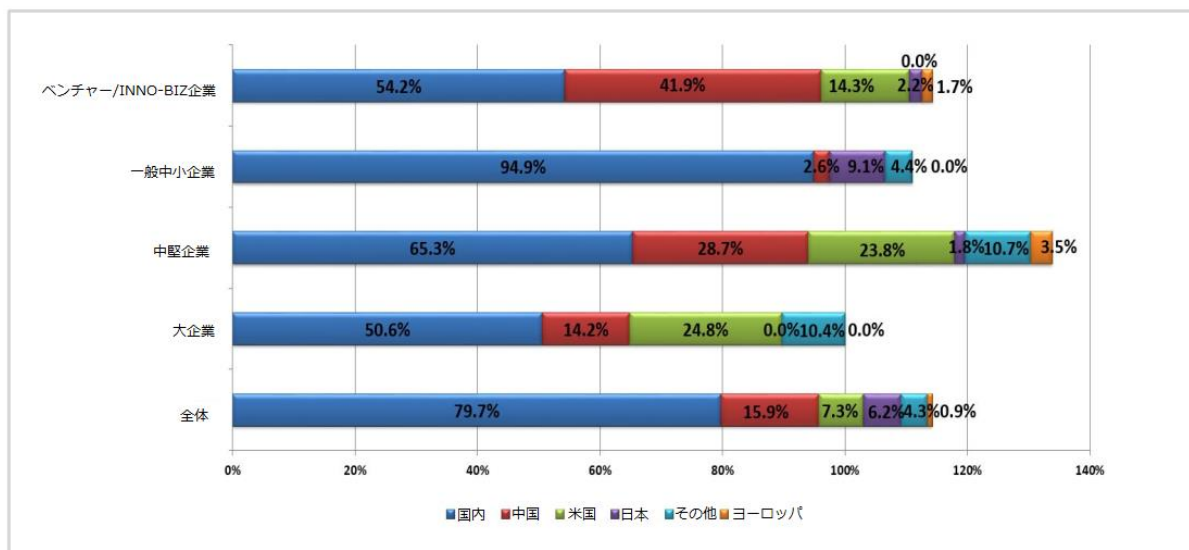
特に、ベンチャー企業の場合は製造地域が国内の場合 34.6%に比べて中国の場合が 63.3%で非常に高く、ベンチャー企業以外の他企業類型の場合は全体被害状況と同様に国内侵害被害比率が最も高いことが分かった。侵害製品製造地域が国内である比重が最も高い場合は一般中小企業であり、全体の 86.9%を占めている。大企業の場合、製造地域が中国である場合の比率 24.6%と同様に米国である比率も 24.8%で他企業類型に比べて高いことが分かった。

産業財産権の出願規模別で見ると、侵害製品の製造地域が国内である比重が年平均 10 件未満企業の場合 73.7%で最も高く、年平均 10～20 件出願規模の企業の場合 55.6%、年平均 21～60 件の場合は 69.7%となっている。61 件以上多出願企業の場合は侵害製品の製造地域が国内である比重が 68.3%で相対的に高いほうではないが、米国である比重は 23.0%で最も高いことが分かった。



[図 2.53] 産業財産権出願規模別の侵害製品製造地域の比率

注：複数回答



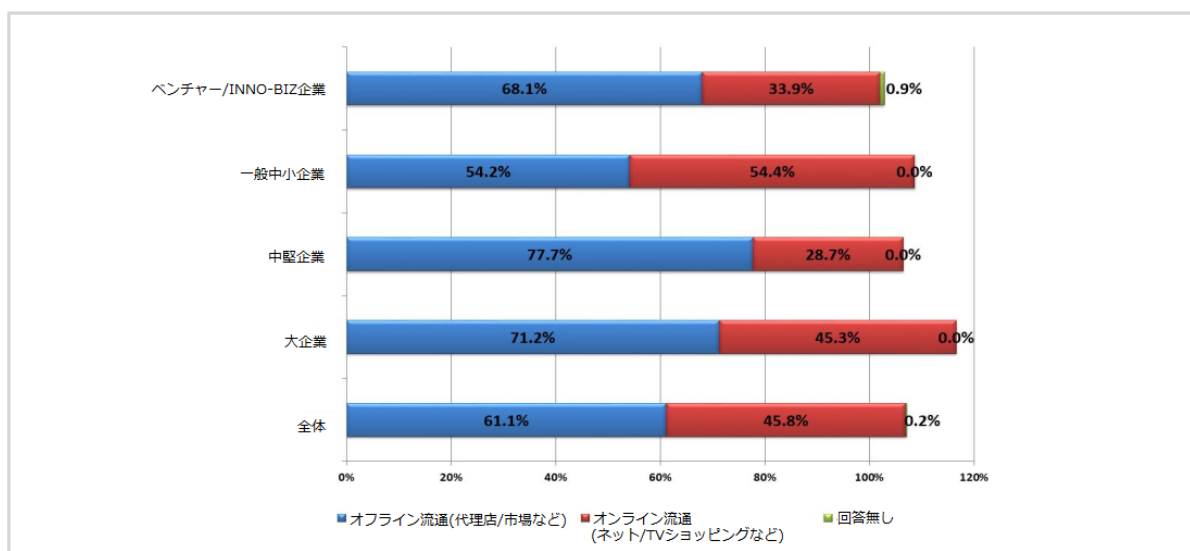
[図 2.54] 侵害製品流通地域別の被害状況

注. 複数回答

知的財産権侵害被害の具体的な内容のうち侵害製品の流通地域の分布は[図 2.54]のとおりである。全体被害事例のうち 79.7%は侵害製品の流通地域が国内であり、また流通地域が中国である比重は 15.9%、米国である比重は 7.3%となっている。企業類型別では、流通地域が国内である比重は一般中小企業が 94.9%で他企業類型に比べて高く、大企業は 50.6%で最も低い。大企業の場合は米国で侵害製品が流通する場合が 24.8%で最も高く、中堅企業の場合も 23.8%で高いことが分かった。侵害製品流通地域が中国である場合は特にベンチャー企業が 41.9%で最も高く、中堅企業の場合も 28.7%となっている。海外で侵害製品が流通する場合、米国と中国で流通する比率が比較的に高いことが分かった。このように海外での侵害事例が増加している状況の中で企業は警告書を発送するなどの対応に取り組んでいるが、まだ実効性の側面では難航しているものと見られる。

産業財産権の出願件数による規模別に見ると、侵害製品の流通地域が国内である場合は年平均 10 件未満規模の企業の場合が最も高い 84.8%となっており、年平均 61 件以上の多出願企業の場合はむしろ低い 59.5%となっている。多出願企業の場合は侵害製品の流通地域が米国である比重が 23.0%で最も高い。

知的財産権侵害被害の具体的な内容の中で侵害製品流通類型の分布は[図 2.55]のとおりである。全体被害事例の 61.1%は代理店及び市場などオフラインで流通するものと見られる。インターネット及びホームショッピングなどオンラインで流通する比率 45.8%である。

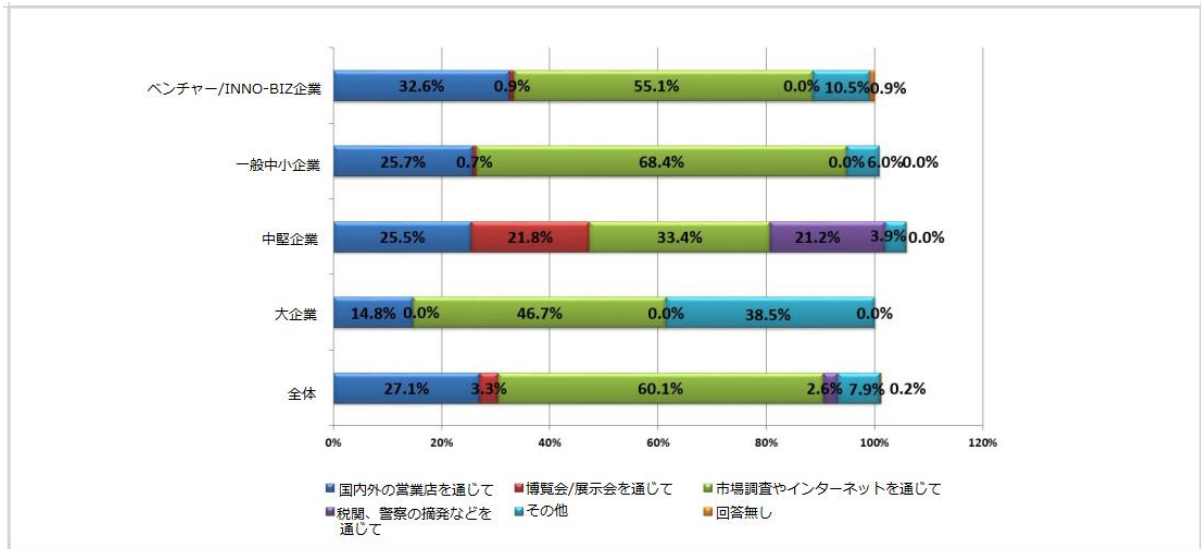


[図 2.55]侵害製品流通類型別の被害状況

注. 複数回答

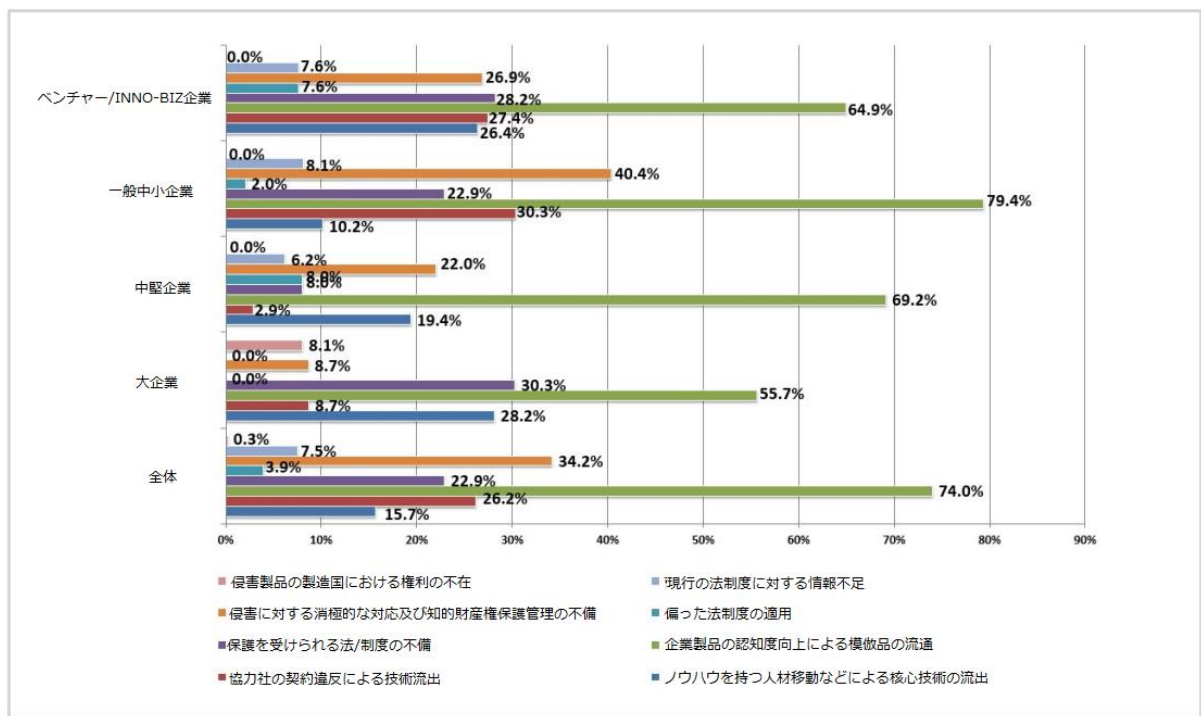
知的財産権侵害被害の具体的な内容のうち侵害製品発見経路の分布は[図 2.56]のとおりである。全体被害事例のうち 60.1%の場合は市場調査やインターネットを通じて、27.1%の場合は国内外の営業店を通じて被害事実を認知したことが分かった。いずれの企業類型においても市場調査やインターネットを通じて被害事実を認知する比率が最も高い。中堅企業の場合は同時に博覧会/展示会を通じて被害事実を認知したり、税関、警察の摘発などを通じて認知する比率も他企業類型に比べて比較的に高いことが分かった。





[図 2.56] 侵害製品発見経路別の被害状況

注. 複数回答



[図 2.57] 知的財産権侵害の被害が発生した主な原因

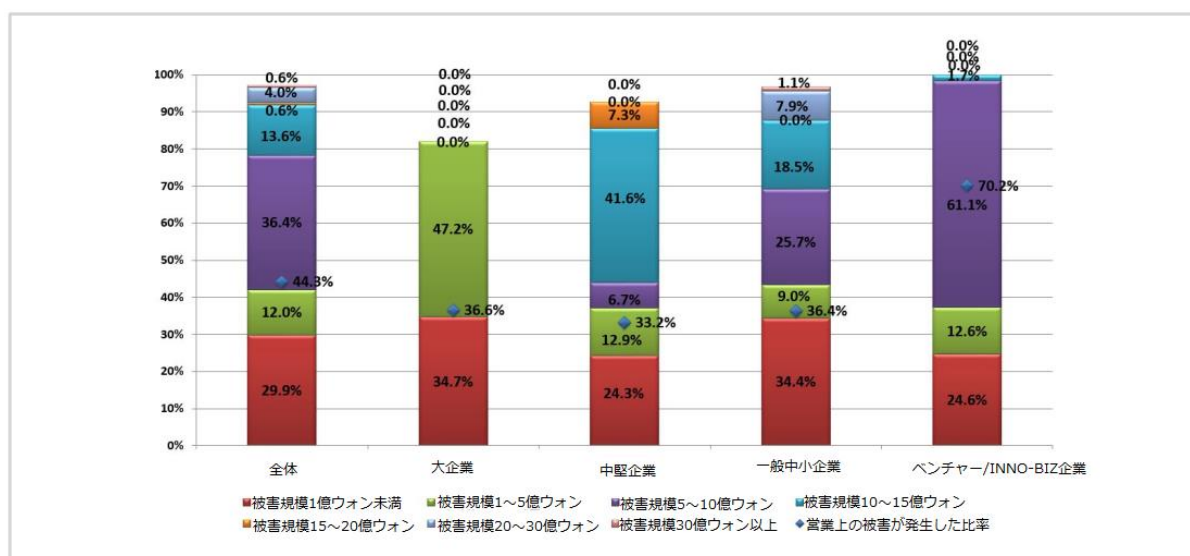
注. 複数回答

知的財産権侵害による被害が発生した原因は[図 2.57]のとおりである。「企業製品の認知度向上による模倣品の流通」を原因として挙げた企業の比率は知的財産権侵害を受けた企業のうち 74.0%で、全ての企業類型において最も高いことが分かった。ま

た、「侵害に対する消極的な対応及び知的財産権保護・管理の不足」、「協力企業の契約違反などによる技術流出」を挙げた企業の比率が其々34.2%、26.2%と続いている。

企業類型別では「企業製品の認知度向上による模倣品の流通」を原因として挙げた比率を除けば、大企業の場合「保護を受けられる法/制度の不備」が30.3%で二番目に高い比重を占めている。また、一般中小企業の場合「侵害に対する消極的な対応及び知的財産権保護・管理の不足」、ベンチャー企業の場合は「保護を受けられる法/制度の不備」が二番目に高い比重を占めた理由となっている。

侵害製品が市場に流出することで売上高の減少や市場シェアの下落のような営業上の被害が実際に発生した比率は知的財産権の侵害を受けた企業のうち44.3%を占めた（[図 2.58]）。企業類型別で見ると、ベンチャー企業が70.2%で最も高く、大企業36.6%、一般中小企業36.4%、中堅企業33.2%はほぼ同水準となっている。



[図 2.58] 実際発生した被害金額の規模

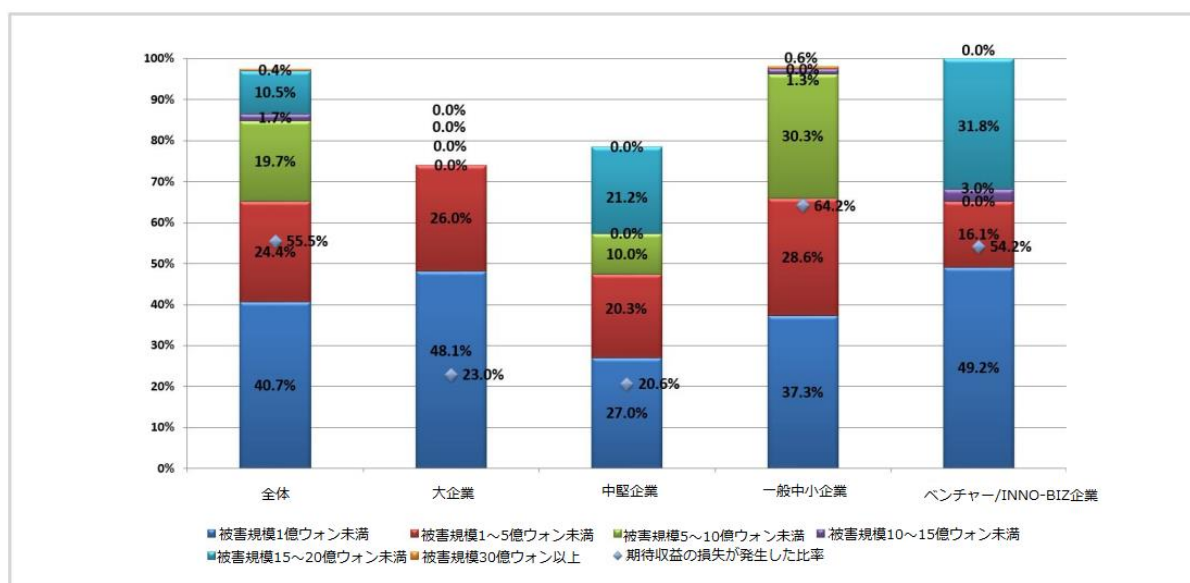
このような営業上の被害、即ち実際発生した被害金額の規模は5～10億ウォン未満が全体の36.4%で最も高い比重を占め、1億ウォン未満の場合も29.9%を占めている。特に、一般中小企業の場合1億ウォン未満の場合が34.4%で比較的に高い。

産業財産権の出願規模による結果を見ると、年平均 10～20 件出願企業の被害金額発生比率は 52.8%で最も高い([表 2.18])。年平均 10 件未満企業の場合 45.7%、61 件以上多出願企業の場合も 42.3%で比較的が高い。

[表 2.18]産業財産権出願規模別の実際被害金額が発生した企業の比率

	年平均 10 件未満	年平均 10～20 件	年平均 21～60 件	年平均 61 件以上
実際被害金額が発生した比率	45.7%	52.8%	18.2%	42.3%

一方、売上高の減少など実質的な営業上の被害はなかったものの今後の新規市場への参入、技術移転などを通じて得られるはずであった期待収益の損失が予想されると答えた場合は知的財産権侵害被害企業の 55.5%となっている([図 2.59])。このような比率は企業類型別で見ると一般中小企業が 64.2%で最も高い。



[図 2.59] 未実現被害金額の規模

企業が認知している未実現被害金額の規模は 1 億ウォン未満が 40.7%で最も大きな比重を占めているが、これは特にベンチャー企業における比重が 49.2%と高く、大企業の場合も 48.1%と高いほうである。

[表 2.19]産業財産権出願規模別の未実現被害金額発生企業の比率

	年平均 10件未満	年平均 10～20件	年平均 21～60件	年平均 61件以上
未実現被害金額の発生比率	58.3%	40.9%	44.8%	35.7%

産業財産権の出願規模で見ると、年平均 10 件未満企業の場合は 58.3%であるが、10～20 件企業の場合 40.9%、21～60 件規模の企業の場合 44.8%、61 件以上の多出願企業の場合 35.7%で、多出願企業の比率が最も低い。

2014 年の 1 年間全体被害発生規模を推定した結果は以下の[表 2.20]のとおりである。実際発生した被害金額(営業上の被害金額)及び未実現被害金額(期待収益の損失金)は其々3,395 億ウォン、6,460 億ウォンであり、被害企業の平均金額は其々5 億 4 千万ウォン、8 億 2 千万ウォンである。

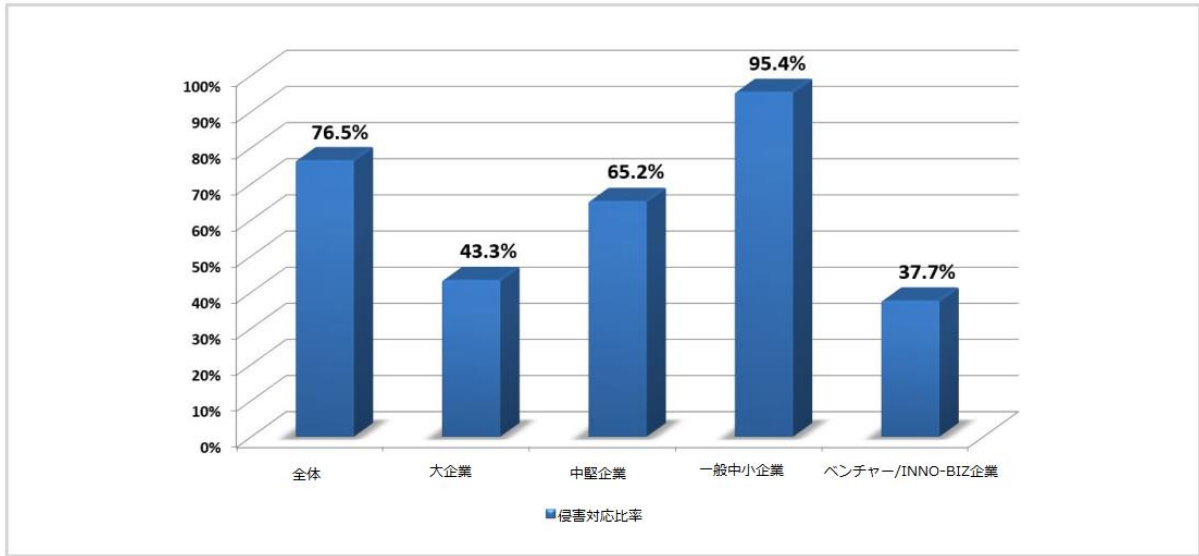
[表 2.20]全体侵害被害規模の推定

区分	企業数 <sup>39</sup>	被害金額(2014年)(億ウォン)	
		合計	被害企業の平均
実際発生した被害金額(営業上の被害金額)	643	3,395	5.4
未実現被害金額(期待収益の損失金)	885	6,460	8.2

## 2. 知的財産権侵害に対する対応措置状況

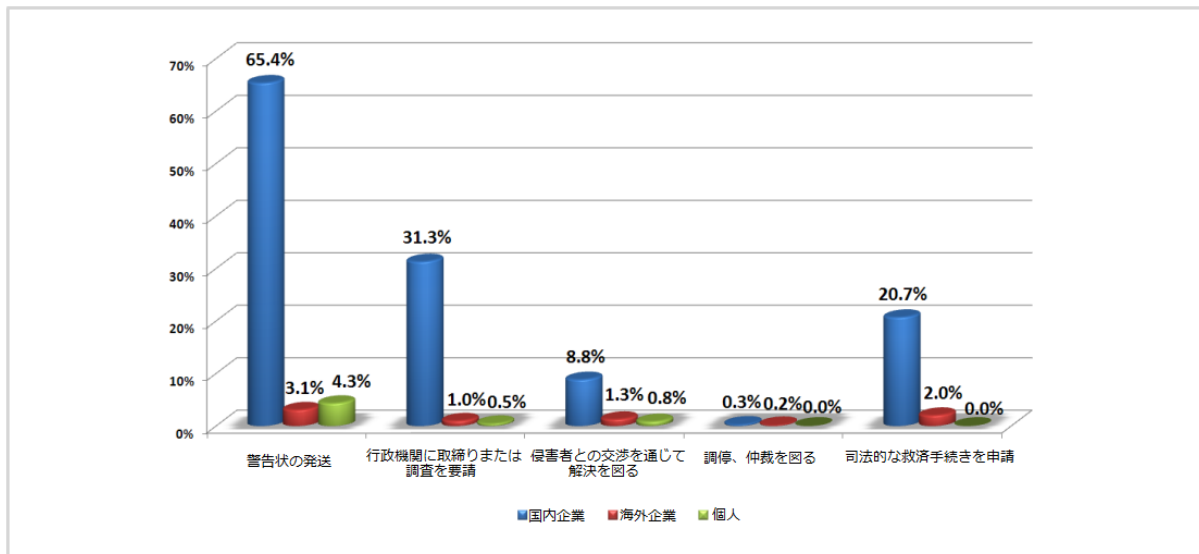
知的財産権侵害で被害を受けた経験のある企業が侵害被害に対応した場合は 76.5%である。一般中小企業の場合が 95.4%で最も高く、中堅企業の場合 65.2%、大企業が 43.3%、ベンチャー企業が 37.7%となっている([図 2.60])。

<sup>39</sup> 母集団の推定値である。

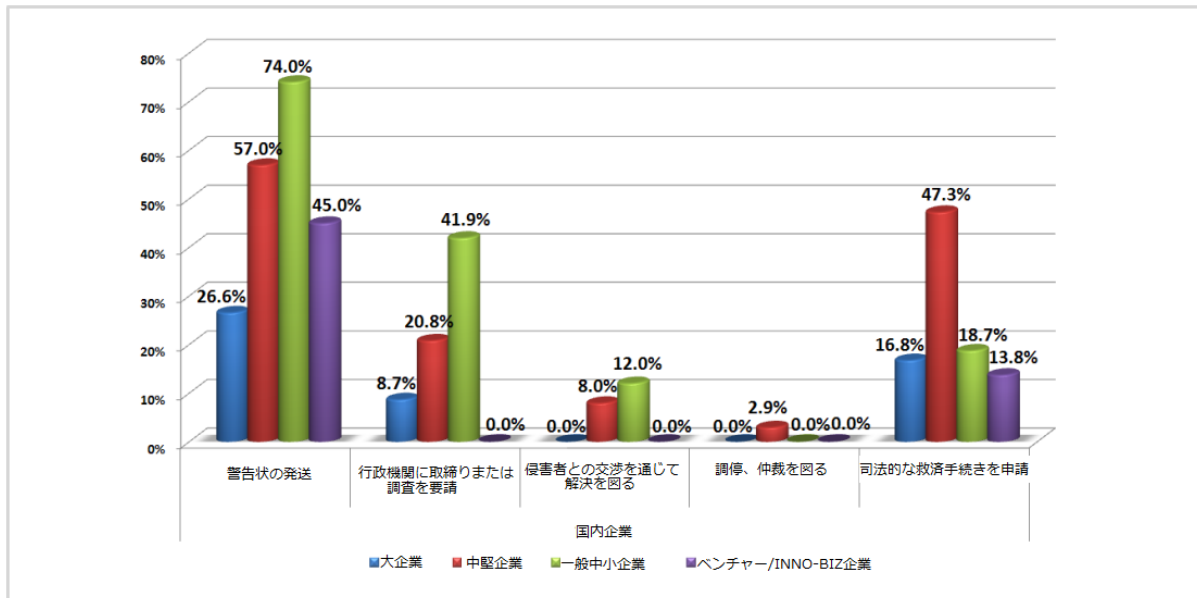


[図 2.60] 知的財産権侵害への対応比率

知的財産権侵害被害への対応活動として国内企業に警告書を発送した場合は知的財産権侵害を受けた企業のうち 65.4%と最も多い比重を占め、行政機関に取締または調査を要請した場合は 31.3%、司法的な救済手続きを申請した場合は 20.7%、侵害者との交渉を通じて解決を試みる場合が 8.8%と続いている([図 2.61])。知的財産権を侵害した海外企業に対する対応活動として警告書を発送した場合は知的財産権侵害を受けた企業の 3.1%と最も多い比重を占めた。



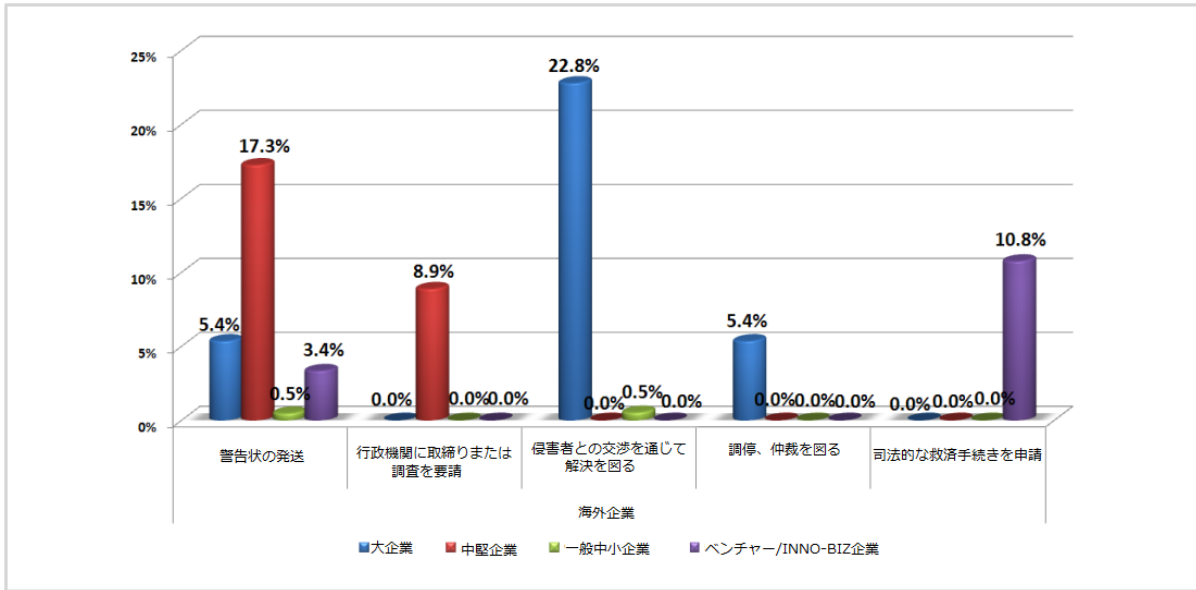
[図 2.61] 知的財産権侵害における対象別の対応方法



[図 2.62] 企業類型別の国内企業に対する侵害対応方法

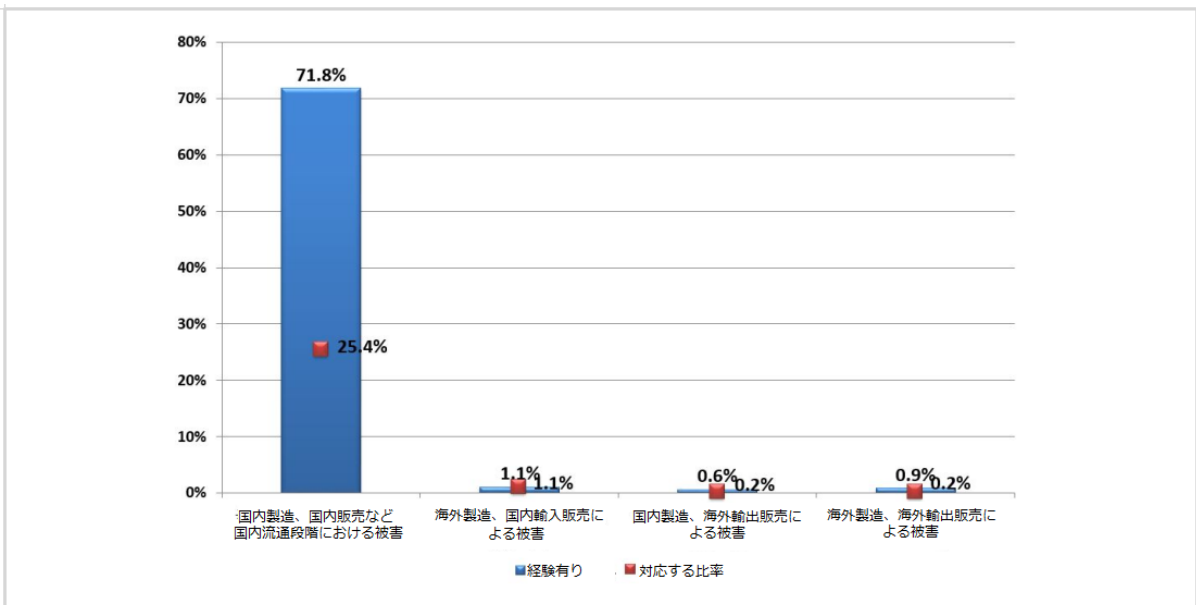
企業類型別で見ると、知的財産権侵害を受けた企業のうち国内企業に警告書を発送した比率は大企業が 26.6%と最も低いが、一方一般中小企業は 74.0%で最も高いことが分かる([図 2.62])。

一方、海外企業に警告書を発送した比率は中堅企業が 17.3%で最も高い([図 2.63])。一般中小企業の場合はこのような比率が 0.5%であり、国内企業に警告書を発送する比率とは相反する結果となっている。これは海外企業に警告書を発送するなど侵害対応において時間と費用、情報などの限界があることを示しており、これに対する政府の政策的な支援が求められる。侵害者との交渉を通じて解決を図る比率は大企業が 22.8%で最も高く、司法的な救済手続きを申請する比率はベンチャー企業が 10.8%で他企業類型に比べて高いことが分かった。



[図 2.63] 企業類型別の海外企業に対する侵害対応方法

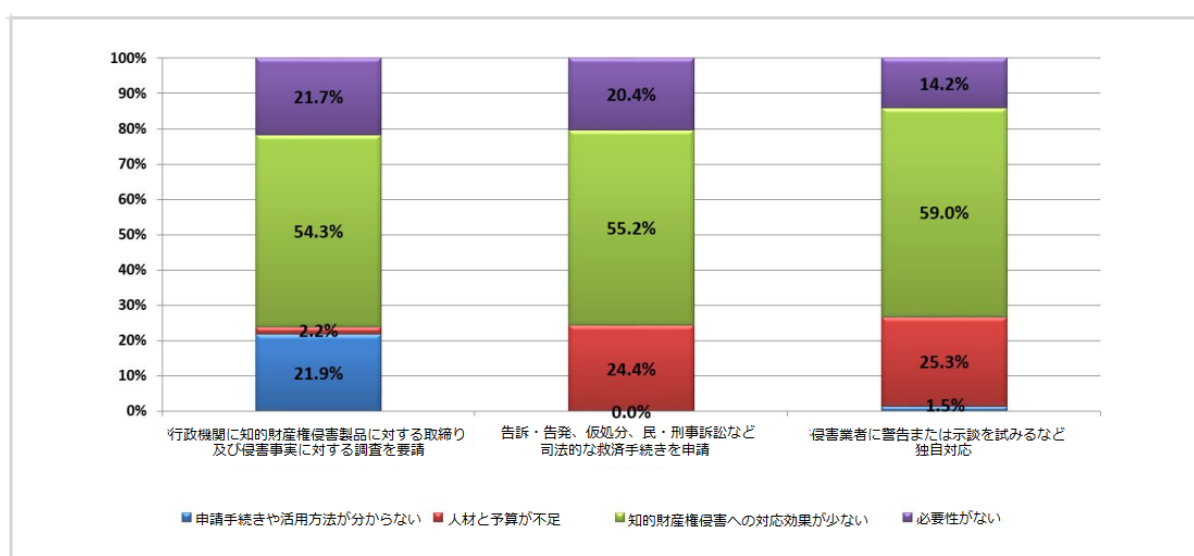
一方、知的財産権侵害を受けた企業の中で国内製造、国内販売など国内流通段階で被害を受けた企業の比率は 71.8%で、国内流通段階で被害を受けた企業の中で対応する企業の比率は 25.4%となっている([図 2.64])。その他に海外製造、国内輸入販売によって被害を受けた場合は 1.1%で、このうち対応する比率は 1.1%、国内製造、海外輸出販売による被害は 0.6%、このうち対応する比率は 0.2%となっている。また、海外製造、海外輸出販売によって被害を受けた比率は 0.9%、このうち対応する比率は 0.2%となっている。



[図 2.64] 侵害製品の流通類型別の対応状況

知的財産権侵害被害に対して対応活動を行っていないと答えた場合、知的財産権侵害被害に対して対応しなかった理由を其々の対応類型別で見ると、知的財産権侵害への対応効果が少ないと答えた比率が全般的に高い。また、比較的が多い企業が対応しなかった理由として人材と予算が不十分であることを挙げた。これは侵害対応活動をめぐる法、制度及びシステムの手続きが精巧化されていないため、侵害被害が発生した時に積極的に対応してもその後効果的な措置が取られず企業が認知する効果が極めて少ないものと見られる。また、複雑な侵害対応手続き及びかかる時間と費用に対する負担のため、積極的な対応活動が困難であると見られる。其々の対応類型別で見ると以下のとおりである。

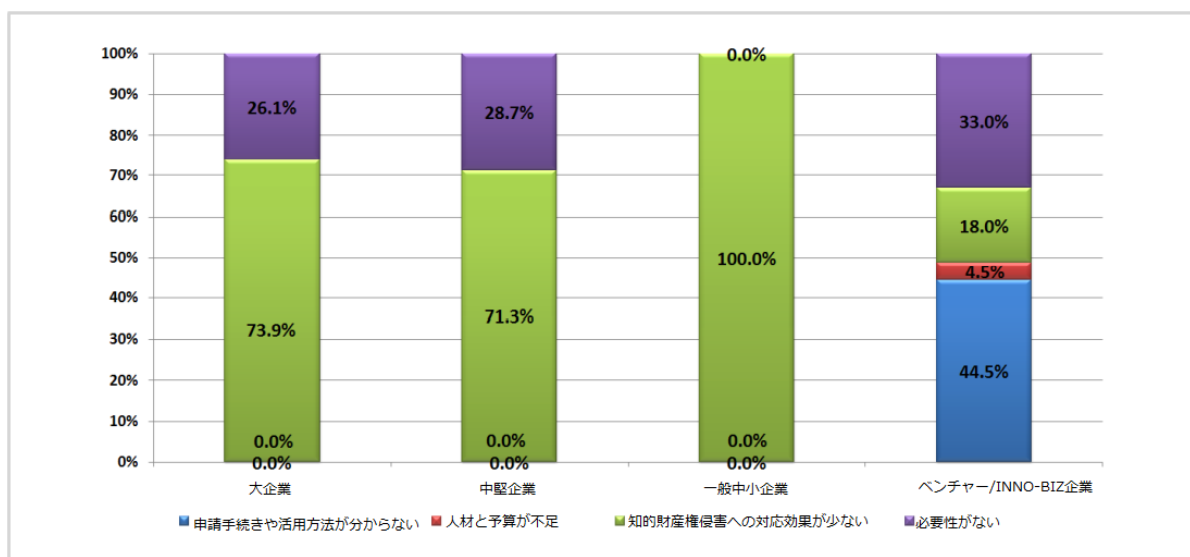
「行政機関に取締及び侵害事実に対する調査の要請」対応の場合、対応効果が少ないためであると答えた比率が 54.3%で最も高く、申請手続きや活用方法が分からないと答えた比率が 21.9%と続いている。「司法的な救済手続きの申請」対応の場合も同じく対応効果が少ないと答えた比率が 55.2%で最も高く、人材と予算が不十分であると答えた比率が 24.4%を占めている。また、「侵害企業に警告または示談の提案など独自対応」方法を対応方法として取らなかった理由もまた侵害対応効果が少ないためであるという答えが 59.0%、人材と予算が不十分であるという回答が 25.3%を占めている（[図 2.65]）。



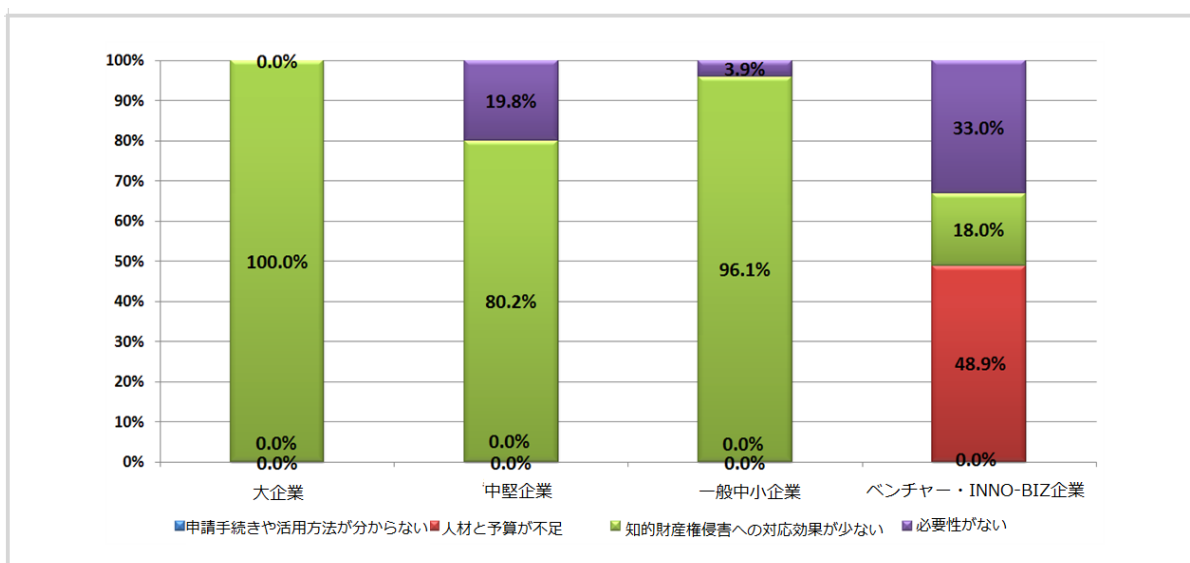
[図 2.65] 各対応類型別の対応活動をしなかった理由



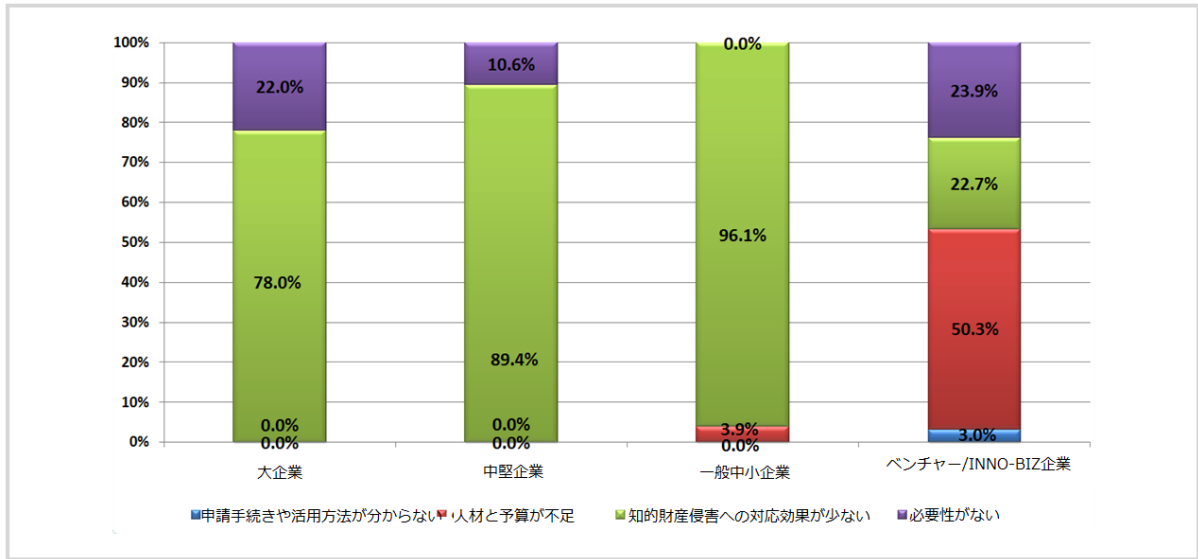
其々の対応類型によって企業類型別で見ると、ベンチャー企業を除く全ての企業類型において各対応類型によって全体と非常に類似した結果が見られる。即ち、知的財産侵害対応効果が少ないためであるという意見が高い比率を占め、申請手続きや活用方法が分からないためまたは人材と予算の不足という意見が一部を占めた。但し、ベンチャー企業の場合は申請手続きや活用方法が分からないためまたは人材と予算の不足という回答が他の企業類型に比べて非常に高く、これに対する政策的な補完が求められる。



[図 2.66] 企業類型別の対応活動(行政機関に知的財産権侵害製品に対する取締り及び侵害事実に対する調査要請)をしなかった理由



[図 2.67] 企業類型別の対応活動(告訴・告発、仮処分、民・刑事訴訟など司法的な救済措置の申請)をしなかった理由

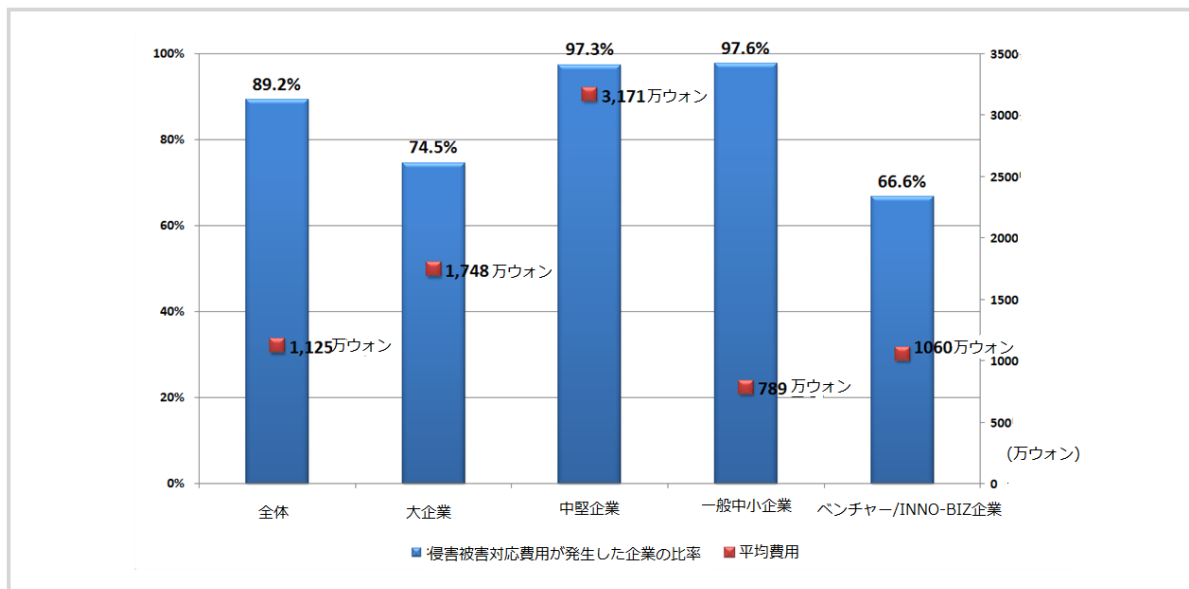


[図 2.68] 企業類型別の対応活動(侵害企業に警告または示談の提案など独自対応)をしなかった理由

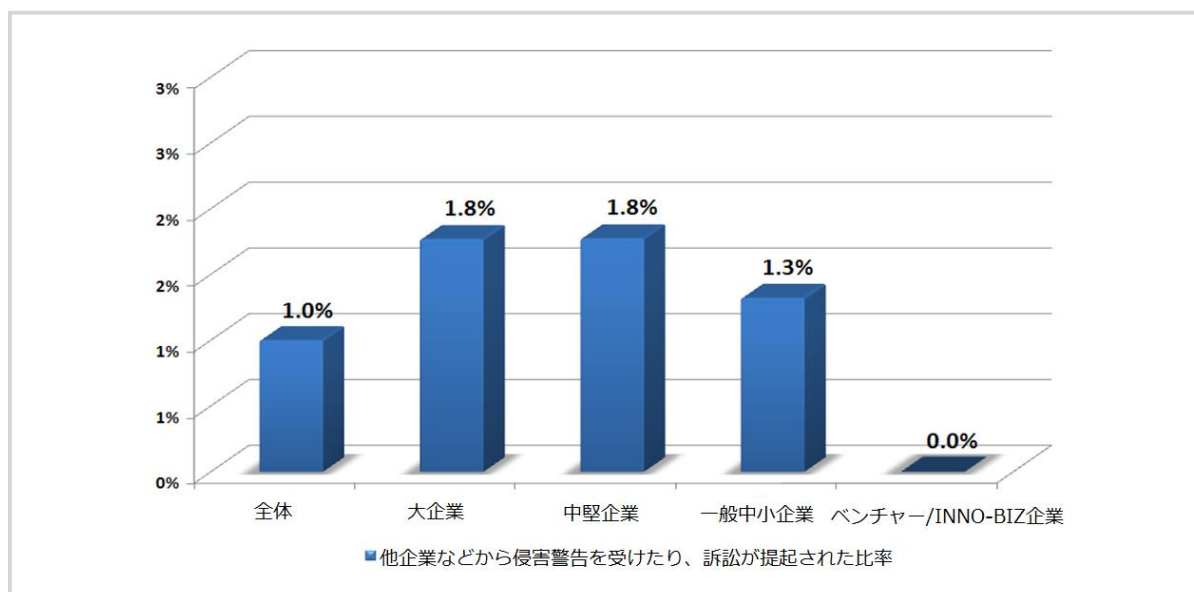
一方、2014年に知的財産権侵害を受けた企業のうち侵害対応費用<sup>40</sup>が発生した比率は89.2%を占め、これら企業の平均対応費用は1,125万ウォンとなっている([図2.69])。

企業類型別では、侵害対応費用が発生した比率は一般中小企業が97.6%で最も高く、中堅企業が97.3%、大企業が74.5%、ベンチャー企業が66.6%と続いている。しかし、一般中小企業の場合発生費用は789万ウォンで平均対応費用1,125万ウォンに比べて極めて低い水準である。一方、中堅企業の場合は平均対応費用が3,171万ウォンと非常に高く、侵害対応費用が発生した比率とともに平均対応費用もまた高い水準であることが確認できる。大企業の場合は必要な侵害事例に対して限定的に対応し、対応費用を集中的に活用しているものと判断される。

<sup>40</sup> 警告書の送付から侵害訴訟完了時までにかかった費用を基準とする。(損害賠償額または示談金は除く)



[図 2.69] 知的財産権侵害対応費用

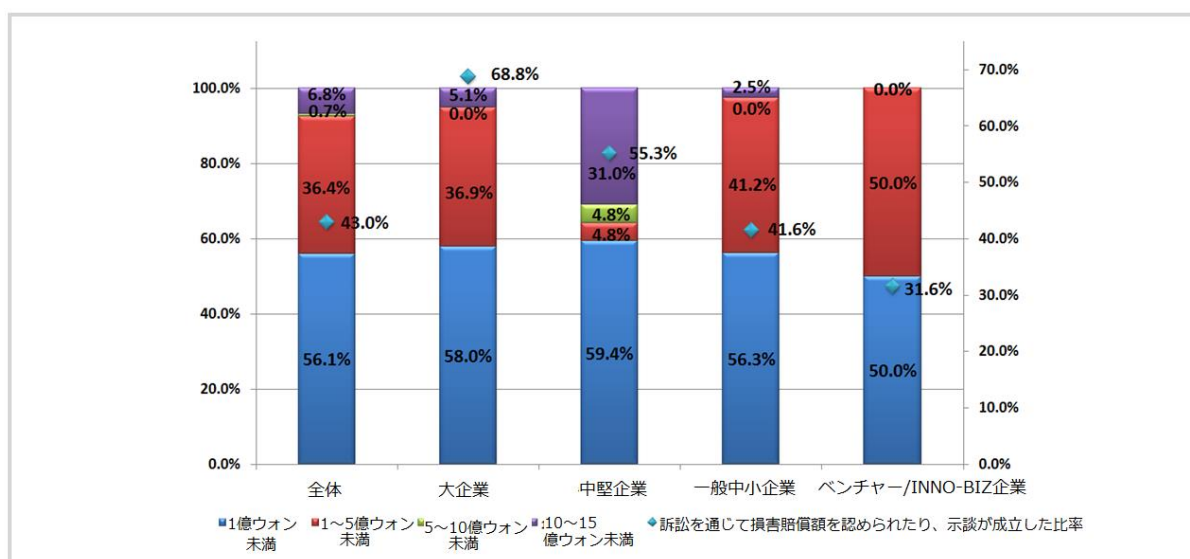


[図 2.70] 他企業などから侵害警告を受けたり、訴訟が提起された比率

一方、他企業などから侵害警告を受けたり、訴訟が提起された比率は 1.0%である。大企業と中堅企業の場合が其々同比率の 1.8%、一般中小企業が 1.3%、ベンチャー企業が 0.0%となっている([図 2.70])。

### 3. 知的財産権侵害被害に対する紛争対応の結果

2014年の1年間知的財産権侵害を受けた企業のうち民事訴訟を通じて損害賠償額を認められたり、当事者間の和解が成立した比率は43.0%である([図 2.71])。企業類型別で見ると、大企業の場合68.8%で最も高く、中堅企業が55.3%で比較的に高いことが分かった。一般中小企業とベンチャー企業の場合はその比率が其々41.6%、31.6%で相対的に低いことが分かった。



[図 2.71] 損害賠償額または示談金の規模

損害賠償額または示談金の規模は1億ウォン未満が56.1%で最も高い比率を占めている。1~5億ウォン未満が36.4%、5~10億ウォン未満が0.7%、10~15億ウォン未満が6.8%となっている。このようなパターンには企業類型による大きな差は見られない。但し、中堅企業の場合は1~5億ウォン未満の比率が4.8%に過ぎず、10~15億ウォン未満の比率が31.0%で、他企業類型に比べて高いことが分かった。

出願件数別では、年平均10件未満の企業が40.8%、年平均10~20件の企業が49.1%、年平均21~60件の企業が59.4%、年平均61件以上の多出願企業は65.5%であり、出願件数による差別性は見られなかった。

[表 2.21]産業財産権出願規模別の損害賠償金または被害金額発生企業の比率

	年平均 10 件未満	年平均 10～20 件	年平均 21～60 件	年平均 61 件以上
損害賠償額または示談金の発生比率	40.8%	49.1%	59.4%	65.5%

2014 年の 1 年間全体侵害被害を推定した規模は以下の [表 2.22] のとおりである。損害賠償額または示談金の合計が 861 億ウォンであり、被害企業の平均は 1 億 8 千万ウォンであった。

[表 2.22]損害賠償額または示談金規模の推定

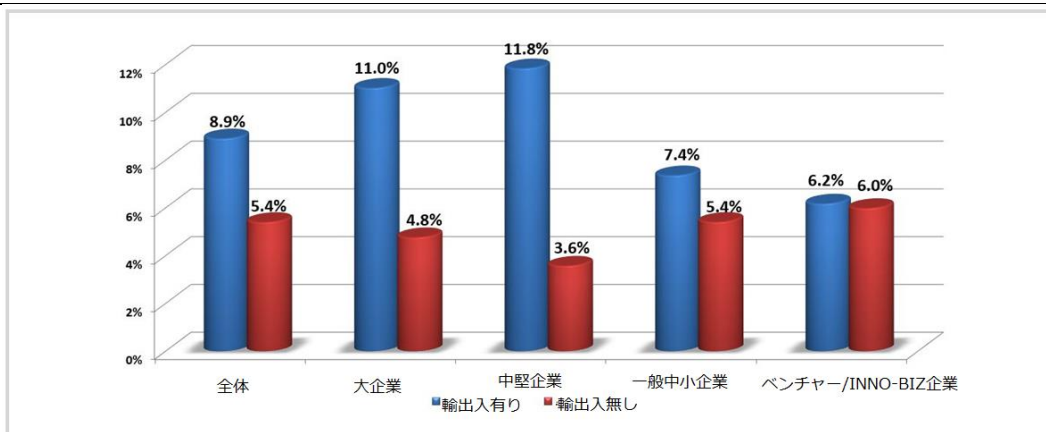
区分	企業数 <sup>41</sup>	被害金額(2014 年)(億ウォン)	
		合計	被害企業平均
損害賠償額または示談金	485 社	861	1.8

<企業の輸出入有無による侵害及び紛争実態の比較・分析<sup>42</sup>>

輸出入の実績有無によって輸出入活動がある企業と輸出入活動がない内需企業に対して主な数値を比較すると以下のとおりである。まず、侵害比率と関連して輸出入実績がある企業の場合は 8.9%、輸出入実績がない企業の場合は 5.4%であり、輸出入企業が相対的に侵害被害経験が多いことが分かった([図 2.72])。企業が活動する市場が広いほど、侵害可能性は高くなるものと見られる。

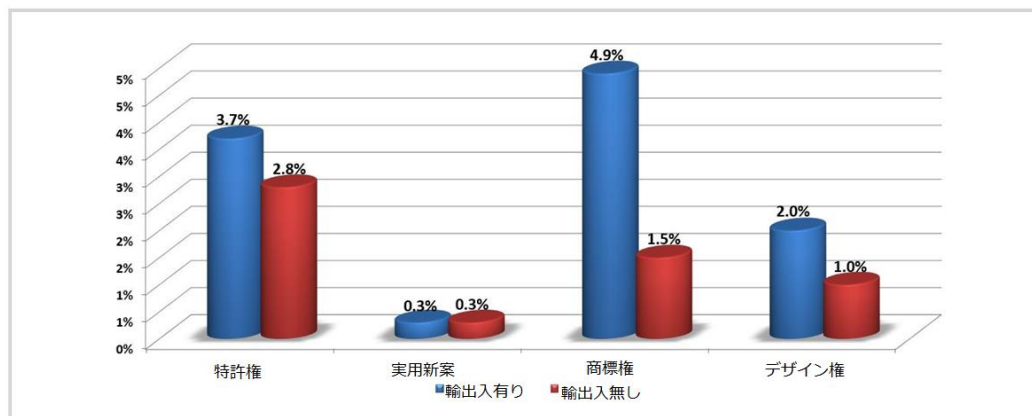
<sup>41</sup> 母集団推定値である。

<sup>42</sup> 回答企業の輸出入有無による情報を基に算出した標本調査の結果である。

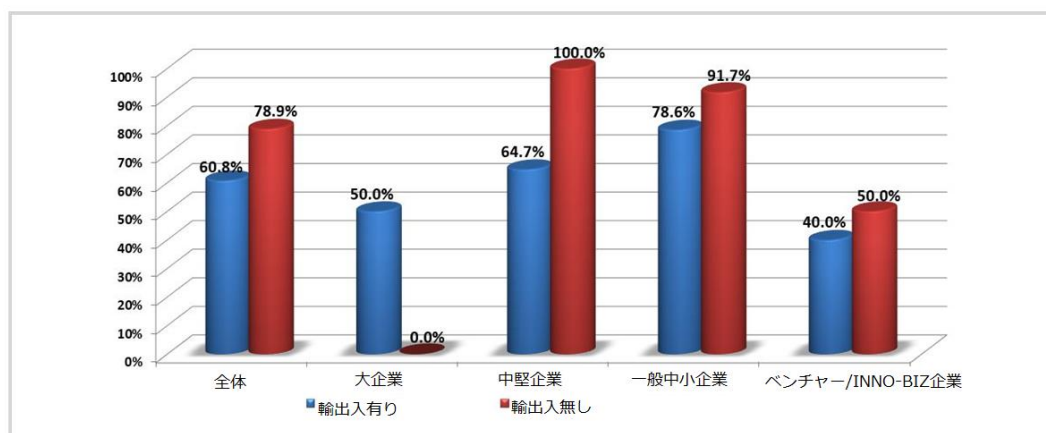


[図 2.72] 輸出入の有無による侵害被害企業の比率

権利類型別で見ると、特許権の場合輸出入実績のある企業が 3.7%で全体輸出入実績のない企業の 2.8%に比べて相対的に高いことが分かった([図 2.73])。また、商標権とデザイン権の場合も輸出入実績のある場合が其々4.9%、2.0%で、輸出入実績のない企業に比べて高いことが分かった。



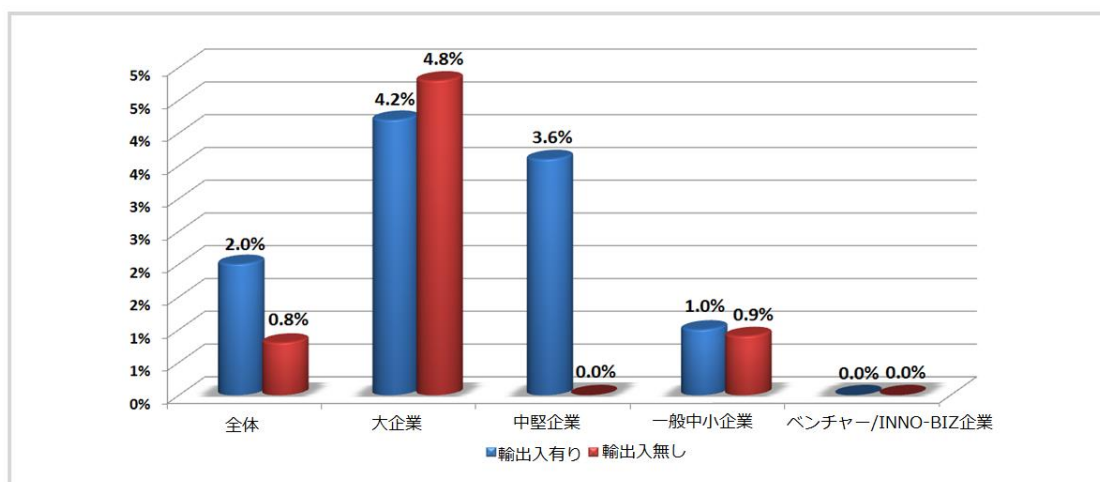
[図 2.73] 輸出入の有無による産業財産権類型別の侵害被害比率



[図 2.74] 輸出入の有無による知的財産権侵害への対応比率

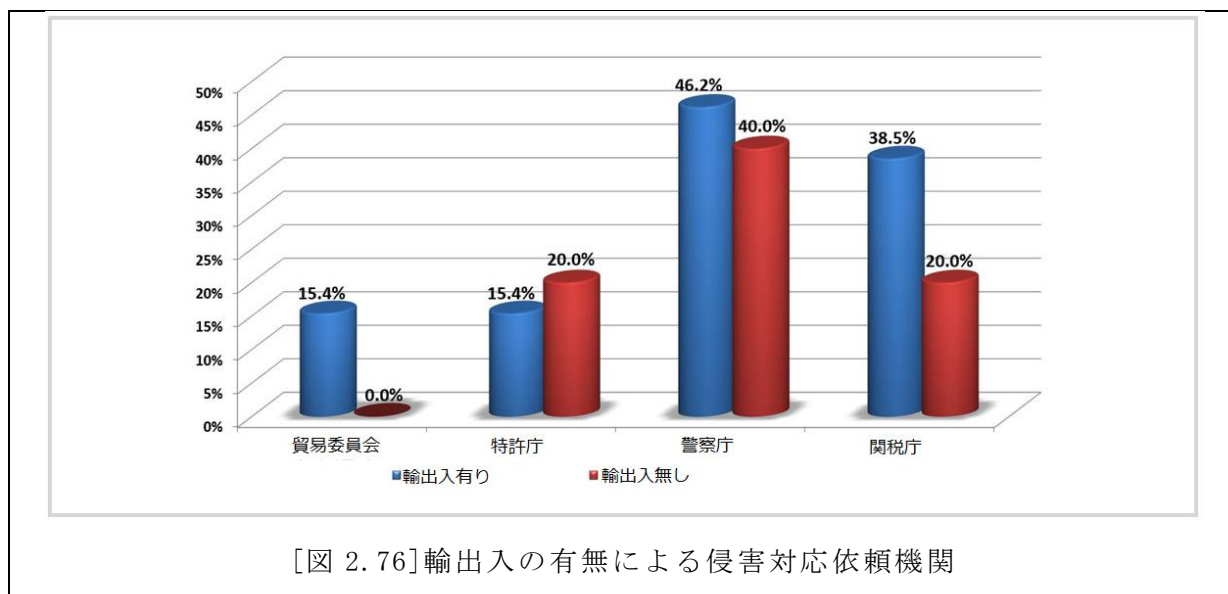
知的財産権侵害被害の経験がある場合、侵害対応比率は以下のとおりである。侵害対応比率は輸出入実績のない企業が 78.9%で輸出入企業 60.8%に比べて対応比率が高いことが分かった([図 2.74])。輸出入活動なく国内市場にのみ基盤を置く企業の場合、殆どの紛争が国内で発生するため、対応に向けた手続きや情報などを容易に手に入れる可能性が高く、侵害により積極的に対応できる。一方、輸出入企業は海外で侵害が発生するケースが多く、これに対する対応活動が容易でないと見られる。また、輸出入企業の場合は侵害に対応することで発生し得る企業イメージの損失などを懸念して侵害対応に消極的である可能性が高いと見られる。

他企業などから警告または訴訟が提起された状況を見ると、輸出入企業の場合 2.0%で、輸出入実績のない企業 0.8%に比べて高いことが分かった([図 2.75])。



[図 2.75] 輸出入の有無による他企業からの警告または訴訟提起の状況

知的財産権侵害被害に対する対応を依頼した機関を見ると、輸出入活動のある企業の場合は貿易委員会に依頼するケースが全体 15.4%で輸出入活動のない企業の 0.0%に比べて高いことが分かった。関税庁に依頼する場合は、輸出入活動のある企業は 38.5%で、輸出入活動のない企業に比べて高い([図 2.76])。



#### 4. 知的財産権侵害及び紛争関連の問題及び必要な政策支援

知的財産権侵害対応における問題として「対応する際に過剰な時間と費用がかかる」を挙げた企業は全体の 61.2%で最も高く([表 2.23])、ベンチャー企業の場合はこのような部分が特に高い比率となっている。後は「知的財産権保護のための行政的・司法的な救済手続きの不備」を挙げた企業が 55.5%と続いている。特にベンチャー企業の場合、知的財産権法規など関連事項に対する情報が足りないと答えた比率が 100.0%で極めて高く、これに対する政策的な補完が必要と見られる。独自対応が相対的に容易である大企業や中堅企業に比べてベンチャー企業の場合、侵害対応関連情報の不足で侵害対応に難航していることが分かる。

[表 2.23] 知的財産権侵害対応における問題

	全体	大企業	中堅企業	一般中小企業	ベンチャー /INNO-BIZ 企業
知的財産権法規など関連事項に対する情報不足	32.8%	16.8%	33.8%	25.3%	100.0%
内部人材の専門性不足による関	47.6%	68.6%	38.9%	45.3%	56.3%



連知識習得が難しい					
紛争対応関連の政府支援政策の不足または関連情報の不足	46.6%	53.2%	47.8%	40.4%	87.4%
紛争対応のための法律代理人選定が難しい	21.3%	45.3%	45.5%	11.6%	43.7%
紛争対応の際に過剰な時間と費用がかかる	61.2%	74.4%	53.5%	55.7%	100.0%
知的財産権保護に向けた行政的、司法的な救済手続きの不備	55.5%	16.8%	55.0%	55.7%	87.4%

最後に、知的財産権侵害に対応するため必要な政府政策として「知的財産権の保護及び対応活動のための情報提供」、「迅速な権利救済のための国境措置対象知的財産権の範囲を拡大、侵害物品の国内流入のシャットアウト」、「知的財産権侵害に対応するための訴訟などの費用支援」が必要であると答えた企業の比率は其々66.9%、64.0%、63.9%と比較的に類似した高い数値となっている（[表 2.24]）。

必要な政府政策と関連しては企業類型別に多少の差が見られる。大企業と一般中小企業は「知的財産権の保護及び対応活動のための情報提供」、中堅企業は「実効性のある行政的・司法的な処罰措置の強化」、ベンチャー企業は「知的財産権侵害に対応するための訴訟などの費用支援」が最も必要な政策支援であると答えた。

[表 2.24] 知的財産権侵害に対応するために必要な政府政策

	全体	大企業	中堅企業	中小企業	ベンチャー /INNO- BIZ 企業
実効性のある行政的・司法的処罰措置の強化	62.9%	59.7%	60.9%	59.9%	70.1%

迅速な権利救済のための国境措置対象知的財産権範囲の拡大、侵害物品の国内流入のシャットアウト	64.0%	65.2%	52.6%	62.8%	70.2%
知的財産権の保護及び対応活動のための情報提供	66.9%	69.0%	60.3%	64.5%	73.3%
行政機関の知的財産権侵害製品に対する取締権限の強化	63.2%	56.2%	57.7%	61.1%	71.6%
知的財産権侵害製品などに対する通報褒賞金額の増額	54.1%	53.0%	46.9%	53.2%	58.9%
知的財産権侵害に対応するための訴訟などの費用支援	63.9%	62.6%	54.6%	60.3%	74.7%
侵害及び知的財産権の有効性判断機関の一元化	60.8%	62.9%	47.3%	57.6%	71.2%

#### <企業の輸出入有無による問題及び必要政策の比較・分析><sup>43</sup>

知的財産権侵害への対応による問題を輸出入実績の有無によって比較して見ると、輸出入実績のある企業と輸出入実績のない企業、いずれも「紛争の際に過剰な時間と費用がかかる」ことに大きな負担を感じていると見られる。一方、輸出入実績のある企業の場合は特に「知的財産権保護のための行政的・司法的な救済手続きの不備」で困っていることが分かった。輸出入企業の場合、海外における紛争及び対応手続きに対する政府レベルでの情報提供及び支援が必要と見られる。輸出入のない企業の場合は「内部人材の専門性不足によって関連知識の習得が難しい」、「紛争対応関連の政府支援政策の不足または関連情報の不足」を問題点として挙げた。

[表 2.25] 輸出入の比較による知的財産権侵害対応時の問題

	輸出入有り	輸出入無し
知的財産権の法規など関連事項に対する情報不足	42.3%	37.5%

<sup>43</sup> 回答企業の輸出入有無による情報を基に算出した標本調査の結果である。

内部人材の専門性不足によって関連知識の習得が難しい	50.0%	62.5%
紛争対応関連の政府支援政策の不足または関連情報の不足	46.2%	62.5%
紛争対応のための法律代理人の選定が難しい	34.6%	37.5%
紛争対応の際に過剰な時間と費用がかかる	76.9%	62.5%
知的財産権保護のための行政的・司法的な救済手続きの不備	65.4%	50.0%

必要な政府政策と関連して輸出入実績の有無によって比較して見ると、輸出入実績と関係なく「知的財産権の保護及び対応活動のための情報提供」を最も高い比率で指摘した。また、輸出入実績のある企業は「知的財産権侵害に対応するための訴訟などの費用支援」、輸出入実績のない企業は「実効性のある行政的・司法的な処罰措置の強化」に対する政府政策ニーズを提示した。

[表 2.26] 輸出入の比較による知的財産権侵害対応のために必要な政府政策

	輸出入有り	輸出入無し
実効性のある行政的・司法的な処罰措置の強化	66.6%	62.1%
迅速な権利救済のための国境措置対象知的財産権範囲の拡大、侵害物品の国内流入のシャットアウト	65.8%	60.6%
知的財産権の保護及び対応活動のための情報提供	67.2%	65.2%
行政機関の知的財産権侵害製品に対する取締権限の強化	62.8%	61.1%
知的財産権侵害製品などに対する通報褒賞金額の増額	56.4%	50.5%
知的財産権侵害に対応するための訴訟などの費用支援	67.1%	61.9%
侵害及び知的財産権の有効性判断機関の一元化	64.2%	60.3%

### <知的財産権侵害対応に向けた関連機関の活動比較・検討>

韓国は知的財産権の創出が活発な知的財産強国ではあるが、依然としてオン・オフライン市場における模倣品の流通は政府が制度的に解決しなければならない重要問題である。関税庁、特許庁などではこのような模倣品の流通を取締り、知的財産権を保護するため、取締体系を構築して様々な活動を展開している。このような政府機関の取締活動を詳しく見ると以下のとおりである。

まず、関税庁では不公正貿易及び不法為替取引を摘発・取締ることで国民健康と社会安全を確保し、環境を守る役割を果たしている。関税法などの規定によって知的財産権違反事犯を取締っている。知的財産権違反事犯とは所有権者の同意なく他人の商標や著作物などを無断で盗用した物品を不正な方法で輸出入した者を指す。関税庁調査総括課に所属した特別司法警察は「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第6条第14号に規定されている職務範囲、即ち所属官署管轄区域で発生する輸出入物品の通関及び積換えと関連する知的財産権侵害に対する摘発及び取締権限を持っている。関税庁特別司法警察の取締範囲には商標、著作権、特許など関税法などの規定による知的財産権違反事犯が主要摘発対象として含まれる。商標事犯の場合は商標法によって登録された商標権を侵害する模倣または類似する商標を付着した物品を意味し、著作権事犯の場合は著作権法による著作権と著作隣接権またはコンピュータプログラム著作権を侵害する物品を全て含む。また、2013年7月から税関の通関段階で特許権、デザイン権侵害物品などに対する水際措置が可能になったことでその活動範囲が拡大した。

関税庁は知的財産権事犯に対する類型別、対象国別の取締実績を発表し、知的財産権違反品目別の摘発実績などを持続的に発表している。類型別統計を見ると2014年基準で商標事犯の摘発金額が最も高い比率を占め、次はその他事犯が占めている。前年度に比べて全体件数及び金額は多少減少したが、著作権事犯の場合は金額が増加していることが分かる。

＜年度別類型による知財権事犯の摘発状況＞（単位：件、億ウォン）

区分	2011年		2012年		2013年		2014年	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
商標事犯	485	5,965	508	7,642	338	5,462	240	4,605
著作権事犯	37	1,590	66	1,604	25	102	16	458
その他事犯*	8	6	14	85	10	186	7	99
合計	530	7,561	588	9,331	373	5,750	263	5,162

\*特許権、デザイン保護法、実用新案法、不正競争防止法など

知財権物品を品目別で見ると、2014年基準で最も多い金額比重を占めるのは時計類であり、次は靴類、衣類及び織物製品が占めている。

＜品目別知的財産権事犯の摘発状況＞（単位：件、億ウォン）

区分	2014年	
	件数	金額
衣類及び織物	84	535
運動具類	11	295
時計類	38	2,300
靴類	43	74
鞆類	74	1,285
玩具及び文房具類	13	18
雑貨	41	89
機械家具類	35	33
バイアグラ類	15	185
家電製品	27	164
その他	62	184

合計	443	5,162
----	-----	-------

関税庁は現在ソウル、仁川空港、釜山など全国各地域別本部税関を中心に特別司法警察が職務を遂行しており、先端科学装備などを活用して模倣品を摘発し、2012年からは知的財産権侵害根絶のための保護措置強化などを重点課題として推進している。

特許庁の場合、模倣品流通根絶と産業財産権保護基盤強化のために特別司法警察権の導入を積極的に推進した。その結果、2010年4月特別司法警察権を付与する法律案が通ったことで、実効性のある取締権限を行使し、模倣品による消費者の被害を減らすとともに、国内知的財産権保護水準を高めるための体制を強化した。また、特許庁は模倣品犯罪を効率的に取り締まるため、自治体及び韓国知識財産保護協会と連携し、貿易委員会と関税庁、警察庁など関係機関との協力体系を構築している。これを通じて産業財産権保護基盤を強化し、模倣品の流通・販売事犯に対する取締、オンライン模倣品の流通取締などの取締体系を強化した。特に、急増しているオンライン模倣品流通を取締るため、2011年12月サイバー専門捜査官とIP追跡装備などを備えたオンライン捜査班を発足させた。

検察・警察庁の場合は刑事処罰を目的として模倣品の製造・販売者を捜査し、模倣品の追放など知財権保護強化のために活動している。特に、検察は大検察庁に「知的財産権侵害事犯の専担捜査班」を設置し、専担部長及び専担検事を指定して運営しており、関係機関と合同捜査体系を構築している。ネット上の音楽、動画の不法ダウンロード及び掲示など著作権侵害事犯、ニセブランド商標の付着など模倣品の製造・販売事犯などを集中的に取り締まる。特に、地方警察庁の場合は模倣品製造者と流通者に対する捜査・検挙に焦点を合わせる一方、地域警察署の場合は模倣品の取り上げ及びその販売者を告発措置する役割を担当するなど階層組織間の役割分担が行われている。

## 第 3 章 大学及び公共研究機関の 知的財産活動

第 1 節 知的財産活動インフラ

第 2 節 特許基盤の知的財産活動

第 3 節 知的財産の創出及び活用活動

第 4 節 知的財産の保護

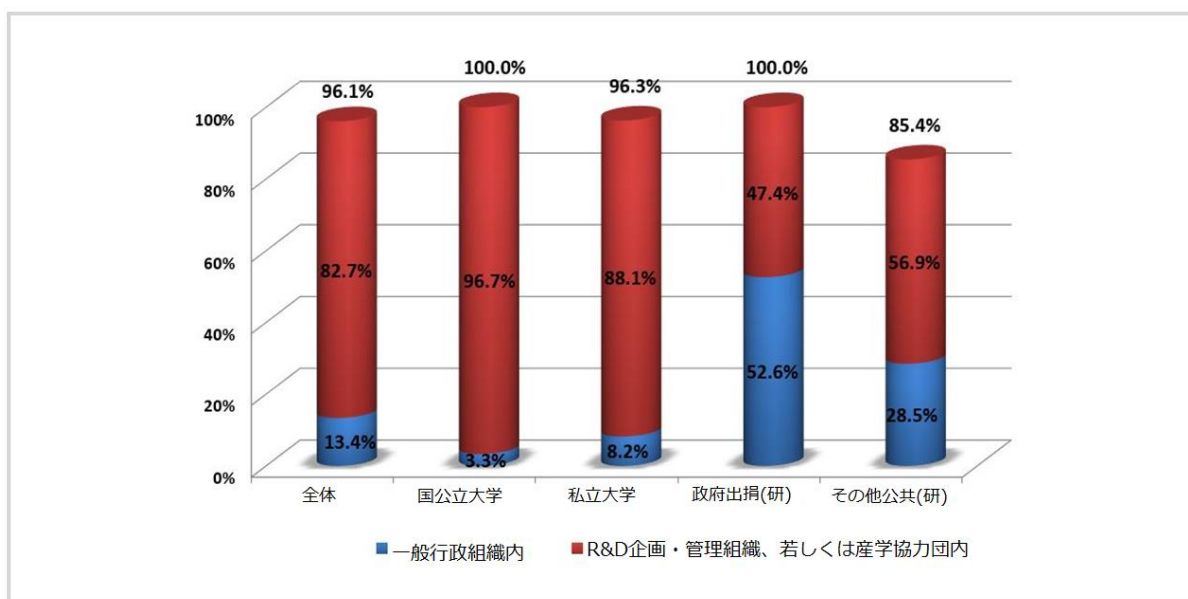
第 5 節 知的財産の侵害及び紛争

## 第3章 大学及び公共研究機関の知的財産活動

### 第1節 知的財産活動インフラ

#### 1. 知的財産担当組織及び人材

知的財産担当組織を保有している国内の大学及び公共(研)の比率は 96.1% (96.4%) となっている([図 3.1])。これを細分化すると知的財産担当組織が一般行政組織の中に存在する比率が 13.4%、R&D 企画・管理組織や産学協力団内に存在する比率が 82.7% (83.0%) となっている。機関類型別で見ると、国公立大学の 100% (100%)、私立大学の 96.3% (96.8%)、政府出捐(研)の 100% (100%) が知的財産担当組織を保有していることが分かる。その他公共機関の場合 85.4% (85.4%) が知的財産担当組織を保有し、最も低い数値となっている。

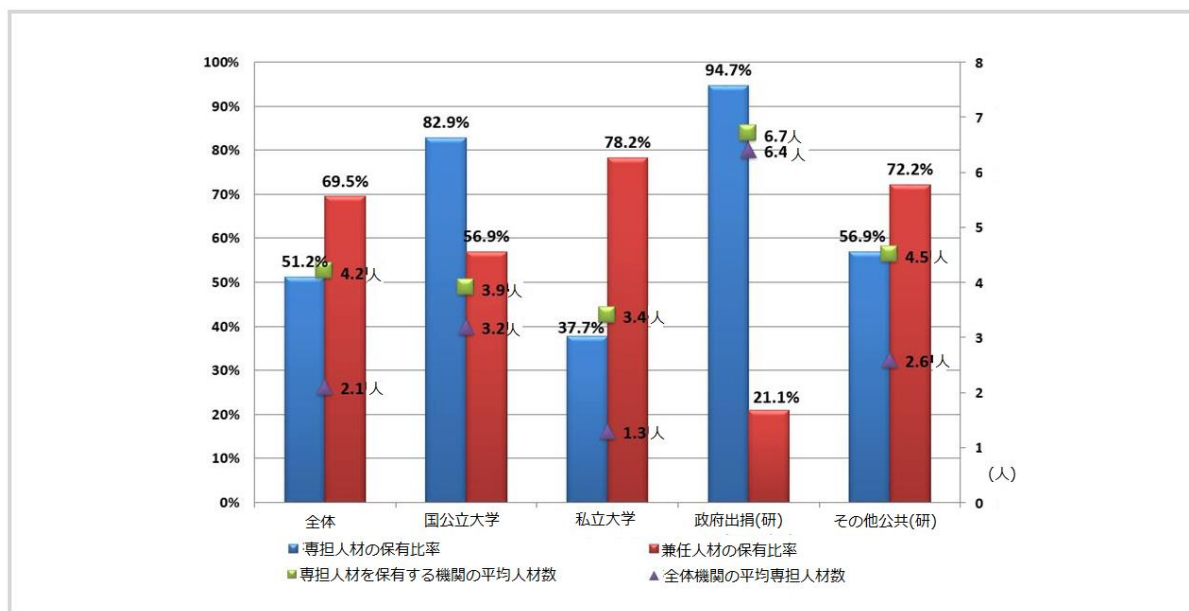


[図 3.1] 知的財産担当組織の状況

国内大学及び公共(研)のうち知的財産関連の業務だけを専門的に担当する専門担当人材を保有している比率は 51.2% (53.8%) となっている([図 3.2])。機関類型別では政府出捐(研)の 94.7% (94.7%) が専門担当人材を保有しており、最も高い。知的財産

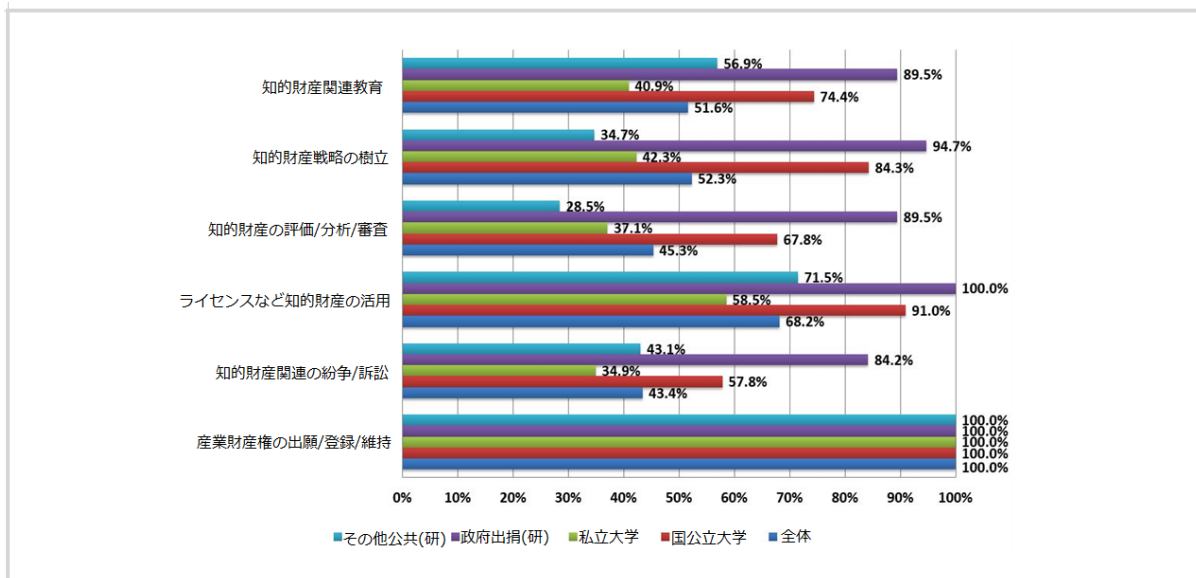


専任人材を保有している機関の平均専任人材数は 4.2 人(4.2 人)、機関全体平均専任人材数は 2.1 人(2.2 人)となっている。国公立大学と政府出捐(研)の場合専任人材を保有する比率が兼任人材を保有する比率より高く、特に政府出捐(研)の場合その格差が極めて大きいことが分かる。一方、私立大学とその他公共機関の場合、専任人材より兼任人材を保有する機関の比率が相対的に高い。



[図 3.2] 知的財産専門担当人材の保有状況

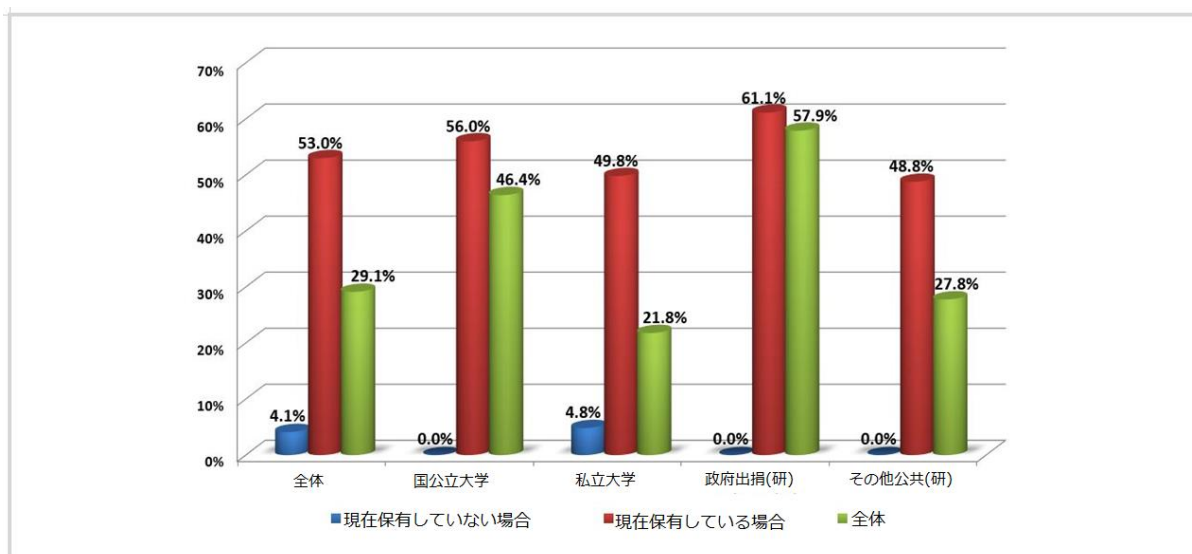
国内大学及び公共(研)は知的財産兼任人材を平均的に 1.1 人(1.1 人)保有しており、知的財産兼任人材を保有する機関の平均兼任人材数は 1.6 人(1.6 人)となっている。兼任人材を保有する機関の平均兼任人材数を機関類型別で見ると、政府出捐(研)の場合が 3.5 人(3.5 人)で最も多く、国公立大学の場合 1.8 人(1.8 人)と続いている。



[図 3.3] 知的財産担当者の主要業務

知的財産担当人材(兼任人材を含む)を1人以上保有している場合、該当人材が産業財産権の出願/登録/維持業務を担当する比率は100%(100%)となっている。([図 3.3])。また、ライセンスなど知的財産活用関連業務と知的財産戦略の樹立業務を行っている比率は其々68.2%(70.4%)と52.3%(54.3%)となっている。知的財産関連教育を担当していると答えた比率は51.6%(53.1%)、知的財産の評価/分析/審査及び知的財産関連紛争業務を担当する比率は其々45.3%(47.1%)、43.4%(44.0%)となっている。

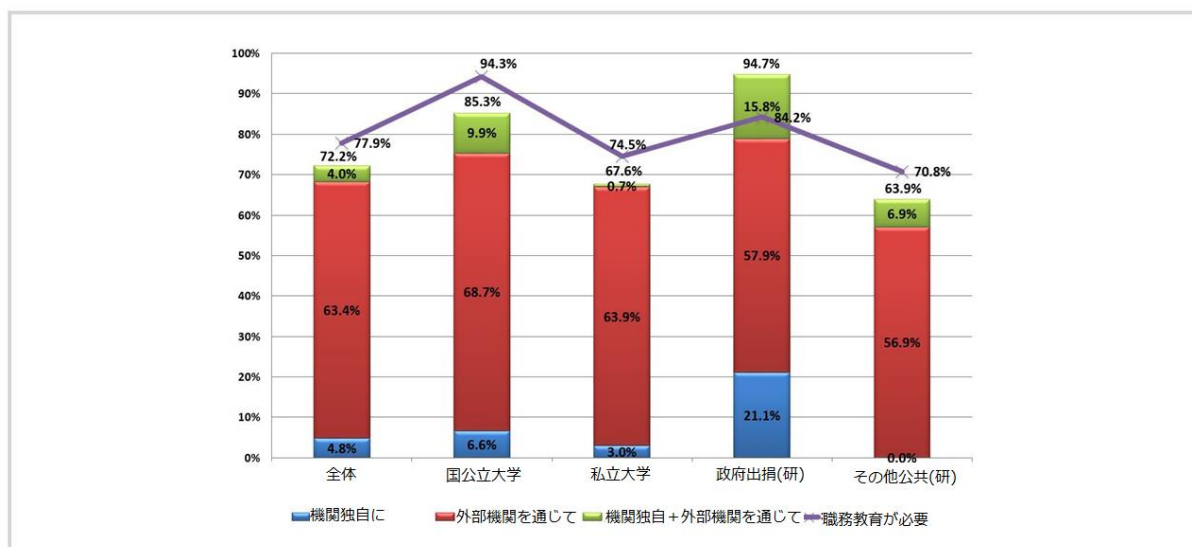
一方、国内大学及び公共(研)の29.1%(30.6%)は今後知的財産専担人材を採用する計画を持っていると答えている([図 3.4])。特に、現在専担人材を保有していない場合の4.1%(4.5%)が新規採用計画を持っており、現在保有している場合の53.0%(53.1%)は追加採用計画があると答えている。機関類型別で見ると、私立大学の場合現在保有していない場合の4.8%(5.3%)が新規採用計画を持っており、現在保有している場合も49.8%(49.9%)が追加採用計画を持っていると答えている。国公立大学及び政府出捐(研)、その他公共(研)の場合は現在保有していない場合は新規採用計画が非常に低いが、現在保有している場合に限定すると追加採用計画を持っている比率は比較的が高い。このような事実は知的財産関連人材の採用において既存の人材を強化することで担当業務の品質向上及び集中に取り組んでいるものと判断できる。



[図 3.4] 知的財産担当人材の採用計画

## 2. 知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費・教育費

国内大学及び公共(研)のうち知的財産担当人材に対する職務教育を実施している比率は全体の72.2%(72.9%)である。機関類型別では、国公立大学の85.3%(85.3%)が担当人材の職務教育を行っており、政府出捐(研)の場合も94.7%(94.7%)が教育を実施しており、他機関に比べてその比率が高い。私立大学及びその他公共(研)のそれぞれ67.6%(68.3%)と63.9%(63.9%)は知的財産担当人材に対する職務教育を実施していることが分かった([図 3.5])。



[図 3.5] 知的財産権担当人材に対する職務教育の状況及び必要性

注. 複数回答

一方、全体の77.9%(80.2%)が知的財産担当人材に対する職務教育が必要またはとても必要であると答えており、実際に実施している比率の72.2%(72.9%)より多少高い。但し、政府出捐(研)の場合は逆に職務教育が必要であると答えた比率が84.2%(84.2%)で実際に実施している比率の94.7%(94.7%)より低く、職務教育が十分行われているものと判断できる。

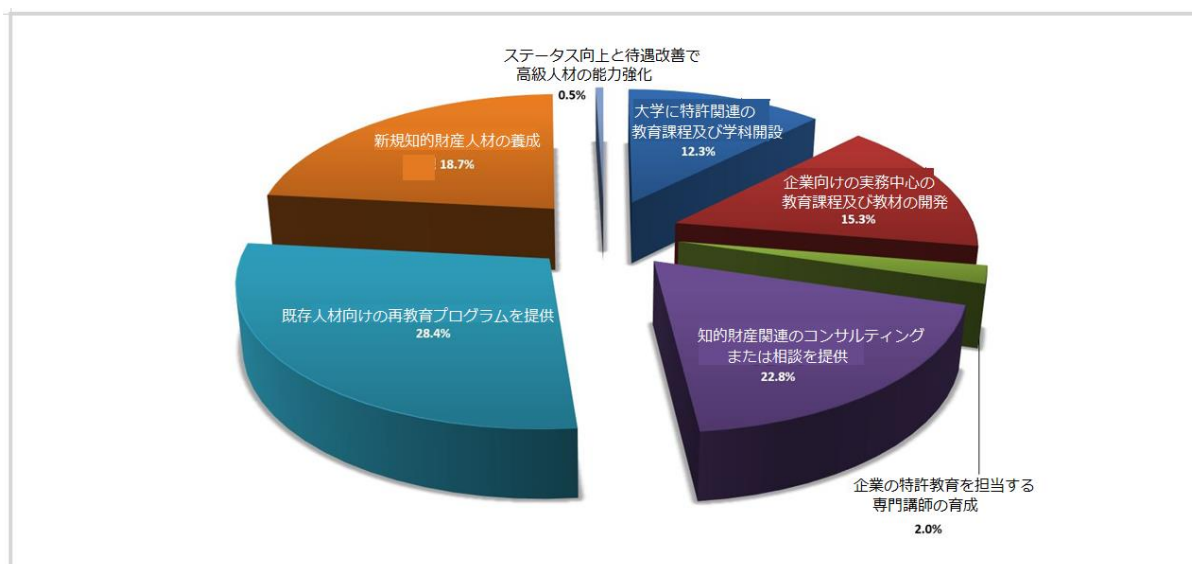
知的財産人材向けの職務教育実施を希望する場合、主に取り扱うべき教育内容として全体の72.1%(72.7%)と61.3%(60.2%)が其々特許ライセンス(技術事業化)分野と特許制度を挙げている([表3.1])。特許ライセンス(技術事業化)関連の職務教育が必要であると答えた比率は政府出捐(研)を除いた全ての機関類型において最も高い比率となっており、政府出捐(研)の場合には「特許制度」に関する職務教育が最も必要であると答えた。

[表3.1]職務教育の実施を希望する場合、取り扱うべき内容

	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
特許制度	61.3%	54.5%	59.4%	84.2%	63.9%
特許明細書の作成法	25.1%	19.9%	23.2%	36.8%	35.4%
特許情報の検索	54.4%	46.4%	54.0%	68.4%	56.3%
特許紛争(訴訟)	26.9%	28.0%	23.7%	47.4%	29.2%
特許情報の分析方法(特許マップ)	49.6%	49.7%	47.8%	63.2%	49.3%
特許ライセンス(技術事業化)	72.1%	78.6%	67.9%	78.9%	85.4%
海外特許出願及び訴訟	28.0%	13.3%	24.9%	52.6%	49.3%
営業秘密の保護	11.6%	6.6%	9.6%	31.6%	14.6%
特許契約(技術移転)の管理	2.2%	3.3%	1.5%	0.0%	6.9%

注. 複数回答

知的財産人材の能力を高めるために政府が最も急ぐべき推進課題として全体の28.4% (28.5%)が既存人材向け再教育プログラムの提供を挙げている([図 3.6])。また、知的財産関連のコンサルティングまたは相談の提供、新規知的財産人材の養成を挙げた比率は其々22.8% (22.7%)と 18.7% (18.4%)となっている。



[図 3.6] 知的財産人材の能力強化のために必要な政府政策

2014年の1年間国内の大学及び公共(研)は知的財産担当者の人件費と知的財産関連の教育費として其々8,752万ウォン(9,189万ウォン)と362万ウォン(380万ウォン)を支出している([表 3.2])。政府出捐(研)と私立大学の場合、人件費対比教育費の比重が相対的に高い<sup>44</sup>ことが分かった。

[表 3.2] 知的財産担当者の人件費及び教育費の状況

	人件費 <sup>45</sup>	教育費 <sup>46</sup>	合計
全体	8,752万ウォン	362万ウォン	9,114万ウォン
国公立大学	1億1,145万ウォン	332万ウォン	1億1,477万ウォン
私立大学	4,661万ウォン	201万ウォン	4,863万ウォン

<sup>44</sup> 国公立大学3.0%、私立大学4.3%、政府出捐(研)5.4%、その他公共(研)2.7%。

<sup>45</sup> 他業務と兼職である場合、知的財産関連業務の比重を考慮して回答した結果である。

<sup>46</sup> 教育費は知的財産担当者対象の教育費と他従業員対象の教育費の合計である。

政府出捐(研)	3億3,626万ウォン	1,813万ウォン	3億5,439万ウォン
その他公共(研)	1億786万ウォン	290万ウォン	1億1,076万ウォン

### 3. 知的財産サービスの活用及び総合的な管理システムの構築状況

2014年に外部知的財産サービスを利用した大学及び公共(研)の比率は91.6%(92.4%)となっている([表3.3])。特に、政府出捐(研)とその他公共(研)の場合には其々100.0%(100.0%)と他機関類型に比べて最も高い比率となっている。分野別平均支出額はIP翻訳に限って1年平均1,743万ウォン(1,817万ウォン)を支出して最も多い比重を占めており、政府出捐(研)の場合最も高い水準であることが分かった。技術移転/取引の場合は平均1,692万ウォン(1,764万ウォン)を支出し、IP情報調査/分析の場合は平均1,589万ウォン(1,657万ウォン)を支出した。政府出捐(研)の場合該当支出は其々平均5,648万ウォン(5,648万ウォン)、平均1億644万ウォン(1億644万ウォン)で、他機関類型に比べて高いことが分かった。一方、IPコンサルティングに対する平均支出額は297万ウォン(310万ウォン)で最も低い。

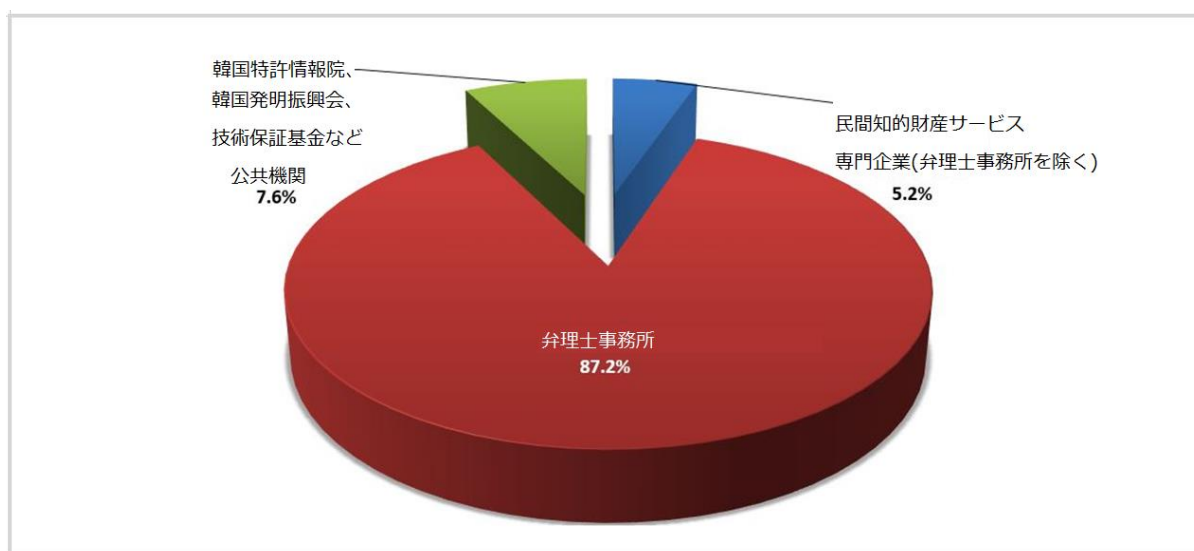
[表3.3] 知的財産サービスの利用状況

		全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他 公共(研)
利用している		91.6%	94.3%	88.7%	100%	100%
2014 年の 支出 額	IP情報調査/分析	1,589万ウォン	478万ウォン	374万ウォン	1億644万ウォン	2,382万ウォン
	技術移転/取引	1,692万ウォン	1,453万ウォン	901万ウォン	5,648万ウォン	3,255万ウォン
	IP翻訳	1,743万ウォン	37万ウォン	215万ウォン	1億6,695万ウォン	0ウォン
	IPコンサルティング	297万ウォン	360万ウォン	65万ウォン	1,902万ウォン	176万ウォン
	IPインフラ	602万ウォン	890万ウォン	233万ウォン	2,849万ウォン	420万ウォン

その他	1億1,860万ウ オン	1億2,371万ウ オン	4,453万ウオン	5億6,695万ウオン	1億4,624万ウ オン
合計	1億7,783万ウ オン	1億5,589万ウ オン	6,242万ウオン	9億4,432万ウオン	2億857万ウオ ン

知的財産サービス提供機関別の利用比重は弁理士事務所が 87.2% (86.9%) と最も多い比重を占めている ([図 3.7])。その他に韓国特許情報院、韓国発明振興院など公共機関は 7.6% (7.7%) で、弁理士事務所を除いた民間知的財産サービス専門企業の利用比重は 5.2% (5.4%) に止まっている。

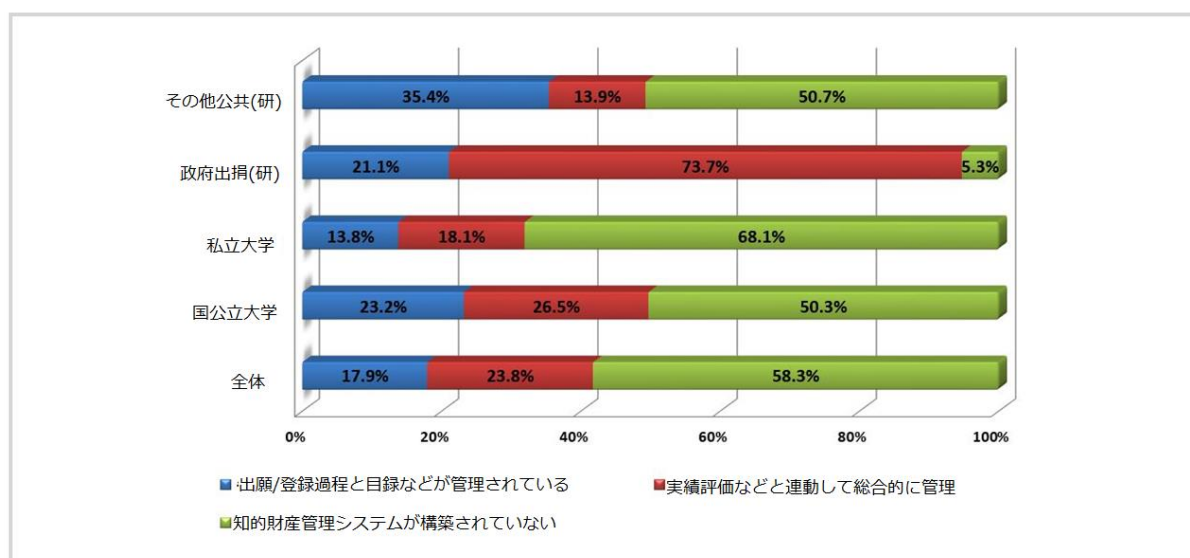
知的財産サービス提供機関別の利用比重は機関類型別で見ると、全ての機関類型において弁理士事務所を利用する場合は最も大きな比重を占めている。私立大学、政府出捐(研)、その他公共(研)の場合には公共機関を利用する比率が次に高く、其々 6.5% (6.6%)、16.3% (16.3%)、5.9% (5.9%) となっている。国公立大学の場合は民間知的財産サービス専門企業を利用する比率が次に高く、9.8% (9.8%) となっている。



[図 3.7] 知的財産サービス提供機関別の利用比重

現在総合的な知的財産管理システムを構築・活用している大学、公共(研)の比率は 41.7% (43.9%) となっている ([図 3.8])。機関類型別では政府出捐(研)が 94.7%

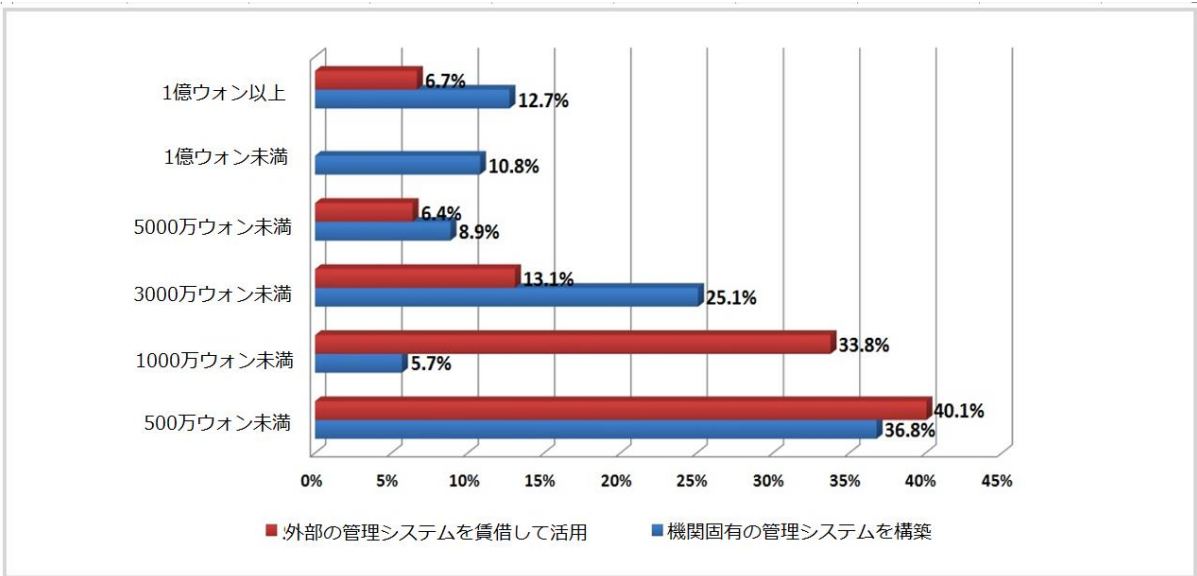
(94.7%)で最も高く、私立大学が31.9%(34.4%)で最低となっている。これを細分化して見ると、発明届出から出願、中間事件、登録、維持、放棄などに関連する行政的な手続きと特許費用、関連情報などを管理するシステムを構築している比率が17.9%(18.8%)となっており、特許などの出願・登録過程と目録などを業績評価などの人事管理、研究課題管理システム、技術移転システムと連動して総合的に管理している比率は23.8%(25.0%)となっている。



[図 3.8] 知的財産管理システムの構築及び活用状況

知的財産管理システムの構築及び活用にかかる費用は機関固有の管理システムを構築して活用する場合、500万ウォン未満が36.8%(36.7%)で最も多く、1億ウォン以上を使用する大学・公共研究機関も12.7%(12.8%)となっている([図 3.9])。外部の管理システムを借りて活用する場合も500万ウォン未満が40.1%(40.1%)で最も多い。



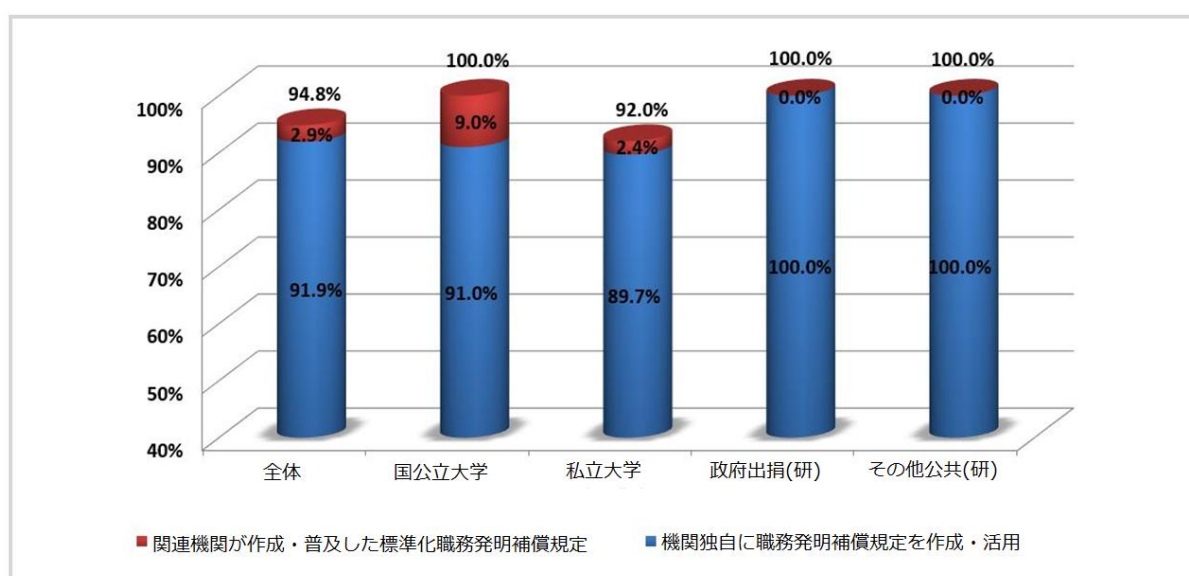


[図 3.9] 知的財産管理システムの構築費用

## 第2節 特許基盤の知的財産活動<sup>47</sup>

### 1. 職務発明補償

職務発明補償規定を保有し、これを活用している大学、公共(研)の比率は94.8%となっている([図 3.10])。これを細分化すると、機関独自に職務発明補償規定を作成・活用している比率が91.9%となっており、特許庁など関連機関が作成・普及して標準化された職務発明補償規定を保有・活用している比率は2.9%となっている。



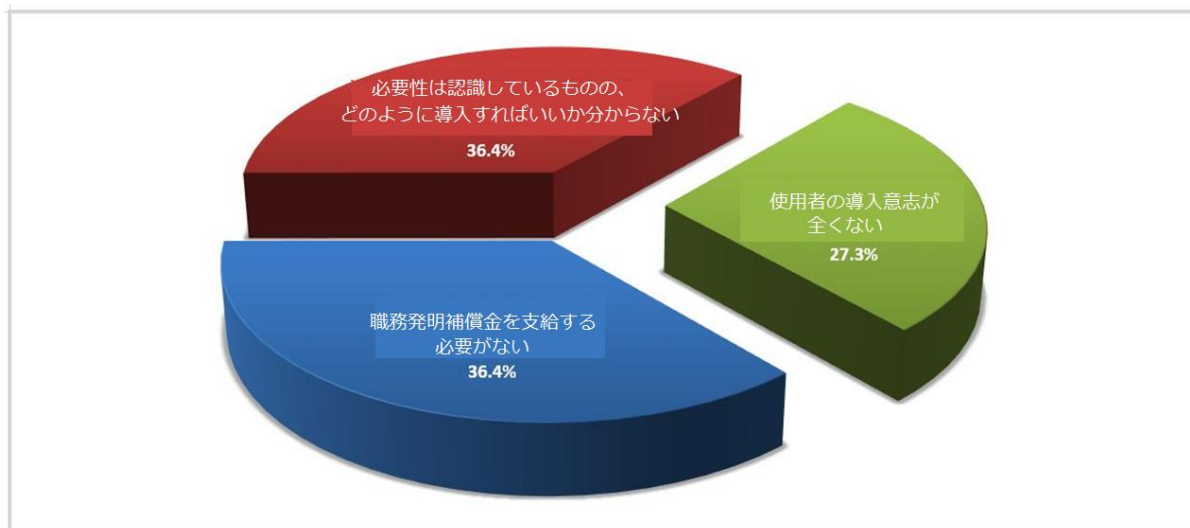
[図 3.10] 職務発明意補償規定の保有及び活用状況

機関類型別では、政府出捐(研)、国公立大学、その他公共(研)が職務発明補償規定を保有/活用している比率は其々100%であり、私立大学の場合92.0%と多少低いことが分かった。

補償規定を保有していない理由として、必要性は認識しているもののどのように導入すればいいか分からないと答えた比率と職務発明補償金を支給する必要がないと答

<sup>47</sup> 大学・公共(研)の特許に基づいた知的財産活動もまた特許集中的な知的財産活動として特許、実用新案中心の2010年母集団を基準に算出した母集団推定値を表記している。

えた比率が其々36.4%であり、比較的の高い比率であることが分かった([図 3.11])。使用者の導入意志が全くない場合も 27.3%となっている。



[図 3.11]職務発明補償規定を保有していない場合、その主な理由

職務発明補償の類型別実施状況を見ると以下の[表 3.4]のとおりである。国内特許登録補償、他社実施補償、海外特許登録補償を実施している比率が其々95.5%、93.6%、92.9%と高い。

機関類型別で見ると、国公立大学の場合は他社実施補償と国内特許登録補償比率が其々100%と 96.5%で、政府出捐(研)の場合は他社実施補償が 100%、国内特許登録補償、海外特許登録補償、処分補償の比率が其々94.7%で高い比率を占めている。

[表 3.4]職務発明補償の類型別実施比率

	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他 公共(研)
発明提案(発明届出)補償	12.3%	13.1%	10.9%	15.8%	16.1%
出願留保補償	10.3%	7.0%	9.1%	15.8%	16.9%
国内特許出願補償	49.6%	37.7%	50.0%	57.9%	58.1%
国内特許登録補償	95.5%	96.5%	97.3%	94.7%	83.1%

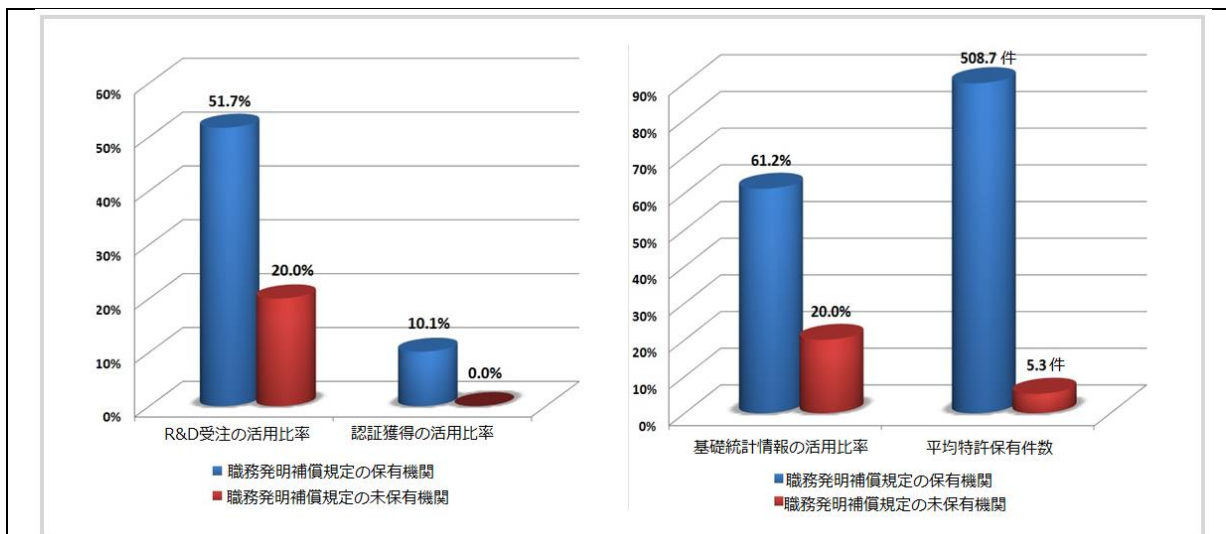
海外特許出願補償	50.0%	41.2%	50.9%	57.9%	50.0%
海外特許登録補償	92.9%	93.0%	95.5%	94.7%	75.0%
その他産業財産権国内登録補償	67.9%	73.8%	72.8%	47.4%	49.2%
その他産業財産権海外登録補償	66.5%	77.3%	70.9%	47.4%	40.3%
自社実施補償	38.8%	47.3%	40.9%	26.3%	25.0%
他社実施補償	93.6%	100.0%	89.9%	100.0%	100.0%
処分補償	86.2%	93.9%	86.2%	94.7%	64.5%

職務発明補償と関連する制度の効果と関連し、職務発明に対する補償実施または補償水準の拡大が機関内発明件数及び品質向上と技術流出防止に効果的であると答えた比率が其々50.8%と40.1%となっている。

また、職務発明補償金に対する所得税非課税制度が発明件数及び品質向上と技術流出防止に効果的であると答えた比率は其々52.7%と42.7%を占めていることが分かった。

#### <職務発明補償規定の保有機関及び未保有機関における知的財産活動の比較>

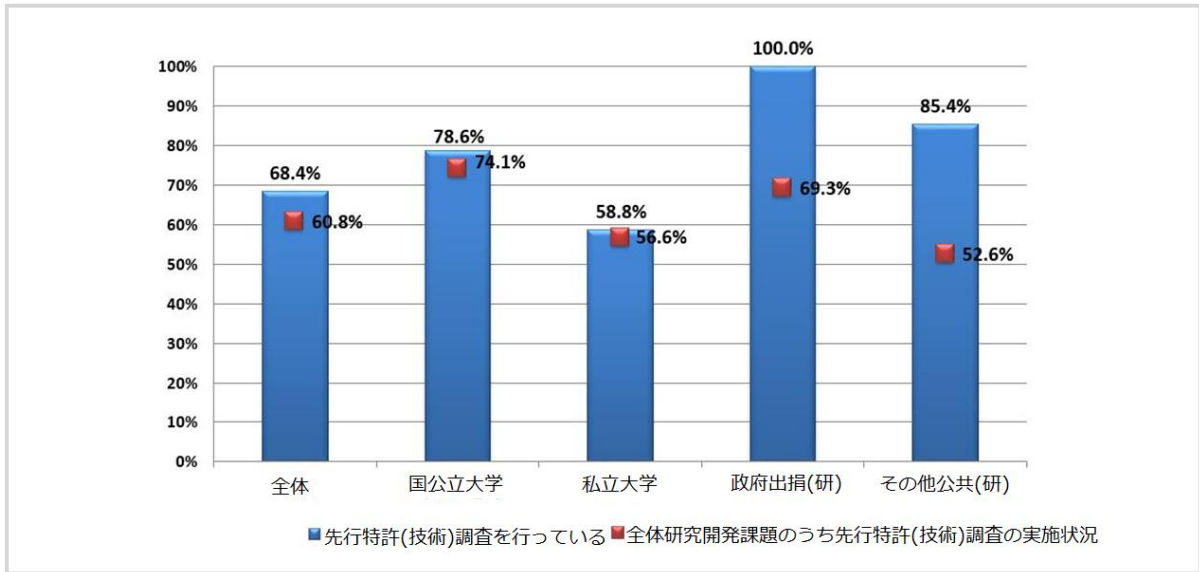
職務発明補償規定を保有している機関が産業財産権を R&D 実施または各種認証の獲得に活用した比率を調査した結果、未保有機関に比べて極めて高いことが分かった。職務発明補償規定を保有している機関が産業財産権を R&D 実施及び認証の獲得に活用した比率は其々51.7%、10.1%であり、未保有機関の場合其々20.0%、0.0%である。また、職務発明保有機関の基礎統計情報を活用する比率と平均特許保有件数を調査した結果、未保有機関に比べて高いことが分かった。職務発明補償規定を保有している機関の場合、基礎統計情報の活用比率と平均特許保有件数は其々61.2%、508.7件となっており、未保有機関の20.0%、5.3件に比べて比較的に高いことが確認できる([図 3.12])。



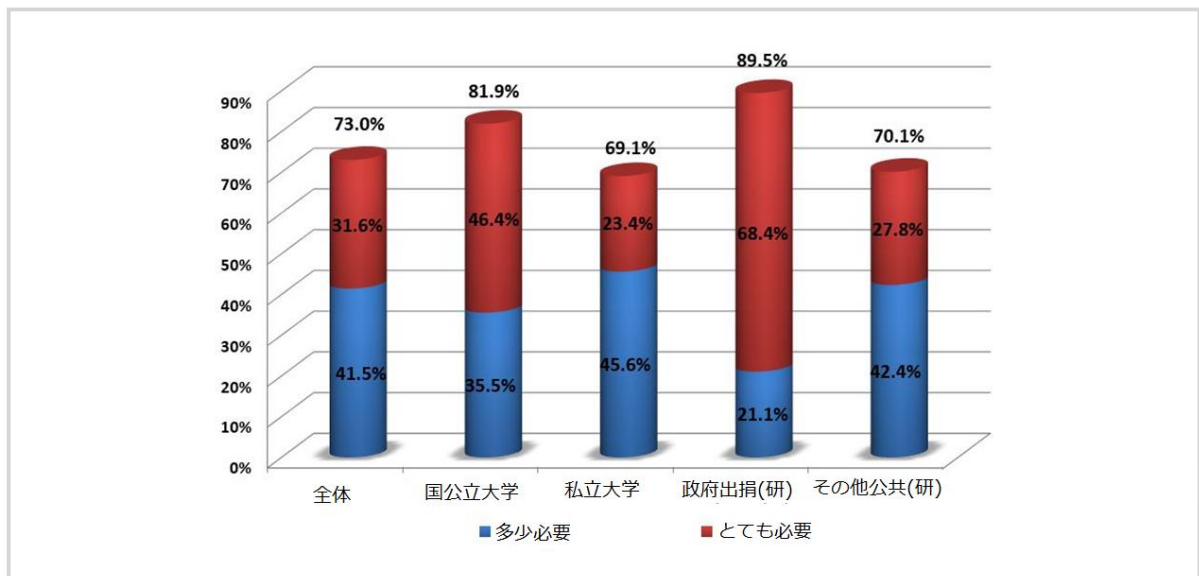
[図 3. 12]職務発明補償規定の保有・未保有機関における産業財産権の活用比率  
 注：2010 年度既存母集団基準の標本調査値である。

## 2. 先行特許(技術)調査など特許情報の活用

研究開発企画段階において先行特許(技術)を調査・活用している大学及び公共(研)の比率は全体の 68.4%となっている([図 3. 13])。機関類型別では、政府出捐(研)が100%で最も高く、その他公共(研)、国公立大学、私立大学と続いている。また、全体研究開発課題の中で先行特許(技術)を調査・活用している比率は全体の 60.8%となっており、国公立大学の場合が最も高い 74.1%である。



[図 3.13] 先行特許(技術)調査の状況

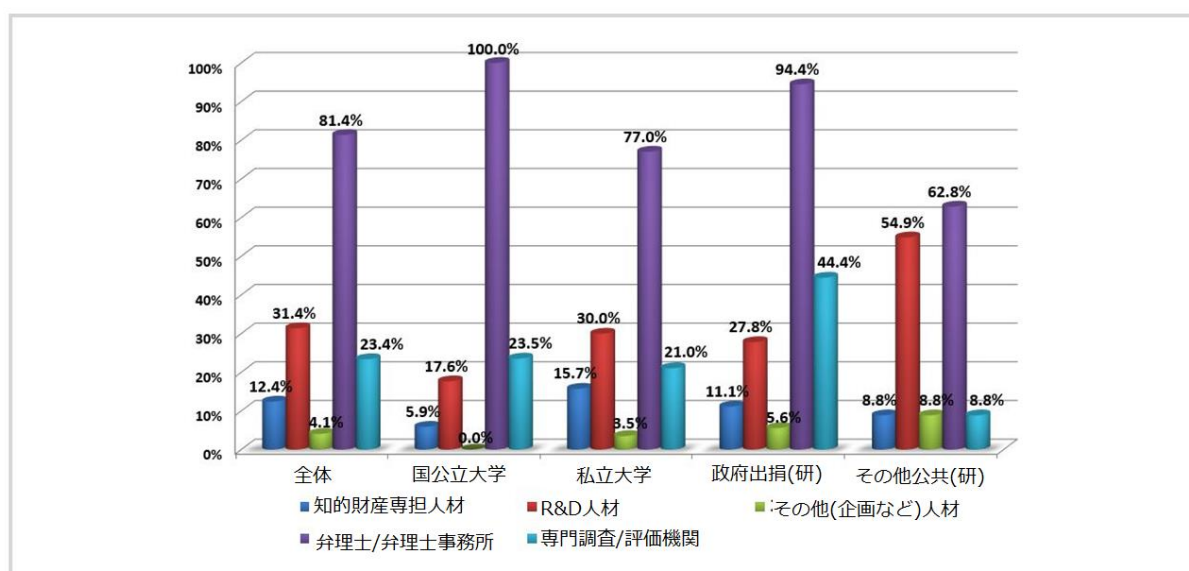


[図 3.14] 先行特許(技術)調査の必要性

大学及び公共(研)の知的財産担当者が認識している先行特許(技術)調査の必要性と関連して全体の 73.0%が必要またはとても必要と答えている([図 3.14])。機関類型別では、国公立大学と政府出捐(研)の其々81.9%と 89.5%が先行特許(技術)調査の必要性に対して肯定的に回答し、相対的に高いことが分かった。

先行特許(技術)調査を行っている場合の 81.4%が弁理士/弁理士事務所に該当業務を依頼していることが分かった([図 3.15])。また、研究開発人材が直接行っていると答えた機関は 31.4%となっている。専門調査/評価機関、知的財産専担人材が行っていると回答した機関は其々23.4%と 12.4%である。

機関類型別で見ると、国公立大学の場合は弁理士または弁理士事務所に該当業務を依頼する比率が 100%で最も高く、政府出捐(研)が 94.4%、私立大学が 77.0%と続いている。その他公共(研)の場合、研究開発人材が先行特許(技術)調査を行っている と答えた比率が 54.9%で相対的に極めて高いことが分かった。

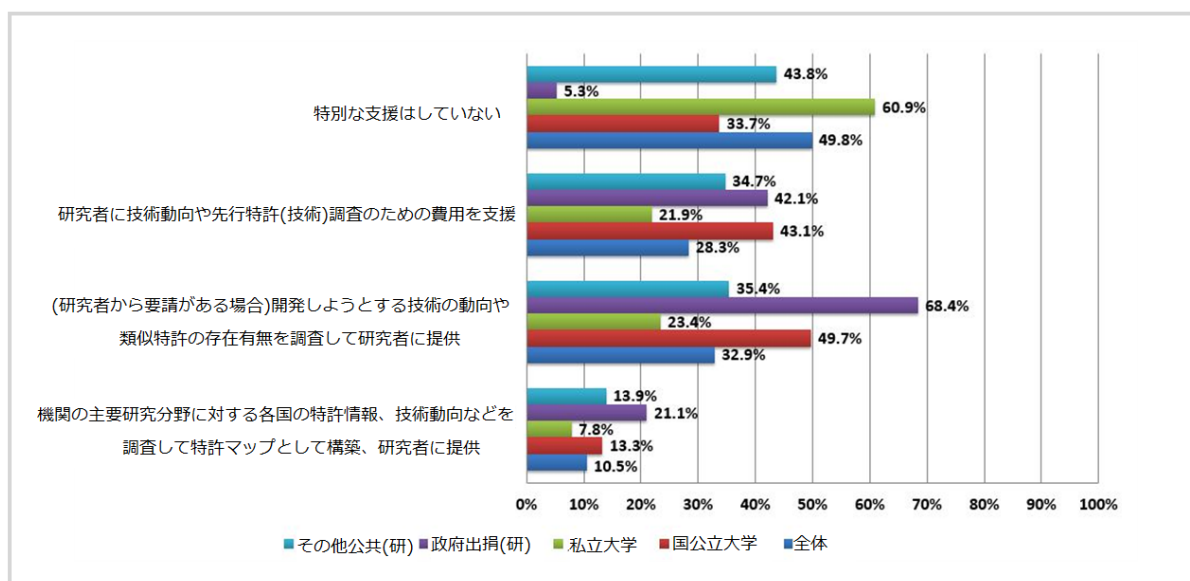


[図 3.15] 先行特許(技術)調査を行う場合の実行人材

注. 複数回答

先行特許(技術)調査のために機関レベルで支援している比率は全体の 50.2%となっている([図 3.16])。支援の種類別で見ると、全体機関の 32.9%が研究者の要請がある場合開発しようとする技術の動向や類似する特許が存在するかどうかを調査して研究者に提供している。特に、政府出捐(研)の 68.4%が該当支援を提供していることが分かった。また、全体機関の 28.3%が研究者に技術動向や先行特許(技術)調査のための費用を支援している。特に、政府出捐(研)の 42.1%、国公立大学の 43.1%が技術動向及び先行特許(技術)調査のために費用を支援していることが分かった。

また、機関の主要研究分野に対する各国の特許情報、技術動向などを調査して特許マップとして構築、研究者に提供する比率も 10.5%となっており、機関類型別で見ると、政府出捐(研)の場合 21.1%と他機関類型に比べて高い比率を占めていることが分かった。

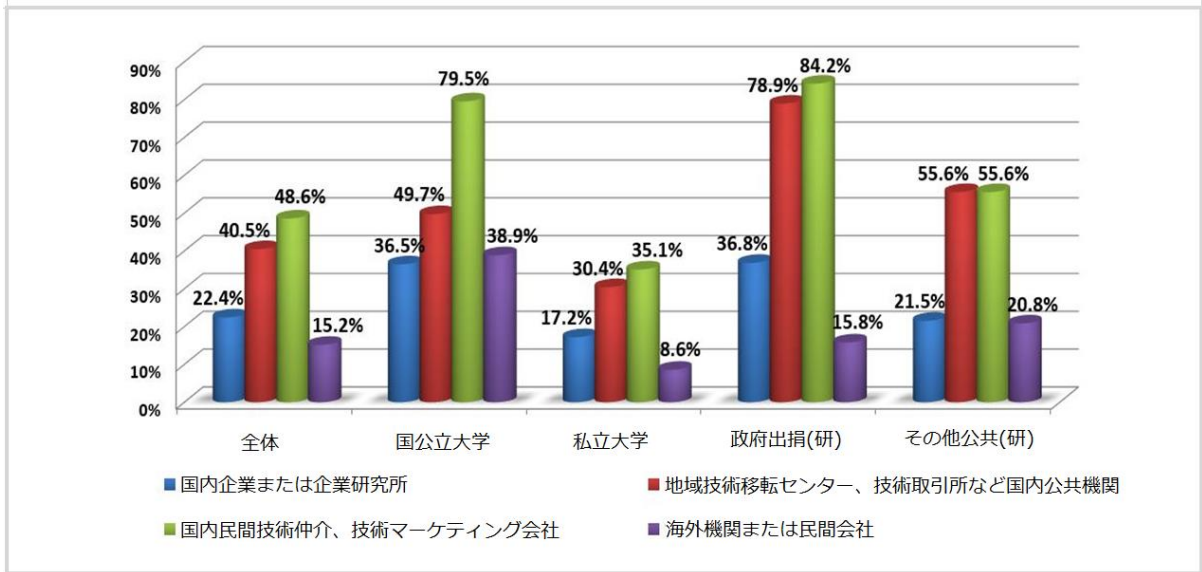


[図 3.16] 先行特許(技術)調査に対する機関の支援

### 3. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力

最近 3 年間技術取引機関に業務を依頼した比率を見ると、大学及び公共(研)の場合平均 48.6%が国内民間技術仲介、技術マーケティング会社に業務を依頼したり、業務協約を締結していることが分かった。また、地域技術移転センター、技術取引所など国内公共機関に関連業務を依頼した比率は 40.5%となっている([図 3.17])。全ての機関類型において国内民間技術仲介、技術マーケティング会社に依頼する比率が最も高く、政府出捐(研)と国公立大学、その他公共(研)、私立大学において其々84.2%、79.5%、55.6%、35.1%であることが分かった。

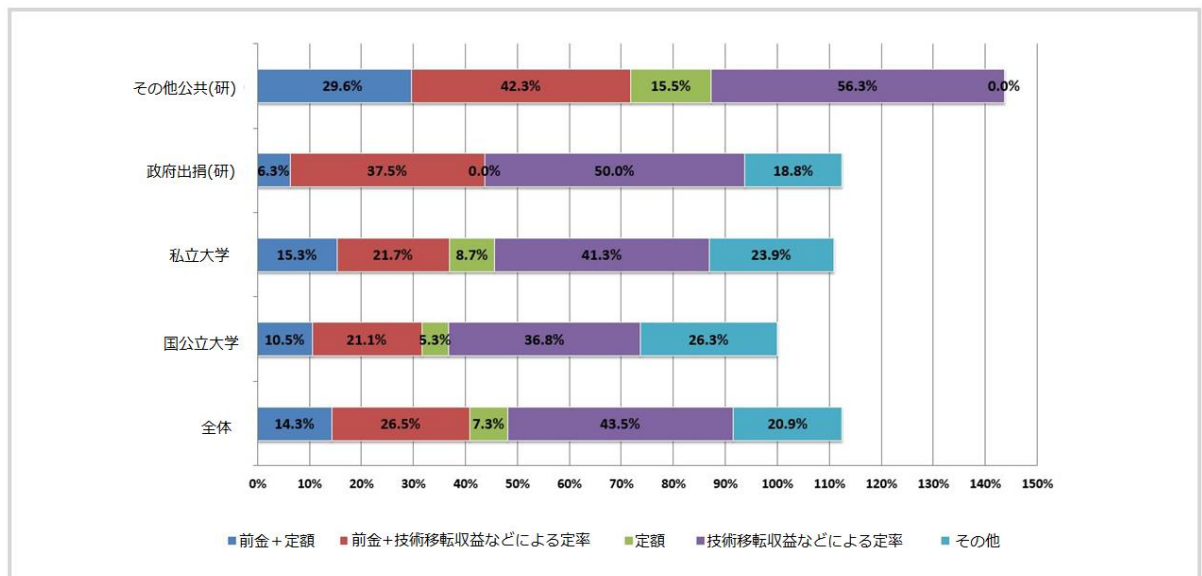




[図 3.17] 最近 3 年間技術取引機関への業務依頼及び締結の状況

注. 複数回答

技術取引機関などに業務を依頼した場合の主要費用支給方法として、全体の 43.5% が技術移転収益などによる定率で計算した成功報酬と答えている ([図 3.18])。特に、その他公共(研)の 56.3%、政府出捐(研)の 50.0% が該当の費用支給方法を選択した。このような結果は、企業の場合このような費用支給方法を選択した比率が 11.9% と比較的到低いことを考えると、企業と大学・公共(研)間の技術移転取引の際に好む費用支給方法にかなり違いが存在していることが分かる。



[図 3.18] 技術取引機関などに業務を依頼した場合の主な費用支給方法

注. 複数回答

その他に調査/マーケティング費用など活動費(前金)と技術移転収益などによる定率が結合した形態とその他方法を選択した比率が其々26.5%、20.9%と続いている。

[表 3.5]は国内技術取引システムに対する活用状況を示している。技術移転、取引のために IP-mart など国内オンライン技術取引システムを実際に活用している機関の比率は全体の51.4%となっている。特に、政府出捐(研)及びその他公共(研)のオンライン取引システムの活用比率が其々94.7%と63.2%と高いことが分かった。しかし、実際活用している機関のうち該当システムの活用度が高いと認識している比率は全体の22.4%に止まっている。

また、技術移転及び取引のために特許技術移転博覧会など国内オフライン取引システムを活用している比率は51.9%で、オンライン取引システムを活用する比率より若干高い数値である。また、実際活用している機関のうち該当システムの活用度が高いと答えた比率は30.4%で、オンラインシステムより高い結果となっている。

一方、yet2.com など海外オンライン取引システムを活用している比率は24.1%、該当システムの活用度が高いと答えた比率は0%、活用度が普通であると答えた比率は23.8%である。また、海外オフライン取引システムもまた活用比率は21.6%であるが、活用度が高いと答えた比率は4.5%に止まっている。

[表 3.5]国内技術取引システムの活用度

		全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐(研)	その他公 共(研)
国内オンライン 取引システム	活用機関	51.4%	59.7%	41.4%	94.7%	63.2%
	活用度が比較的に高い	22.4%	33.3%	18.9%	22.2%	22.0%
国内オフライン 取引システム	活用機関	51.9%	69.6%	39.9%	94.7%	63.2%
	活用度が比較的に高い	30.4%	28.6%	31.3%	44.4%	11.0%
海外オンライン	活用機関	24.1%	13.3%	22.7%	63.2%	13.9%

取引システム	活用度が比較的に高い	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
海外オンライン	活用機関	21.6%	16.6%	20.4%	47.4%	13.9%
取引システム	活用度が比較的に高い	4.5%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%

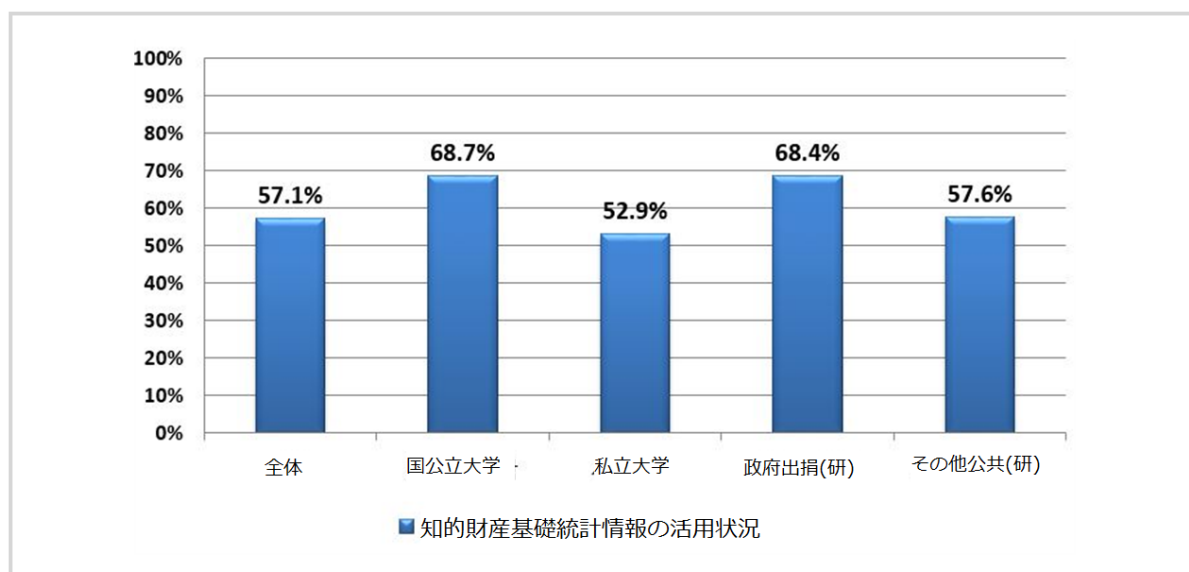
注. (%)は 5 点尺度(1:活用度が低い、5:活用度が高い)で[4 と 5 と答えた企業数]/(活用した経験のある企業数)]×100(%)、母集団推定値

### 第3節 知的財産の創出及び活用活動

#### 1. 知的財産基礎統計情報及び情報システム

大学及び公共(研)の場合、知的財産統計など基礎統計情報を活用している比率は全体の 57.1% (58.6%) となっている。機関類型別で見ると、国公立大学の活用比率が 68.7% (68.7%) で最も高く、政府出捐(研)、その他公共(研)、私立大学と続いている ([図 3.19])。

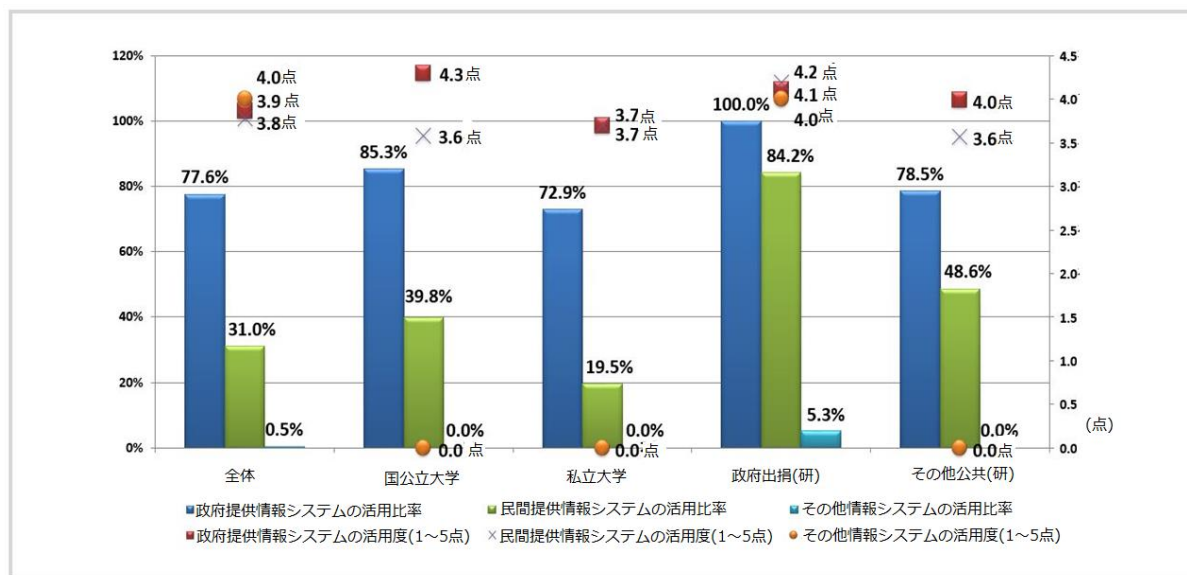
主に活用する統計指標として「年度別出願件数」が回答者の 50.9% (50.9%) であり、「特許登録内容など検索」、「特許登録件数」が其々 25.4% (24.9%)、23.1% (22.7%) となっている。「年度別の出願件数」及び「特許登録件数」の場合は政府出捐(研)が其々 64.3% (64.3%)、42.9% (42.9%) の比率で最も多く活用しており、私立大学の場合も該当指標を最も多く活用していることが分かった。その他公共(研)の場合は「特許登録内容など検索」及び「特許登録件数」、国公立大学の場合は「年度別出願件数」及び「特許登録内容など検索」が最も多く活用した統計指標であることが分かった。



[図 3.19] 知的財産基礎統計情報の活用状況

政府または民間が提供する知的財産情報システムに対する活用度を調べて見ると、まず政府が提供する知的財産情報システムを活用していると答えた比率が 77.6% (79.0%)であった([図 3.20])。活用している機関の平均活用度(5点尺度)は 3.9点 (3.9点)である。特に、政府出捐(研)の場合は 100.0%(100.0%)が情報システムを活用していると最も高い比率で答え、私立大学の場合最も低い比率である 72.9% (74.6%)が情報システムを活用していると答えた。主に活用している政府提供情報システムの場合「KIPRIS」が 88.1%(87.8%)で最も高い。

民間が提供する知的財産情報システムを活用していると答えた比率は 31.0% (32.6%)であることが分かった([図 3.20])。活用七得る機関の平均活用度は 3.8点 (3.8点)である。同様に、政府出捐(研)の回答が 84.2%(84.2%)で最も高く、その他公共(研)48.6%(48.6%)、国公立大学 39.8%(39.8%)、私立大学 19.5%(21.1%)と続いている。主に活用している民間提供情報システムの場合「WIPS」が 85.3%(85.3%)で最も高いことが分かった。

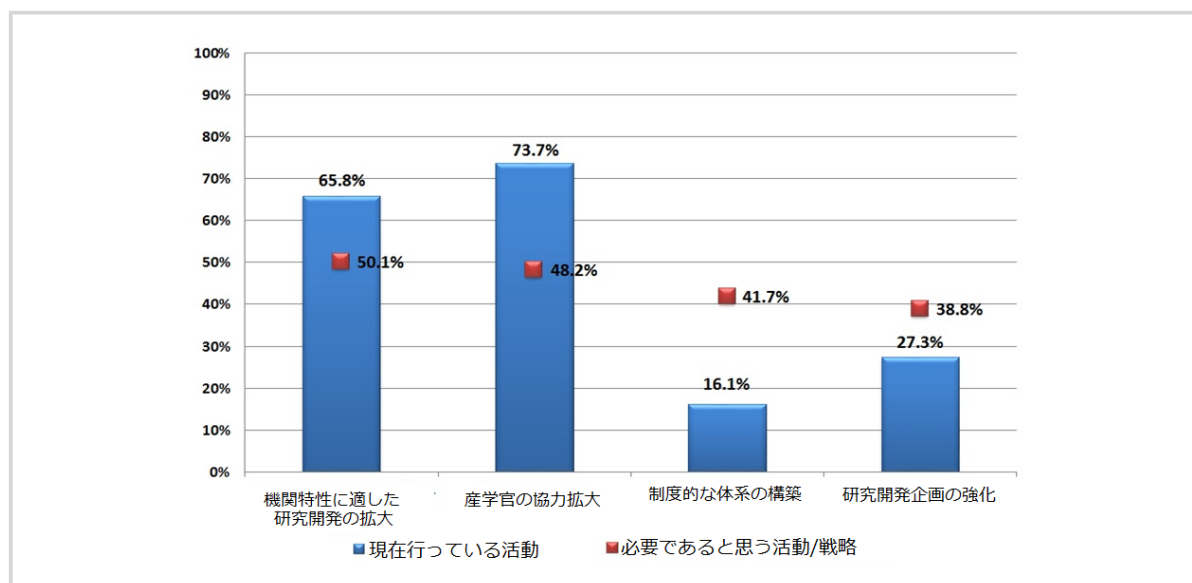


[図 3.20] 機関類型別の知的財産情報システムの活用

## 2. 知的財産を創出するための研究開発活動及び今後の戦略

優秀な知的財産を創出するための戦略として、大学及び公共(研)の73.7%(74.0%)が産学研協力を通じた共同・委託研究開発を拡大していると答えている([図 3.21])。また、機関特性に適した研究開発課題を発掘して機関独自の研究開発投資を拡大していると答えた比率も65.8%(65.6%)と続いている。一方、優秀な知的財産を創出するための方法として研究開発企画の際に市場ニーズが反映できる制度的な体系を構築していると答えた比率は16.1%(16.9%)で最も低い。

機関類型別では、優秀な知的財産を創出するために政府出捐(研)、その他公共(研)、国公立大学の場合、機関特性に適した研究開発課題を発掘して機関独自の研究開発投資を拡大しているという回答が其々100%(100%)、78.5%(78.5%)、67.8%(67.8%)で最も大きな比重を占めたが、私立大学の場合は産学研協力を通じた共同・委託研究開発を拡大するという回答が79.4%(80.4%)で最も大きな比重を占めている。また、研究開発を企画する際に市場ニーズが反映できる制度的な体系を構築している比率は政府出捐(研)が36.8%(36.8%)で他機関類型に比べて高いことが分かった。



[図 3.21] 優秀な知的財産を創出するための活動及び戦略

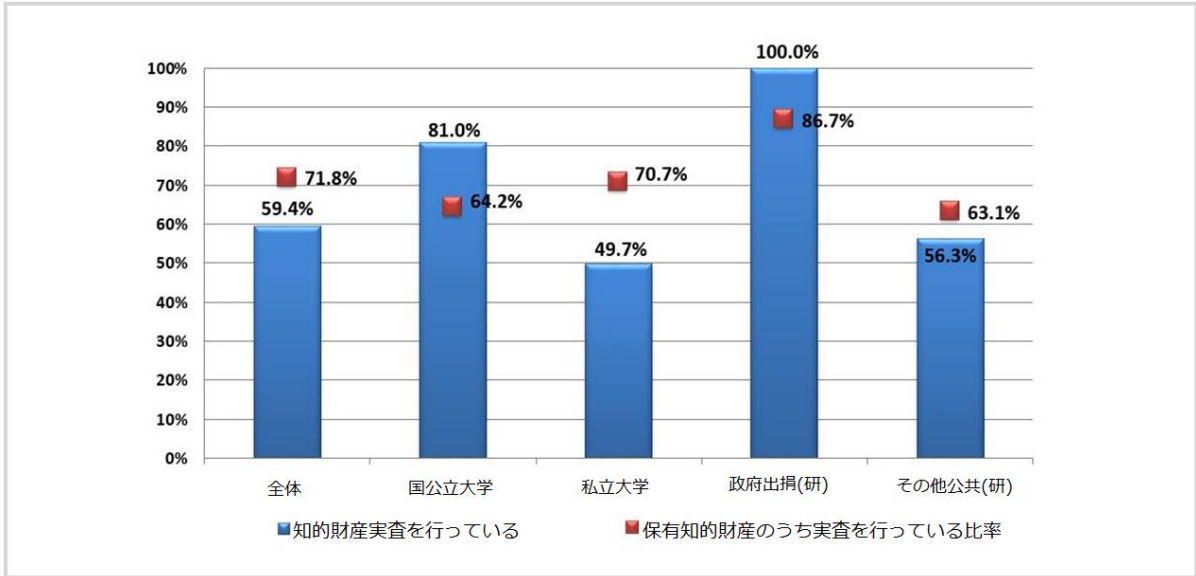
注. 複数回答

一方、現在行っているかどうかは関係なく優秀な知的財産を創出するために必要と考える活動や戦略は機関特性に適した研究開発課題を発掘して機関独自の研究開発を拡大することと答えた比率が 50.1% (50.2%) で最も高い。中大型、重要課題における優秀特許の創出に向けた研究開発企画の強化が必要と答えた比率は全体の 38.8% (38.5%) で最も低い。産学研協力を通じた共同・委託研究開発の拡大が 48.2% (46.8%)、研究開発企画の際に市場ニーズが反映できる制度的な体系の構築に対する比率が 41.7% (42.6%) で必要性を認識していることが分かった。

特に、研究開発企画の際に市場ニーズが反映できる制度的な体系を構築する戦略と重要研究開発課題における優秀特許の創出に向けた研究開発企画強化戦略の場合は現在大学及び公共(研)が行っている比率より重要と認識している機関の比率がより高いことを考えると、今後強化あるいは支援が求められる。

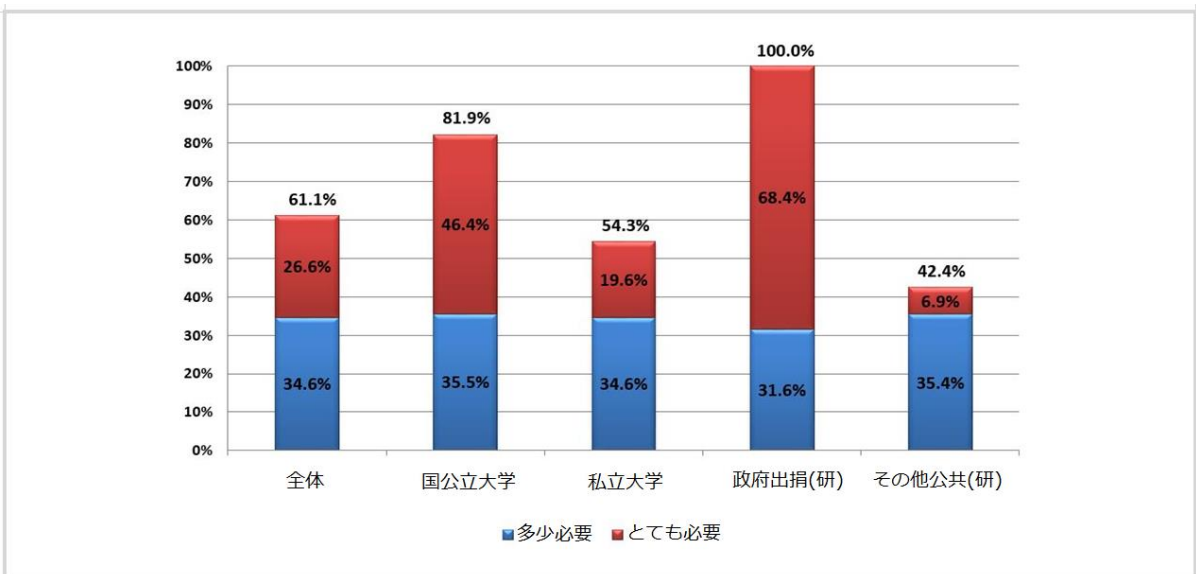
### 3. 保有知的財産の実査状況

保有知的財産に対する実査(評価)を行っている大学、公共(研)の比率は 59.4% (61.1%)、保有している知的財産のうち実査を行っている比率は 71.8% (71.5%) である([図 3.22])。機関類型別で見ると、政府出捐(研)の場合は知的財産実査を行っている比率が 100% (100%) で最も高いが、保有知的財産のうち実査の実施比率は 86.7% (86.7%) で全体平均より若干高い水準である。国公立大学の場合、知的財産実査の実施比率は 81.0% (81.0%)、保有知的財産の中で実査の実施比率は 64.2% (64.2%) と高く、私立大学の場合は実査実施比率は 49.7% (51.7%) に止まっているものの保有知的財産のうち実査実施比率は 70.7% (70.0%) と高いことが分かった。



[図 3.22] 知的財産実査の実施状況

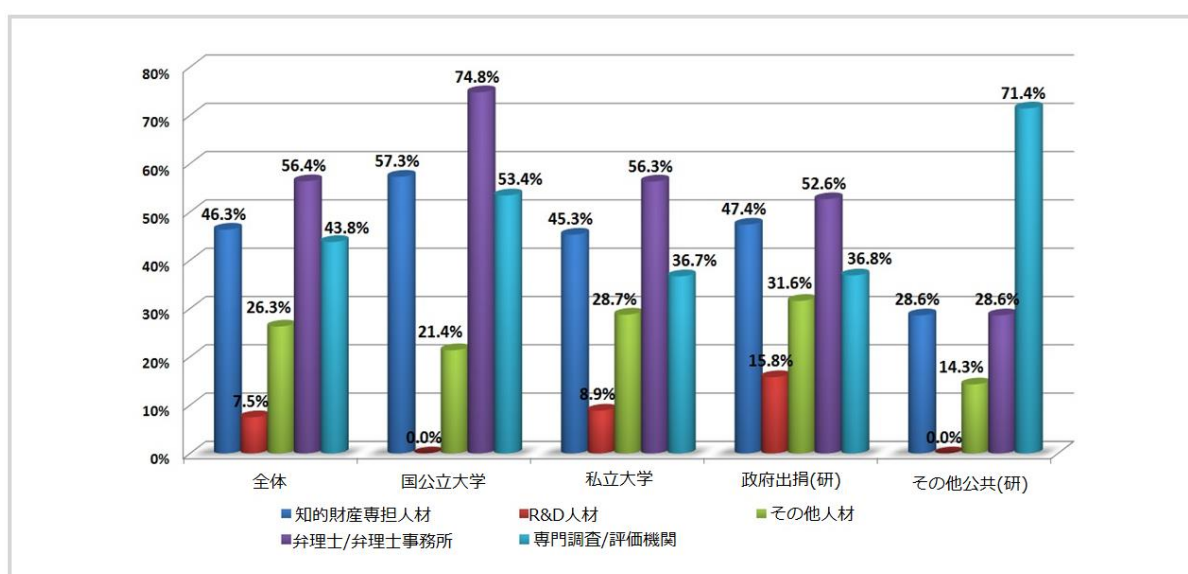
国内大学及び公共(研)の61.1%(63.5%)は知的財産に対する実査が必要またはとても必要と答えている([図 3.23])。これは実際行っている比率である59.4%(61.1%)に比べて高い。知的財産実査の必要性に対して肯定的に回答した比率は政府出捐(研)と国公立大学が其々100%(100%)と81.9%(81.9%)と高いことが分かった。特に、政府出捐(研)の68.4%(68.4%)、国公立大学の46.4%(46.4%)が知的財産に対する実査がとても必要と答えている。



[図 3.23] 知的財産実査の必要性



一方、知的財産の実査を行っている場合、弁理士または弁理士事務所に依頼したり、知的財産専担人材が行っている場合は其々56.4% (57.1%)と46.3% (47.0%)で高く、専門調査/評価機関に依頼すると答えた比率も43.8% (44.4%)となっている([図3.24])。これまで知的財産実査の場合主に外部人材が行うケースが多かったが、知的財産の専門性増大に伴って知的財産専担人材が行う比率が高い比率を占めている。最近では外部人材を活用すると同時に内部的な実査を実施することで知的財産実査に対する認識が根付いたことが分かる。



[図 3.24] 知的財産実査を行っている場合の実施人材

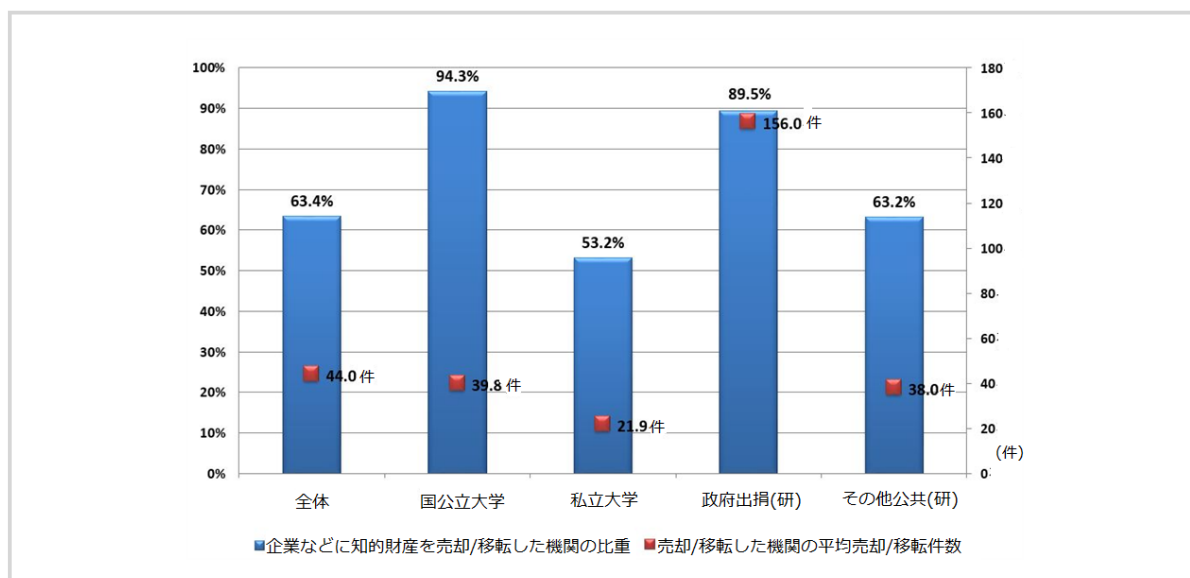
注. 複数回答

#### 4. 知的財産権の売却・移転及び活用状況

2014年の1年間1件以上の知的財産を企業などに売却/移転した大学及び公共(研)の比率は全体の63.4% (66.5%)で、知的財産を売却/移転した大学、公共(研)の平均売却/移転件数は44.0件(44.1件)<sup>48</sup>となっている([図3.25])。

<sup>48</sup> 全体機関平均としては27.9件

機関類型別では、政府出捐(研)の 89.5% (89.5%)が平均 156.0 件 (156.0 件)の知的財産を売却/移転し、国公立大学の 94.3% (94.3%)が平均 39.8 件 (39.8 件)の知的財産を売却/移転したことが分かった。一方、海外に 1 件以上の知的財産を売却/移転した機関の比率は全体の 6.9% (7.3%)となっている。



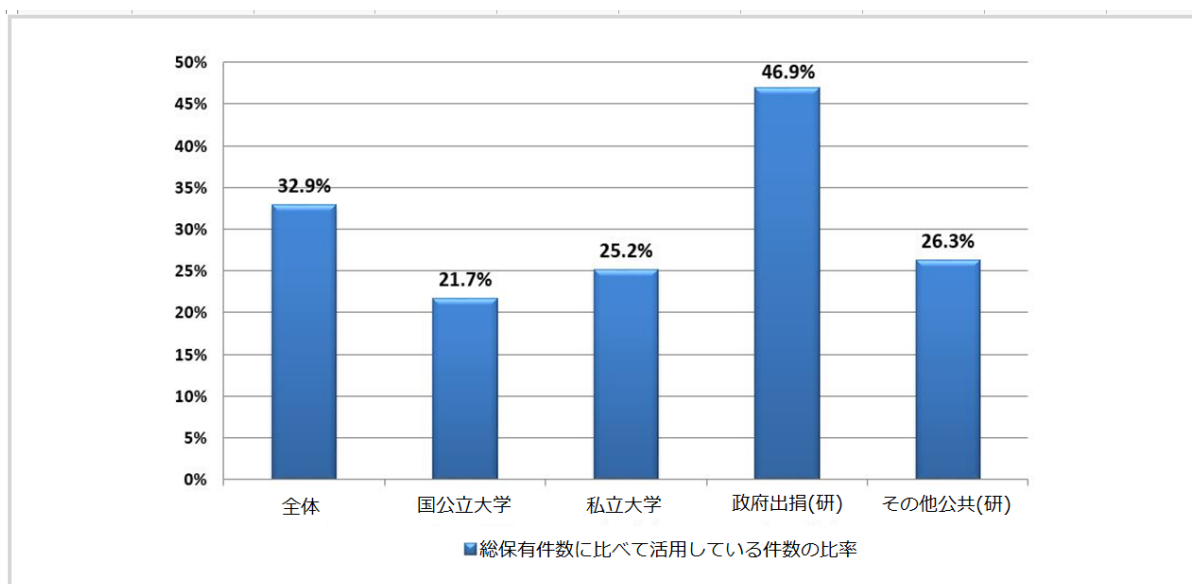
[図 3.25] 知的財産を売却/移転した機関の比率及び件数

大学及び公共(研)が 2014 年産業財産権を有償実施許与または売却することで得た金銭的な成果は平均 4 億 3,839 万ウォン (4 億 6,111 万ウォン)である。機関類型別で見ると、政府出捐(研)の平均が 31 億 9,068 万ウォン (31 億 9,068 万ウォン)で他機関に比べて極めて高い。また、ノウハウだけを実施許与したり、売却することで得た成果は平均 1 億 4,519 万ウォン (1 億 5,271 万ウォン)で、政府出捐(研)の平均は 6 億 1,537 万ウォン (6 億 1,537 万ウォン)である。

大学、公共(研)が保有する特許権全体の中で外部の他機関に移転されたり、実験室創業、研究院創業などに活用された活用件数の比率<sup>49</sup>は 32.9% (32.9%)である ([図 3.26])。特許の活用件数比率は政府出捐(研)、その他公共(研)、私立大学が其々

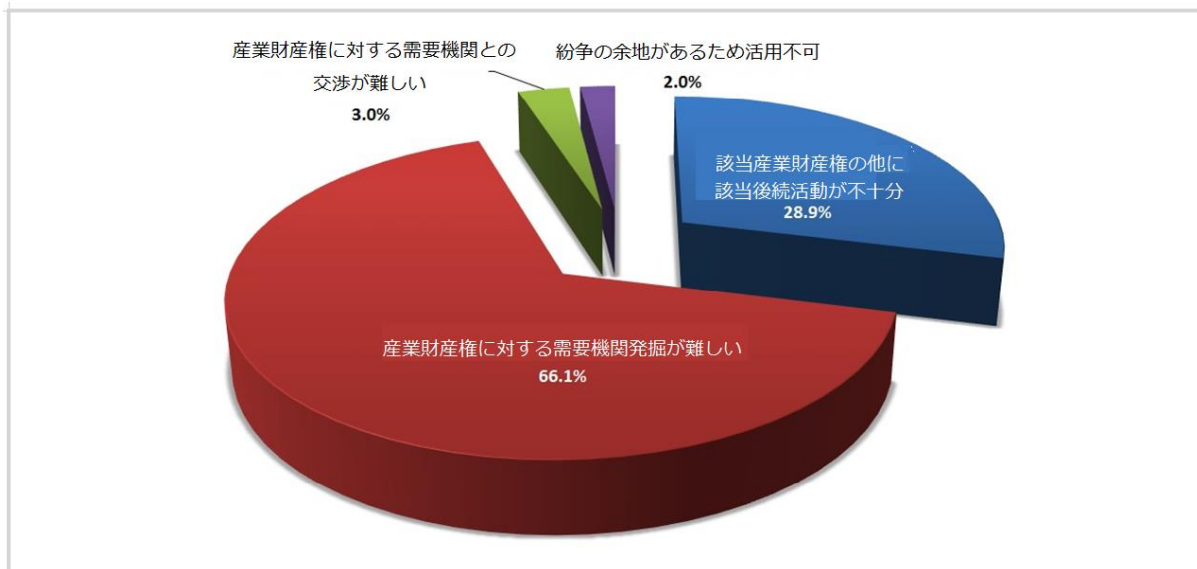
<sup>49</sup> 企業の場合生産活動や技術移転などには直接活用していないが、戦略的な目的(核心技術の防御、特許訴訟防止、国家レベルでの必要性など)で保有・活用している特許が存在するため、これを反映して活用率と事業化率を区分するが、大学、公共研究機関の場合はこのような差が殆どないため活用率と事業化率を同じ意味で使うことにする。

46.9% (46.9%)、26.3% (26.3%)、25.2% (25.2%)と続いている。しかし、このような活用率は機関の全体保有件数の中で現在活用されている産業財産権の件数を示すもので、現在は活用されていないものの今後活用される可能性の高い産業財産権が多いものと予想される。



[図 3.26] 特許権の総保有件数対比活用件数の比率

特許権の未活用理由として「産業財産権に対する需要機関の発掘が難しい」を指摘した比率が 66.1%で最も高く、「該当産業財産権の他にフォローアップが不十分」であると答えた比率が 28.9%となっている。その他に少数意見としては「産業財産権に対する需要機関との交渉が難しい」が 3.0% (3.1%)、「紛争の可能性があるため、活用不可」が 2.0%となっている[図 3.27]。



[図 3.27] 特許権未活用の理由

## 5. 効果的な知的財産の創出及び活用のために必要な政策支援

大学及び公共(研)の効果的な知的財産創出のために研究者などを対象にした知的財産権関連の教育支援が必要と答えた比率は全体の 69.2% (69.1%) で最も高い([表 3.6])。特に、国公立大学の 84.3% (84.3%) が必要であると答え、様々な政策支援の中で最も高い比重で必要と答えている。政府出捐(研)の場合は専門家の派遣、知財権コンサルティング事業の拡大など大学と公共研究機関の知的財産権創出活動の支援が必要と答えた比率が 94.7% (94.7%) で最も高く、特許情報活用拡散事業の拡大など先行特許調査と特許情報活用支援もまた 89.5% (89.5%) の比率で最も必要と答えている。

[表 3.6] 効果的な知的財産創出に向けた政策支援の必要性

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐(研)	その他 公共(研)
職務発明補償制度を導入したり、補償水準が拡大できるように支援	52.4%	51.2%	56.0%	36.8%	43.1%
特許情報活用拡散事業の拡大など先行特許調査と特許情報活用支援	65.7%	77.7%	63.4%	89.5%	42.4%

専門家の派遣、知財権コンサルティング事業の拡大など大学と公共研究機関の知的財産権創出活動の支援	66.5%	71.1%	62.2%	94.7%	63.9%
多様な技術分野に対する特許マップ構築支援	60.8%	77.7%	56.6%	84.2%	43.1%
研究者などを対象にした知的財産権関連教育の支援	69.2%	84.3%	65.8%	68.4%	70.8%

注. (%)は5点尺度(1:必要性が最も低い、5:必要性が最も高い)で[(4点と5点で答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

国内大学及び公共(研)の効果的な知的財産活用に向けた政策支援として技術移転関連のマーケティング及びコンサルティング支援が必要と答えた比率は全体の76.0%(77.8%)で最も高い([表 3.7])。保有特許技術に対する価値評価支援が必要と答えた比率も72.2%(73.7%)と続いている。

機関類型別では、技術移転関連のマーケティング及びコンサルティング支援が必要と答えた国公立大学と政府出捐(研)、私立大学は其々93.4%(93.4%)と84.2%(84.2%)、73.1%(75.5%)の順で高く、保有特許技術に対する価値評価の支援が必要と答えた政府出捐(研)と国公立大学、私立大学は其々78.9%(78.9%)と77.7%(77.7%)、72.3%(74.7%)となっている。

[表 3.7]効果的な知的財産活用に向けた政策支援の必要性

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府出 捐(研)	その他公 共(研)
保有特許技術に対する価値評価支援	72.2%	77.7%	72.3%	78.9%	56.9%
新技術の事業化のための研究所企業 /実験室創業支援	63.9%	61.1%	64.4%	73.7%	56.3%
特許技術取引、流通システムの改善	68.6%	77.7%	65.6%	73.7%	70.8%
技術移転関連のマーケティング及び コンサルティング支援	76.0%	93.4%	73.1%	84.2%	63.2%

優秀技術の輸出支援	57.2%	67.8%	57.6%	52.6%	42.4%
-----------	-------	-------	-------	-------	-------

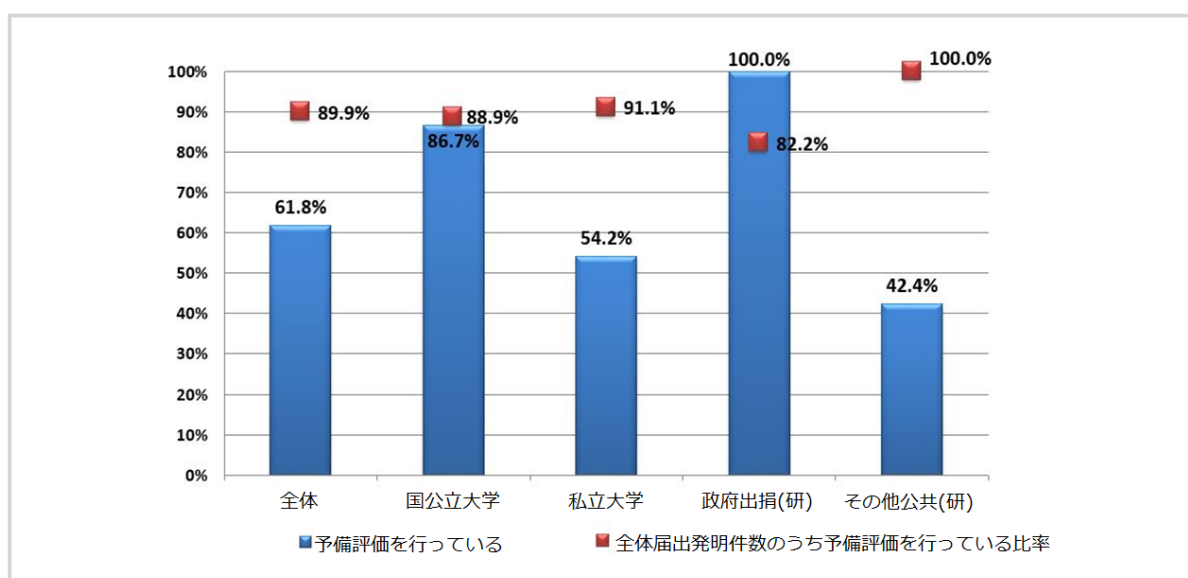
注：(%)は5点尺度(1：必要性が最も低い、5：必要性が最も高い)で[(4点と5点で答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

## 第4節 知的財産の保護

### 1. 予備評価の実施状況

産業財産権の出願などに先立って機関内で予備評価を行っている大学及び公共(研)の比率は 61.8%(63.2%)となっている([図 3.28])。機関類型別で見ると、予備評価の実施比率が最も高い機関は政府出捐(研)で 100%(100%)に達していることが分かった。一方、予備評価を実施している比率が最も低い機関はその他公共(研)で 42.4%(42.4%)に止まっている。

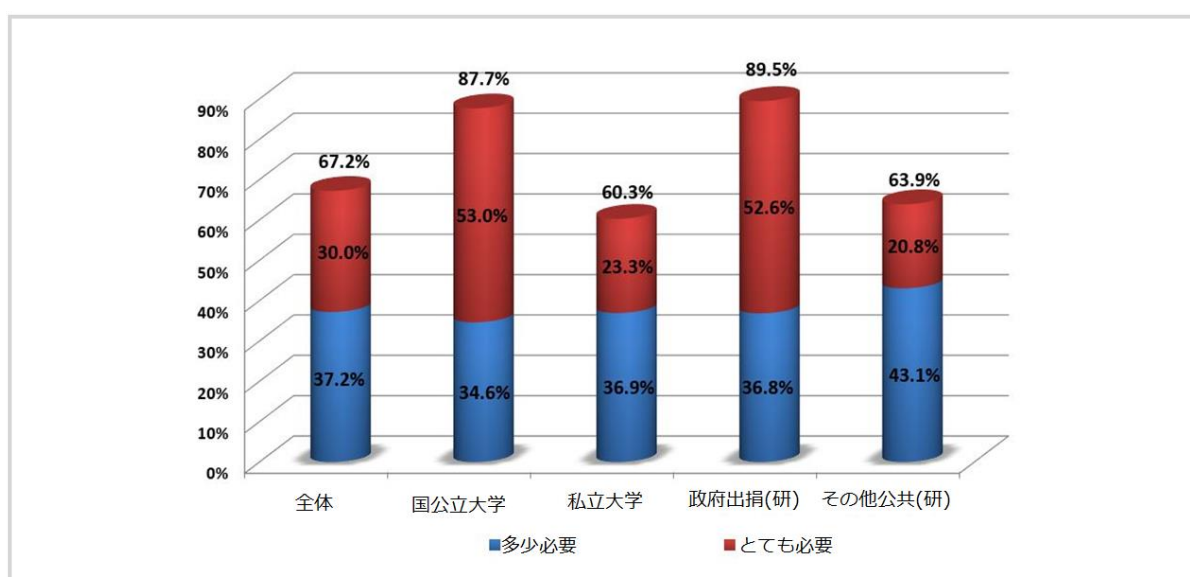
また、予備評価を実施する場合届出られた全体発明件数のうち平均 89.9%(90.1%)に対して実施していることが分かった。届出られた全体発明件数のうち予備評価を行う比率はその他公共(研)の場合 100%(100%)で最も高く、私立大学が 91.1%(91.4%)、国公立大学が 88.9%(88.9%)と続いている。その他公共(研)と私立大学の場合は実施比率そのものは低いものの、届出られた全体発明件数のうち実施している比率が他の機関類型に比べて相対的に高いことが分かった。



[図 3.28] 産業財産権の出願などに先立って行う予備評価の実施状況

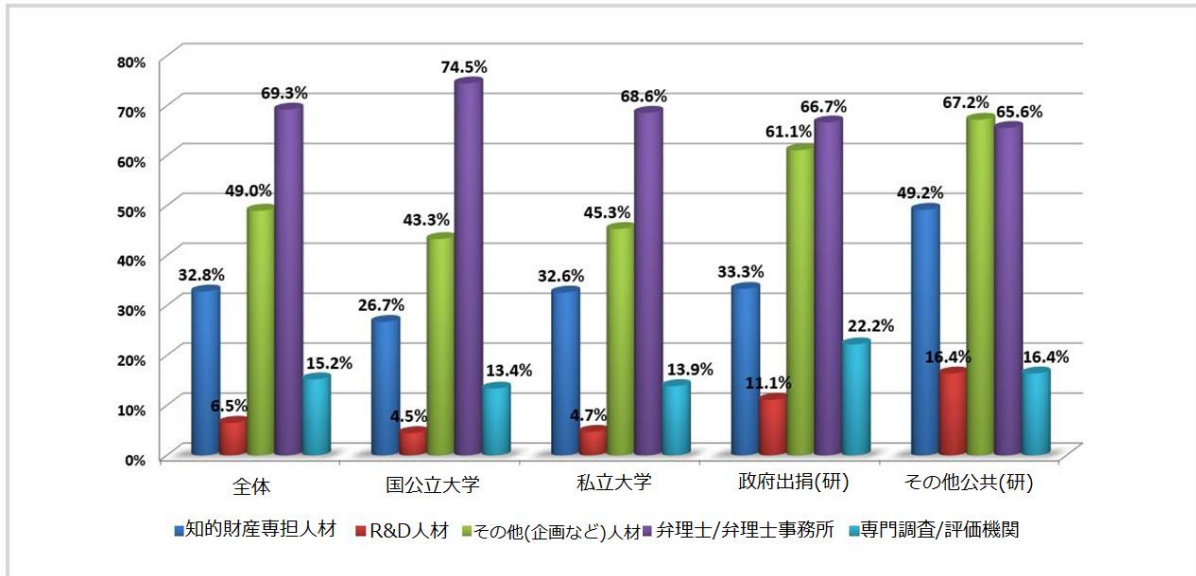
産業財産権を出願する前に予備評価が必要かどうかに関しては[図 3.29]のように全体の 67.2% (69.2%)が必要またはとても必要と答えている。これは現在の実施比率である 61.8% (63.2%)に比べて高く、予備評価の必要性に対して認識はしているものものあらゆる制限によって実施出来ない機関が存在することを意味する。

機関類型別で見ると、予備評価が必要と答えた比率は政府出捐(研)が 89.5% (89.5%)で最も高い。特に、とても必要と答えた比率が 52.6% (52.6%)に達した。また、国公立大学の 87.7% (87.7%)が予備評価が必要と答え、とても必要と答えた比率は 53.0% (53.0%)となっている。



[図 3.29] 予備評価実施の必要性





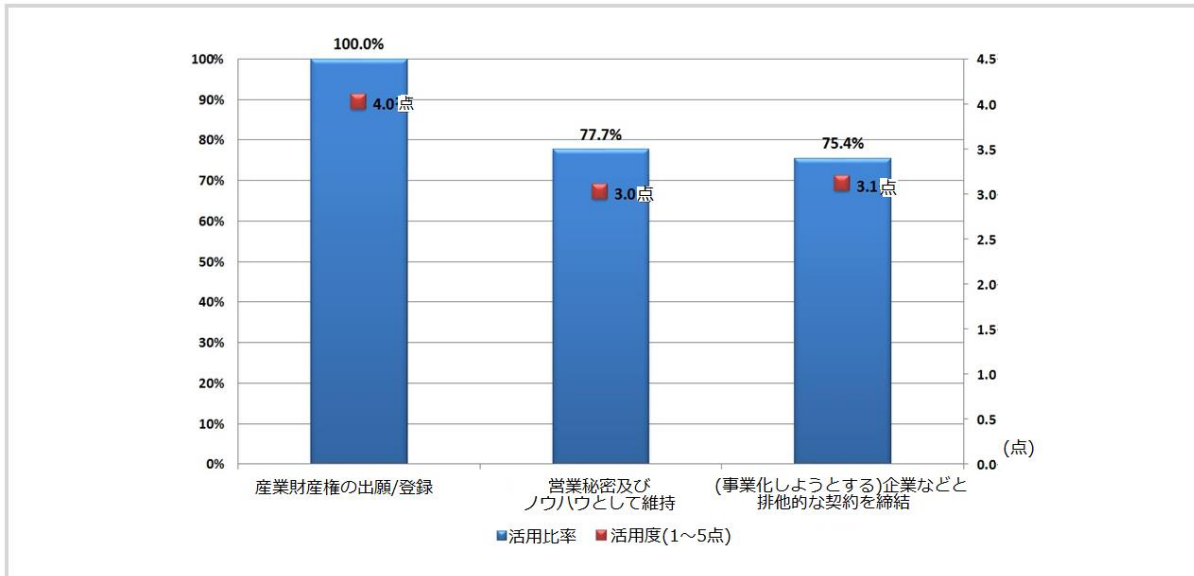
[図 3.30] 予備評価を実施している場合の実施人材

注：複数回答

一方、予備評価を実施していると答えた場合の 69.3% (68.7%) が弁理士または弁理士事務所に該当業務を依頼すると答えている ([図 3.30])。その他(企画など)人材、知的財産専担人材、専門調査/評価機関が該当業務を行っている と答えた比率も其々 49.0% (49.9%)、32.8% (33.5%)、15.2% (15.6%) となっている。R&D 人材が行っている場合は全体の 6.5% (6.6%) に過ぎない。機関類型別では、知的財産専担人材が予備評価を実施している比率はその他公共(研)が 49.2% (49.2%) で相対的に高い。

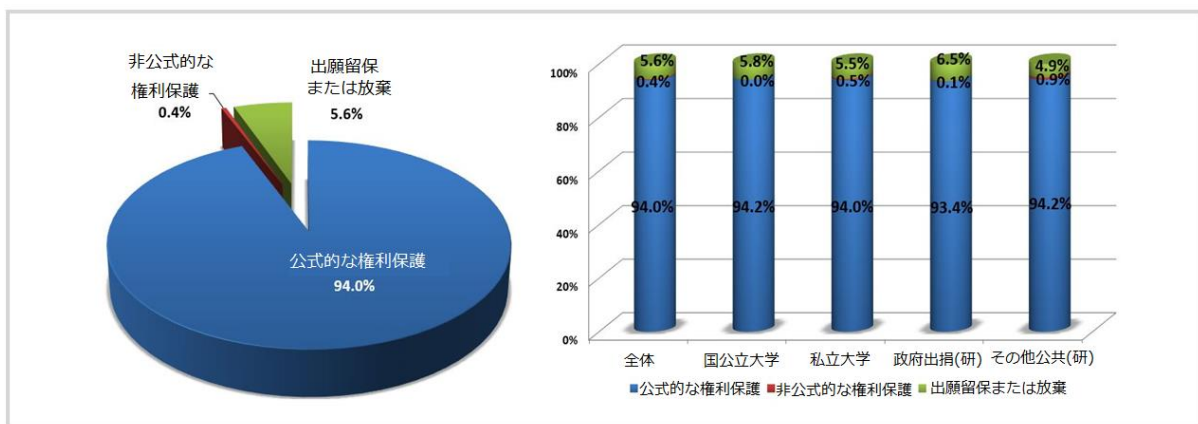
## 2. 研究開発成果の保護戦略

研究開発活動の成果を保護するために活用する戦略として特許など産業財産権の出願を活用すると答えた比率は全体の 100.0% (100.0%) を占めている ([図 3.31])。また、機関内の営業秘密及びノウハウとして維持する戦略と事業化を図る企業などと排他的な契約を締結すると答えた比率も其々 77.7% (79.5%) と 75.4% (77.7%) に達している。



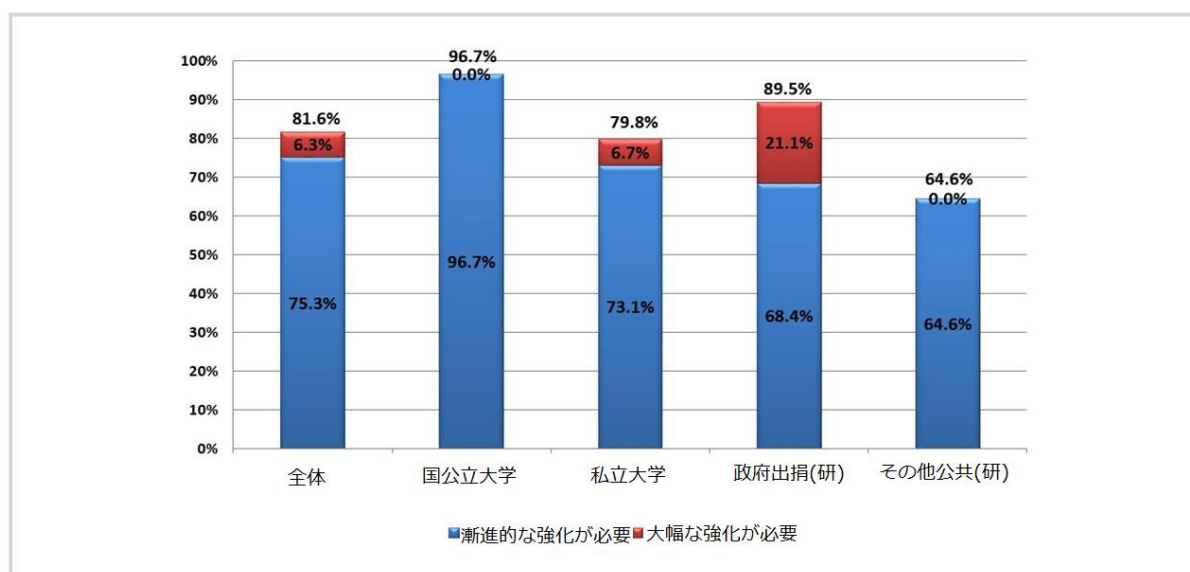
[図 3.31] 研究開発成果保護戦略の活用比率及び活用度

全体発明届出件数の中で予備評価などを経て産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを踏んだ比率は[図 3.32]のように、機関平均 94.0% (94.3%) となっている。また、全体の 5.6% (5.4%) が経済性、技術性の不足などの理由で出願を留保または放棄しており、非公式的な権利保護の比率は 0.4% (0.3%) となっている。全ての機関類型において公式的な権利保護比率は高く、出願留保または放棄の比率も同水準を維持している。しかし、政府出捐(研)の場合は他機関類型に比べて出願の留保または放棄の比率が 6.5% (6.5%) と相対的に高い比重を占めている。



[図 3.32] 公式的/非公式的な権利保護の比率

現在国内知的財産の保護水準<sup>50</sup>と関連して今後更に強化する必要があると答えた比率が全体の 81.6% (82.0%) となっている ([図 3.33])。特に、大幅な強化が必要であるという意見が全体の 6.3% (6.0%) を占めている。機関類型別で見ると、国内知的財産の保護水準を強化する必要があると答えた比率が国公立大学の場合 96.7% (96.7%) に達したが、一方その他公共(研)の場合 64.6% (64.6%) で最も低いことが分かった。

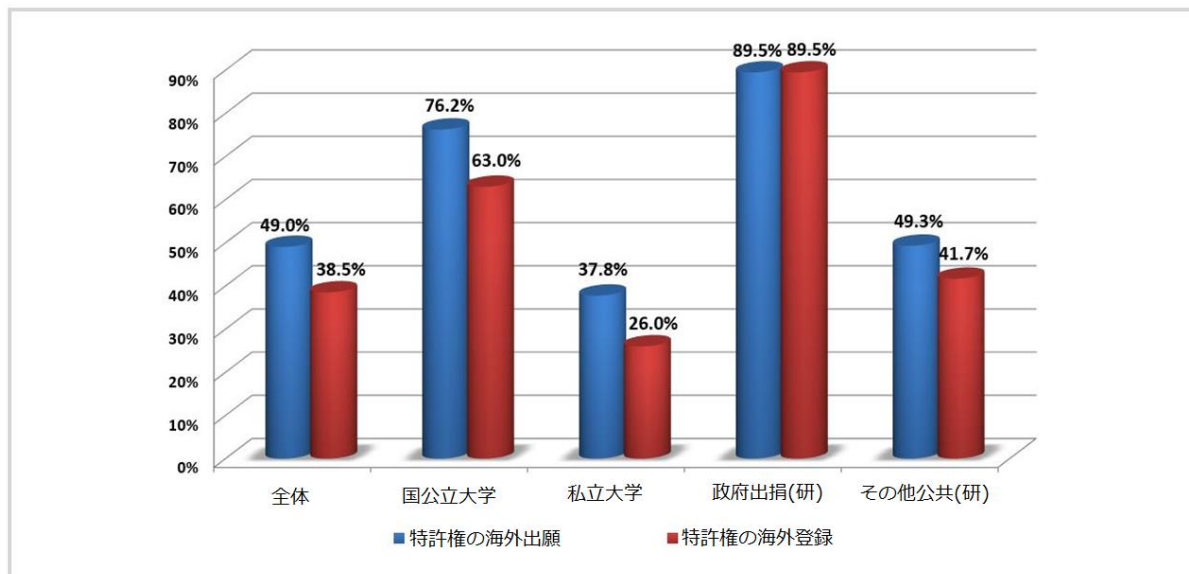


[図 3.33] 現在国内知的財産保護水準に対する認識

### 3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画

国内大学、公共研究機関のうち 2014 年に 1 件以上の特許権 (PCT を含む) を海外に出願した機関は 49.0% (51.5%) となっている ([図 3.34])。また、1 件以上の特許権を個別国家に登録した機関は 38.5% (40.5%) を占めている。特許権の他にデザイン権と商標権を海外出願した比率は其々 0.9% (1.0%) と 0.7% (0.7%) となっている。政府出捐(研)の場合は特許権を海外に出願した比率が 89.5% (89.5%) で最も高く、私立大学が 37.8% (40.6%) で最も低い。

<sup>50</sup> 知的財産の保護水準は特許制度のように創出された知的財産に権利を付与するシステムが効率的に運営されているかどうか、またこれを通じて成立された知的財産権が他人によって侵害された時にそれに対抗できる効率的な行政的・司法的措置が如何に整えられているかを意味する。



[図 3.34] 特許権の海外出願及び登録の比重

大学及び公共(研)の知的財産担当者が予想する 2015 年対比 2016 年の知的財産権国内出願と関連し、全体の 44.2% (43.9%) が特許権の出願を拡大すると答え、縮小すると答えた比率 6.9% (7.2%) に比べて極めて高い([表 3.8])。機関類型別では、私立大学が 49.5% (49.6%) で最も高く、政府出捐(研)が 26.3% (26.3%) で最も低い。また、政府出捐(研)は特許出願が縮小されると答えた比率が 21.1% (21.1%) で他機関類型に比べて多少高い。

[表 3.8] 2015 年対比 2016 年の知的財産権出願計画

		全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
特許	縮小	6.9%	6.6%	5.1%	21.1%	6.9%
	拡大	44.2%	36.5%	49.5%	26.3%	35.4%
実用新案	縮小	7.1%	16.6%	4.3%	5.3%	13.9%
	拡大	17.3%	0.0%	24.6%	10.5%	0.0%
デザイン	縮小	6.2%	19.9%	2.9%	0.0%	13.9%
	拡大	20.7%	9.9%	27.5%	10.5%	0.0%
商標	縮小	5.7%	16.6%	2.9%	0.0%	13.9%
	拡大	15.8%	0.0%	21.6%	15.8%	0.0%

国内出願の増減に影響を及ぼす要因として大学及び公共(研)全体の63.7%(65.0%)が研究開発投資または予算の増減による研究成果の変化と回答している<sup>51</sup>([表 3.9])。また、産業財産権に対する成果評価の比重変化または評価方向の変化<sup>52</sup>と機関の産業財産権戦略の変化<sup>53</sup>を重要な要因と選択した比率は其々62.3%(63.6%)と55.4%(57.5%)と続いている。一方、国内及び世界の景気変動が影響を及ぼす要因が重要であると選択した比率は30.9%(30.7%)に過ぎず、大体外部環境的な要因よりは機関内部的な要因が機関の出願件数の変化に与える影響がより大きいと言える。

[表 3.9] 産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因

影響を及ぼす要因	全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐(研)	その他 公共機関
研究開発投資または予算の増減による研究成果の変化	63.7%	67.8%	61.8%	63.2%	70.8%
機関の産業財産権戦略の変化	55.4%	64.5%	48.4%	84.2%	63.9%
産業財産権に対する成果評価の比重変化 または評価方向の変化	62.3%	61.1%	59.5%	84.2%	63.9%
市場及び技術競争環境の変化	49.4%	52.1%	45.6%	57.9%	63.9%
国内及び世界の景気変動	30.9%	28.9%	32.3%	26.3%	28.5%
産業財産権出願環境の改善及び支援制度 の強化	48.4%	42.2%	49.3%	42.1%	56.9%

#### 4. 産業財産権の出願/審査/維持費用及び関連規定の状況

<sup>51</sup> 重要度において「高い」と「中間より高い」を選択した比率を比較する

<sup>52</sup> 論文などその他成果対比産業財産権実績の評価比重の拡大または縮小、量的成果評価の止揚及び質的成果評価の指向など

<sup>53</sup> 量または品質中心の知的財産出願戦略、維持費用対比収益性の変化など

国内大学及び公共(研)は 2014 年の 1 年間知的財産の出願/審査/維持に平均 4 億 7,098 万ウォン(4 億 9,408 万ウォン)を支出していることが分かった([表 3.10])。機関類型別では、政府出捐(研)が 21 億 6,721 万ウォン(21 億 6,721 万ウォン)で最も多く、国公立大学が 5 億 4,540 万ウォン(5 億 4,540 万ウォン)、その他公共(研)が 4 億 1,959 万ウォン(4 億 1,959 万ウォン)、私立大学が 2 億 3,681 万ウォン(2 億 5,343 万ウォン)を支出している。政府出捐(研)の場合は他機関類型とは異なり、国内出願/審査費用より海外出願/審査費用をより多く支出していることが分かった。

[表 3.10] 知的財産の出願・審査・維持費用

	国内		海外		出願・審査・維持費用の合計
	出願・審査	維持	出願・審査	維持費用	
全体	1億8,704万ウォン	8,372万ウォン	1億7,739万ウォン	2,283万ウォン	4億7,098万ウォン
国公立大学	2億1,031万ウォン	1億6,799万ウォン	1億4,623万ウォン	2,087万ウォン	5億4,540万ウォン
私立大学	1億4,313万ウォン	4,002万ウォン	4,583万ウォン	784万ウォン	2億3,681万ウォン
政府出捐(研)	4億4,116万ウォン	2億8,668万ウォン	13億337万ウォン	1億3,600万ウォン	21億6,721万ウォン
その他公共(研)	2億2,401万ウォン	7,422万ウォン	9,860万ウォン	2,276万ウォン	4億1,959万ウォン

## 5. 効果的な知的財産保護のために必要な政策支援

国内大学及び公共(研)は効果的に知的財産を保護するため「出願前または出願後の知的財産評価費用の支援」と「産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免」が必要と答えた比率が其々 78.6% (79.3%) と 74.3% (75.3%) と高い([表 3.11])。また、「企業などとの共同・委託研究契約の際に不平等契約防止のためのガイドラインの制定及び広報」が必要と答えた比率は 68.0% (68.3%) であり、特に国公立大学の場合は 75.3% (75.3%) で他の機関と違って企業と研究契約を締結する際に直面する困難が相

対的に大きいことを意味する。「出願前または出願後の知的財産評価費用の支援」が必要と答えた比率は政府出捐(研)と国公立大学、私立大学の場合其々89.5%(89.5%)と84.3%(84.3%)、79.1%(80.3%)でその他公共(研)に比べて比較的に高い。

[表 3.11] 効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐(研)	その他 公共(研)
産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免	74.3%	68.7%	74.7%	84.2%	70.8%
海外出願関連情報の提供	51.6%	55.4%	51.6%	63.2%	35.4%
企業などとの共同・委託研究契約の際、不平等契約防止のためのガイドラインの制定及び広報	68.0%	75.3%	68.0%	52.6%	70.8%
出願前または出願後の知的財産評価費用の支援	78.6%	84.3%	79.1%	89.5%	56.9%

注. (%)は5点尺度(1:必要性が最も低い、5:必要性が最も高い)で[(4点と5点と答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

## 第5節 知的財産の侵害及び紛争

### 1. 知的財産権の侵害及び事後対応

母集団に属する大学及び公共(研)のうち1機関だけが2014年に知的財産権の侵害を受けたと答えており<sup>54</sup>、侵害事例は特許権侵害であることが分かった。

該当侵害機関の事例は製造者が海外企業で、侵害製品の製造地域及び流通地域は国内であることが分かった。また、侵害製品の流通類型はインターネット及びホームショッピングなどを通じたオンライン流通であることが分かった。該当事例は民事訴訟を通じて損害賠償額が認められたり当事者間で示談が成立し、損害賠償額または示談金は30億ウォン以上と答えている。

### 2. 知的財産権侵害及び紛争関連の問題及び必要な政策支援

知的財産権侵害に対応する際の問題として、紛争対応の際に過剰な時間と費用がかかることを最大の問題として指摘しており、内部人材の専門性不足、紛争対応関連の支援政策または情報の不足、知的財産権保護のための行政的・司法的な救済手続きの不備などを問題として指摘している。

最後に、知的財産権侵害に対応するために必要な政府政策として国内大学及び公共(研)の29.2%が知的財産権保護及び対応活動のための情報提供がとても必要であると答え、最も高いことが分かった。また、知的財産権侵害対応のための訴訟など費用支援、侵害及び知的財産権の有効性判断機関の一元化がとても必要であると答えた比率が其々28.1%、26.9%で高いことが分かった([表 3.12])。

---

<sup>54</sup> 大学及び公共(研)の知的財産権侵害調査はこれまで殆ど行われたことがない。また、知的財産権の侵害による営業上の被害がないため実際に侵害された比率より知的財産管理担当者が認知している比率が極めて少ないことを考慮する必要がある。



[表 3.12] 知的財産権侵害に対応するために必要な政府政策

政府政策	とても必要
実効性のある行政的・司法的処罰措置の強化	22.6%
国境措置対象の知的財産権範囲の拡大、侵害物品の国内流入のシャットアウト	18.2%
知的財産権の保護及び対応活動のための情報提供	29.2%
行政機関の知的財産権侵害製品の取締権限の強化	23.6%
知的財産権侵害製品などに対する通報褒賞金額の増額	21.8%
知的財産権侵害対応のための訴訟など費用支援	28.1%
侵害及び知的財産権有効性判断機関の一元化(例：特許裁判所)	26.9%

## 第4章 2015年韓国知的財産活動 の年度別傾向

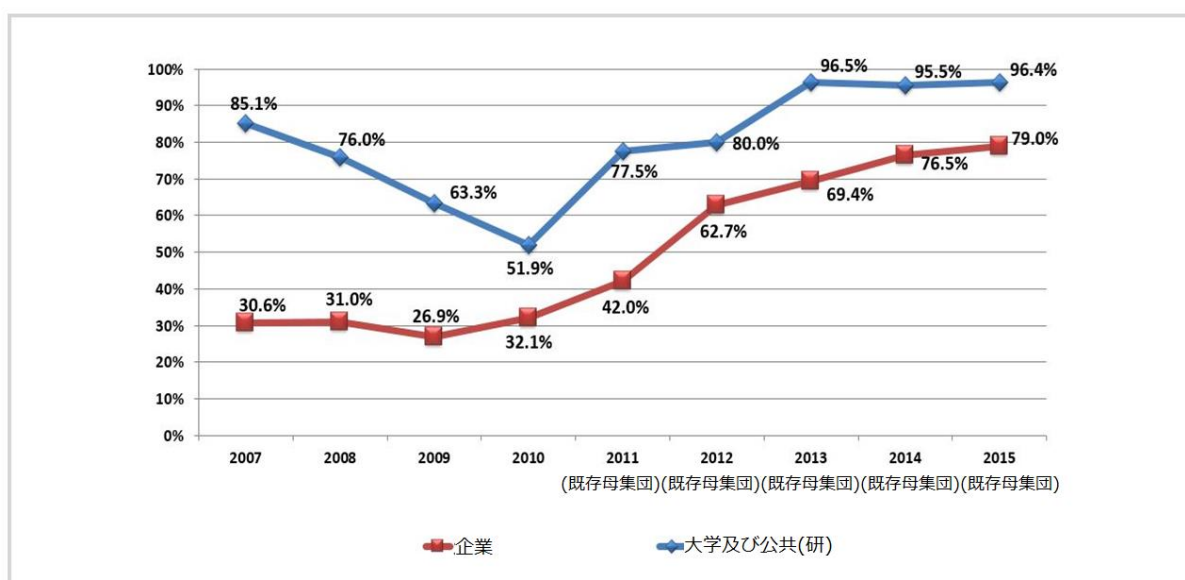
1. 知的財産担当組織及び人材保有比率の改善
2. 知的財産先行活動の強化
3. 外部からの知的財産導入の改善
4. 知的財産の活用及び事業化比率の増加
5. 知的財産保護戦略の変化
6. 知的財産権侵害類型の特徴

## 第4章 2015年韓国知的財産活動の年度別傾向

本章では知的財産活動の主要項目別・年度別の比較を通じて、国内企業及び大学・公共(研)の知的財産インフラ、特許基盤知的財産活動、創出及び活用、保護、侵害及び紛争の段階別活動がどのような方向に変化しているかを示している。また、2015年の既存母集団の結果を算出して比較しやすくしている。

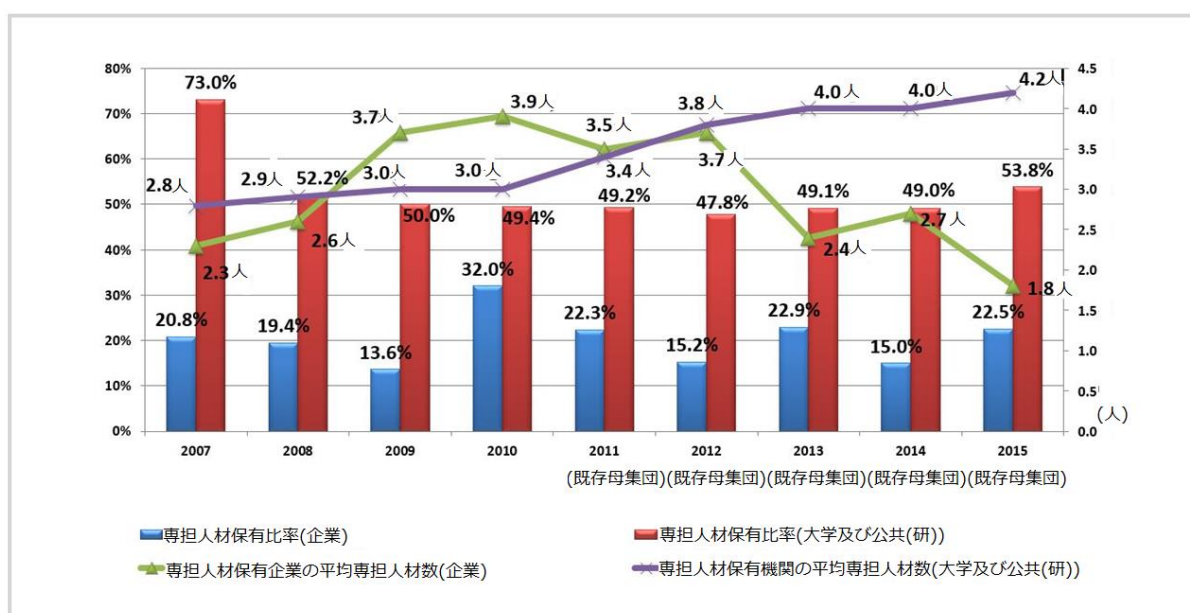
### 1. 知的財産担当組織及び人材保有比率の改善

知的財産を担当する組織を保有している比率の年度別推移は[図 4.1]のとおりである。企業の場合は知的財産担当組織の保有比率が2009年から着実に増加傾向にある。大学及び公共(研)の場合も同様に2010年以後着実に増加傾向にあり、2015年度にも2014年に比べて小幅増加して同水準を維持している。特に、企業の場合は独立専担部署を保有する比率は2014年5.3%から2015年6.3%に増加した。知的財産価値の増加、知的財産に対する認識の向上など知的財産の重要性が増大したことで企業及び機関が知的財産を管理する担当組織の運営を拡大しているものと判断できる。



[図 4.1] 知的財産担当組織保有比率の推移

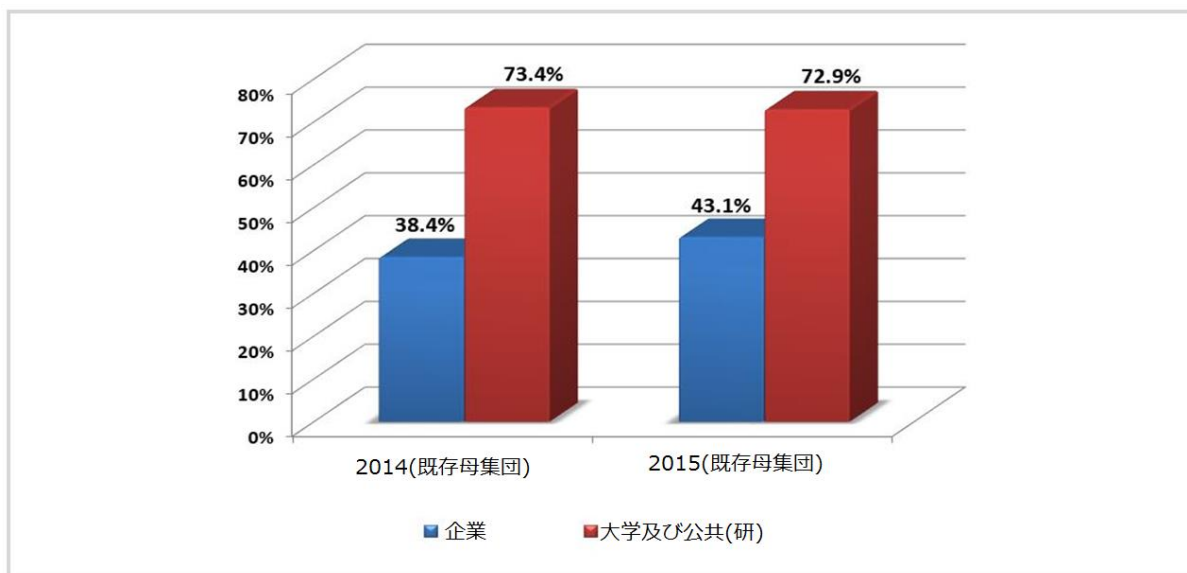
知的財産関連業務だけを専門的に行う専担人材を保有している企業と大学及び公共(研)の比率は2014年に比べて2015年に其々15.0%、49.0%から22.5%、53.8%に増加した。専担人材を保有している企業の平均専担人材数の場合は2014年2.7人から2015年1.8人に減少し、大学及び公共(研)の場合は2014年4.0人から2015年4.2人に小幅増加したことが分かった([図4.2])。企業の場合、前述したように担当組織保有比率及び独立専担部署を保有している比率が前年度に比べて増加したが、一方専担人材の数が減少したことが分かった。これは企業が外形的には知的財産インフラを強化しているが、実際知的財産業務を行う人材を強化するためには追加的な努力が求められる。



[図4.2] 専担人材の保有比率及び専担人材数の推移

知的財産担当人材を対象に職務教育を実施している比率は企業の場合2014年38.4%から2015年43.1%に増加し、大学及び公共(研)の場合は73.4%から72.9%に小幅減少した([図4.3])。希望する職務教育の内容としては企業が「特許情報検索」と答えた比率が2014年45.6%に比べて2015年47.2%に増加し、大学及び公共(研)の場合は「特許ライセンス(技術事業化)」、「特許情報検索」などに対する教育要請比率が其々2014年度70.5%、53.0%から2015年度72.7%、54.1%に増加した。企業と大学及び公共(研)はいずれも知的財産を戦略的に創出するための努力が強化さ

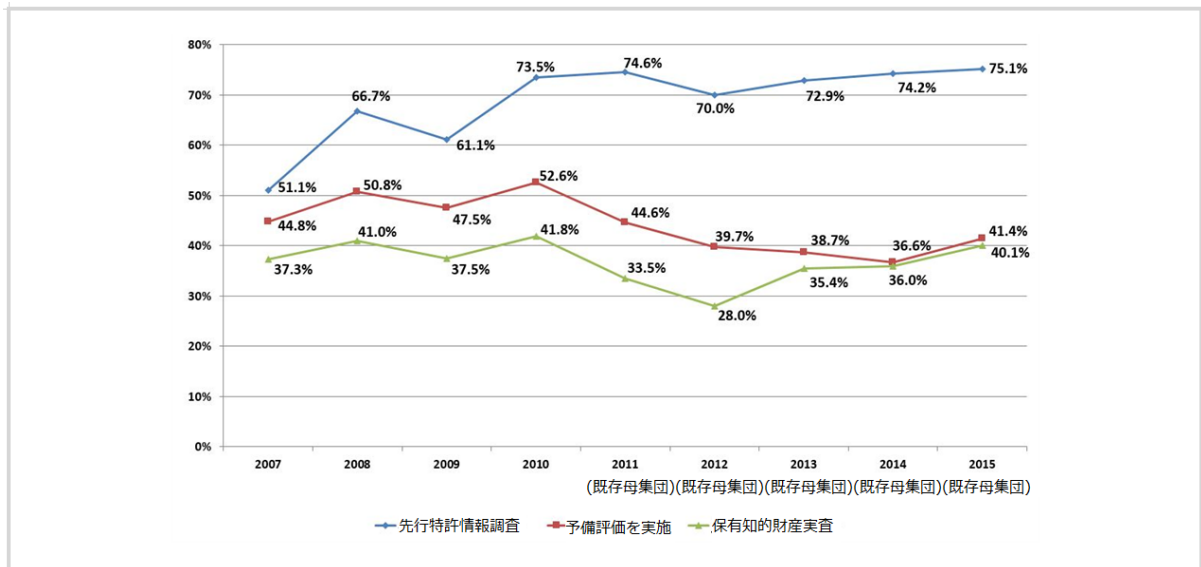
れる過程において創出初期段階で特許情報を検索・分析するなどの基礎的かつ幅広い知的財産関連の職務教育を必要としていることが分かる。



[図 4.3] 知的財産担当人材職務教育の実施状況

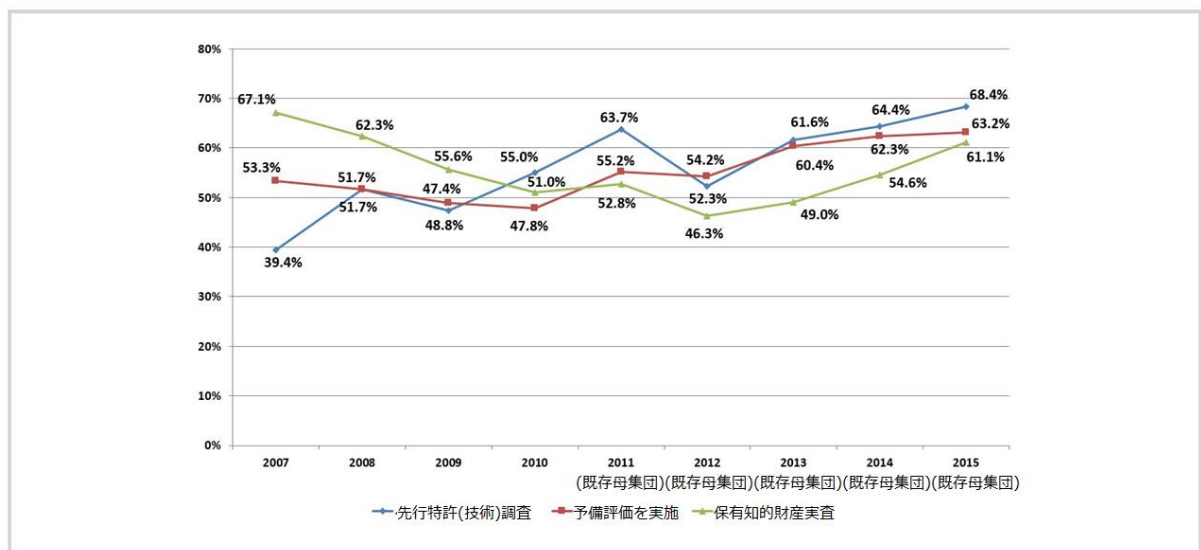
## 2. 知的財産先行活動の強化

先行特許(技術)調査、出願前の予備評価、保有知的財産に対する実査など特許先行活動を行っていると感じた企業の比率を年度別に見ると[図 4.4]のとおりである。まず、先行特許(技術)調査を行っている比率は 2014 年 74.2%から 2015 年 75.1%に増加し、保有知的財産実査比率は 2014 年 36.0%から 2015 年 40.1%に増加した。無形の資産として知的財産に対する認識が広がるにつれ、今後の活用及び保護、紛争及び対応を考慮した体系的な創出システムを整えるための取り組みに励んでいるものと見られる。特に、特許紛争が 이슈となり、知的財産に対する訴訟が増加している状況の中で、知的財産の創出・保護・活用など全過程において戦略的に進めることが重要になったことを受け、先行活動を強化しているものと見られる。



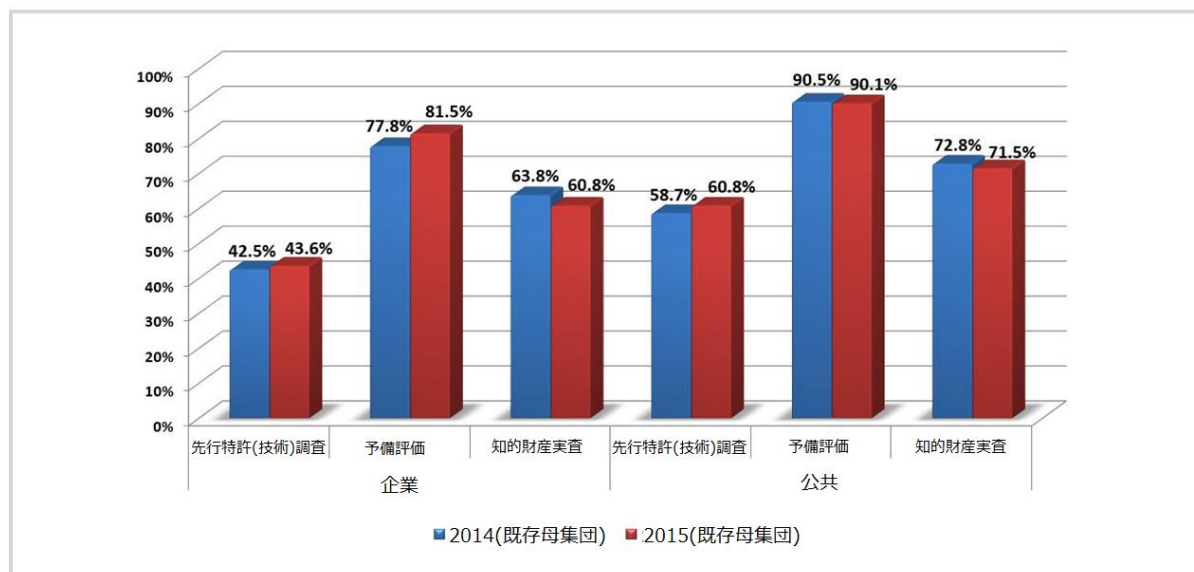
[図 4.4] 企業の先行活動実施比率の推移

大学及び公共(研)の場合も先行活動実施比率が 2014 年に比べていずれも増加した。先行特許(技術)調査実施比率の場合は 2014 年 64.4%から 2015 年 68.4%に増加し、保有知的財産実査の場合は 2014 年 54.6%から 2015 年 61.1%へと増加傾向にある。予備評価の場合も 2014 年 62.3%から 2015 年 63.2%に増加している([図 4.5])。大学及び公共(研)の先行活動実施比率は 2012 年以後着実に増加している。特に、公共の場合、企画段階から「独自発明インタビュー」などを通じて創出過程を検討し、発明者または研究者が優先的に先行活動を行った後、機関レベルで積極的に介入するなどの過程を通じて特許品質向上に向けた取り組みに励んでいると見られる。



[図 4.5] 大学及び公共(研)の先行活動実施比率の推移

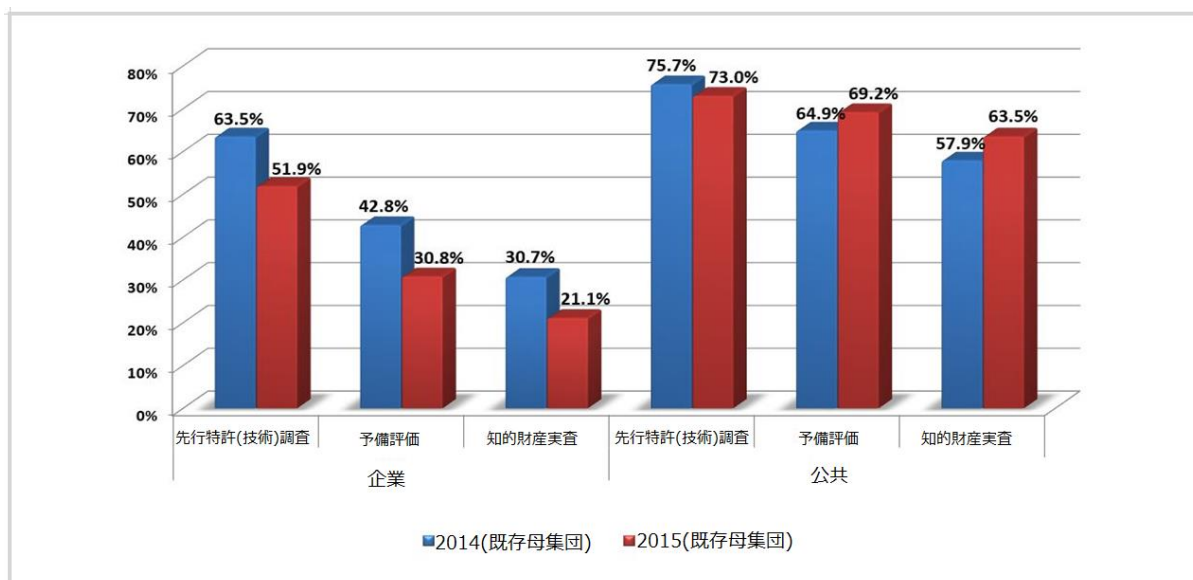
次に全体研究開発課題において先行特許(技術)調査を行う比率、全体発明件数のうち出願前に予備評価を実施する比率、保有知的財産のうち実査を行っている比率の年度別推移は[図 4.6]のとおりである。図からも分かるように、2015 年調査で企業の場合、全体研究開発課題のうち先行特許(技術)調査の実施比率が 43.6%、全体発明件数のうち予備評価の実施比率が 81.5%に増加した。但し、保有知的財産のうち実査の実施比率は 60.8%で 2014 年 63.8%に比べて小幅減少した。大学・公共(研)の場合は全体研究開発課題のうち実施先行特許(技術)調査の比率が 60.8%で 2014 年に比べて増加したが、発明件数のうち予備評価の比率及び保有知的財産のうち実査実施比率はいずれも 2014 年に比べて多少減少したことが分かった。前述したように、企業及び機関の全般的な先行活動実施比率が増加したにもかかわらず、このような結果が出たのは費用の制限によって選択的に先行活動に集中したものと判断できる。



[図 4.6] 全体研究開発課題、発明、保有知的財産のうち実施比率の変化

各先行活動が必要と認識している国内企業、大学・公共(研)の比率は[図 4.7]のとおりである。企業の場合知的財産に関する先行活動の必要性認識度は 2014 年に比べていずれも減少したことが分かった。これは実際先行活動を行う比率が増加したことに比べて費用や時間がかかるなどの問題が反映されていると判断できる。大学・公共(研)の場合は先行特許(技術)調査の必要性認識は多少減少したが、依然として高い水

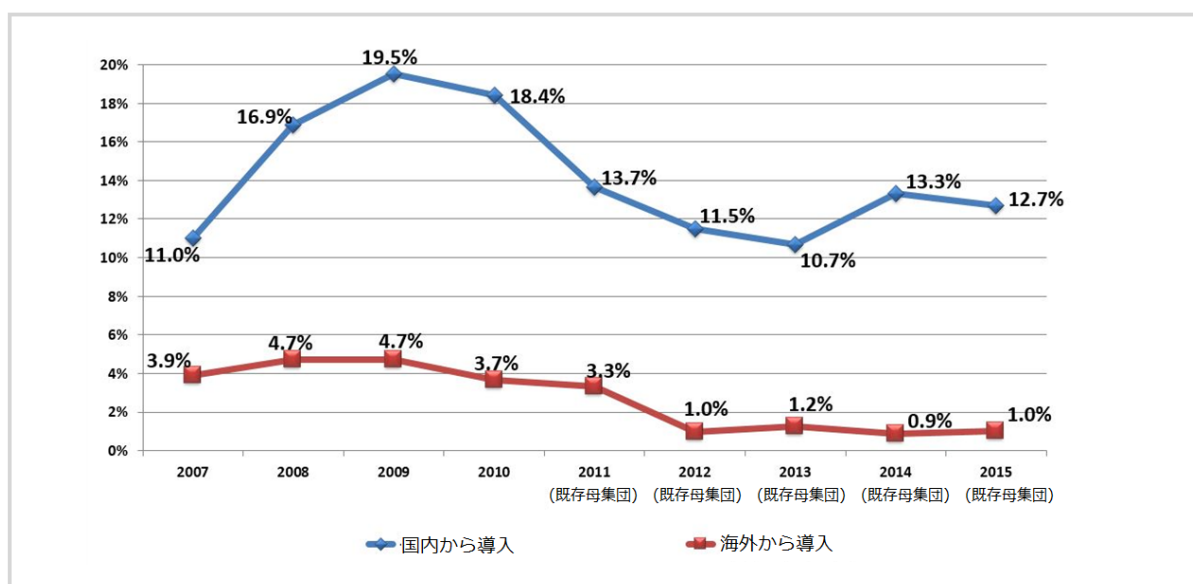
準を維持しており、予備評価及び実査の実施必要性に対する認識が高まっていることが分かった。



[図 4.7] 先行活動の必要性に対する認識の変化

### 3. 外部からの知的財産導入の変化

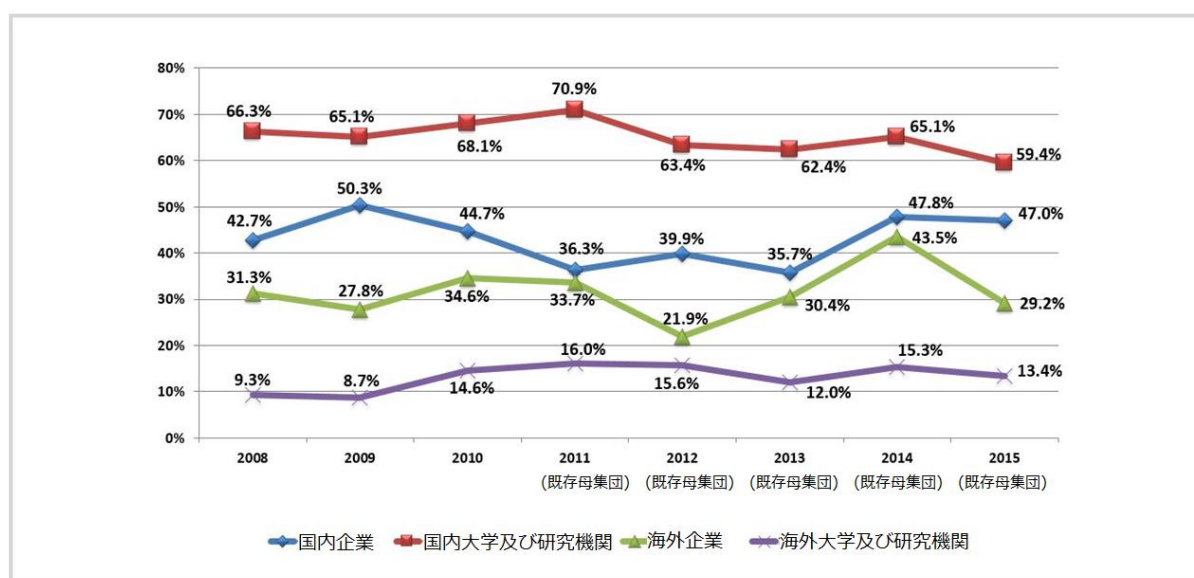
1 年間企業外部から知的財産を導入した企業の比率は[図 4.8]のとおりである。図からも分かるように、国内から知的財産を導入した企業の比率は 2014 年に多少増加したが、2015 年に再び 12.7% で小幅減少したことが分かった。一方、海外から知的財産を導入した企業の比重は 2014 年に比べて 2015 年には小幅増加した



[図 4.8] 知的財産導入の推移



知的財産の導入を拡大すると答えた企業が導入を希望する技術の出处と関連した年度別の推移は[図 4.9]のとおりである。このうち、国内企業、国内大学及び研究機関から知的財産を導入すると答えた比率は其々47.0%、59.4%に減少した。また、海外企業、海外大学及び研究機関から知的財産を導入すると答えた比率もまた其々29.2%、13.4%に減少している。特に、海外企業から知的財産を導入すると答えた比率は2014年に比べて大幅減少したが、これは海外導入による企業間リスク及び合理的な契約のための専門性確保に必要な時間、費用の負担が持続的に増加しているためであると見られる。



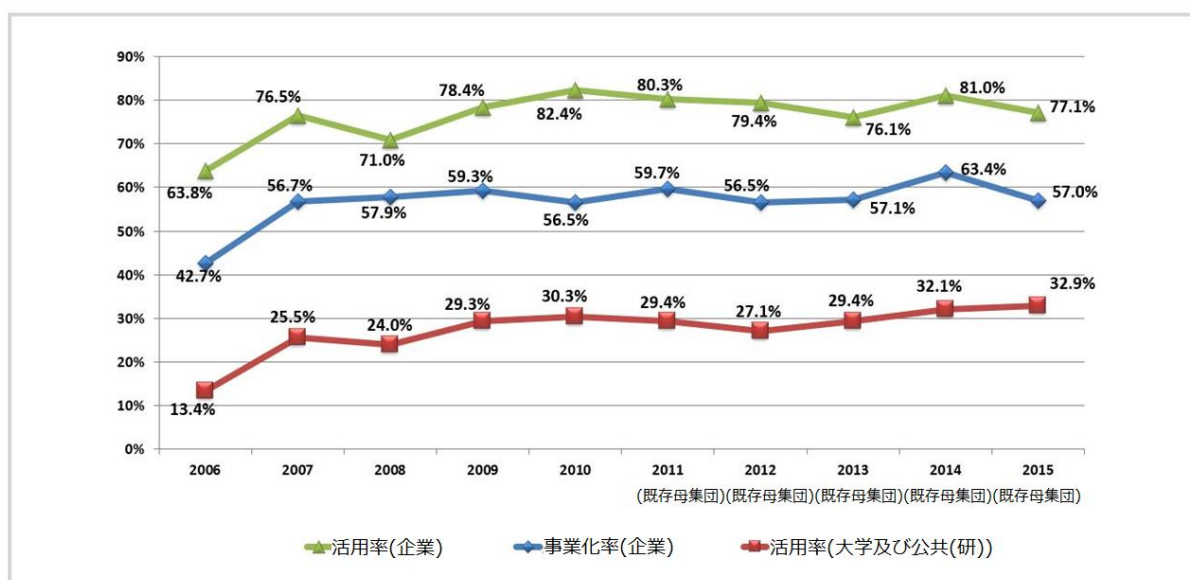
[図 4.9] 知的財産導入拡大方向の変化

#### 4. 知的財産の活用及び事業化比率の変化

回答した全ての企業が保有している特許に比べて活用されている比率と事業化されている比率は[図 4.10]のとおりである。図からも分かるように、企業の特許活用率は2014年81.0%から2015年77.1%に多少減少し、事業化率もまた2014年63.4%から2015年57.0%に減少したことが分かった。特許活用率の場合、大企業の活用率が大幅増加したが、一方一般中小企業の活用率は減少したことが分かった。回答した全て

の企業の保有特許件数対比活用件数の比率を通じて算出する特許活用率は多出願企業の活用特許が加重反映された結果である。大企業は通常企業レベルで戦略的な創出及び活用を図るが、一方一般中小企業の場合は個別企業の現況及び環境による特許活用の変動幅が大きいために現れた結果と判断できる。

大学及び公共研究機関の場合は全ての機関が保有している特許に比べて活用した比率が 2014 年 32.1%に比べて 2015 年 32.9%に増加したことが分かった。大学及び公共研究機関の技術開発は特性上源泉技術の出願から事業化までリスクが大きい可能性があり、適合した需要とのマッチングが容易ではない状況の中で、このような部分が政策的に改善されているものと判断できる。



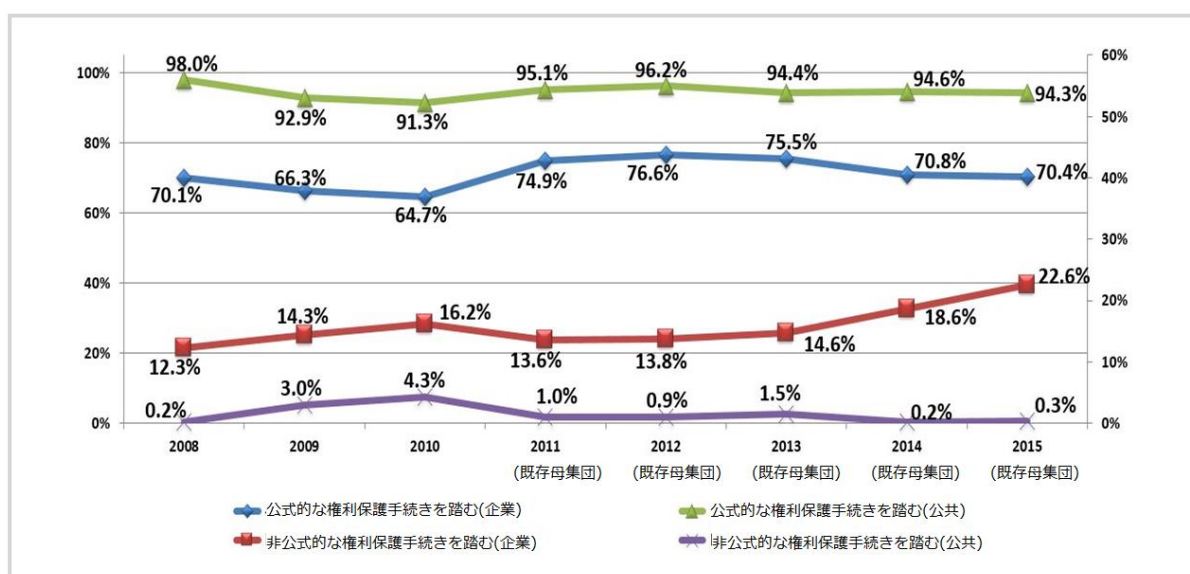
[図 4.10] 全体特許保有件数対比の活用率及び事業化率

## 5. 知的財産保護戦略の変化

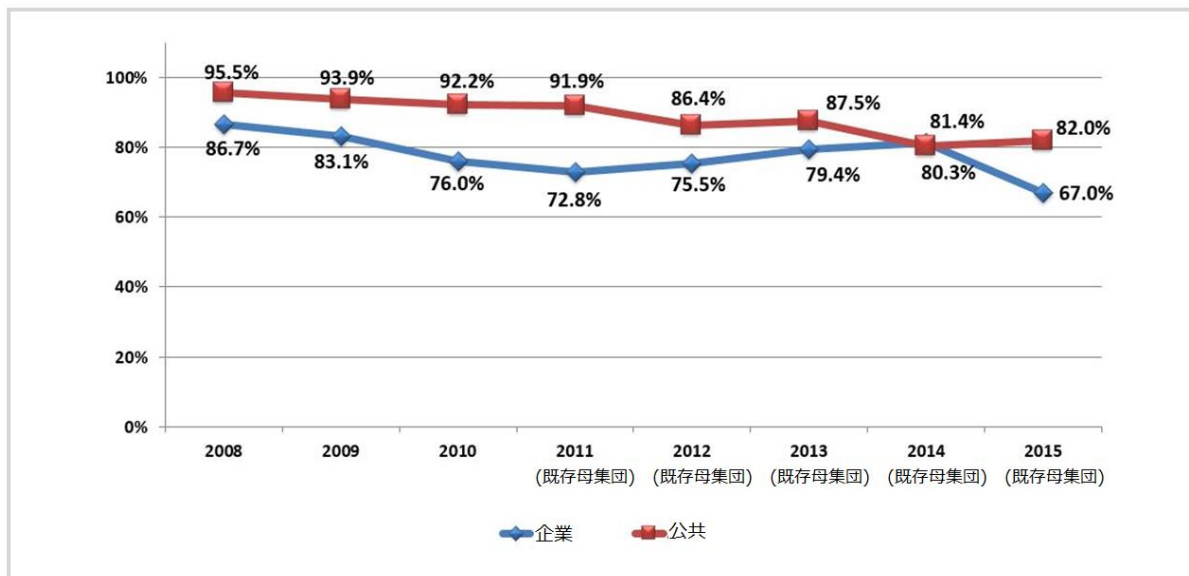
研究開発の成果を保護するための戦略として産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを踏む比率、非公式的な保護手続きを踏む比率の推移は[図 4.11]のとおりである。企業の場合公式的な権利保護手続きを踏む比率は 2014 年 70.8%から 2015 年 70.4%に多少減少した。しかし、非公式的な保護手続きをする比率の場合は 2014 年

18.6%から 2015 年 22.6%に増加した。企業が非公式的な権利保護手続きを踏む比率は 2011 年以後着実に増加傾向にある。これは企業の場合、最近増加している紛争事例などに関連して産業財産権を出願するなど公式的に知的財産を保護する手続きを踏まなければならないが、営業秘密またはノウハウとして維持するなど非公式的な保護手続きの必要性が増加しているものと見られる。

大学及び公共研究機関の場合は公式的な権利保護手続きを踏む比率が 2014 年 94.6%から 2015 年 94.3%に小幅減少したが、やはり一方の非公式的な保護手続きを踏む比率は 2014 年 0.2%から 2015 年 0.3%に増加したことが分かった。大学及び公共研究機関の場合殆どの権利を出願などの公式的な権利保護手続きを通じて保護しており、そのような比率が一定水準以上維持されているものと見られる。



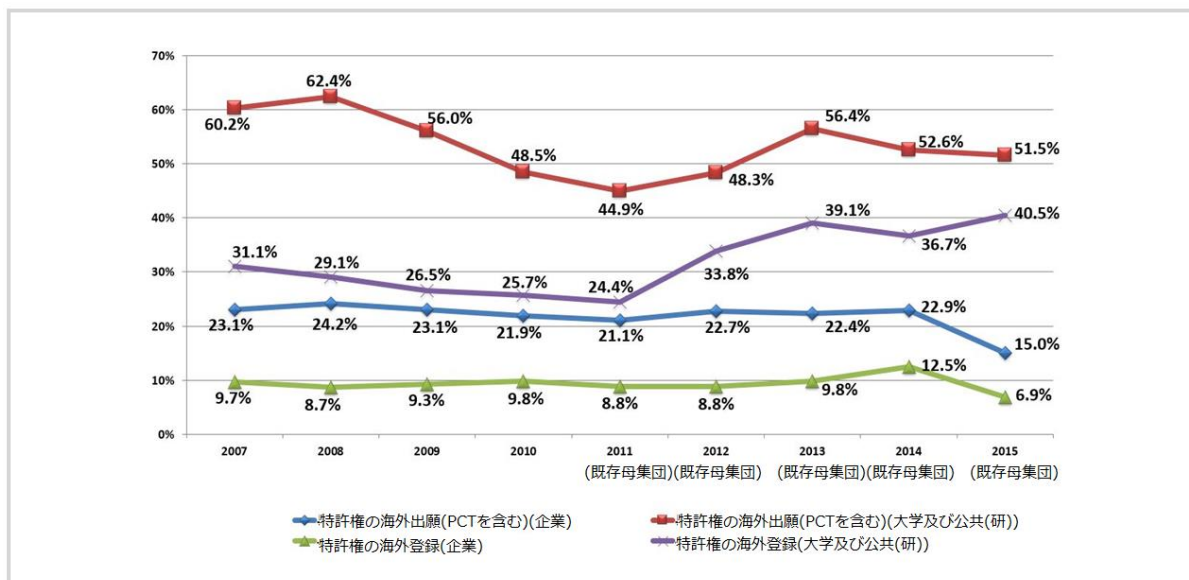
[図 4.11] 権利保護手続きの進行比率



[図 4.12] 国内知的財産保護水準強化の必要性

国内の知的財産保護水準を強化する必要があると答えた企業と大学・公共(研)の比率は[図 4.12]のとおりである。図からも分かるように、企業の場合知的財産保護水準の強化必要性が 2014 年 81.4% に比べて 2015 年 67.0% に減少した。一方、大学・公共(研)の場合はその比率が小幅増加した。但し、企業の場合「現水準が適正」と答えた比率が 2014 年 16.9% に比べて 2015 年 31.2% に増加し、国内外の関連 이슈 が持続的に取り上げられたことで知的財産保護水準に対する強化が着実に進んできたと言える。

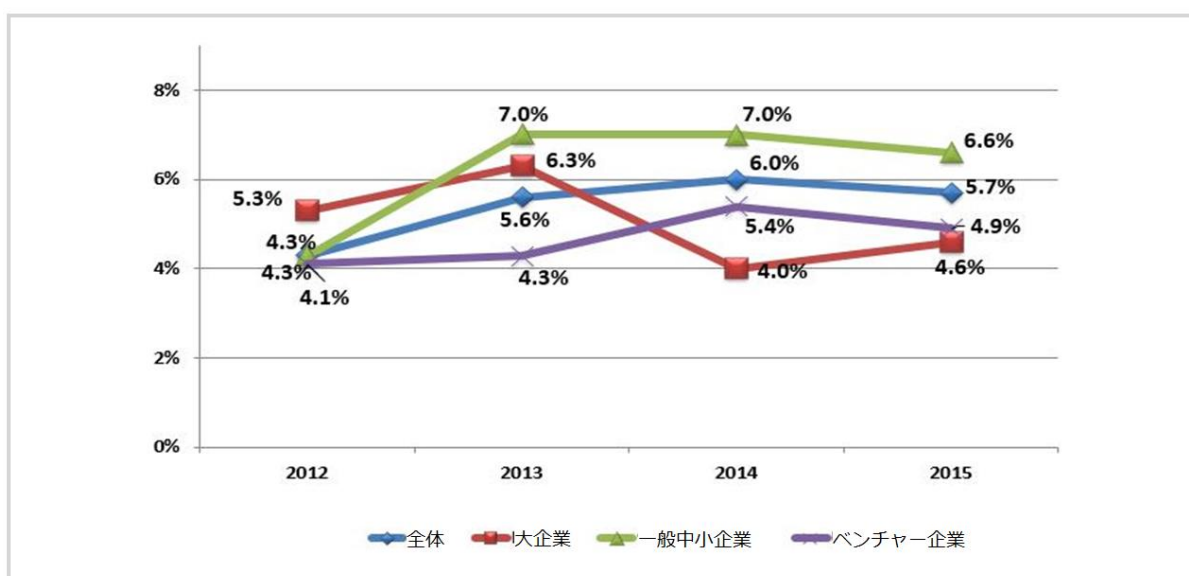
2014 年の 1 年間海外に特許出願及び登録をした企業、大学・公共(研)の比率推移は [図 4.13] のとおりである。企業の海外出願及び登録の比率は 2014 年に比べて 2015 年にいずれも減少し、大学及び公共研究機関の海外出願比率もまた小幅減少した。但し、大学及び公共研究機関の海外登録比率は 2014 年 36.7% から 2015 年 40.5% に 3.8%p 増加したことが分かった。特に、企業の海外出願比率の場合は年平均 10 件未満の場合 2014 年 20.8% に比べて 2015 年 13.0% に大幅減少したが、一方年平均 61 件以上の多出願企業の場合は 2014 年 47.2% に比べて 2015 年 47.9% に増加したことが分かった。知的財産の規模が大きくなるほど国際的な企業間の紛争可能性が高く、それによって海外での権利確保に関心を寄せているものと見られる。



[図 4.13] 海外出願及び登録の推移

## 6. 知的財産権侵害類型の特徴

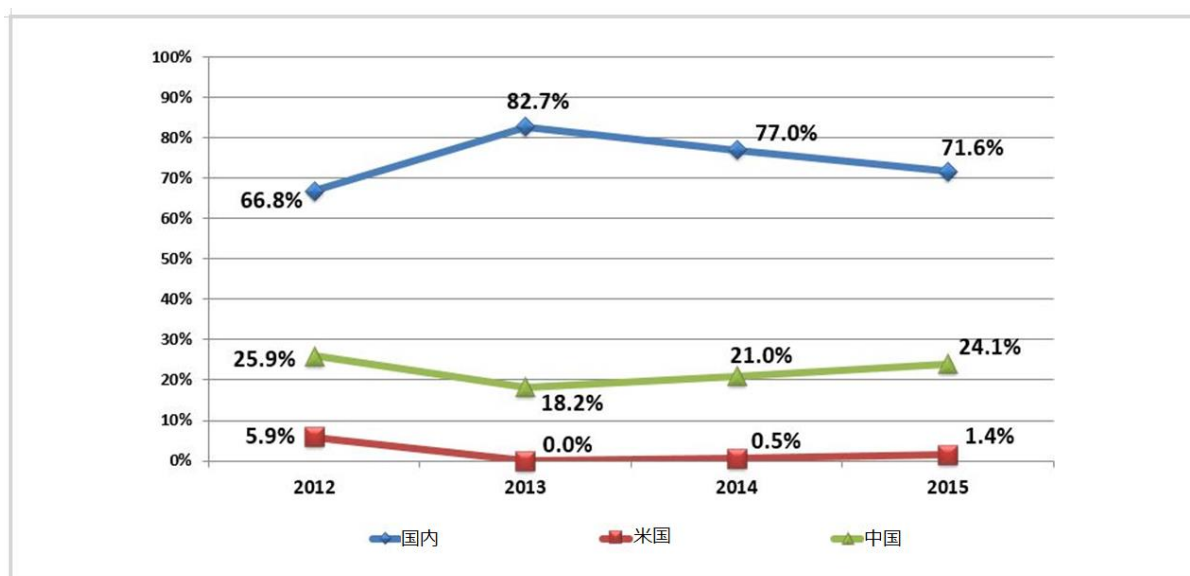
知的財産権の侵害を受けた企業の4年間年度別傾向を見ると全体的に着実に増加する傾向にある([図 4.14])。全体侵害比率は2013年5.6%から2014年6.0%に増加したが、2015年には5.7%に小幅減少した。それにもかかわらず、大企業の知的財産権侵害比率は2014年4.0%に比べて2015年4.6%に0.6%p増加した。



[図 4.14] 知的財産権侵害比率の推移

特に、特許紛争が 이슈となり、実質的な紛争対応事例が増加したことから、大企業の複雑な技術に係る侵害被害が増加していると思われる。知的財産の価値増加、侵害に対する認識向上によって侵害比率も引き続き増加するものと見られ、これに対して対応するために関連インフラ整備に向けた方法及び政策的な支援が求められる。

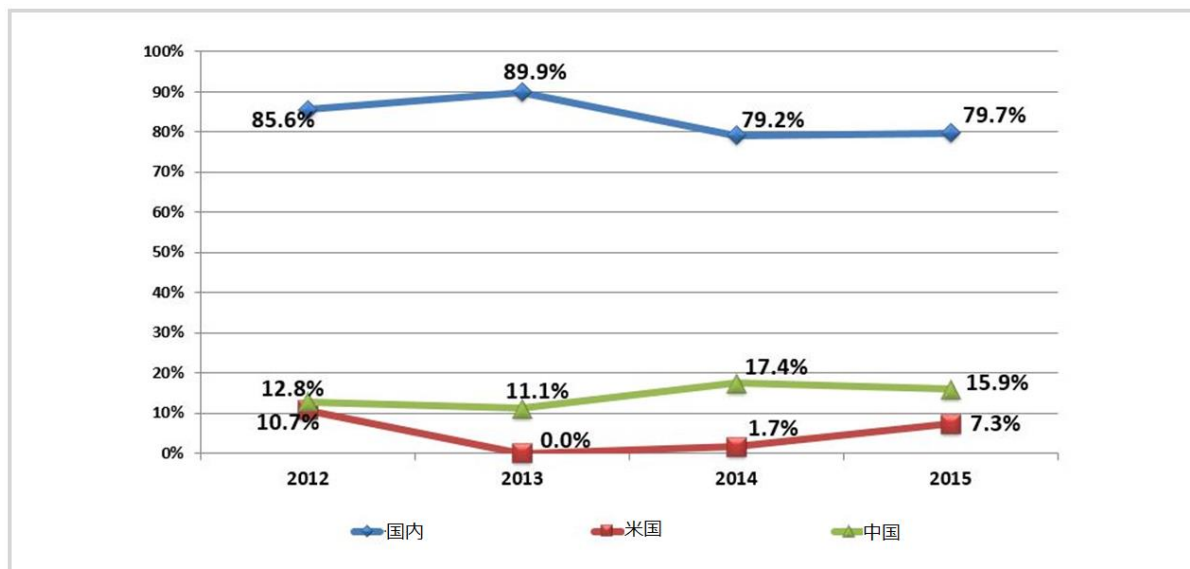
侵害製品製造地域の場合、国内 71.6%の他に中国が 24.1%を占めているが、特にベンチャー企業の場合は国内での侵害被害比率が 34.6%であることに比べて中国での侵害被害比率が 63.3%と高い。製造地域別の侵害被害比率を地域別に 4 年間推移を見ると[図 4.15]、国内被害比率の場合は多少減少傾向にある。一方、中国での侵害被害比率は 2013 年以後着実に増加しており、2015 年には 2014 年に比べて 3.1%p 増加した 24.1%であることが分かった。



[図 4.15] 製造地域別侵害被害比率の推移

また、侵害製品の流通地域を見ると、全体的に国内 79.7%の他にやはり中国が 15.9%で高く、やはりベンチャー企業の場合中国が 41.9%で特に高いことが分かった。流通地域別侵害被害比率を地域別に 4 年間の変化推移を見ると、以下の[図 4.16]のとおりである。流通地域が国内である被害比率の場合 2014 年 79.2%に比べて 2015 年 79.7%に小幅増加し、流通地域が中国である侵害被害比率の場合は逆に 2014 年に比

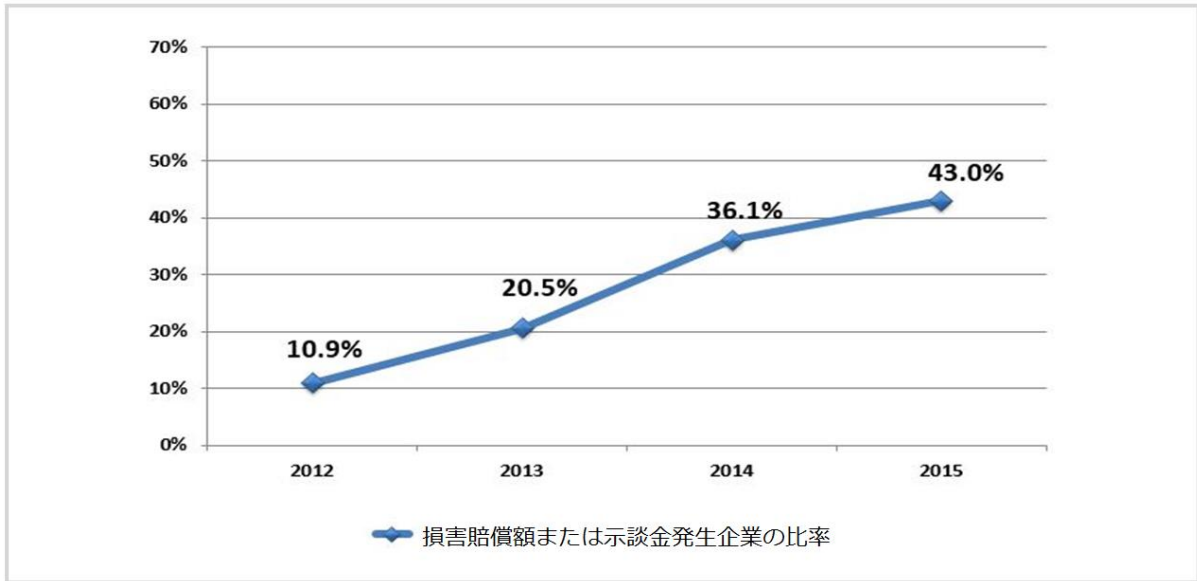
べて 2015 年に小幅減少した。相対的に侵害製品流通地域が米国である場合は 2014 年 1.7%に比べて 2015 年 7.3%に大幅増加したことが分かった。



[図 4.16] 流通地域別侵害被害比率の推移

製造地域と流通地域を見ると、現在国内での製造及び流通の侵害被害が深刻であるが、中国、米国など海外での侵害被害は今後増加すると見られ、これは海外市場進出において改善されるべき部分であると見られる。

知的財産権の侵害に対するフォローアップとして知的財産権の侵害を受けた企業の中で民事訴訟を通じて損害賠償額が認められたり、示談が成立した比率は 2014 年 36.1%に比べて 2015 年 43.0%に 6.9%p 増加しており、これは 2012 年以後持続的に増加傾向にある([図 4.17])。侵害紛争において民事訴訟を通じて実際手続的に対応する事例が増えているものと見られる。



[図 4.17] 損害賠償額または示談金発生企業の比率推移



# 用語整理

## 用語整理

### 登録補償

登録された職務発明を対象に支給する補償。

### 産業財産権

産業上の利用価値を持つ発明などに関する権利であり、本調査の対象は特許権、  
実用新案権、デザイン権、商標権である。

### 先行特許(技術)調査

新技術開発などのための研究開発(R&D)活動に先行して開発しようとする技術に対する先行技術または該当技術と同一もしくは類似する特許が存在するかどうかなどを調査。

### 実査

特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産権の価値を把握すること。

### 予備評価

提出された発明届出書に対して職務発明委員会などを通じて発明の評価、承継の可否、出願の可否、審査請求の可否などを決定すること。

### 自社実施補償

職務発明を発明者の属している会社が利用して収益が発生した場合に発明者に支給する補償。

### 知的財産

人間の創造的な活動産物として産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン、サービス表)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)、ノウハウなどを全て含む

### 知的財産権

産業、科学、文化、芸術分野の知的財産活動の結果として得られる法的権利であり、産業財産権の他に著作権、新知的財産権を総称

### 知的財産権の被侵害

知的財産権を侵害した製品・サービスが外部で製造・販売されることで該当知的財産権を保有する企業の利益に直間接的に被害を受けること

### 知的財産担当組織

知的財産の戦略企画、国内外産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織。

### 知的財産保護活動

保有している知的財産を権利化したり、社内機密及びノウハウとして維持するなど創出された知的財産を私有化するための活動。

### 知的財産サービス

知的財産の創出、管理、活用、保護、取引などを支援する専門サービスであり、情報調査・分析、技術移転・取引、IP 翻訳、コンサルティングなどの事業。

### 処分補償

職務発明を売却などを通じて処分して収入が発生した場合に支給する補償。

### 出願補償

出願が完了した職務発明を対象に支給する補償。

### 出願・審査費用

産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判(特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分に不服して請求する審判)にかかった費用などを含めた金額。

### 他社実施補償

職務発明をライセンス契約などを通じて他企業に移転し、技術料収入が発生した場合に支給する補償。

### 特許維持費用

産業財産権の登録と権利維持にかかる金額で、登録料と維持年金を含めた金額。

# 付録

## <付録1>業種分類と韓国標準産業分類表(KSIC)との連結

知的財産活動実態調査の業 種分類	韓国標準産業分類(KSIC)9次改訂	
農林水産及び鉱業、 飲食料及びタバコ製造業	A	農業、林業及び漁業
	B	鉱業
	C10	食料品製造業
	C11	飲料製造業
	C12	タバコ製造業
卸及び小売業  事業サービス業、通信業	G	卸及び小売業
	J	出版、映像、放送通信及び情報サービス業
	M	専門、科学及び技術サービス業
	N	事業施設管理及び事業支援サービス業
金融及び保険業	K	金融及び保険業
建設業	F	建設業
その他サービス業	D	電気、ガス、蒸気及び水道事業
	E	下水・廃棄物処理、原料再生及び環境復元業
	H	運輸業
	I	宿泊及び飲食店業
	L	不動産業及び賃貸業
	O	公共行政、国防及び社会保障行政
	P	教育サービス業
	Q	保健業及び社会福祉サービス業
	R	芸術、スポーツ及びレジャー関連サービス業
S	協会及び団体、修理及びその他個人サービス業	
繊維製品、衣服、靴製造	C13	繊維製品製造業；衣服を除く
	C14	衣服、衣服アクセサリー及び毛皮製品製造業
	C15	皮、鞆及び靴製造業

紙及び印刷出版業	C17	パルプ、紙及び紙製品製造業
	C18	印刷及び記録媒体複製業
化学産業	C19	コークス、練炭及び石油精製品製造業
	C20	化学物質及び化学製品製造業；医薬品を除く
	C21	医療用物質及び医薬品製造業
	C22	ゴム製品及びプラスチック製品製造業
鉄鋼及び金属産業	C23	非金属鉱物製品製造業
	C24	1次金属製造業
電気電子産業	C26	電子部品、コンピュータ、映像、音響及び通信装備製造業
機械産業	C25	金属加工製品製造業；機械及び家具を除く
	C27	医療、精密、光学機器及び時計製造業
	C28	電気装備製造業
	C29	その他機械及び装備製造業
	C30	自動車及びトレーラー製造業
	C31	その他運輸装備製造業
その他製造業	C16	木材及び木製品製造業；家具を除く
	C32	家具製造業
	C33	その他製品製造業

## < 付録2 > 知的財産活動調査票(企業用)



実施機関：特許庁、  
貿易委員会  
承認番号：第 13802 号

# 知的財産活動調査票

- 企業用 -

2015

特許庁  
貿易委員会  
韓国知識財産研究院



# 知的財産活動調査票(企業用)

ID

--	--	--	--

## <調査概要>

本調査は韓国企業及び大学・公共(研)の知的財産活動状況を把握することで競争力強化に役立つ課題を発掘し、これを知的財産政策の樹立に反映することで**企業及び大学・公共(研)の効果的な知的財産活動を支援**するために**特許庁、貿易委員会と韓国知識財産研究院**が共同で行っております。

本調査は**統計庁の承認統計**であり、この調査票に記載された内容は**統計法第 33 条**によって**秘密が保護**され、本調査の要約結果は今後ご回答頂いた企業及び公共研究機関のご担当の方に e-mail で送付致します。本調査にご協力いただき、ありがとうございます。

## <お問合せ>

韓国知識財産研究院 (KIIP)

株)コリアデータネットワーク (KDN) 電話番号 : 02-2183-9159

## <送付方法>

調査票の送付手段はメール、FAX、郵便いずれも可能で、書類様式は韓国知識財産研究院のホームページ (<http://www.kiip.re.kr>) からダウンロードすることができます。

## <送り先>

135-914 ソウル市江南区駅三洞 667-14KDN ビル チェ・キュヒョック 研究員

FAX : 02-548-5144、02-512-0777 E-mail : kdn21@kdn21.co.kr

企業名		業種分類* (下記の産業分類表を参照して 一つだけ選択)		主要事業製 品名**
企業(本社) 所在地		法人番号		
回答者名前		部署/職位		
回答者連絡先		回答者 E-mail		

\*\* (例示 1) 「業種分類」 : 32. 電気装備製造業 「主要事業製品名」 : 変圧器

\*\* (例示 2) 「業種分類」 : 34. 自動車及びトレーラー製造業 「主要事業製品名」 : 自動車  
用エンジン

\*9 次標準産業分類(新分類)

<p>1. 農業、林業及び漁業</p> <p>2. 鉱業</p> <p>3. 電気、ガス、蒸気及び水道事業</p> <p>4. 下水・廃棄物処理、原料再生及び環境復元業</p> <p>5. 建設業</p> <p>6. 卸及び小売業</p> <p>7. 運輸業</p> <p>8. 宿泊及び飲食店業</p> <p>9. 出版、映像、放送通信及び情報サービス業</p> <p>10. 金融及び保険業</p> <p>11. 不動産及び賃貸業</p> <p>12. 専門科学及び技術サービス業</p> <p>13. 事業施設管理及び事業支援サービス業</p>	<p>23. コークス、練炭及び石油精製品製造業</p> <p>24. 化学物質及び化学製品製造業</p> <p>25. 医療用物質及び医薬品製造業</p> <p>26. ゴム及びプラスチック製品製造業</p> <p>27. 非金属鉱物製品製造業</p> <p>28. 第1次金属産業</p> <p>29. 金属加工製品製造業</p> <p>30. 電子部品、コンピュータ、映像、音響及び通信装備製造業</p> <p>31. 医療、精密、光学機器及び時計製造業</p> <p>32. 電気装備製造業</p> <p>33. その他機械及び装備製造業</p> <p>34. 自動車及びトレーラー製造業</p> <p>35. その他運輸装備製造業</p> <p>36. 家具製造業</p> <p>37. その他製品製造業</p>
<p>14. 食料品製造業</p> <p>15. 飲料製造業</p> <p>16. タバコ製造業</p> <p>17. 繊維製品製造業</p> <p>18. 衣服、衣服アクセサリ及び毛皮製品製造業</p> <p>19. 皮、鞆及び靴製造業</p> <p>20. 木材及び木製品製造業</p> <p>21. パルプ及び紙製品製造業</p> <p>22. 印刷及び記録媒体複製業</p>	<p>38. 公共行政、国防及び社会保障</p> <p>39. 教育サービス業</p> <p>40. 保健業及び社会福祉サービス業</p> <p>41. 芸術、スポーツ及びレジャー関連サービス業</p> <p>42. 協会及び団体、修理及びその他個人サービス業</p> <p>43. 世帯内の雇用活動及び他に分類されない自家消費生産活動</p> <p>44. 国際及び外国機関</p>

# I. 会社の一般事項及び知的財産インフラ

## ● 会社の形態及び規模

1. 企業類型による会社の形態(該当欄に✓チェック、2014年12月基準)

企業類型 1	企業類型 2	企業類型 3
・独立企業 ① ・国内グループ系列会社 ② ・海外グループ系列会社 ③	・大企業 ① ・中堅企業* ② ・一般中小企業** ③ ・ベンチャー企業/ INNO-BIZ 企業 ④	・企業研究所(または R&D ① 専担部署)を保有 ・企業研究所を ② 保有していない

\*中堅企業とは「産業発展法」第10条の2第1項の要件を全て備えた企業である。

\*\*中小企業とは「中小企業基本法」第2条第1項及び同法施行令第3条(中小企業の範囲)による企業である。

2. 従業員数、売上高、輸出額、R&D人材及び費用(該当欄に数字で記入、□2014年または□会計年度基準)

従業員数 (臨時・日雇職を除く)	人		総売上高	億ウォン	
研究開発(R&D) 人材**	全体 人		輸出入 活動の 有無及 び総輸 出入額	輸出活動の有無及び総輸出額	
	男性 人	女性 人		①有る(総輸出額： 億ウォン)	②無い
研究開発(R&D)費***	億ウォン			輸入活動の有無及び総輸入額	
				①有る(総輸出額： 億ウォン)	②無い

\*研究開発人材は研究所及び研究専担部署などに所属され、科学技術、産業技術などの研究開発活動に従事している人材と生産技術人材を意味し、機能職従事者、臨時職や管理職従事者は除く。「研究開発活動調査」に回答した場合、「科学技術研究開発活動調査票」の「研究開発人材」項目のうち「研究員数」を参照して研究開発人材数を記入。

\*\*\*研究開発費は新しい技術、製品を開発したり、既存の知識を活用して新しい方法

を探し出すために行われた調査・研究活動に支出された費用であり、間接費は除く。  
「科学技術研究開発活動調査」に回答した場合は「科学技術研究開発活動調査票」の  
「研究開発費」項目を参照して記入。

### 知的財産\*担当人材

※知的財産とは人間の創造的な活動の産物を総称する用語として、産業財産権(特許、実用新案など)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)及び権利化されていないアイデア、ノウハウなどを全て含む。

※産業財産権とは産業上の利用価値を持つ発明などに関する権利として、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を含む。

※※著作権とは著作者が自分の著作物を独占的に利用したり、それを他人に許諾できる人格的、財産的権利を意味する。

※※※新知的財産権とは経済・社会または文化の変化や科学技術の発展によって新しい分野で出現する知的財産(知識財産基本法第3条の2)で、伝統的な知的財産権の範疇では保護が難しいコンピュータプログラム、遺伝子組み換え動植物、半導体設計、インターネット、キャラクター産業などに関連する権利を意味する。

※特許権とは産業財産権の中で最も高度な技術性を持つもので、基本的に産業上の利用可能性、新規性、進歩性の3つの要件によって登録が可能。

※※実用新案権とは既存の物品を改良して実用性と有用性を高めた考案を出願して付与を受ける権利を意味する。

※※※デザイン権とは産業的物品または製品の独創的かつ装飾的な外見形状を保護するために登録を通じて許容された権利を意味し、技術とは関係なく物品の美的外見を視覚的な観点から把握できるものを意味する。

※※※※商標権とは生産者または商人が商標を特許庁に出願して登録することで登録商標を指定商品に独占的に使用できる権利を意味する。

### 3. 知的財産担当組織\*の存在有無状況(該当欄に✓チェック)

担当組織保有			担当組織なし
独立専担部署	法務組織/研究開発組織内	その他組織内	

①	②	③	④
---	---	---	---

4. 知的財産担当組織総括者の職位(1つだけV表示)

①社員 ②代理 ③課長 ④次長 ⑤部長 ⑥役員 ⑦その他( )

5. 知的財産担当人材\*の数(該当欄に数字で記入、いなければ0と表示)

知的財産専任人材**	人	男性	人
		女性	人
その他部署業務(例:総務、人事、R&D企画)との 兼任人材	人	男性	人
		女性	人

\*知的財産担当組織または人材は知的財産の戦略企画、国内外産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交涉及び技術料管理などの業務を担当する組織及び人材を意味する。

\*\*知的財産専任人材:知的財産関連業務だけを専門的に担当する人材


6. 知的財産担当者(兼任人材を含む)の主要業務(知的財産担当人材を1人以上保有する場合該当欄に✓チェック)

業務内容	人材数				
	ない	1~3人 未満	3~5人 未満	5~10人 未満	10人以上
産業財産権の出願/登録/維持	①	②	③	④	⑤
知的財産関連の紛争/訴訟	①	②	③	④	⑤
ライセンスなど知的財産の活用	①	②	③	④	⑤
知的財産の評価/分析/審査	①	②	③	④	⑤
知的財産戦略の樹立	①	②	③	④	⑤
知的財産関連の教育	①	②	③	④	⑤

7. 知的財産専任人材に対する今後の採用計画(該当欄に✓チェック)

現在保有していない場合	現在保有している場合
-------------	------------

新規採用計画がある	採用計画はない	追加採用計画がある	追加採用計画はない
①	②	③	④

 知的財産担当人材の職務教育

8. 知的財産担当人材に対する職務教育の状況(該当欄に✓チェック)

職務教育を行っている		しない
機関が独自に実施	外部機関を通じて	
①	②	③

9. 知的財産担当人材向け職務教育の必要性(該当欄に✓チェック)

必要ない	←	普通	→	とても必要
①	②	③	④	⑤

10. 知的財産人材向け職務教育の実施を希望する場合、主に取り扱うべき教育内容(該当するものは全て✓チェック)

- ①特許制度      ②特許明細書の作成法      ③特許情報検索      ④特許紛争(訴訟)  
 ⑤特許情報の分析法(特許マップ)      ⑥特許ライセンス(技術事業化)  
 ⑦海外特許出願及び訴訟      ⑧営業秘密保護      ⑨その他(      )

11. 知的財産人材の能力を高めるため政府が最も推進を急ぐべき課題(1つだけ✓チェック)

- ①大学に特許関連教育課程及び学科の開設  
 ②企業を対象とする実務中心教育課程の構成及び教材の開発  
 ③企業の特許教育を担当する専門講師の育成      ④新規知的財産人材の養成  
 ⑤既存人材向けの再教育プログラムの提供  
 ⑥知的財産関連のコンサルティングまたは相談の提供      ⑦その他(      )

12. 知的財産担当者に対する人件費及び教育費、知的財産関連の教育費

(該当欄に数字で記入、□2014年または□会計年度基準)

知的財産担当者に対する人件費※	(百万ウォン)
教育費(知的財産担当者対象)**	(百万ウォン)

知的財産関連の教育費(研究開発者及び従業員対象)***	(百万ウォン)
<p>※他業務と兼職である場合、知的財産関連業務の比重を考慮してお答えください。</p> <p>***知的財産担当者及び担当部署の<u>知的財産専門能力を高めるために行われた対内外教育プログラムへの参加及び知的財産関連専門セミナーの進行など教育と関連する費用を意味する。</u></p> <p>***知的財産の創出、権利化、活用などに関連して企業内部の<u>研究開発者及び従業員の基礎的な知的財産関連素養を涵養するための教育費用を意味する。</u></p>	

### 知的財産サービスの活用状況

※知的財産(IP)サービスとは知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスとして、情報調査・分析、技術移転・取引、翻訳、コンサルティングなどの事業

13. 国内知的財産サービスの活用状況及び分野別支出額(該当欄に✓チェック及び金額を記入)

現在の利用状況 (2014 基準、該当欄 に✓チェック)	分野	説明	支出額(2014年) (ない場合は0記 入)	
利用している	①	IP 情報調査/ 分析	特許 DB、調査分析、特許マップの作成、動向分析など	万ウォン
		技術移転/取引	技術マーケティング、特許等級評価、技術評価など	万ウォン
		IP 翻訳	明細書の翻訳、仕様書の翻訳、翻訳出版など	万ウォン
		IP コンサルティング	IP 経営、IP 戦略コンサルティングなど	万ウォン
		IP インフラ	IP 教育、IP システムの構築など	万ウォン

	その他	IP 法律代理業務	万ウォン
利用していない	利用していない理由(複数回答可能)		
	②	自社の保有人材で充分該当業務を行うことができる	
	③	必要性は認識しているもののどの機関を利用すればいいかわからない	
	④	知的財産サービスにかかる費用が高価である	
	⑤	知的財産サービス提供機関の品質が信頼できない	
	⑥	知的財産サービス提供機関の情報保安が信頼できない	
	⑦	その他( )	

14. (Q13 で①と答えた場合)知的財産サービス提供機関別の利用比重(該当欄に数値を記入)

区分	利用比重
民間知的財産サービス専門企業(弁理士事務所を除く)	%
弁理士事務所	%
韓国特許情報院、韓国発明振興会、韓国知識財産戦略院、技術保証基金など公共機関	%
合計	100%

## II. 特許基盤の知的財産活動

※該当部分の調査項目は「特許に特異的な項目」に対してより明確な現状を把握するためのもので、保有している産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)のうち特に特許を念頭に置いてお答えください。

### 先行特許調査※など特許情報の活用

\*先行特許(技術)調査とは新技術開発などのための研究開発(R&D)活動に先行して開発しようとする技術に対する先行技術または該当技術と同一もしくは類似する特許が存在するかどうかなどを調査することである。機関レベルで行う先行技術調査活動及び研究者レベルで行う先行技術調査活動を全て含む。



15. 特許(技術)情報調査の現状(該当欄に✓チェック及び数字の記入)

実施状況	
行っている(✓チェック及び数字記入後、Q17へ)	① 研究開発企画段階で全体研究開発課題のうち( )%
行っていない(✓チェック後、Q16へ)	②

16. (先行特許調査を行っていない場合)その主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q18へ)


- ①先行特許(技術)調査の実施による費用の負担
- ②先行特許(技術)調査の実施のための専門人材の不足
- ③先行特許(技術)調査の実施に対する認識不足
- ④先行特許(技術)調査活動の実効性不足(技術の寿命周期の短縮などで先行技術調査の実効性減少など)
- ⑤その他(\_\_\_\_\_)

17. (先行特許調査を行っている場合)実施人材(該当するものは全て✓チェック後、Q18へ)

内部人材			外部人材	
知的財産 専担人材	R&D 人材	その他(企画など)人材	弁理士/ 弁理士事務所	専門調査/ 評価機関
①	②	③	④	⑤

18. 特許(技術)情報調査の必要性(該当欄に✓チェック)

必要性				
必要ない	←	中間	→	とても必要
①	②	③	④	⑤

 職務発明補償

※職務発明：従業員(法人の役員を含む)がその職務に関して発明したものが性質上使

用者・法人の業務範囲に属し、その発明をした行為が従業員の現在または過去の職務に属する発明(特許、実用新案、デザイン)

※職務発明補償制度：従業員は職務発明に対して特許などを受けられる権利や特許権などを契約や勤務規定によって使用者・法人に承継させたり、専用実施権を設定した場合は正当な補償を受けられる権利を持つ制度(発明振興法)

19. 職務発明補償制度に対する認識度(該当欄に✓チェック)

区分	全く知らない ← → 非常に詳しい				
	①	②	③	④	⑤
(1)職務発明補償制度に対して	①	②	③	④	⑤
(2)職務発明と個人発明(職務発明以外の発明)の概念に対して	①	②	③	④	⑤
(3)職務発明に対する権利の帰属または承継に対して	①	②	③	④	⑤
(4)補償の算定方法(金銭的・非金銭的)に対して	①	②	③	④	⑤

20. 職務発明補償規定\*の保有・活用状況(該当欄に✓チェック)

保有している(該当欄に✓チェック後、Q22へ)		保有していない (チェック後、Q21へ)
企業独自に 職務発明補償規定を作成・活用	特許庁など関連機関が作成・ 普及した標準化された職務発 明補償規定を保有・活用	
①	②	③

\*職務発明補償規定：使用者・法人が承継した従業員の職務発明に対して正当な補償を定めた契約や勤務規定

21. (職務発明補償規定を保有していない場合)その主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q24へ)

- ①職務発明補償金を支給する必要がない
- ②他職員との衡平性
- ③補償規定がなくても別途のインセンティブが与えられる

- ④ 補償金を支給する場合、企業の負担が大きくなるため
- ⑤ 必要性は認識しているもののどのように導入すればいいかわからない
- ⑥ 使用者の導入意志が全くない                      ⑦ その他(\_\_\_\_\_)

22. 職務発明補償の実施状況と補償金の水準(該当欄に✓チェック後、Q23へ)

\* 出願補償：出願が完了した職務発明を対象に支給する補償

\*\* 登録補償：登録された職務発明を対象に支給する補償

\*\*\* 自社実施補償：職務発明を発明者が属している会社で利用して収益が発生した場合に支給する補償

\*\*\*\* 他社実施補償：職務発明をライセンス契約などを通じて他企業に移転し、技術料収入が発生した場合に支給する補償

\*\*\*\*\* 処分補償：職務発明を売却などを通じて処分して収入が発生した場合に支給する補償

区分	実施状況				金銭的補償を実施する場合、職務発明補償金の水準
	金銭的補償	非金銭的補償(昇進、成果評価反映)	両方補償	実施しない	
発明提案(発明届出)補償	①	②	③	④	万ウォン
出願留保補償	①	②	③	④	万ウォン
国内特許出願補償*	①	②	③	④	万ウォン
国内特許登録補償**	①	②	③	④	万ウォン
海外特許出願補償	①	②	③	④	万ウォン
海外特許登録補償	①	②	③	④	万ウォン
その他産業財産権の国内登録補償	①	②	③	④	万ウォン
その他産業財産権の海外登録補償	①	②	③	④	万ウォン
					一定比率支 固定金額支

					給の場合	給の場合
自社実施補償***	①	②	③	④	収入金の平均____%	万ウォン
他社実施補償****	①	②	③	④	収入金の平均____%	万ウォン
処分補償*****	①	②	③	④	収入金の平均____%	万ウォン


23. 支給された職務発明関連の補償費用\* (□2014年または□会計年度基準、該当欄に数字で記入)

補償の種類	補償費用
(1) 発明届出補償/出願/登録補償	(百万ウォン)
(2) 実施/処分補償	(百万ウォン)

\*職務発明補償費用は貴社が定めた補償制度に基づき発明者と創作者などに支払った補償金である(実施補償、処分補償など)

24. 職務発明補償と関連するあらゆる制度の効果(該当欄に✓チェック)  
(企業レベルや国家レベルで現在の実施状況とは関係なくお答えください。)

関連制度		効果ない ← →とても効果的				
		①	②	③	④	⑤
従業員の職務発明に対する補償実施または補償水準の拡大(企業→発明者)	発明の品質及び件数の増加	①	②	③	④	⑤
	技術流出の防止	①	②	③	④	⑤
職務発明補償制度の実施企業に対する税金の減免(政府→企業)	発明の品質及び件数の増加	①	②	③	④	⑤
	技術流出の防止	①	②	③	④	⑤
職務発明補償金に対する所得税の非課税(政府→発明者)	発明の品質及び件数の増加	①	②	③	④	⑤
	技術流出の防止	①	②	③	④	⑤

 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力

25. 最近3年間(2012～2014年)技術取引、技術マーケティングのために大学・公共研究機関 TLO や民間技術取引機関などに業務を依頼したり、業務協約を締結しているかどうかに関して(該当欄に✓チェック)

	業務協約を締結	業務を依頼	依頼しない
(1) 大学・公共研究機関 TLO、産学協力団	①	②	③
(2) 地域技術移転センター、技術取引所など 国内公共機関	①	②	③
(3) 国内民間技術仲介、技術マーケティング会社	①	②	③
(4) 海外機関または民間会社	①	②	③

26. (技術取引機関などに業務を依頼した場合)主な費用支給方法(該当欄に✓チェック)

- ① 調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(定額)
- ② 調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(技術移転収益などによる定率)
- ③ 成功報酬(定額)    ④ 成功報酬(技術移転収益などによる定率)    ⑤ その他

27. 技術取引システムの活用度(該当欄に✓チェック)

	活用しない	活用度				
		低い	← 中間 →	高い		
(1) IP-mart(インターネット特許技術広場)、NTB など国内オンライン取引システム/DB	①	②	③	④	⑤	
(2) 特許技術移転説明会など国内オフライン取引システム	①	②	③	④	⑤	
(3) yet2.com など海外オンライン取引システム/DB	①	②	③	④	⑤	
(4) 海外オフライン取引システム	①	②	③	④	⑤	



権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)、ノウハウなどを全て含む。

32. 外部からの知的財産導入方法による実績(該当欄に数字で記入)

※導入した回数ではなく、導入した産業財産権やノウハウの総件数でご記入ください。

□2014年または□会計年度基準		国内から	海外から
外部から導入した知的財産件数*		件 (このうち特許件数)	件 (このうち特許件数)
→ 実施許諾(licensing-in)を通じて導入		件	件
→ 購買/譲受を通じて導入		件	件
クロスライセンス、特許プール(patent pool)を通じて相互実施または共有形態で導入		件	件

33. 外部からの知的財産導入経路による実績(該当欄に✓チェック)

(1)~(7)の機関から最近3年間(2012~2014年)の知的財産導入経験		ない	件数				
			1件	2~3件	4~5件	6~9件	10件以上
国内	(1)グループ系列会社	○	①	②	③	④	⑤
	(2)需要(納品)/供給(下請)企業	○	①	②	③	④	⑤
	(3)その他企業	○	①	②	③	④	⑤
	(4)大学	○	①	②	③	④	⑤
	(5)出捐(研)など公共研究機関	○	①	②	③	④	⑤
海外	(6)企業	○	①	②	③	④	⑤
	(7)大学及び研究所	○	①	②	③	④	⑤

34. 外部から知的財産を導入するための投資に対する今後の計画(該当欄に✓チェック、①または②チェックの場合 Q36へ、③チェックの場合 Q35へ)

①現在の水準より縮小                      ②現在の水準を維持                      ③現在の水準より拡大

35. (Q34 で③を選択した場合)知的財産導入に向けた投資の拡大方向(該当するものは全て✓チェック)

国内		海外	
企業	大学及び研究機関	企業	大学及び研究機関
①	②	③	④

### 知的財産活用の方向と戦略

36. 保有している知的財産権<sup>\*</sup>に対する実査<sup>\*\*</sup>(評価)の実施状況(該当欄に✓チェック及び数字記入)

実施状況	
実施している (✓チェック及び数字記入後、Q38へ)	① 保有している全体知的財産権のうち____%
実施していない(✓チェック後、Q37へ)	②

※知的財産権とは産業財産権(特許、実用新案など)の他に著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)を総称

※※保有知的財産権に対する実査とは特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産権の価値を把握することを意味する。

37. (実査を実施していない場合)その主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q39へ)

- ①知的財産権実査の実施による費用の負担
- ②知的財産権実査を実施するための専門人材の不足
- ③知的財産権実査の実施に対する認識不足
- ④知的財産権実査を行うには累積された知的財産権数が少ないため行っていない
- ⑤実査(評価)活動の実効性不足(実査結果の活用度が低い)
- ⑥その他(\_\_\_\_\_)

38. (実査を実施している場合)実施人材(該当する全てのものに✓チェック後、Q39へ)





④保安上の問題で取引の推進が難しい ⑤その他( )

42. 保有している登録産業財産権の活用状況(回答時点を基準に該当欄に数字で記入)

	特許権 <sup>*</sup>	実用新案権	デザイン権 <sup>*</sup>	商標権 <sup>*</sup>
権利保有件数 <sup>**</sup> (A+B)	件	件	件	件
活用件数(A)	件	件	件	件
→ 自社実施	件	件	件	件
他社実施 + 自社実施	件	件	件	件
→ 他社実施	件	件	件	件
現物出資	件	件	件	件
防御的な目的で保有/活用	件	件		
未活用件数(B)	件	件		
	(登録5年未 満) 件	(登録5年未 満) 件		
→ 他機関に移転可能 <sup>***</sup>	件	件		
	(登録5年未 満) 件	(登録5年未 満) 件		

※特許権、デザイン権、商標権は「登録された」特許権、デザイン権、商標権を対象とする。

※※現在(回答時点)を基準に登録され(取消、無効、放棄などで権利が消滅せず)権利が活着している総件数を記入する。

※※※他機関に移転可能：ライセンス契約などを通じて移転することに問題がない産業財産権で、事業化可能性や経済的な価値が著しく落ちるため他機関への移転が不可能と判断される産業財産権は除く。

43. 保有している出願及び登録産業財産権を活用した R&D 受注及び各種認証獲得の状況(該当欄に全て  チェック、 2014 年または  会計年度基準)

※産業財産権は各種 R&D 事業及び主要認証を獲得する上で基盤となる根拠になり得る

ため、本質問では貴社が国家及び民間 R&D 事業を受注する際(提案書の作成など)、各種認証獲得のための申請の際に出願及び登録産業財産権を活用した事例を全て含む。

※NET(New Excellent Technology)認証とは技術標準院及び韓国産業技術振興協会が運営主体であり、新技術を早期に発掘して優秀性を認証することで、新技術の商用化及び取引を促進するとともに初期市場進出基盤作りを目的として設立された認証制度


※※NEP(New Excellent Product)認証とは技術標準院が運営主体であり、国内で初めて開発された技術またはこれに準ずる代替技術を適用した製品を認証することで製品の初期販路の開拓を支援し、技術開発を促進することを目的に設立された制度

※※※世界一流商品認証とは産業資源通商部が運営主体であり、大韓民国国籍企業が生産する製品として一定の条件を満たせる商品のうち、産業資源通商部長官が「現在世界一流商品」または「次世代世界一流商品」として選定した商品を意味する。

(1) 産業財産権 を活用した R&D 受注の状況	R&D 受注のために産業財産権を活用した経験がある				活用経験無し
	政府 R&D に活用		民間 R&D に活用		
	①		②		③
(2) 産業財産権 を活用した主 要認証獲得の 状況	主要認証獲得のために産業財産権を活用した経験がある				活用経験無し
	NET 認証 獲得	NEP 認証 獲得	世界一流商 品認証獲得	その他 認証獲得	
	①	②	③	④ ( )	⑤

44. 産業財産権を活用しなかった主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成)

- ①(自社実施)産業財産権の活用に必要な資本など生産要素の不足
- ②(自社実施、他社実施)活用するためには該当産業財産権の他に後続研究開発を通じた関連産業財産権の獲得が必要であるが、該当後続活動が不十分
- ③(他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関の発掘が難しい
- ④(他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関との交渉が難しい
- ⑤既存産業財産権との利用・抵触関係によって紛争の恐れがあるため、活用不可
- ⑥その他(\_\_\_\_\_)

 政府の政策支援及びその必要性

45. 国内企業の効果的な知的財産創出に向けた政策支援の必要性

	政府政策の必要性				
	低い	←	中間	→	高い
(1)職務発明補償制度の実施企業に対する税制メリットの付与、関連規定の整備などを通じて企業が職務発明補償制度を導入したり、補償水準が拡大できるように支援	①	②	③	④	⑤
(2)特許情報活用拡散事業の拡大などを通じて深みのある先行特許調査と特許情報活用を支援	①	②	③	④	⑤
(3)中小企業特許コンサルティング事業の拡大などを通じて中小企業の知的財産権創出活動を支援	①	②	③	④	⑤
(4)多様な技術分野に対する特許マップ (patent map)の構築支援	①	②	③	④	⑤
(5)研究者などを対象とする知的財産権関連教育の支援(例：教育プログラムの開発及び普及、教育関連費用の支援など)	①	②	③	④	⑤
(6)その他( )	①	②	③	④	⑤

46. 国内企業の効果的な知的財産活用のための政策支援

	政府政策の必要性				
	低い	←	中間	→	高い
(1)新技術製品の販路支援及びマーケティング活動支援	①	②	③	④	⑤
(2)偽造品及び模倣品の取締り強化	①	②	③	④	⑤
(3)新技術事業化のための中小/ベンチャー創業支援	①	②	③	④	⑤
(4)特許技術取引、流通システムの改善	①	②	③	④	⑤
(5)優秀技術の輸出支援	①	②	③	④	⑤

(6) 地域知的財産センターなどを通じた出願から事業化までの特許総合コンサルティング支援 (one-stop service)	①	②	③	④	⑤
(7) その他 ( )	①	②	③	④	⑤

#### IV. 知的財産保護活動

##### ● 知的財産保護の方向と戦略

47. 産業財産権の出願などに先行して社内予備評価<sup>※</sup>を実施しているかどうか。(該当欄に✓チェック及び数字で記入)

実施状況	
実施している (✓チェック及び数字記入後、Q49へ)	① 全体届出發明のうち _____ %
実施していない(✓チェック後、Q48へ)	②

※「予備評価」とは提出された発明届出書に対して職務発明委員会などを通じて発明の評価、承継の可否、出願の可否、審査請求の可否などを決定することを意味する。

48. (予備評価を実施していない場合)その主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q50へ)

- ① 予備評価の実施による費用の負担
- ② 予備評価を実施するための専門人材の不足
- ③ 予備評価の実施に対する認識不足
- ④ 予備評価活動の実効性不足(予備評価のスクリーニング機能などが満足に働かない)
- ⑤ その他(\_\_\_\_\_)

49. (予備評価を実施している場合)遂行人材(該当するもの全てに✓チェック後、Q50へ)

内部人材			外部人材	
知的財産専門	R&D 人材	その他(知的財産審	弁理士/	専門調査/

担当人材		議委員会など)人材	弁理士事務所	評価機関
①	②	③	④	⑤

50. 予備評価実施の必要性(該当欄に✓チェック)

必要性				
必要ない	←	中間	→	とても必要
①	②	③	④	⑤

51. (模倣者などから)研究開発活動の成果を保護するために活用する戦略(該当欄に✓チェック)

	活用 しない	活用度				
		低い	← 中間	→	高い	
(1)特許など産業財産権の出願/登録	①	②	③	④	⑤	
(2)営業秘密及びノウハウとして維持	①	②	③	④	⑤	
(3)競合社より先に市場を先占	①	②	③	④	⑤	
(4)複雑な設計方法を採用	①	②	③	④	⑤	

52. 発明届出(Invention disclosure)件数対比特許など産業財産権の出願比率

<input type="checkbox"/> 2014年または <input type="checkbox"/> 会計年度基準	比率
発明届出(Invention disclosure)件数=100とする場合、	100((1)+(2)+(3)+(4))%
(1)産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを進行	%
(2)(営業秘密として維持など)非公式的な権利保護手続きを進行	%
(3)(経済性、技術性不足などの理由で)出願を留保または放棄する	%
(4)その他:	%

 知的財産の管理及び保護に関する認識度

53. 現在国内の知的財産保護水準\*に対する意見(該当欄に✓チェック)

大幅な 弱化が必要	漸進的な 弱化が必要	現在の水準が 適正	漸進的な 強化が必要	大幅な 強化が必要
①	②	③	④	⑤

※知的財産保護水準は特許制度のように知的財産に権利を付与するシステムの効率性と知的財産権が他人によって侵害を受けた時に対抗できる行政的、司法的措置が如何に整えられているのかを意味する。

54. 産業財産権の海外出願/登録の実績(該当欄に数字で記入)

		特許権の 海外出願/登録	デザイン権の 海外出願/登録	商標権の 海外出願/登録	
2014年 実績	(個別国家)出願件数*	(件)	(件)	(件)	
	→	米国など北米地域	(件)	(件)	(件)
		日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
		ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
		その他の地域	(件)	(件)	(件)
	PCT出願**		(件)		
2014年 実績	登録件数*		(件)	(件)	(件)
	→	米国など北米地域	(件)	(件)	(件)
		日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
		ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
		その他の地域	(件)	(件)	(件)

\*同じ産業財産権を複数の国家に個別に出願または登録した場合にはこれを全て合算してご記入ください。例えば、A という特許を米国、日本、ドイツに出願した場合、出願件数は1ではなく3でご記入ください。

\*\*但し、PCT出願の場合は出願書に記載されている指定国の数に関係なく、1件としてご記入ください。

 産業財産権出願の今後の計画

55. 2014年産業財産権の予想国内出願件数(該当欄に数字で記入及び✓チェック)

		国内特許	国内実用新案	国内デザイン	国内商標
2015年	出願/予想出願件数	(件)	(件)	(件)	(件)
2016年 以後	縮小	①	①	①	①
	維持	②	②	②	②
	拡大	③	③	③	③

56. 貴社の産業財産権国内出願の増減に影響を及ぼす要因(該当欄に✓チェック)

主要産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因		重要度				
		低い ← 中間 → 高い				
企業内部的 な要因	①研究開発投資の増減による研究成果の変化	①	②	③	④	⑤
	②企業の事業戦略の変化(事業分野の多角化または事業構造調整など)	①	②	③	④	⑤
	③企業の産業財産権戦略の変化(量または品質中心の産業財産出願戦略、維持費用対比収益性戦略の変化など)	①	②	③	④	⑤
外部環境的 な要因	④市場及び技術競争環境の変化(市場の拡大または縮小、新技術または新市場の出現など)	①	②	③	④	⑤
	⑤国内及び世界景気の変動(国内総生産の増減、物価及び為替の変化、世界金融危機など)	①	②	③	④	⑤
	⑥産業財産権出願環境の改善及び支援制度の強化(出願手数料の減免、手続きの簡素化、産業財産権創出支援制度など)	①	②	③	④	⑤

57. 出願・審査・維持費用(□2014年または□会計年度基準、弁理士費用を含む)

		国内出願	海外出願 (PCT出願を含む)
出願・審査費用*		(百万ウォン)	(百万ウォン)
→	特許/実用新案権の出願・審査費用	%	%



	維持費用**	(百万ウォン)	(百万ウォン)
→	特許/実用新案権の維持費用	%	%

\*出願・審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判（特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分不服して請求する審判）にかかった費用などを含めた金額である。

\*\*維持費用は産業財産権の登録と権利維持にかかる金額であり、登録料と維持年金を含めた金額である。

### 営業秘密管理及び技術流出防止管理の状況

58. 営業秘密管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守状況

- ① 営業秘密管理指針及び技術流出防止指針があり、これを遵守している。
- ② 営業秘密管理指針及び技術流出防止指針はあるが、これに対する認識度が低い。
- ③ 関連指針がない。

59. 営業秘密管理及び技術流出防止のための人材管理の状況（該当欄に✓チェック）

	している	しない
(1) 内部者に対する秘密保護誓約書の締結	①	②
(2) 定期的な関連教育の実施	①	②
(3) 転職禁止約定などの競業禁止の義務付け	①	②
(4) 外部者（取引先）に対する保安誓約書の作成など保護義務の明確化	①	②

60. 営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理の状況（該当欄に✓チェック）

	している	しない
(1) 外部者に対する出入統制	①	②
(2) アクセス権限の付与など内部者に対するアクセス管理	①	②
(3) 文書のレベル指定（秘密、対外秘など）	①	②
(4) 電子文書の管理（USB、外部メール、シャットアウトなど）	①	②
(5) 非電子文書の管理（印刷、搬出、廃棄など）	①	②

61. 国内企業の効果的な知的財産保護のための政策支援

	政府政策の必要性				
	低い	← 中間	→	高い	
(1) 産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免	①	②	③	④	⑤
(2) 海外出願関連の情報を提供	①	②	③	④	⑤
(3) 知的財産権侵害に対する強力な処罰基準の制定	①	②	③	④	⑤
(4) 知的財産権侵害に対するコンサルティング支援と共同取締り	①	②	③	④	⑤
(5) その他( )	①	②	③	④	⑤

V. 知的財産侵害及び紛争

知的財産権侵害の被害\*規模及び内容

※知的財産権侵害の被害：貴社の知的財産権を侵害した製品・サービスが国内・外で製造・販売されることで該当知的財産を保有する貴社の利益に直間接的な被害を受けたことを意味する。

62. 知的財産権侵害製品からの類型別被害件数(2014年基準)(なければ「0」記入後、Q74へ)

権利類型		侵害製品の販売/流通地域					
		国内	米国	中国	日本	ヨーロッパ	その他
産業 財産権	(1) 特許	件	件	件	件	件	件
	(2) 実用新案	件	件	件	件	件	件
	(3) 商標	件	件	件	件	件	件
	(4) デザイン(意匠)	件	件	件	件	件	件
新知的 財産権	(5) 半導体配置設計	件	件	件	件	件	件
	(6) 地理的表示	件	件	件	件	件	件
	(7) 営業秘密	件	件	件	件	件	件

	(8)その他	件	件	件	件	件	件
--	--------	---	---	---	---	---	---

63. (被害件数が1件以上の場合)具体的な侵害内容及び発見経路(複数回答)

NO.	(1)権利 類型(下 記の例を 参照)	(2)侵害 製品の製 造者 (下記の 例を参 照)	(3)侵害 製品の製 造地域 (下記の 例を参 照)	(4)侵害 製品の流 通地域 (下記の 例を参 照)	(5)侵害 製品の流 通類型 (下記の 例を参 照)	(6)侵害 製品の発 見経路 (下記の 例を参 照)	侵害によ る輸出被 害発生の 経験有り ※	侵害によ る輸入被 害発生の 経験有り ※※
例示	①特許権	②国内企 業	①国内	①国内 ④日本	①オンラ イン流通	③市場調 査を通じ て	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
1							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- (1) 権利類型の例：①特許権 ②実用新案権 ③商標権 ④デザイン(意匠)権  
⑤半導体配置設計権 ⑥地理的表示権 ⑦営業秘密 ⑧その他
- (2) 侵害製品の製造者の例：①海外企業(または海外企業の国内法人)  
②国内企業(または国内企業の海外法人) ③個人 ④その他
- (3) 侵害製品の製造地域の例：①国内 ②米国 ③中国 ④日本 ⑤ヨーロッパ ⑥その他
- (4) 侵害製品の販売/流通地域の例：①国内 ②米国 ③中国 ④日本 ⑤ヨーロッパ  
⑥その他
- (5) 侵害製品の流通類型の例：①オンライン流通(ネットショッピング/ホームショッピングなど) ②オフライン流通(代理店/市場など)
- (6) 侵害製品の発見経路の例：①国内外の営業店を通じて ②博覧会/展示会を通じて  
③市場調査やネットを通じて ④税関、警察の摘発などを通じて ⑤その他

※侵害による輸出入被害発生状況：該当侵害発生内容が貴社の輸出入活動と関連があるかどうかを聞く質問です。侵害発生によって貴社の輸出入活動に被害が発生した場合、該当欄に✓チェックしてください。

64. 貴社の場合、知的財産権侵害の被害が発生した主な原因は何ですか。(複数回答)

- ①ノウハウを持つ人材移動による核心技術の流出
- ②協力会社の契約違反による技術流出
- ③製品の認知度向上による模倣品の流通
- ④保護を受けられる法・制度の不備
- ⑤DRM など技術的な保護措置などの普及支援の不備及び経済的な負担
- ⑥偏頗的な法制度の適用
- ⑦侵害に対する消極的な対応及び知的財産権の保護・管理不足
- ⑧現在の法制度に対する情報不足
- ⑨その他( )

65. 貴社が保有する知的財産権を侵害した製品が製造・販売されたことで受けた被害の規模(2014年)(該当する内容がない場合は件数に「0」と記入)

種類	被害金額の合計(範囲、億ウォン)	件	被害金額
----	------------------	---	------



(3) 中国	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	①
(4) 日本	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	①
(5) ヨーロッパ	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	①
(6) その他地域	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	①

67. 知的財産権侵害による被害が発生した時、効果的に対応するために行う活動（侵害類型別に該当する項目に優先順位によって1から3まで番号を記載）

		行政機関に 取締り及び 調査を要請	民・刑事訴訟な ど司法的な救済 手続きを申請	警告書の 送付など 独自処理	対応 しな い	該当 経験 なし
侵害 類 型	(1) 国内製造・国内販売など 国内流通段階の被害の時	順位	順位	順位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 海外製造・国内輸入販売 による被害の時	順位	順位	順位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 国内製造・海外輸出販売 による被害の時	順位	順位	順位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 海外製造・海外輸出販売 による被害の時	順位	順位	順位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※侵害類型(4)と回答した場合、行政機関及び司法的救済申請は該当地域(国家)の行政機関及び司法機関を利用した場合に該当する。

68. (行政機関に取締り及び調査要請の経験があると答えた場合)依頼した行政機関(複数回答可能)

- ①貿易委員会    ②特許庁    ③関税庁    ④警察庁    ⑤その他(            )

69. 知的財産権侵害被害への対応費用(該当しない場合は「0」と記入)

被侵害への対応費用(紛争費用)	2014年
-----------------	-------

知的財産権侵害被害への対応費用	件数	費用合計(百万ウォン)
☞ 警告書の送付から侵害訴訟完了時までかかった費用基準(損害賠償額または示談金額を除く)		

70. (既に終結した紛争件に対して)知的財産権侵害に対応して行政的措置または司法的措置を取った場合、スタートから終結までの平均所要機関(該当しない場合「該当なし」に✓チェック)

平均所要機関						
6か月未満	6か月～1年未満	1年～1年6か月未満	1年6か月～2年	2年～3年	3年以上	該当なし
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

71. 知的財産権紛争に対応する際、法律的な諮問(審判・訴訟の際の代理を含む)における内・外部専門家の活用状況(複数回答可能)

専門家の活用状況						
内部専門家を活用している			外部専門家を活用している			法律専門家の諮問なく独自に対応
社内弁護士	社内弁理士	その他	外部弁護士	外部弁理士	その他	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

72. (対応活動を行わなかったと答えた場合)その理由(其々の対応活動(1)、(2)、(3)に対して③チェックの場合 Q73 へ、①、②、④チェックの場合 Q74 へ)

対応活動	対応しなかった理由
(1)行政機関に知的財産権侵害製品に対する取締り及び侵害事実に対する調査を要請	①申請手続きや活用方法が分からない ②人材と予算が不足 ③知的財産侵害への対応効果が少ない(チェック後 Q73 へ) ④必要ない





(2) 米国	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	①
(3) 中国	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	①
(4) 日本	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	①
(5) ヨーロッパ	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	①
(6) その他	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	①

75. (Q74 で権利侵害の警告を受けたり、提訴された経験がある場合)権利侵害を提起した主体

- ①該当特許と関連のある業界に従事する、もしくは該当特許関連製品を生産する機関または個人
- ②該当特許と関連のある業界に従事せず、また該当特許関連製品を生産していない機関(NPE)または個人
- ③その他(\_\_\_\_\_)

**知的財産権紛争の対応結果**

76. 知的財産権紛争に対応した結果、実際取られた措置(複数回答可能)

- ①侵害製品の生産中止      ②損害賠償額の支給/受取      ③示談金の支給/受取後の和解
- ④ライセンスの締結      ⑤その他(\_\_\_\_\_)      ⑥該当なし(チェック後 Q80 へ)

77. (知的財産権の侵害に対応した場合)損害賠償額または示談金(2014 年基準、該当しない場合は件数に「0」と記入)

種類	被害金額の合計(範囲、億ウォン)							件数	被害金額の合計(金額、億ウォン)
	1 億ウォン未満	1～5 億ウォン未満	5～10 億ウォン未満	10～15 億ウォン未満	15～20 億ウォン未満	20～30 億ウォン未満	30 億ウォン以上		
損害賠償額または示談金*	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	件	億ウォン

\*損害賠償額または示談金：民事訴訟を通じて損害賠償額が認められたり、当事者間

の示談が成立した場合

78. 知的財産権紛争の対応結果に対する満足度

紛争対応の結果に対する満足度				
低い	←	中間	→	高い
①	②	③	④	⑤

 知的財産権紛争関連の問題及び必要な政府政策

79. 知的財産権の侵害または被侵害による紛争が発生した時の問題

	問題の程度				
	低い	←	中間	→	高い
(1) 知的財産権の法規など関連事項に対する情報不足	①	②	③	④	⑤
(2) 内部人材の専門性不足による関連知識の習得が難しい	①	②	③	④	⑤
(3) 紛争対応関連の政府支援政策の不足または関連情報の不足	①	②	③	④	⑤
(4) 紛争に対応するための法律代理人選定が難しい	①	②	③	④	⑤
(5) 紛争対応の際、過剰な時間と費用がかかる	①	②	③	④	⑤
(6) 知的財産保護のための行政的・司法的救済手続きの不備					
(7) その他( )	①	②	③	④	⑤

80. 知的財産権侵害に対応するために必要な政府政策

	政府政策の必要性及び緊急度				
	低い	←	中間	→	高い
(1) 実効性のある行政的・司法的処罰措置の強化	①	②	③	④	⑤
(2) 迅速な権利救済のために国境措置対象の知的財産権範囲(特許、デザイン権)を拡大、侵害物品国内流入のシャ	①	②	③	④	⑤

ットアウト					
(3) 知的財産権の保護及び対応活動のための情報提供活動の強化	①	②	③	④	⑤
(4) 行政機関の知的財産権侵害製品の取締権限の強化	①	②	③	④	⑤
(5) 知的財産権侵害製品などに対する通報褒賞金額の増額	①	②	③	④	⑤
(6) 知的財産権侵害対応のための訴訟などの費用支援	①	②	③	④	⑤
(7) 侵害及び知的財産権の有効性判断機関の一元化(例：特許裁判所)	①	②	③	④	⑤
(8) その他( )	①	②	③	④	⑤

アンケート調査に最後までご協力頂き、ありがとうございます。

< 付録3 > 知的財産活動調査票(大学及び公  
共研究機関用)



実施機関：特許庁、

貿易委員会

承認番号：第 13802 号

# 知的財産活動調査票

－ 大学、公共研究機関用 －

2015

特許庁

貿易委員会

韓国知識財産研究院

# 知的財産活動調査票(大学及び公共研究機関用)

ID 

--	--	--	--

## < 調査概要 >

本調査は韓国企業及び大学・公共(研)の知的財産活動状況を把握することで競争力強化に役立つ課題を発掘し、これを知的財産政策の樹立に反映することで企業及び大学・公共(研)の効果的な知的財産活動を支援するために特許庁、貿易委員会と韓国知識財産研究院が共同で行っております。

本調査は統計庁の承認統計として、この調査票に記載された内容は統計法第 33 条によって秘密が保護され、本調査の要約結果は今後ご回答頂いた企業及び公共研究機関のご担当の方に e-mail で送付致します。本調査にご協力いただき、ありがとうございます。

## < お問合せ >

韓国知識財産研究院 (KIIP)

(株)コリアデータネットワーク (KDN) 電話番号 : 02-2183-9159

## < 送付方法 >

調査票の送付手段はメール、FAX、郵便いずれも可能で、書類様式は韓国知識財産研究院のホームページ (<http://www.kiip.re.kr>) からダウンロードすることができます。

## < 送り先 >

135-914 ソウル市江南区駅三洞 667-14KDN ビル チェ・キュヒョック 研究員

FAX : 02-548-5144、02-512-0777 E-mail : [kdn21@kdn21.co.kr](mailto:kdn21@kdn21.co.kr)

機関名		機関所在地 (市/郡単位)	
回答者名前		部署/職位	
回答者連絡先		回答者 E-mail	

## I. 機関の一般事項及び知的財産インフラ

### 機関の研究開発規模

1. 研究開発人材\* (該当欄に数字で記入。2014 年基準)

研究開発 (R&D) 人材
---------------

全体	男性	女性
人	人	人

※ 研究開発人材は学士号以上の学位所持者または同等以上の専門知識を備えている人で、科学技術、産業技術などの研究開発活動に従事している人材を意味し、機能職従事者、臨時職、管理職従事者は除く。

※ 「研究開発活動調査」に回答した場合は「科学技術研究開発活動調査票」の「研究開発人材」項目のうち「研究員数」を参照して研究開発人材数を記入。

## 2. 研究開発費\* (該当欄に数字で記入。2014年基準)

研究開発(R&D)費(共通)	政府からの研究開発費	億ウォン
	企業からの研究開発費	億ウォン
	自己負担の研究開発費	億ウォン

※ 研究開発費は新しい技術、製品を開発したり、既存の知識を活用して新しい方法を探し出すために行われた調査・研究活動に支出された費用として間接費は除く。

「科学技術研究開発活動調査」に回答した場合は「科学技術研究開発活動調査票」の「研究開発費」項目を参照して記入。

## 知的財産\*担当人材

※ 知的財産とは人間の創造的な活動の産物を総称する用語として、産業財産権(特許、実用新案など)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)及び権利化されていないアイデア、ノウハウなどを全て含む。

※ 産業財産権とは産業上の利用価値を持つ発明などに関する権利として、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を含む。

※※ 著作権とは著作者が自分の著作物を独占的に利用したり、これを他人に許諾できる人格的、財産的権利を意味する。

※※※ 新知的財産権とは経済・社会または文化の変化や科学技術の発展によって新しい分野で出現する知的財産(知識財産基本法第3条の2)で、伝統的な知的財産権の範疇では保護が難しいコンピュータプログラム、遺伝子組み換え動植物、半導体設計、インターネット、キャラクター産業などに関連する権利を意味する。

※特許権とは産業財産権の中で最も高度な技術性を持つもので、基本的に産業上の利用可能性、新規性、進歩性の3つの要件によって登録が可能。

※※実用新案権とは既存の物品を改良して実用性と有用性を高めた考案を出願して付与を受ける権利を意味する。

※※※デザイン権とは産業的物品または製品の独創的かつ装飾的な外見形状を保護するために登録を通じて許容された権利を意味し、技術とは関係なく物品の美的外見を視覚的な観点から把握できるものを意味する。

※※※※商標権とは生産者または商人が商標を特許庁に出願して登録することで登録商標を指定商品に独占的に使用できる権利を意味する。

3. 知的財産担当組織\*の保有状況(該当欄に✓チェック)

担当組織の保有状況		担当組織なし
一般行政組織内	R&D 企画・管理組織や産学協力団内	
①	②	③

4. 知的財産担当人材\*の数(該当欄に数字で記入)

知的財産専門担当人材**	人	男性	人
		女性	人
その他部署業務(例:総務、人事、R&D 企画)との兼任人材	人	男性	人
		女性	人

※知的財産担当組織または人材は知的財産の戦略企画、国内外産業財産権の出願及び登録、維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織及び人材を意味する。

※※知的財産専担人材:知的財産関連業務だけを専門的に担当する人材

5. 知的財産担当者(兼任人材を含む)の主要業務(知的財産担当人材を1人以上保有する場合該当欄に✓チェック)

人材数	ない	1~3人	3~5人	5~10人	10人以上
-----	----	------	------	-------	-------



業務内容		未満	未満	未満	
産業財産権の出願/登録/維持	①	②	③	④	⑤
知的財産関連の紛争/訴訟	①	②	③	④	⑤
ライセンスなど知的財産の活用	①	②	③	④	⑤
知的財産の評価/分析/審査	①	②	③	④	⑤
知的財産戦略の樹立	①	②	③	④	⑤
知的財産関連の教育	①	②	③	④	⑤

6. 知的財産専担人材に対する今後の採用計画(該当欄に✓チェック)

現在保有していない場合		現在保有している場合	
新規採用計画がある	採用計画はない	追加採用計画がある	追加採用計画はない
①	②	③	④

### 知的財産担当人材の職務教育

7. 知的財産担当人材に対する職務教育の状況(該当欄に✓チェック)

職務教育を行っている		しない
機関が独自に実施	外部機関を通じて	
①	②	③

8. 知的財産担当人材向け職務教育の必要性(該当欄に✓チェック)

必要ない	←	普通	→	とても必要
①	②	③	④	⑤

9. 知的財産人材向け職務教育の実施を希望する場合、主に取り扱うべき教育内容(該当するものは全て✓チェック)

- ①特許制度            ②特許明細書の作成法            ③特許情報検索            ④特許紛争(訴訟)  
 ⑤特許情報の分析法(特許マップ)            ⑥特許ライセンス(技術事業化)  
 ⑦海外特許出願及び訴訟            ⑧営業秘密保護            ⑨その他(            )

10. 知的財産人材の能力を高めるため政府が最も推進を急ぐべき課題(1つだけ✓チェック)

- ①大学に特許関連教育課程及び学科の開設
- ②企業を対象とする実務中心教育課程の構成及び教材の開発
- ③企業の特許教育を担当する専門講師の育成
- ④新規知的財産人材の養成
- ⑤既存人材のための再教育プログラムの提供
- ⑥知的財産関連のコンサルティングまたは相談の提供
- ⑦その他( )

11. 知的財産担当者に対する人件費及び教育費(2014年基準)

知的財産担当者に対する人件費*	(百万ウォン)
教育費(知的財産担当者対象)**	(百万ウォン)
知的財産関連の教育費(研究開発者など構成員対象)***	(百万ウォン)

\*他業務と兼職である場合、知的財産関連業務の比重を考慮してお答えください。

\*\*知的財産担当者及び担当部署の知的財産専門能力を高めるために行われた対内外教育プログラムへの参加及び知的財産関連専門セミナーの進行など教育と関連する費用を意味する。

\*\*\*知的財産の創出、権利化、活用などに関連して企業内部の研究開発者及び従業員の基礎的な知的財産関連素養を涵養するための教育費用を意味する。

### 知的財産サービスの活用状況

※知的財産(IP)サービスとは知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスとして、情報調査・分析、技術移転・取引、翻訳、コンサルティングなどの事業

12. 国内知的財産サービスの活用状況及び分野別支出額(該当欄に✓チェック及び金額を記入)

現在の利用状況 (2014基準、該当欄 に✓チェック)		分野	説明	支出額(2014年) (ない場合0)
利用している	①	IP情報調査/ 分析	特許DB、調査分析、特 許マップの作成、動向	万ウォン

		分析など	
	技術移転/取引	技術マーケティング、 特許等級評価、技術評価など	万ウォン
	IP 翻訳	明細書の翻訳、仕様書の翻訳、翻訳出版など	万ウォン
	IP コンサルティング	IP 経営、IP 戦略コンサルティング	万ウォン
	IP インフラ	IP 教育、IP システムの構築など	万ウォン
	その他	IP 法律代理業務	万ウォン
利用していない	利用していない理由(複数回答可能)		
	②	自社の保有人材で充分該当業務を行うことができる	
	③	必要性は認識しているもののどの機関を利用すればいいかわからない	
	④	知的財産サービスにかかる費用が高価である	
	⑤	知的財産サービス提供機関の品質が信頼できない	
	⑥	知的財産サービス提供機関の情報保安が信頼できない	
	⑦	その他( )	

13. 知的財産サービス提供機関別の利用比重(該当欄に数値を記入)

区分	利用比重
民間知的財産サービス専門企業(弁理士事務所を除く)	%
弁理士事務所	%
韓国特許情報院、韓国発明振興会、韓国知識財産戦略院、技術保証基金など公共機関	%
合計	100%

## ● 総合的な知的財産管理システム

14. 総合的な知的財産管理システムの構築または活用状況(該当欄に✓チェック)

- ①特許など出願/登録過程と目録などが管理されている(発明届出から出願、中間事件、登録、維持、放棄などに関連する行政手続きと特許費用、関連情報などの管理システムを保有)
- ②特許などの出願/登録過程と目録などが業績評価など人事管理、研究課題管理システム、技術移転システムと連動して総合的に管理されている。
- ③知的財産管理システムが構築されていない(→③にチェックした場合 Q16 へ)

15. (知的財産管理システムを構築または活用している場合)構築方法と所要費用(2014年基準)

構築方法	構築費用または賃借費用 (年間維持費用を含む)					
	500万 ウォン 未満	1000万 ウォン 未満	3000万 ウォン 未満	5000万 ウォン 未満	1億 ウォン 未満	1億 ウォン 以上
①機関固有の管理システムを構築	①	②	③	④	⑤	⑥
②外部の管理システムを賃借して活用	①	②	③	④	⑤	⑥

## ● (大学の場合)知的財産関連教育の状況

16. 知的財産関連講座の開設状況及び講座数

- ①開設されている(講座数\_\_\_\_\_講座)
- ②開設されていない

17. 知的財産関連講座講師における専任教員の存在有無

- ①専任教員として存在する
- ②専任教員として存在しない

## II. 特許基盤の知的財産活動

\*該当部分の調査項目は「特許に特異的な項目」に対してより明確な状況を把握する

ためのものであり、保有している産業財産権（特許権、実用新案権、商標権、デザイン権）のうち特に特許を念頭においてお答えください。

### 先行特許調査※など特許情報の活用

※ 先行特許(技術)調査とは新技術開発などのための研究開発(R&D)活動に先行して開発しようとする技術に対する先行技術または該当技術と同一もしくは類似する特許が存在するかどうかなどを調査することである。機関レベルで行う先行技術調査活動及び研究者レベルで行う先行技術調査活動を全て含む。

18. 特許(技術)情報調査の状況(該当欄に✓チェック及び数字で記入)

実施状況	
実施している(✓チェック 及び数字記入後、Q20へ)	① 研究開発企画段階で全体研究開発課題のうち_____%
実施していない (✓チェック後、Q19へ)	②

19. (先行特許調査を行っていない場合)その主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q21へ)

- ①先行特許(技術)調査の実施による費用負担
- ②先行特許(技術)調査を実施するための専門人材の不足
- ③先行特許(技術)調査の実施に対する認識不足
- ④先行特許(技術)調査活動の実効性が不足(技術の寿命周期の短縮などで先行技術調査の実行性減少など)
- ⑤その他(\_\_\_\_\_)

20. (先行特許調査を行っている場合)実施人材(該当するものは全て✓チェック後、Q21へ)

内部人材			外部人材	
知的財産 専担人材	R&D 人材	その他(企画など)人材	弁理士/ 弁理士事務所	専門調査/ 評価機関

①	②	③	④	⑤
---	---	---	---	---

21. 機関レベルの特許(技術)情報調査支援の状況(該当するものは全て✓チェック)

- ①機関の主要研究分野に対する各国の特許情報、技術動向などを調査して特許マップとして構築、研究者に提供
- ②(研究者の要請がある場合)開発しようとする技術の動向や類似する特許が存在するかどうかを調査して研究者に提供
- ③研究者に技術動向や先行特許(技術)調査のための費用を支援
- ④特別な支援は行っていない

22. 特許(技術)情報調査の必要性(該当欄に✓チェック)

必要性				
必要ない	←	中間	→	とても必要
①	②	③	④	⑤

### 職務発明補償

※職務発明：従業員(法人の役員を含む)がその職務に関して発明したものが性質上使用者・法人の業務範囲に属し、その発明行為が従業員の現在または過去の職務に属する発明(特許、実用新案、デザイン)

※職務発明補償制度：従業員は職務発明に対して特許などを受けられる権利や特許権などを契約や勤務規定によって使用者・法人に承継させたり、専用実施権を設定した場合は正当な補償を受けられる権利を持つ制度(発明振興法)

23. 職務発明補償制度の認識度(該当欄に✓チェック)

区分	全く知らない ← → 非常に詳しい				
(1)職務発明補償制度に対して	①	②	③	④	⑤
(2)職務発明と個人発明(職務発明以外の発明)の概念に対して	①	②	③	④	⑤
(3)職務発明に対する権利の帰属または承継に対して	①	②	③	④	⑤

(4) 補償の算定方法(金銭的・非金銭的)に対して	①	②	③	④	⑤
---------------------------	---	---	---	---	---

24. 職務発明補償規定\*の保有・活用状況(該当欄に✓チェック)

保有している(該当欄に✓チェック後 Q26 へ)		保有していない (✓チェック後、 Q25 へ)
企業独自に職務発明補償規定 を作成・活用	特許庁など関連機関が作成・ 普及した標準化された職務発 明補償規定を保有・活用	
①	②	③

※職務発明補償規定：使用者・法人が承継した従業員の職務発明に対して正当な補償を定めた契約や勤務規定

25. (職務発明補償規定を保有していない場合)その主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q29 へ)

- ①職務発明補償金を支給する必要がない
- ②他職員との衡平性
- ③補償規定がなくても別途のインセンティブが与えられる
- ④補償金を支給する場合、企業の負担が大きいため
- ⑤必要性は認識しているもののどのように導入すればいいかわからない
- ⑥使用者の導入意志が全くない
- ⑦その他(\_\_\_\_\_)

26. 職務発明補償の実施状況と補償金の水準(該当欄に✓チェック後、Q27 へ)

※出願補償：出願が完了した職務発明を対象に支給する補償  
 ※※登録補償：登録された職務発明を対象に支給する補償  
 ※※※実施補償：職務発明をライセンス契約などを通じて企業などに移転し、技術料収入が発生した場合に支給する補償  
 ※※※※処分補償：職務発明を売却などを通じて処分して収入が発生した場合に支給する補償

区分	実施状況				金銭的補償を実施する場合、職務発明補償金の水準	
	金銭的補償	非金銭的補償(昇進、成果評価反映)	両方補償	実施しない		
発明提案(発明届出)補償	①	②	③	④	万ウォン	
出願留保補償	①	②	③	④	万ウォン	
国内特許出願補償 <sup>※</sup>	①	②	③	④	万ウォン	
国内特許登録補償 <sup>※※</sup>	①	②	③	④	万ウォン	
海外特許出願補償	①	②	③	④	万ウォン	
海外特許登録補償	①	②	③	④	万ウォン	
その他産業財産権の国内登録補償	①	②	③	④	万ウォン	
その他産業財産権の海外登録補償	①	②	③	④	万ウォン	
					一定比率支給の場合	固定金額支給の場合
自社実施補償 <sup>※※※</sup>	①	②	③	④	収入金の平均(%)	万ウォン
他社実施補償 <sup>※※※</sup>	①	②	③	④	収入金の平均(%)	万ウォン
処分補償 <sup>※※※※</sup>	①	②	③	④	収入金の平均(%)	万ウォン

27. 職務発明に対する非金銭的な補償(業績評価など)(該当欄に✓チェック)

	業績評価などに反映していない	(SCI 級)論文提出の時、業績評価への反映 =100 とした場合				
		30 以下	50 以下	70 以下	100 以下	100 超過
特許など産業財産権の国内出願	①	①	②	③	④	⑤



特許など産業財産権の海外出願	①	②	③	④	⑤
特許など産業財産権の国内登録	①	②	③	④	⑤
特許など産業財産権の海外登録	①	②	③	④	⑤
産業財産権の移転や売却を通じた技術料収入の発生	①	②	③	④	⑤

28. 支給された職務発明<sup>\*</sup>の補償費用（2014年基準、該当欄に数字で記入）


補償の種類	補償費用
(1) 発明届出補償/出願/登録補償	(百万ウォン)
(2) 実施/処分補償	(百万ウォン)

<sup>\*</sup>職務発明補償費用は貴機関が定めた補償制度に基づき発明者と創作者などに支払った補償金である(実施補償、処分補償など)。

29. 職務発明補償と関連するあらゆる制度の効果(該当欄に✓チェック)

<sup>\*</sup>企業レベルや国家レベルで現在の実施状況とは関係なくお答えください。

関連制度		効果ない ← →とても効果的				
		①	②	③	④	⑤
職務発明に対する補償実施または補償水準の拡大 (機関レベル)	発明の品質及び件数の増加	①	②	③	④	⑤
	技術流出の防止	①	②	③	④	⑤
職務発明補償金に対する 所得税の非課税 (政府レベル)	発明の品質及び件数の増加	①	②	③	④	⑤
	技術流出の防止	①	②	③	④	⑤

 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力

30. 最近3年間(2012~2014年)技術取引、技術マーケティングのために国内外企業、技術取引機関などに業務を依頼したり、業務協約を締結しているかどうかに関して(該当欄に✓チェック)

	業務協約を 締結	業務を依頼	依頼しない
(1)国内企業または企業研究所			
(2)地域技術移転センター、技術取引所 など国内公共機関			
(3)国内民間技術仲介、技術マーケティング会社			
(4)海外機関または民間会社			

31. (技術取引機関などに業務を依頼した場合)主な費用支給方法(該当欄に✓チェック)

- ①調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(定額)  
 ②調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(技術移転収益などによる定率)  
 ③成功報酬(定額) ④成功報酬(技術移転収益などによる定率) ⑤その他

32. 技術取引システムの活用度(該当欄に✓チェック)

	活用し ない	活用度				
		低い	← 中間 →	高い		
(1)IP-mart(インターネット特許技術広場)、NTB など国内オンライン取引システム/DB	①	②	③	④	⑤	
(2)特許技術移転説明会など国内オフライン取引システム	①	②	③	④	⑤	
(3)yet2.comなど海外オンライン取引システム/DB	①	②	③	④	⑤	
(4)海外オフライン取引システム	①	②	③	④	⑤	

### Ⅲ. 知的財産の創出及び活用活動

#### 知的財産統計など基礎統計情報の活用

33. 知的財産統計など基礎統計情報の活用(該当欄に✓チェック及び直接記入)

①活用している(主に活用する統計指標※ : \_\_\_\_\_)


②活用していない

※知的財産統計年報などで提示する年度別出願件数及び登録件数、産業部門別出願件数、国家別審判請求件数など主に参考として活用する知的財産関連の統計指標を意味する。

34. より頻繁に公表してほしい統計指標 ( \_\_\_\_\_ )

35. 知的財産情報システムの活用度(該当欄に✓チェック)

	活用 しな い	活用度					(活用する場合) 主に活用する 情報システム
		低い	← 中間	→	高い		
KIPRIS など政府提供の 情報システム	①	①	②	③	④	⑤	( )
WIPS、DELPION など民 間提供の情報システム	①	①	②	③	④	⑤	( )
その他情報システム	①	①	②	③	④	⑤	( )

 知的財産創出のための研究開発(R&D)活動及び今後の戦略

36. 優秀な知的財産を創出するため、現在機関レベルで行っている活動(該当するものは全て✓チェック)

- ①機関の特性に適した研究開発の発掘及び機関独自の研究開発の拡大
- ②産学研協力を通じた共同/委託研究開発の拡大
- ③研究開発企画の際に市場ニーズが反映できる制度的な体系の構築
- ④中大型、重要研究開発課題から優秀特許を創り出すための研究開発企画の強化

37. (現在の実施状況とは関係なく)優秀な知的財産を創り出すために必要と考える活動や戦略(重要度によって2つ以内で✓チェック)

- ①機関の特性に適した研究開発の発掘及び機関独自の研究開発の拡大
- ②産学研協力を通じた共同/委託研究開発の拡大

③ 研究開発企画の際に市場ニーズが反映できる制度的な体系の構築

④ 中大型、重要研究開発課題から優秀特許を創り出すための研究開発企画の強化

### 知的財産活用の方向と戦略

38. 保有している知的財産権※に対する実査\*\*（評価）の実施状況（該当欄に✓チェック及び数字で記入）

実施状況	
実施している（✓チェック及び数字記入後、Q40へ）	① 保有している全体知的財産権のうち _____ %
実施しない（✓チェック後、Q39へ）	②

※知的財産権とは産業財産権（特許、実用新案など）の他に著作権、新知的財産権（営業秘密、半導体配置設計など）を総称。

※※保有知的財産権に対する実査とは特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産権の価値を把握することを意味する。

39. （実査を行っていない場合）その主な理由（該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q41へ）

- ① 知的財産権実査の実施による費用負担
- ② 知的財産権実査を実施するための専門人材の不足
- ③ 知的財産権実査の実施に対する認識不足
- ④ 知的財産権実査活動を行うには累積知的財産権の数が少ない関係で行っていない
- ⑤ 実査（評価）活動の実効性が不足（実査結果の活用度が落ちる）
- ⑥ その他（ \_\_\_\_\_ ）

40. （実査を実施している場合）実施人材（該当する全てのものに✓チェック後、Q41へ）

内部人材	外部人材
------	------

知的財産 専担人材	R&D 人材	その他(知的財産実査 委員会など)人材	弁理士/ 弁理士事務所	専門調査 /評価機関
①	②	③	④	⑤

41. 実査実施の必要性(該当欄に✓チェック)

必要性				
必要ない	←	中間	→	とても必要
①	②	③	④	⑤

 知的財産\*の売却または移転状況

※知的財産は産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)、ノウハウなどを全て含む

42. 知的財産の売却または移転実績(該当欄に数字で記入、2014年基準)

		国内に売却または移転	海外に売却または移転
企業などに売却または移転した知的財産の件数		件 (このうち特許は 件)	件 (このうち特許は 件)
→	(共同または委託研究開発契約など)研究開発契約に技術移転義務条項(強制実施)が含まれ、移転または売却された知的財産の件数	件 (このうち特許は 件)	件 (このうち特許は 件)
	権利行使に 制約のない	移転(licensing-out)件数	件 (このうち特許は 件)
	独自の保有 知的財産の	売却(sale)件数	件 (このうち特許は 件)

43. 知的財産の売却または移転の際、最も大きな問題(該当欄に✓チェック)

- ①取引機関の能力不足
- ②需要先-供給先の発掘が難しい
- ③技術料の算定が難しい(信頼できる評価機関の不足)
- ④保安上の問題で取引の推進が難しい

⑤その他( )

44. 知的財産の有償実施許与または売買契約の成果(該当欄に数字で記入、2014年基準)

		収入	
		産業財産権の実施許与/売却	(百万ウォン)
		ノウハウだけの実施許与/売却	(百万ウォン)
→	国内	企業から	%
		その他法人から	%
→	海外	企業から	%
		その他法人から	%

45. 保有している登録産業財産権の活用状況(回答時点基準で該当欄に数字記入)

	特許権*	実用新案権	デザイン権*	商標権*
権利保有件数** (A+B)	件	件	件	件
活用件数(A)	件	件	件	件
→ 外部の他機関に移転	件	件	件	件
→ 実験室創業、研究員創業などに活用	件	件	件	件
→ 現物出資	件	件	件	件
未活用件数(B)	(登録5年未満)	(登録5年未満)		
	件	件		
→ 他機関に移転可能**	件	件		
	(登録5年未満)	(登録5年未満)		
	件	件		

\*特許権、デザイン権、商標権は「登録された」特許権、デザイン権、商標権を対象

とする。

※※現在(回答時点)を基準に登録され(取消、無効、放棄などで権利が消滅されず)権利が生きている総件数を記入する。

※※※他機関に移転可能：ライセンス契約などを通じて移転することに問題がない産業財産権で、事業化可能性や経済的な価値が著しく落ちるため他機関への移転が不可能と判断される産業財産権は除く。

46. 保有している出願及び登録産業財産権を活用した R&D 実施及び認証獲得の状況(該当欄に全て✓チェック、2014年または会計年度基準)

※産業財産権は各種 R&D 事業及び主要認証を獲得する上で基盤根拠になり得るため、本質問では貴機関が国家及び民間 R&D 事業を受注する際(提案書の作成など)、各種認証獲得のための申請の際に出願及び登録産業財産権を活用した事例を全て含む。

※NET(New Excellent Technology)認証とは技術標準院及び韓国産業技術振興協会が運営主体であり、新技術を早期に発掘して優秀性を認証することで、新技術の商用化及び取引を促進するとともに初期市場進出基盤作りを目的として設立された認証制度

※※NEP(New Excellent Product)認証とは技術標準院が運営主体であり、国内で初めて開発された技術またはこれに準ずる代替技術を適用した製品を認証することで製品の初期販路の開拓を支援し、技術開発を促進することを目的に設立された制度

※※※世界一流商品認証とは産業資源通商部が運営主体であり、大韓民国国籍企業が生産する製品として一定の条件を満たせる商品のうち、産業資源通商部長官が「現在世界一流商品」または「次世代世界一流商品」として選定した商品を意味する。


(1) 産業財産権 を活用した R&D 受注の状況	R&D 受注のために産業財産権を活用した経験がある				活用経験無し
	政府 R&D に活用		民間 R&D に活用		
	①		②		③
(2) 産業財産権 を活用した主 要認証獲得の 状況	主要認証獲得のために産業財産権を活用した経験がある				活用経験無し
	NET 認証 獲得	NEP 認証 獲得	世界一流商 品認証獲得	その他 認証獲得	
	①	②	③	④ ( )	⑤

47. 産業財産権を活用しない主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成)

- ①(自社実施、他社実施)活用するためには該当産業財産権の他に後続研究開発を通じた関連産業財産権の獲得が必要であるが、該当後続活動が不十分
- ②(他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関の発掘が難しい
- ③(他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関との交渉が難しい
- ④既存産業財産権との利用・抵触関係によって紛争の恐れがあるため、活用不可
- ⑤その他(\_\_\_\_\_)

48. 企業などに移転されたり、実験室創業、研究員創業などに活用している産業財産権のうち、これを通じて売上(技術料収入)が発生した権利の比率(回答時点を基準に該当欄に数字で記入)

	特許権	実用新案権	デザイン権	商標権
外部の他機関に移転または実験室創業、研究員創業、現物出資などに活用されている権利の数(Q45の活用件数(A)と同じ)	件	件	件	件
→売上(技術料収入)が発生した権利の数	件	件	件	件

 **政府の政策支援及び必要性**

49. 国内大学及び公共研究機関の効果的な知的財産創出を支援するための政策支援

	政府政策の必要性				
	低い	←	中間	→	高い
(1)個別機関が職務発明補償制度を導入したり、または補償水準が拡大できるように支援(例:特許などの出願/登録による金銭的、非金銭的な補償に関する規定の整備及び広報など)	①	②	③	④	⑤
(2)特許情報活用拡散事業の拡大などを通じて深みのある先行特許(技術)調査と特許情報の活用を支援	①	②	③	④	⑤
(3)専門家の派遣、知財権コンサルティング事業の拡大などを通じて大学と公共研究機関の知的財産権創	①	②	③	④	⑤



出活動を支援					
(4)多様な技術分野に対する特許マップの構築支援	①	②	③	④	⑤
(5)研究者などを対象とした知的財産権関連教育の支援(例:教育プログラムの開発及び普及、教育関連費用の支援など)	①	②	③	④	⑤
(6)その他( )	①	②	③	④	⑤

50. 国内大学及び公共研究機関の効果的な知的財産活用を支援するための政策支援

	政府政策の必要性				
	低い	← 中間 →			高い
(1)保有特許技術に対する価値評価の支援	①	②	③	④	⑤
(2)新技術の事業化に向けた研究所企業/実験室創業の支援	①	②	③	④	⑤
(3)特許技術の取引、流通システムの改善	①	②	③	④	⑤
(4)技術移転関連のマーケティング及びコンサルティング支援	①	②	③	④	⑤
(5)優秀技術の輸出支援	①	②	③	④	⑤
(6)その他( )	①	②	③	④	⑤

#### IV. 知的財産の保護活動

##### ● 知的財産保護の方向と戦略

51. 産業財産権(特許権、実用新案権、デザイン権、商標権)の出願などに先行して社内予備評価\*の実施状況(該当欄に✓チェック及び数字で記入)

実施状況	
実施している(✓チェック及び数字記入後、Q53へ)	① 全体届出られた発明のうち _____ %
実施していない(✓チェック後、Q52へ)	②

※「予備評価」とは提出された発明届出書に対して職務発明委員会などを通じて発明の評価、承継の可否、出願の可否、審査請求の可否などを決定することを意味する。

52. (予備評価を行っていない場合)その主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q54へ)

- ①予備評価の実施による費用負担
- ②予備評価を実施するための専門人材の不足
- ③予備評価の実施に対する認識不足
- ④予備評価活動の実効性が不足(予備評価のスクリーニング機能などが満足に働かない)
- ⑤その他(\_\_\_\_\_)

53. (予備評価を実施している場合)遂行人材(該当するもの全てに✓チェック後、Q54へ)

内部人材			外部人材	
知的財産 専担人材	R&D 人材	その他(審議委 員会など)人材	弁理士/ 弁理士事務所	専門調査/ 評価機関
①	②	③	④	⑤

54. 予備評価実施の必要性(該当欄に✓チェック)

必要性				
必要ない	←	中間	→	とても必要
①	②	③	④	⑤

55. 研究開発活動成果の専有(専有:模倣業者などからの保護または独占的に活用)するために活用する戦略(該当欄に✓チェック)

	活用 しない	活用度				
		低い	←	中間	→	高い
(1)特許など産業財産権の出願/登録	①	②	③	④	⑤	

(2)営業秘密及びノウハウとして維持	①	②	③	④	⑤
(3)(事業化しようとする)企業などと排他的な契約を締結	①	②	③	④	⑤

56. 発明届出(Invention disclosure)件数対比特許など産業財産権の出願比率 (2014年基準)

発明届出(Invention disclosure)の件数	件
(経済性、技術性不足などの理由で)出願を留保または放棄する	件
(営業秘密として維持など)非公式的な権利保護手続きを進行	件
産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを進行	件

### 知的財産の管理及び保護に関する認識度

57. 現在国内の知的財産保護水準\*に対する意見(該当欄に✓チェック)

大幅な 弱化が必要	漸進的な 弱化が必要	現在の水準が 適正	漸進的な 強化が必要	大幅な 強化が必要
①	②	③	④	⑤

\*知的財産保護水準は特許制度のように知的財産に権利を付与するシステムの効率性と知的財産権が他人によって侵害を受けた時に対抗できる行政的、司法的措置が如何に整えられているのかを意味する。

58. 産業財産権の海外出願/登録の実績(該当欄に数字で記入)

\*同じ産業財産権を複数の国家に個別に出願または登録した場合にはこれを全て合算してご記入ください。例えば、A という特許を米国、日本、ドイツに出願した場合、出願件数は1ではなく3でご記入ください。

\*\*但し、PCT 出願の場合は出願書に記載されている指定国の数に関係なく、1件としてご記入ください。

	特許権の	デザイン権の	商標権の
--	------	--------	------

		海外出願/登録	海外出願/登録	海外出願/登録	
2014年 実績	(個別国家)出願件数※	(件)	(件)	(件)	
	→	米国など北米地域	(件)	(件)	(件)
		日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
		ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
		その他の地域	(件)	(件)	(件)
PCT出願※※	(件)				
登録件数※	(件)	(件)	(件)		
2014年 実績	→	米国など北米地域	(件)	(件)	(件)
		日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
		ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
		その他の地域	(件)	(件)	(件)

### ● 産業財産権出願の今後の計画

59. 2015年産業財産権の予想国内出願件数(該当欄に数字で記入及び✓チェック)

		国内特許	国内実用新案	国内デザイン	国内商標
2015年	出願/予想出願件数	(件)	(件)	(件)	(件)
2016年以後	縮小	①	①	①	①
	維持	②	②	②	②
	拡大	③	③	③	③

60. 産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因(該当欄に✓チェック)

主要産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因		重要度 低い ← 中間 → 高い				
機関内部的な 要因	①研究開発投資または予算の増減による研究成果の変化	①	②	③	④	⑤
	②機関の産業財産権戦略の変化(量または品質中心の知的財産出願戦略、維持費用対比収益性の	①	②	③	④	⑤

外部環 境的な 要因	変化など)					
	③産業財産権に対する成果評価比重の変化または評価方向の変化(論文などその他成果対比産業財産権実績評価比重の拡大または縮小、量的成果評価の止揚及び質的成果評価の指向など)	①	②	③	④	⑤
	④市場及び技術競争環境の変化(市場の拡大または縮小、新技術または新市場の出現など)	①	②	③	④	⑤
	⑤国内及び世界景気の変動(国内総生産の増減、物価及び為替の変化、世界金融危機など)	①	②	③	④	⑤
	⑥産業財産権出願環境の改善及び支援制度の強化(出願手数料の減免、手続きの簡素化、産業財産権創出支援制度など)	①	②	③	④	⑤

61. 出願・審査・維持費用(□2014年または□会計年度基準)

	国内出願	海外出願 (PCT出願を含む)
出願・審査費用*	(百万ウォン)	(百万ウォン)
→ 特許/実用新案権の出願・審査費用	%	%
維持費用**	(百万ウォン)	(百万ウォン)
→ 特許/実用新案権の維持費用	%	%

\*出願・審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判(特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分に不服して請求する審判)にかかった費用などを含めた金額である。

\*\*維持費用は産業財産権の登録と権利維持にかかる金額であり、登録料と維持年金を含めた金額である。

62. 国内大学及び公共研究機関の効果的な知的財産管理及び保護を支援するための政策支援

	政府政策の必要性
--	----------

	低い ← 中間 → 高い				
	①	②	③	④	⑤
(1) 産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免	①	②	③	④	⑤
(2) 海外出願関連情報の提供	①	②	③	④	⑤
(3) 企業などとの共同/委託研究契約の際、(発明所有権、実施権許与に対する決定権利、技術事業化の収益配分における)不平等契約を防止するためガイドラインの制定/広報	①	②	③	④	⑤
(4) 出願前または出願後に知的財産の評価費用を支援	①	②	③	④	⑤
(5) その他( )	①	②	③	④	⑤

## V. 知的財産侵害及び紛争

### 知的財産権侵害の被害※規模及び内容

※知的財産権侵害の被害：貴社の知的財産権を侵害した製品・サービスが国内外で製造・販売されることで該当知的財産を保有する貴社の利益に直間接的な被害を受けたことを意味する。

63. 知的財産権侵害製品からの類型別被害件数(2014年基準)(なければ「0」記入後Q74へ)

権利類型		侵害製品の販売/流通地域					
		国内	米国	中国	日本	ヨーロッパ	その他
産業 財産権	(1) 特許	件	件	件	件	件	件
	(2) 実用新案	件	件	件	件	件	件
	(3) 商標	件	件	件	件	件	件
	(4) デザイン(意匠)	件	件	件	件	件	件
新知的 財産権	(5) 半導体配置設計	件	件	件	件	件	件
	(6) 地理的表示	件	件	件	件	件	件
	(7) 営業秘密	件	件	件	件	件	件
	(8) その他	件	件	件	件	件	件

64. (被害件数が1件以上の場合)具体的な侵害内容及び発見経路(複数回答)

- (1)権利類型の例：①特許権 ②実用新案権 ③商標権 ④デザイン(意匠)権  
 ⑤半導体配置設計権 ⑥地理的表示権 ⑦営業秘密 ⑧その他
- (2)侵害製品製造者の例：①海外企業(または海外企業の国内法人)  
 ②国内企業(または国内企業の海外法人) ③個人 ④その他
- (3)侵害製品の製造地域の例：①国内 ②米国 ③中国 ④日本 ⑤ヨーロッパ ⑥その他
- (4)侵害製品の販売/流通地域の例：①国内 ②米国 ③中国 ④日本 ⑤ヨーロッパ ⑥その他
- (5)侵害製品の流通類型の例：①オンライン流通(ネット/ホームショッピングなど)  
 ②オフライン流通(代理店/市場など)
- (6)侵害製品の発見経路の例：①国内外営業店を通じて ②博覧会/展示会を通じて  
 ③市場調査やネットを通じて ④税関、警察の摘発などを通じて ⑤その他

NO.	(1)権利類型(下記の例を参照)	(2)侵害製品の製造者(下記の例を参照)	(3)侵害製品の製造地域(下記の例を参照)	(4)侵害製品の流通地域(下記の例を参照)	(5)侵害製品の流通類型(下記の例を参照)	(6)侵害製品の発見経路(下記の例を参照)
例示	①特許権	②国内企業	①国内	①国内④日本	①オンライン流通	③市場調査を通じて
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

65. 貴機関の場合、知的財産権侵害の被害が発生した主な原因はどこにあるとお考えでしょうか。(複数回答)

- ①ノウハウを持つ人材の移動による核心技術の流出
- ②協力会社の契約違反による技術流出
- ③製品の認知度向上による模倣品の流通
- ④保護を受けられる法・制度の不備
- ⑤DRM など技術的な保護措置の普及支援不足及び経済的な負担
- ⑥偏頗的な法制度の適用
- ⑦侵害に対する消極的な対応及び知的財産権の保護・管理不足
- ⑧現在の法制度に対する情報不足
- ⑨その他( )

66. 貴機関が保有する知的財産権を侵害した製品が製造・販売されることで受けた被害規模(2014年)(該当しない場合は件数に「0」と記入)

種類	被害金額の合計(範囲、億ウォン)							件数	被害金額の合計(金額、億ウォン)
	1億ウォン未満	1～5億ウォン未満	5～10億ウォン未満	10～15億ウォン未満	15～20億ウォン未満	20～30億ウォン未満	30億ウォン以上		
実現被害金額*	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	件	億ウォン

\*実現被害金額：知的財産権侵害製品が市場に流通したことで技術料の減少などのような実質的な被害が発生した場合

### 知的財産権侵害に対する事後対応

67. 知的財産権被侵害に対する対応状況(2014年基準、ない場合は「ない」と記入)(貴機関の知的財産が侵害を受けたことを認知した時期に関係なく、貴機関が2014年に知的財産権侵害の被害を解決するために取った対応活動(警告書の送付、訴訟、ライセンス、仲裁など)状況に対してご記入ください。)



対応活動 侵害 発生地域	警告書の送付			行政機関に 取締りまたは調査要請			侵害者との交 渉を通じて解 決を図る(ラ イセンス、補 償など)			調停、仲裁 を図る(調停 委員会など)			民・刑事上の 司法的救済手 続きを申請			ない
	国内 企業	海外 企業	個人	国内 企業	海外 企業	個人	国内 企業	海外 企業	個人	国内 企業	海外 企業	個人	国内 企業	海外 企業	個人	
(1)国内	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
(2)米国	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
(3)中国	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
(4)日本	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
(5)ヨーロッパ	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
(6)その他 地域	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	

68. 行政機関への取締り及び調査要請の経験がある場合、依頼した行政機関(複数回答可能)

①貿易委員会 ②特許庁 ③関税庁 ④警察庁 ⑤その他( )

69. 知的財産権侵害被害への対応費用(該当しない場合は「0」と記入)

被侵害への対応費用(紛争費用)	2014年	
知的財産権侵害被害への対応費用	件数	費用合計(百万ウォン)
☞ 警告書の送付から侵害訴訟完了時までかかった費用基準(損害賠償額または示談金額を除く)		

70. (既に終結した紛争件に対して)知的財産権侵害に対応して行政的措置または司法的措置を取った場合、スタートから終結までかかった平均所要機関(該当しない場合「該当なし」に✓チェック)

平均所要期間						
6か月未満	6か月～ 1年未満	1年～1年6 か月未満	1年6か月 ～2年	2年～ 3年	3年以上	該当なし
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

71. 知的財産権紛争に対応する際、法律的な諮問(審判・訴訟の際の代理を含む)における内・外部専門家の活用状況(複数回答可能)

専門家の活用状況						
内部専門家を活用している			外部専門家を活用している			法律専門 家の諮問 なく独自 に対応
社内弁護士	社内弁理士	その他	外部弁護士	外部弁理士	その他	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

72. (対応活動を行わなかったと答えた場合)その理由(其々の対応活動(1)、(2)、(3)に対して③にチェックした場合 Q73 へ、①、②、④にチェックした場合 Q74 へ)

対応活動	対応しなかった理由
(1) 行政機関に知的財産権侵害製品に対する取締り及び侵害事実に対する調査を要請	①申請手続きや活用方法が分からない ②人材と予算が不足 ③知的財産侵害への対応効果が少ない(チェック後 Q73 へ) ④必要ない
(2) 告訴・告発、仮処分、民・刑事訴訟など司法的救済手続きを申請	①申請手続きや活用方法が分からない ②人材と予算が不足 ③知的財産侵害への対応効果が少ない(チェック後 Q73 へ) ④必要ない
(3) 侵害企業に警告または示談を図るなど独自に対応	①独自の対応方法が分からず、対応しない ②人材と予算が不足 ③知的財産侵害への対応効果が少ない(チェ



75. (Q74 で権利侵害の警告を受けたり、提訴された経験がある場合)権利侵害を提起した主体

①該当特許と関連のある業界に従事する、もしくは該当特許関連製品を生産する機関または個人

②該当特許と関連のある業界に従事せず、また該当特許関連製品を生産していない機関(NPE)または個人

③その他(\_\_\_\_\_)

**知的財産権紛争の対応結果**

76. 知的財産権紛争に対応した結果、実際取られた措置(複数回答可能)

①侵害製品の生産中止      ②損害賠償額の支給/受取      ③示談金の支給/受取後の示談

④ライセンスの締結      ⑤その他(\_\_\_\_\_)      ⑥該当なし(チェック後 Q80 へ)

77. (知的財産権の侵害に対応した場合)損害賠償額または示談金(2014 年基準、該当しない場合件数に「0」と記入)

種類	被害金額の合計(範囲、億ウォン)							件数	被害金額の合計(金額、億ウォン)
	1億ウォン未満	1~5億ウォン未満	5~10億ウォン未満	10~15億ウォン未満	15~20億ウォン未満	20~30億ウォン未満	30億ウォン以上		
損害賠償額または示談金*	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	件	億ウォン

\*損害賠償額または示談金：民事訴訟を通じて損害賠償額が認められたり、当事者間の示談が成立した場合

78. 知的財産権紛争の対応結果に対する満足度

紛争対応の結果に対する満足度				
低い	←	中間	→	高い
①	②	③	④	⑤

 知的財産権紛争関連の問題及び必要な政府政策

79. 知的財産権の侵害または被侵害による紛争が発生した際の問題

	問題の程度				
	低い	← 中間	→	高い	
(1) 知的財産権の法規など関連事項に対する情報不足	①	②	③	④	⑤
(2) 内部人材の専門性不足による関連知識の習得が難しい	①	②	③	④	⑤
(3) 紛争対応関連の政府支援政策の不足または関連情報の不足	①	②	③	④	⑤
(4) 紛争に対応するための法律代理人選定が難しい	①	②	③	④	⑤
(5) 紛争対応の際、過剰な時間と費用がかかる	①	②	③	④	⑤
(6) 知的財産保護のための行政的・司法的救済手続きの不備	①	②	③	④	⑤
(7) その他( )	①	②	③	④	⑤

80. 知的財産権侵害に対応するために必要な政府政策

	政府政策の必要性及び緊急度				
	低い	← 中間	→	高い	
(1) 実効性のある行政的・司法的処罰措置の強化	①	②	③	④	⑤
(2) 迅速な権利救済のために国境措置対象の知的財産権範囲(特許、デザイン権)を拡大、侵害物品国内流入のシャットアウト	①	②	③	④	⑤
(3) 知的財産権の保護及び対応活動のための情報提供活動の強化	①	②	③	④	⑤
(4) 行政機関の知的財産権侵害製品の取締り権限の強化	①	②	③	④	⑤
(5) 知的財産権侵害製品などに対する通報褒賞金額の増額	①	②	③	④	⑤
(6) 知的財産権侵害対応のための訴訟などの費用支援	①	②	③	④	⑤
(7) 侵害及び知的財産権の有効性判断機関の一元化(例:	①	②	③	④	⑤

特許裁判所)					
(8)その他( )	①	②	③	④	⑤

アンケート調査に最後までご協力いただき、ありがとうございます。

## 2015 知的財産活動実態調査

---

発行	特許庁・貿易委員会
調査機関	韓国知的財産研究院
発行日	2015 年
住所	大田市西区庁舎路 189(特許庁) 042)481-8238 世宗市ハンヌリ大路 402(貿易委員会) 044)203-5886
印刷	キョンソン文化社 ソウル市永登浦区国会大路 66 キル-11 チョンフェビル 1/5 階 電話：02)786-2999(代表) FAX：02)782-1391

---